

桃山学院大学

総合研究所紀要

Vol.47 No.1 2021.7

(第41回桃山学院大学・啓明大学校国際学術セミナー)

実施概要および活動報告	小島和貴	(1)
How Momoyama Gakuin University Managed the COVID-19 Crisis During the Spring 2020 Semester	IWAO Keisuke	(5)
Task Design for Student Output in Asynchronous Online English Classes	Adrian WAGNER	(13)
Examining the Curvilinear Relationship Between Energy Efficiency and Inventory Leanness	Gilwhan KIM	(15)
Importance of Political Elements to Attract FDI for ASEAN and Korean Economy	Monthinee TEERAMUNGKALANON Eric M.P. CHIU Yoonmin KIM	(17)
(特定個人研究)		
論文		
東南アジアにおける日本向け外国人労働力派遣の現状と課題 —カンボジアでの派遣組織調査を事例に—	大島 一 二 中村 哲 也 内山 怜 和 西野 真 由	(19)
中国人旅行者の観光土産のブランド認知 —人気観光土産に対するブランド態度と消費者関与—	辻 本 法 子	(33)
沖縄の少年非行に関する一考察 —1973年から2010年を中心に—	吉 田 恵 子	(53)
(共同研究)		
論文		
水道事業の危機管理に関する考察 —危機管理マニュアル策定と防災訓練を中心に—	田 代 昌 孝	(63)
精神障害のある親とその子どもの生活支援に関する文献レビュー	柴 七 ッ 辻 本 直 子	(99)
日本仏教揺籃の地としての南大阪(五) —鳥取郷の方へ—	梅 山 秀 幸	(115)
論文		
ルソーの反<私人>的社会契約論	竹 内 真 澄	(139)
日韓学術・教育・文化交流史(IV) —桃山学院大学・啓明大学校国際交流の歩み(2015-2020)—	伊代田 光 彦	(163)
研究ノート		
在日コリアンと「イムジン河」の歌	青 野 正 明	(189)
2020年度研究所日誌		(201)



桃山学院大学総合研究所

第 41 回 桃山学院大学・啓明大学校 国際学術セミナー ——実施概要——

メインテーマ：日韓の経済・経営および文化の諸問題

開催日時：2020年11月17日（火） 10：30～15：00

会場：桃山学院大学 聖ペテロ館 5階 第4会議室

<午 前 の 部>

開 会 式	10：30 ） 10：50	挨拶：桃山学院大学学長 挨拶：啓明大学校経営大学長 挨拶：桃山学院大学総合研究所所長 司 会：桃山学院大学国際教養学部准教授	牧 野 丹奈子 辛 珍 教 小 島 和 貴 新 保 朝 子
第 1 報 告	11：00 ） 11：30	テーマ：How Momoyama Managed the COVID-19 Crisis During the Spring 2020 Semester 報告者：桃山学院大学社会学部教授 討論者：啓明大学校経営大会計学専攻教授 司 会：桃山学院大学国際教養学部准教授	巖 圭 介 黄 仁 徳 新 保 朝 子
第 2 報 告	11：40 ） 12：10	テーマ：Task Design for Student Output in Asynchronous Online English Classes 報告者：桃山学院大学国際教養学部講師 討論者：啓明大学校経営大学経営学専攻教授 司 会：桃山学院大学国際教養学部准教授	Adrian Wagner 姜 永 熙 新 保 朝 子

<午 後 の 部>

第3報告	13:30) 14:00	<p>テーマ：Examining the Curvilinear Relationship Between Energy Efficiency and Inventory Leanness</p> <p>報告者：啓明大学校経営大学経営学専攻教授 金 吉 煥 討論者：桃山学院大学経済学部准教授 金 江 亮 司 会：桃山学院大学経営学部教授 中 村 恒 彦</p>
第4報告	14:10) 14:40	<p>テーマ：Importance of Political Elements to Attract FDI for ASEAN and Korean Economy</p> <p>報告者：啓明大学校経営大学経済金融学科教授 金 允 敏 討論者：桃山学院大学経済学部講師 内 山 怜 和 司 会：桃山学院大学経営学部教授 中 村 恒 彦</p>
閉会式	14:45) 15:00	<p>挨拶：桃山学院大学副学長 巖 圭 介 挨拶：啓明大学校経営大学長 辛 珍 教 挨拶：桃山学院大学総合研究所所長 小 島 和 貴 司 会：桃山学院大学経営学部教授 中 村 恒 彦</p>

第 41 回 桃山学院大学・啓明大学校 国際学術セミナー 活動報告

総合研究所長 小島和貴

2020年11月17日(火)、第41回桃山学院大学・啓明大学校国際学術セミナーが、桃山学院大学和泉キャンパスにおいて開催された。今回のセミナーは、これまでに経験したことのない新型コロナが流行する中での開催となった。

2020年2月以降、注目を集めるようになった新型コロナの影響により、4月以降の大学の授業に遠隔授業が導入され、教職員は対応に追われた。新型コロナは世界中で大流行し、パンデミーとなったことから日本だけでなく、韓国でも多くの犠牲者をだしていた。

1982年に第1回共同研究会が開催されて以来、こうした事態を一度も経験することにはなかった。そのためこれまで40回以上にわたり交流を続けてきた桃山学院大学及び啓明大学校との国際学術セミナーの実施についても、実施可能か否かの判断が求められる。総合研究所運営委員会では、実施の可否について、数度にわたり、慎重に審議をした結果、Zoom等を活用することで、学術交流は実施可能であるとの結論を得た。総合研究所の審議の結果を啓明大学校に連絡すると、辛珍 教学長より、Zoomを利用して国際学術セミナーの実施は可能であるとの回答があった。

両校が第41回国際学術セミナーを実施する意向であることが確認されたことで、桃山学院大学総合研究所及び啓明大学校(担当は張英哲氏)との間では、Zoomを利用したりハールを数度にわたって行った。映像や音声など通信環境の確認を繰り返し、2020年11月17日を迎えた。

当日は、牧野丹奈子桃山学院大学学長、辛珍 教啓明大学校経営大学学長をはじめ60名以上の参加を得た。「午前の部」では、新保朝子桃山学院大学国際教養学部准教授、「午後の部」では、中村恒彦桃山学院大学経営学部教授の司会進行の下、進められた。セミナーは、第1報告の巖圭介桃山学院大学社会学部教授、第2報告のAdrian Wagner桃山学院大学国際教養学部講師、第3報告の金吉煥啓明大学校経営大学経営学専攻教授、第4報告の金允敏啓明大学校経営大学経済金融学科教授より、研究成果が報告された。第1報告及び第2報告では、新型コロナ禍の大学運営やオンラインでの英語学習の効用について取り上げられた。そして第3報告では、エネルギー消費と在庫管理について鉄鋼業を事例として、第4報告では、ASEANおよび韓国の経済について政治経済学の立場から考察が加えられた。

各報告の後には討論者による討論及びフロアーからの質疑応答がなされた。第1報告では、黄仁徳 経営大学校経営大会計学専攻教授、第2報告では、姜永熙 啓明大学校経営大学経営学専攻教授、第3報告では、金江亮桃山学院大学経済学部准教授、第4報告では、内山怜和桃山学院大学経済学部講師より、活発な議論が提起された。

この国際学術セミナーのメインテーマは「日韓の経済・経営および文化の諸問題」である。今回の報告や討論は、日本の大学運営やオンライン英語学習の効果、企業における在庫管理の問題、ASEANと韓国の経済論に見えるように、まさにこのセミナーのメインテーマが求める、多様な視点からの研究と学術交流を実践するものとなった。

閉会にあたり、両校が学術を通じてますます交流を深めることを確認した。閉会后、第42回は啓明大学校にて開催することとなった。

今回のセミナーは、両校が学術交流を開始して以来、初めてオンラインによる開催となった。そのため両校の教職員は通信上のトラブルなど不測の事態を想定しながら、開催の準備や当日の報告や討論にあたることとなった。今回のセミナーを開催するべく尽力していただいた多くの皆様に心より感謝を申し上げます。

How Momoyama Gakuin University Managed the COVID-19 Crisis During the Spring 2020 Semester¹⁾

IWAO Keisuke

Introduction

The pandemic of COVID-19 is an unprecedented crisis throughout the world. Under the emergency, Momoyama Gakuin University (hereinafter referred to as “MGU”) had to manage to start the Spring 2020 semester with little time for preparation and no experience, just like many other educational institutions all over the world. Here I report how MGU managed the COVID-19 crisis during the Spring 2020 semester, from the standpoint of university executive committee²⁾. At the time of this writing, the pandemic is still far from over, and what they did then should be evaluated much later by a third party. For now, what I present here is just a record of what the university went through in the first six months of the pandemic.

1. An overview of COVID-19 pandemic in Japan

The COVID-19 pandemic was first identified in December 2019 in Wuhan, China. The first confirmed outbreak in Japan was in January 2020 that occurred in the cruise ship Diamond Princess. This was followed by a wave of outbreak in February and March, leading to the temporary closure of all Japanese elementary, junior high, and high schools from late February until early April. At this point, universities were not included because they were in spring vacation during February and March. On April 7, the Japanese government proclaimed a one-month state of emergency for Tokyo, Osaka and other regions, which was extended to the whole country later. It lasted until mid-May (Figure 1).

1) This paper is based on the manuscript prepared for a presentation at the Japan-Korea International Academic Seminar of Keimyung University and Momoyama Gakuin University on Nov. 17, 2020.

2) The author was a vice president and a member of the executive committee and of the Crisis Response Head office.

Keywords : COVID-19, pandemic, state of emergency, remote education

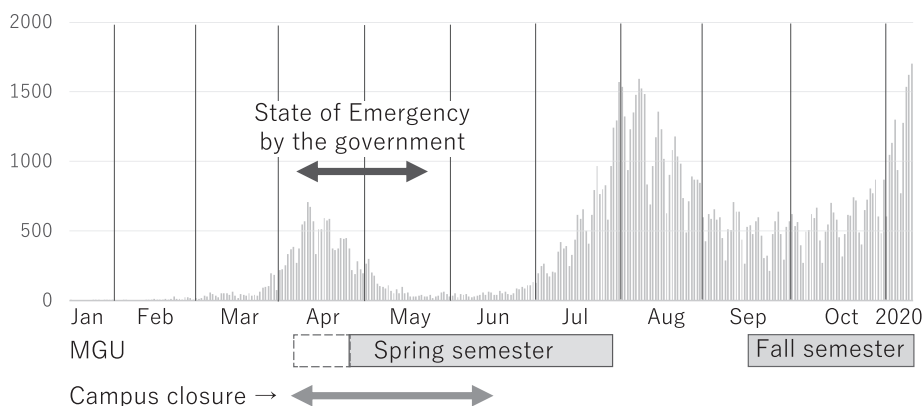


Fig. 1 : The number of COVID-19 positive cases in Japan, shown with government State of Emergency, MGU semesters and campus closure. The number of positive cases obtained from ref. 1.

2. Overview of responses at Momoyama Gakuin University

At MGU, the situation started in February 2020 when all the faculty members were requested to refrain from travelling to Wuhan, China. At this point, short programs such as study abroad in Cambodia and Vietnam were operated during the spring holidays as planned. We never knew what was coming.

The first alarming event was the abrupt returning of an MGU exchange student who was studying at Keimyung University in Daegu, Korea. Due to the outbreak in Daegu in February, we decided to terminate the program and let the student return immediately. As the rumors of danger in Daegu spread, and as the flights to Japan were cancelled one after another, we were kept in suspense until the student finally arrived in Japan two days later. We were all grateful of the extended support and help provided by the members of Keimyung University.

After this event, the situation worsened quickly. WHO announced COVID-19 outbreak as a pandemic on March 11th. We simplified the commencement ceremony in March and cancelled the entrance ceremony for the class of 2020.

In Japan, an academic year begins in April. The classes for Spring 2020 had been planned to start on the 6th of April, but postponed to the 20th. The campus was closed. The government declared state of emergency. We tentatively decided that for the first two weeks the classes should be taught by providing class materials in PDF files via LMS (Learning Management System). We monitored the situation of the pandemic, hoping the virus would be gone away soon. By the time classes start, however, we announced that all classes should be taught online throughout the spring semester, until the end of July 2020. Later we also announced a cancellation of final examinations at the end of semester, not being able to ensure fairness in

remote environment. Students were evaluated by assignments and quizzes only.

These countermeasures were discussed and formulated by the Crisis Response Head office, established when the government announced the state of emergency in April, and led by the president Makino. The office has been responsible for any countermeasures related to COVID-19 at MGU.

The campus closure for students started in early April and lasted until late June. The first wave of pandemic receded in mid-May and the government lifted the state of emergency by the end of May. People started to go out. In-person classes restarted in elementary, junior-high, and high schools. But most universities maintained remote education until the end of July during the spring semester. Compared to primary or secondary schools, universities had been more or less able to shift their education online. Moreover, university students are coming from considerably wider areas, many of them spending hours on crowded trains so to risk their health if forced to commute to schools. Continued campus closure was a measure to ensure students health safety and to prevent transmissions of COVID-19 on campus. However, after the government lifted the state of emergency, there were mounting pressure and criticisms against university closure, because university students alone were not allowed to go to school and had to spend all day at home looking into computer monitors or smartphones. Although MGU lifted total closure in mid-May and partially permitted some use of campus facilities such as the library, the classes were kept taught online until the end of July and students were rare on campus until the fall semester began.

3. How classes were taught – the support for faculties and management of teaching

On April 16, the Crisis Response Head office decided to have all the classes taught online during spring semester and asked all faculty members to adapt to remote education. We provided guidelines of remote education methods, namely distributing text materials in PDF files, recording audio or video lectures as on-demand materials, and broadcasting live synchronous classes via videotelephony software such as Microsoft Teams and Zoom. We made manuals and how-to videos, organized workshops, and provided tips and information. In Facebook, an open group was formed for university faculties in Japan and other countries that discusses what-to-do's and how-to-do's for remote education. As of November 9, the group consisted of more than 21,000 members³⁾.

On the first day of remote classes, too many students accessed the LMS at the same time which caused temporary trouble. The system was reinforced immediately and the problem

3) Ref. 2

was solved. Two weeks after the beginning of spring semester, we conducted a survey to all faculty members including temporary instructors asking for the troubles they were facing. Some were not familiar with the LMS. The LMS also needed to be tuned and upgraded by the maker. We provided Q-and-A's to solve the questions and difficulties as much as possible. Many classes were initially taught only by distributing PDF files. We asked to upgrade their teaching by including recorded videos as on-demand materials or by having a live session via Teams or Zoom. Many faculties devised creative and fruitful classes, but such effort was sometimes hampered by students' environment such as weak internet connections, old or lack of PCs, lack of proper environment at home and so on.

Whether classes were taught sufficiently in terms of remote education, we had to ask students in a survey. If serious complaints were made by students of particular classes, the Crisis Response Head office officially asked the lecturers to improve them. Such interventions to individual classes are usually rare at MGU as we value independence and autonomy of every faculty member. We at the head office restricted our request for improvement to how remote instructions were made online. No major objection was observed.

4. How students learned – the support for students and the learning outcomes

MGU decided to provide 50,000 Japanese Yen uniformly to all students, hoping to help them prepare for remote learning. We expanded the coverage of reduction or exemption of tuition. Payment period of tuition and fees was extended. We also started a loan program of laptop PCs and mobile Wi-Fi's for students who do not have the equipment. We tried to solve the difficulties students were facing based on students' voices in surveys. We conducted again a second survey to students in June asking about the classes they think there were problems. The Head office then requested the lecturers to make an improvement in response to the complaints. Using these surveys, we did our best to solve or mitigate students' complains and difficulties. However, some students and parents demanded partial refund of the tuition and fees.

The surveys revealed that students were overwhelmed by the series of assignments and reports of all the classes. In order to make sure students were participating in each class, the Crisis Response Head office asked the faculty members to assign some form of assignment, even just a small quiz or asking a comment, every time for all the classes. Some instructors, committed too much to make the remote class effective, might have asked too much assignment. The burden to students must be much heavier than usual, pre-coronavirus days.

We don't know for sure whether those assignments were effective for students' learning. But we know that the units earned and the grade distribution during the spring 2020 semester

showed that students earned more units at higher grade than previous years. The proportion of first-year students who earned more than 20 units was doubled in 2020 (Fig. 2a) and the GPA (grade point average) of first-year students was significantly higher than previous years (Fig. 2b).

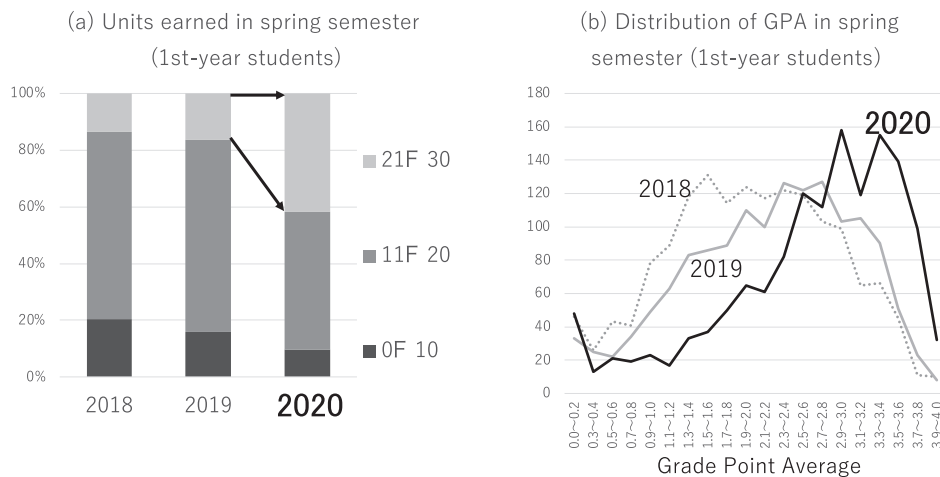


Fig. 2 : Students earned more units at higher grade in Spring 2020 than previous years.

(a) The number of units earned by first-year students in spring semesters in 2018, 2019 and 2020. (b) GPA distributions of first-year students in spring semesters in 2018, 2019 and 2020. Made from data printed on the grade reports for student guardians, provided by Kyomu-ka on Aug. 24, 2020.

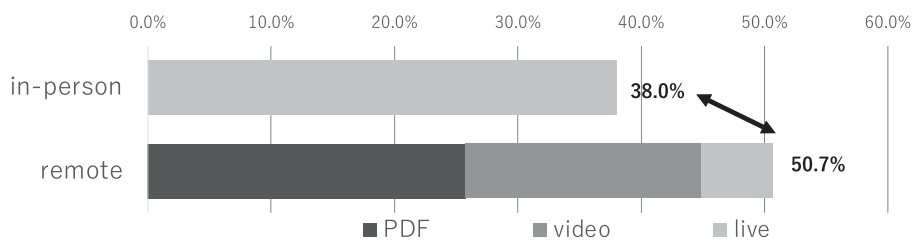


Fig. 3 : The number of students who answered remote education (3-types combined) was better for lecture classes exceeded those who favored in-person teaching. The question was “For lecture-type classes, which type of teaching is best suited for your learning, in-person, pdf files, on-demand videos, or live streaming?” Made from the final results of the 3rd student survey in spring 2020, conducted from July 09-15; 3309 out of 6171 (53.6%) students gave an answer. From a material for the information session on Aug. 03, 2020.

We cannot tell for sure whether this is a result of students studying harder or evaluation being lenient, as the final exams were cancelled as stated before. However, according to the third student survey we conducted in July, more students responded that remote learning was more effective in lecture-type classes than learning in a classroom (Fig. 3). Some wrote that remote learning can be personal in contact with the instructor, while in a classroom they would become one of many, anonymous persons. The experience gave us a new insight into the possibility and potential of remote education.

In October, we conducted a separate survey asking to students how much satisfaction they had in the teaching staff, in the curriculum, in the contents of the classes, and in overall university lives. Although the questions were vague and general, these are the key performance indices we use for five-year strategic plan of this university. The numbers we got were dismal: the proportion of students who answered satisfied was 15 to 20 % lower than previous years for all questions (Fig. 4). Students were dissatisfied. That seems contradictory to the previous survey about the learning experience in the spring semester. I presume that, although the remote-learning experience in the spring semester was not so bad for students, taking classes is just a part of their overall university lives and satisfaction in one or a few classes does not extend to the whole experience. Not being able to go to school, not having face-to-face interaction with friends and professors, overwhelmed by heavy burden of assignments, students were stressed, depressed, and looking for a chance to complain.

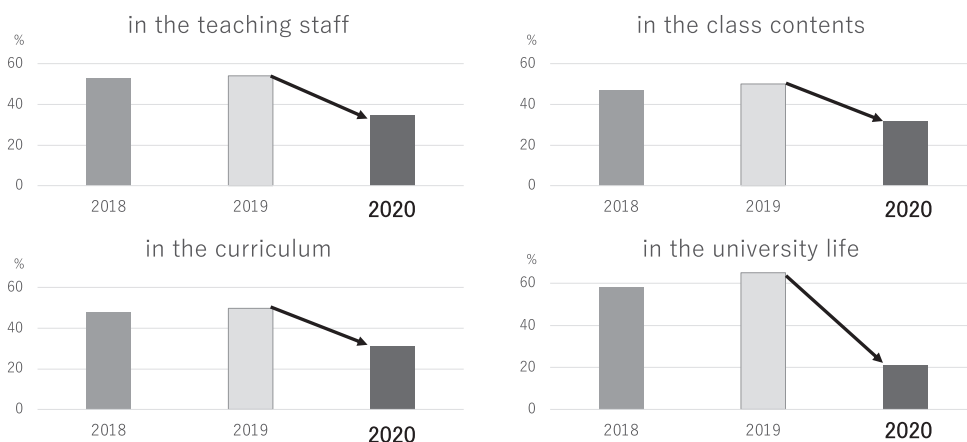


Fig. 4 : Proportions of students who answered “very much satisfied” or “satisfied” to the questionnaire asking their satisfaction in the teaching staff, in the class contents, in the curriculum, and in the overall university life. The choices were “very much satisfied”, “satisfied”, “can’t say which”, “dissatisfied”, and “very much dissatisfied”. For 2020, the survey was conducted from Oct. 12 till 18 ; 2273 out of 5986 students (38.0%) gave an answer.

5. Future prospects

As of November 15th 2020⁴⁾, we had only 9 cases found to be COVID-19 positive among some 6500 students, faculties and employees of MGU. The decision to close the campus and to have all classes online in the spring semester might have been actually effective in preventing transmission.

Fall 2020 semester started in late September maintaining most classes online, but small classes were held in-person on campus. Campus closure was lifted and students, although fewer than usual, were roaming in campus. However, the third wave of pandemic was sweeping across Japan (Fig. 1). Some students and faculty members were afraid of commuting to school. Even in-person classes had to be given in a flexible manner, allowing remote access from home.

We, the faculty members, have learned the potential of remote education, which might be applied to solve some long-standing issues in the university, such as massive classes that do not fit in one classroom, and multiple classes, of supposedly the same content but not really so, taught by different instructors. The new technologies and the on-demand class materials the faculty produced this spring may also be used to teach more effectively even in in-person classes. How we accommodate this experience to the core of the education practice is a key for all the universities that prosper in the next decade. The “new normal” of university education will not be the same as that before corona⁵⁾.

References

- (1) Ministry of Health, Labour and Welfare webpage: COVID-19 cases in Japan
https://www.mhlw.go.jp/content/pcr_positive_daily.csv (accessed Nov. 15, 2020)
- (2) Facebook open group “A group to share wisdom and information about what university faculties should do and would do under the new coronavirus impact”
<https://www.facebook.com/groups/146940180042907> (accessed Nov. 09, 2020)

4) Two days before this paper was presented at the seminar.

5) The author is grateful to Prof. Kojima, the chief of Research Institute of Momoyama Gakuin University, for giving the opportunity to present this paper at the International Seminar. This paper was made possible with the help of the executive committee members.

How Momoyama Gakuin University Managed the COVID-19 Crisis During the Spring 2020 Semester

IWAO Keisuke

Abstract

The pandemic of COVID-19 is an unprecedented crisis throughout the world. Under the emergency, Momoyama Gakuin University had to manage to start the Spring 2020 semester with little time for preparation and no experience, just like many other educational institutions all over the world. The situation changed day by day, the internet infrastructure was not adequate for remote education, and new demands put too much burden on some faculty members. Under the difficulties, the University executive committee made every effort to maintain study opportunities for the students.

※本稿は、『韓国社会科学研究』40巻2号に掲載された論文の英文要旨である。

Task Design for Student Output in Asynchronous Online English Classes

Adrian WAGNER

Abstract

Due to the COVID-19 pandemic, in 2020 many educational institutions, including Momoyama Gakuin University, were forced to move all of their classes to online formats with little preparation time. While this situation caused all educators to adapt their lesson content and lesson format to the virtual environment, arguably the biggest disruption was felt by foreign language teachers who employ communicative language teaching methods. In communicative language teaching, lessons are centered around the learners' production of the target language in communication-based activities. While platforms such as Zoom offer teachers and students the closest approximation to the real-life classroom, due to various reasons, such as unstable Internet connections, and lack of access to a suitable place to join the classes, we could not make attendance to Zoom classes mandatory, and had to provide asynchronous alternatives for students. This paper will focus on the creation of asynchronous English language lessons that used task-based learning to create a balance of input and opportunity for output through the Google Classroom system. In these classes, lessons culminated with students completing a Speaking Task based on lesson contents, which was recorded and uploaded to Google Classroom. The related academic theories, and practical examples of the Speaking Tasks will be discussed.

Keywords : Task-based learning, Communicative language teaching, Output, Computer-assisted language learning, Google Classroom

Examining the Curvilinear Relationship Between Energy Efficiency and Inventory Leanness

Gilwhan KIM¹⁾

Abstract

In this paper, we empirically analyze the curvilinear relationship between energy efficiency and inventory leanness for a sample of South Korean steel companies from 2012 to 2017. We use the concept of energy efficiency based on a distance function and production theory, and we rely on the inventory leanness as measured by empirical leanness indicator (ELI). To estimate energy efficiency and its association with inventory leanness, we employ the stochastic frontier analysis (SFA). Our finding reveals that inventory leanness has an inverted U-shape relationship with energy efficiency, suggesting an optimal inventory leanness level beyond which the energy efficiency of steel company degrades

1) Assistant Professor, Department of Business Administration, Keimyung University
Keywords : Inventory leanness, Energy Efficiency, Stochastic Frontier Analysis

Importance of Political Elements to Attract FDI for ASEAN and Korean Economy

Monthinee TEERAMUNGCALANON

Eric M.P. CHIU

Yoonmin KIM

Abstract

This paper aims to analyze the importance of good governance for FDI inflows using panel data across the ASEAN+3 (Korea, China, Japan) countries recorded between 1996–2018. The Worldwide Governance Indicators (WGI) are used to investigate the impact of good governance on FDI inflows. Empirical findings reveal that Political Stability, Rule of Law, Control of Corruption, and Voice and Accountability have a statistically significant impact on the inflow of FDI in the ASEAN+3 Countries. Moreover, GDP growth and Labor productivity continue to exert their positive influence. However, Regulatory Quality and Government Effectiveness, though equally important, are insignificant to attract FDI inflows. The key finding is that good governance has a significant impact on inward FDI in the ASEAN+3 countries.

東南アジアにおける日本向け外国人労働力派遣の 現状と課題

——カンボジアでの派遣組織調査を事例に——

大 島 一 二
中 村 哲 也
内 山 怜 和
西 野 真 由

1. はじめに¹⁾

近年、日本においては、外国人労働力²⁾の受け入れに関する議論が活発化し、それを受けて新受け入れ政策の実施も現実化している。これは、日本国内の少子高齢化の進展、人口減少等の人口構成の構造的な要因に加え、2019年末までは景気好転の影響もあり、とりわけ、日本人労働力の募集が困難な業界の職種においては、労働力不足が常態化していたことが大きな背景であろう。

ただ、周知のように、2020年初以降の世界的な新型コロナウイルスの感染拡大により、諸外国との渡航規制が強化され、外国人労働力の出入国が基本的に停止される事態に至っている。このため、おそらく2020年の統計では日本国内の外国人労働力は減少に転ずるものと考えられる。しかし、筆者は、そうした動向は、日本における外国人労働力の需要減少の結果によってもたらされた事態では必ずしもないと考えている。そのことは、今回の新型コロナウイルスの感染拡大という事態によって、逆に多くの業界において、改めて外国人労働力の重要性が再認識される状況が発生していることによく示されている。それだけ日本経済、産業界、個別企業の外国人労働力への依存は深化しているのであり、もはや外国人労働力の存在なしには、業界および企業の維持が困難な状況にあることが明らかになっているからである³⁾。

1) 本稿作成にあたっては、2020年度桃山学院大学特定個人研究費の助成、およびJSPS科研費JP19K06265の助成を受けた。

2) 本稿では、技能実習生などについても、実態に基づいて外国人労働力と総称している。

3) こうした状況について時間を追って確認していこう。たとえば、「コロナで実習生来ない、農水産業に労働力不足」『日本経済新聞』2020年3月26日では、新型コロナウイルスの感染拡大が収まらず、日本政府が中国などからの入国を事実上制限したことから、2020年春から来日するはずだった外国人技能実習生の来日見通しが立たないと報じている。そして同紙では、農業や水産加工業の現場で人手不足が深刻化していることが報道されている。とくに北海道では約8千人の技能実習生が食の現場を
キーワード：カンボジア、外国人労働力、派遣組織

こうした労働力不足状況は、とりわけ、建設業、農業、縫製業、食品製造関連産業、水産加工業、福祉介護関連産業、旅館ホテル業、観光業、外食産業、清掃業等において顕著である。これらの業界では労働力の確保が常時困難な状況にあり、担い手不足は産業の維持に関わる深刻な問題となっている。本稿で後にカンボジアの事例で詳述するように、この不足状態を補充するのが、外国人労働力であり、こうした業界関係者は、海外での募集活動を日々強化している状況にある。

こうした状況を背景に、長期的にみれば、海外からの技能実習生や留学生、日系人等の外国人労働力への依存が日々深化すると考えられよう。こうした外国人労働力の確保を望む産業界の要望を背景に、2019年度には「出入国管理及び難民認定法及び法務省設置法の一部を改正する法律」が成立し⁴⁾、新たな在留資格「特定技能1号」⁵⁾、「特定技能2号」⁶⁾の創設、出入国在留管理庁の設置等が実施され、外国人労働力の受け入れが促進されることになった。

さて、現実には2019年末までは、外国人労働力の雇用数は年々増加の趨勢にあった。厚生労働省の「外国人雇用状況」に関する資料によると、2019年10月時点で、日本において就労している外国人労働者は、1,658,804人に達し、前年同期比で13.6%の増加(198,341人増)となり、2007年に届出が義務化されて以降、過去最高を更新した⁷⁾。10年前の2008年にはわずか3分の1以下の486,398人⁸⁾であったことから、いかに急速に拡大しているかわかるだろう。

国籍別では、中国が最も多く418,327人(外国人労働者数全体の25.2%)であり、次いでベトナム401,326人(同24.2%)、フィリピン179,685人(同10.8%)の順となる。対前年伸び率でみると、ベトナム(同26.7%)、インドネシア(同23.4%)、ネパール(同12.5%)の増加率が高い。

在留資格別にみると、「身分に基づく在留資格1」が外国人労働力数全体の32.1%を占め

支えており、作業が本格化する春以降は作付け転換や減産といった具体的な影響が避けられない状況である。こうした状況は水産業でも深刻である。「カキ生産にもコロナ禍の影 広島県内、実習生来ず人手不足」『中国新聞』2020年9月30日では、実習生の来日が困難なことから、人手不足により、カキ生産に影響が及ぶ恐れが出ていることが報道されている。こうした労働力不足対策として、「技能実習生で誤算 不足の農業・建設、車関連は過剰に」『日本経済新聞』2020年5月20日では、愛知県の農業・建設業における技能実習生の深刻な不足問題が報道され、一部のJAで、農業分野に現在就労している技能実習生の在留期間を数ヶ月延長する申請がなされていることが伝えられている。労働力不足への対応が困難な場合、廃業が相次ぐ事態も懸念される。たとえば「外国人入国制限、茨城の農業に影 最大1千万円減、例年通りの経営できない生産者 実習生いなくなれば廃業」『茨城新聞』2020年9月22日では、茨城県下の野菜作等の農業経営に深刻な影響が発生することが懸念されている。

4) 2018年12月8日、第197回国会(臨時会)において「出入国管理及び難民認定法及び法務省設置法の一部を改正する法律」(平成30年法律第102号)が成立し、12月14日に公布された。

5) 「特定技能1号」は、「不足する人材の確保を図るべき産業上の分野に属する相当程度の知識又は経験を要する技能を要する業務に従事する外国人向けの在留資格」とされる。

6) 「特定技能2号」は、「同分野に属する熟練した技能を要する業務に従事する外国人向けの在留資格」とされる。

7) 2019年10月末時点。https://www.mhlw.go.jp/content/11655000/000590310.pdf。

8) 2008年10月末時点。

もっとも多い。次いで、本稿で中心的に述べている「技能実習」が23.1%と第2位となっている。続いて「資格外活動（留学）」を含む「資格外活動」が22.5%、「専門的・技術的分野の在留資格2」が19.8%となっている。このうち、「技能実習」は383,978人と前年同期比で24.5%（75,489人増）に増加し、「専門的・技術的分野の在留資格」も329,034人と前年同期比で18.9%（52,264人増）に増加している。なお、「専門的・技術的分野の在留資格」のうち、前述した2019年4月に創設された在留資格「特定技能」の外国人労働者数は520人となった。

このように、就労目的での在留が認められている「専門的・技術的分野」は全体の2割程度を占めるに留まり⁹⁾、技能実習生や留学生の就労が増加傾向にある。技能実習生は製造業、建築業、および農業分野を中心に、留学生は主にサービス業、小売業等の人手不足が深刻な職場の実質的な担い手になっているのが日本の実態である¹⁰⁾。この結果、前述した在留資格「特定技能1号」、「特定技能2号」の創設によって、長期的にはさらなる雇用数の増加が予想される。

周知のように、これまで日本においては、原則として単純労働力の受け入れを認めてこなかった。ただし、現状としては、前述したように、相当数の外国人が多様な在留資格のもと、実際には労働力として様々な業種に参入しているのが実態である。このように、日本の外国人労働力の受け入れ政策は、原則と実態が乖離しており、なかでも技能実習制度は、海外から人権侵害との批判を受けるなど、多くの問題が発生してきた。このため、こうした問題の緩和と現実の産業界の高まる労働力需要を背景に、より実態に即した形で、2019年の「出入国管理及び難民認定法及び法務省設置法の一部を改正する法律」の制定に至ったのである。

この法改正によって、外国人労働者数が今後も長期にわたって、増加傾向が続くと予想される。そのため、今後、①日本は外国人労働力の受け入れについて長期的にどのように対応していくのか、②単純労働力を制度的にさらに受け入れるのか否か、③他のアジアの外国人労働力受け入れ国・地域との競争はどうなっていくのかなど、外国人労働力受け入れに関する根本的な方針の確定、さらには、制度面での整備が、もはや喫緊の課題となっているといえるだろう。

こうした状況の中で、本稿では、東南アジアにおける外国人労働力派遣国の送り出しの現状を、カンボジアの人材派遣（とくに技能実習生派遣）にかんする実態調査の結果に基づいて考察を行う。

後に詳述するように、カンボジアは、人口規模こそ1,630万人程度と他の東南アジア諸国

9) 丹野（2017）は、こうした状況について「労働者として受け入れたのではない人が労働力化して日本の労働市場が満たされているという現実」（84頁）と、技能実習生、留学生が実質的に労働力化している実態を指摘している。

10) 外国人労働者を雇用している事業所は、2008年では76,811カ所であったが、外国人を雇用している事業所は2019年で242,608カ所あり、前年同期比で26,260カ所（12.1%）増加し、2007年に届出が義務化されて以降、過去最高を更新した。いずれも10月末時点。厚生労働省「外国人雇用状況」資料より。

との比較で相対的に大きくないものの¹¹⁾、東南アジア諸国のなかでも、ベトナム、フィリピン、インドネシアなどについて比較的多くの技能実習生を日本へ派遣している。また、後述するようにその増加率も高い。筆者は、今後の日本における外国人労働者受け入れ政策の動向を考えるうえで、ベトナム、カンボジア等の送り出し国の派遣実態、とくに派遣システム等を明らかにすることは、日本の外国人受け入れ問題をどうしていくのかを考える上で、有益な示唆が得られると考えている。

こうした点から、本稿では、まず、日本への外国人労働力派遣国の実態を概観した後、2020年2月にカンボジア、プノンペン市において実施した、カンボジア人材派遣組織での調査結果に基づいて、カンボジアにおける日本への技能実習生派遣組織の概要、派遣実習生の就業実態等について考察を行う。

2. 日本の技能実習生受け入れ状況の現状

(1) 派遣国別にみた日本の技能実習生受入数

第1表は、日本の技能実習生受け入れ状況を派遣国別にみたものである。直近の2019年6月分と、比較のため5年前の2014年6月分も掲載した。

この第1表によれば、まず東アジア、東南アジアの諸外国からの技能実習生数が2倍以上に増加するなど、急激な増加を示していることがわかる。そして、主要技能実習生派遣国についてみると、その中心的派遣国が、2014年の中国から2019年にはベトナムへと大きく変化した。その他の国については、フィリピン、インドネシア、タイなどと順位に大きな変化はないことがわかる。

しかし、増加幅については、各国一様ではない。つまり、増加幅の大きい国としては、ミャンマー 432.6%、カンボジア 841.3%、ベトナム 616.0%、モンゴル 300.4%があげられる。これにたいしてフィリピン 179.4%、インドネシア 174.1%、タイ 135.1%などはそう大きく増加していない。このように、カンボジアは、ここ数年、日本向け技能実習生派遣者数が急速に増加している国の一つであり、その要因と課題について検討する必要がある。

第1表 日本における技能実習生の出身国と人数（2019年、2014年）

	2019年6月(人)	構成比(%)		2014年6月(人)	構成比(%)
ベトナム	189,021	51.4	中国	105,382	65.0
中国	81,258	22.1	ベトナム	26,398	16.3
フィリピン	33,481	9.1	フィリピン	11,985	7.4
インドネシア	30,783	8.4	インドネシア	11,231	6.9
タイ	10,656	2.9	タイ	4,532	2.8
ミャンマー	10,328	2.8	カンボジア	879	0.5

11) 外務省資料「カンボジア王国基礎データ」より。<https://www.mofa.go.jp/mofaj/area/cambodia/data.html#section1>

カンボジア	8,274	2.3	モンゴル	461	0.3
モンゴル	1,846	0.5	ネパール	348	0.2
スリランカ	566	0.2	ミャンマー	233	0.1
合計	367,709	100.0	合計	162,154	100.0

資料：法務省「在留外国人統計」各年版から作成。

<https://www.e-stat.go.jp/stat-search/files?page=1&layout=datalist&toukei=00250012&tstat=000001018034&cycle=1&year=20140&month=12040606&tclass1=000001060399>。

(2) アジア各国の最低賃金水準

日本への派遣者数の動向を大きく左右するのは、いうまでもなく現地の賃金水準と人口一人当たりGDP等の経済発展および国民所得に関する指標であろう。この点について、第2表に示した。同表によれば、前述の派遣国は、人口一人当たりGDPが10,000ドル前後、最低賃金250～300ドル程度の比較的高い国々のグループ1（中国、タイ、マレーシア）と、前者が2,000ドル以下、後者が100～200ドルの低いグループ3（カンボジア、ミャンマー、ベトナム）、その中間に位置するグループ2（インドネシア、フィリピン）に大別できる。

第2表 アジア各国の人口一人あたりGDPと最低賃金（月給）（2018年）

国名	最低賃金（ドル）	人口一人あたりGDP（ドル）
中国（上海）	367	10,276
タイ（バンコク）	282	7,187
マレーシア	262	11,340
インドネシア（ジャカルタ）	259	3,927
フィリピン（マニラ）	249	3,104
カンボジア（プノンペン）	182	1,485
ベトナム（ハノイ）	179	2,387
ミャンマー	101	1,321

出典：人口一人あたりGDPは、外務省資料「各国基礎データ」より作成。

<https://www.mofa.go.jp/mofaj/area/cambodia/data.html#section1>。

および最低賃金は、MUGF BK Global Business Insight 臨時増刊号 AREA Report 507「アジアの最低賃金動向（2018年12月）」より作成。

このグループを前述の第1表の派遣国のグループと重ね合わせると、現在、日本向け派遣において急激に増加しているグループ（ミャンマー、カンボジア、ベトナム、モンゴル）が、第2表のグループ3とほぼ一致する。このように、現在、日本向け派遣国は、中国やタイなどのように、元々かつては所得が低かったグループに属していた。しかしながら、その後、経済発展により所得が高まり、現在では相対的に高い所得を形成した国々のグループから、徐々に第2表のグループ3の相対的に低い所得の諸国に移行していることがわかる。カンボジアはその後者の代表的な事例である。

3. カンボジアにおける派遣機関の実態

さて、カンボジアは、日本向け技能実習生派遣国のなかで、急速に派遣人数が増加しているグループの一つであるが、その派遣の際のシステム、事前教育、手数料水準等はどのようになっているのか、この点が今後の動向や日本到着後の動向を考える上で、重要な論点となろう¹²⁾。

そこで以下では、今回の現地調査結果に基づいて、明らかになった諸点を中心に述べていく。

(1) カンボジアにおける海外労働力派遣組織の概況

今回の現地調査で訪問した派遣機関は以下の3機関（学校）である¹³⁾。

- ① H株式会社が経営するM日本語学校（カンボジア人が経営）¹⁴⁾
- ② K日本語学校（代表者はカンボジア人、日本人が実質的に経営）¹⁵⁾
- ③ A株式会社（代表者はカンボジア人、日本人が実質的に経営）¹⁶⁾

まず、カンボジアの日本向け送り出し機関の全体的な概要と近年の動向は以下の通りである¹⁷⁾。

調査時現在、カンボジア全土には約100社（学校）程度の日本向け労働力派遣機関があり、そのほとんどがプノンペン市に集中している。この派遣機関数は5年ほど前と比べてかなり増加している。しかし、純粋なカンボジア資本（カンボジア人経営）の機関は約100社の

12) たとえば、大島一二・西野真由（2020）では、台湾におけるベトナム人労働力の失踪が相対的に多いことを報告している。これはベトナム本国の派遣組織の相対的に高額な手数料水準が派遣する労働者の大きな負担となっていることの反映であることを述べている。はたして、このような状況がカンボジアでは存在するの否か、重要な論点の一つとなろう。

13) 以下で述べるように、カンボジアの海外向け労働力派遣機関の多くは日本人経営、あるいは中国人経営である。

14) 面会者はM株式会社K代表取締役社長（カンボジア人）である（2013年開校）。同社は100%民間企業であり、3クラスを開講する。教員4名（日本人1名・カンボジア人3名）、スタッフを含めると9名程度雇用している。学生数40名（ほとんど男性、女性2名のみ）である。1年に派遣する技能実習生は、年によって異なるが80～100人程度。カンボジアでの研修期間は基本的に6ヶ月。ただし、3ヶ月、4ヶ月の場合もある。主要対象は技能実習生または特定技能希望者である。日本語学習のために通う者も少数ながら存在（日本人と結婚した女性など）し、学生の募集は知り合いの紹介、口コミ、Facebookなどを活用している。技能実習生のビザ申請は会社が代行する。

15) 面会者はS社員（日本人）であり、2015年に開設した。当初は年間10人程度の派遣であったが、現在は年間40人を技能実習生として派遣している。

16) 面会者はSHマネージャー（日本人）であり、2013年に設立した。2014年から技能実習生派遣を開始した。2019年の派遣人数は約330人であり、女性4割、男性6割である。これまでの派遣人数の合計は約800人程度である。2020年には約400人の派遣を予定している。これだけ急激に増加しているのは、日本側からの求人増加による。最近では、介護関係の求人が増加している。ただ、介護資格の取得には最低でもN4～N3程度の日本語能力が必要で、一般にはさらに高い日本語能力が求められる。この水準の取得が容易ではないため、派遣に至らない場合が多い。この機関の派遣は、基本的には技能実習生が中心である。

17) この部分は、前述のM株式会社K代表取締役社長からのヒアリング内容を取りまとめた。

うち、わずか5社程度であり、大部分は日本系と中国系の資本によるものである。ただ、後者の機関も表面上の代表者はカンボジア人が担当している場合が多いのであるが、実質的には外国資本によるものであるという。この中国系投資会社は、かつて中国から日本へ技能実習生を派遣していた中国企業の場合が多い。つまり、企業の業務内容に大きな変更はなく、派遣する労働者を、各国の賃金水準の変化、労働力供給等の状況変化に応じて、かつての中国からカンボジアに変更したという状況であるという。こうした複雑な事情から、資本関係や経営者の国籍等からその機関の性格を正確に把握することは難しい状況にある。

カンボジアにおける日本への技能実習生派遣は、技能実習生の所得水準がカンボジア国内の賃金水準との比較で高いため、恒常的に一定の応募者が集まる派遣分野であり、近年派遣数は増加している。

カンボジアは、国内産業の発展が遅滞しているため、以前から国外への出稼ぎ労働者は比較的多く、一説には200万人ともいわれる労働力が海外で就業している。派遣先としてはタイがもっとも多く、約60万人とされる。他に日本、韓国、台湾、マレーシア、シンガポール等に派遣している¹⁸⁾。こうした状況のなかで、近年、日本への技能実習生派遣が増加しているのである。これは前述したような、近年の日本側の外国人労働力の受け入れ態勢の拡充を背景にしている。

(2) 学生のフェイスシート

学生のフェイスシートは、各調査対象機関でほぼ同様の結果となった。

まず、年齢階層は、19歳～40歳が大部分で、中心的な世代は20歳代である。既婚者は全体の半数を占める。これにたいして、受け入れ企業側の要望は20歳前後の若年層に集中している。業種では農業と建設業に派遣実績が多いが、他に食品加工業、製造業、清掃業などの実績もある¹⁹⁾。

学生全体の9割前後はカンボジアの農村地域（プノンペン市周辺の農村）出身者で、ほとんどが農家出身者（農作業の経験を有する者が主）である。これにたいしてプノンペン市

18) こうした国外への派遣状況は、現在に比べて派遣数こそ少ないものの、すでに2010年前後には常態化していたとの報告がある。詳しくは、初鹿野（2014）等を参照いただきたい。

19) 食品加工業の実績として、静岡県のもやし加工、神戸市の牛肉加工、京都府の漬物加工などがあげられる。その他、清掃関係の子会社、ビルメンテナンス、エアコンの整備調整、事務用品のレンタル企業、クリーニング（ホテルのシーツ、ホテルフロアの清掃など）等があげられる。また、近年は、介護関係の技能実習生の派遣要請があり、実際に日本の介護機関が視察に来訪した事例もあった。しかし、介護関係で派遣する場合には、介護士の雇用による専門教育と日本語教育の強化が必要となるが、ここまでの投資を実行するには至っていない。さらに縫製関係は、日本からの求人は比較的多く、日本側が一定の縫製技術を有する人材を希望する場合が多いが、実際にはカンボジア人の応募者、経験者が絶対的に少なく、派遣に至らない状況が多いという。これは、カンボジア国内の縫製工場のリーダークラスでは、現地ですでに月額500ドル～600ドルの賃金を得ているため、日本への派遣に消極的であるためである。また、カンボジアの派遣機関側も、中小零細企業が多い日本の縫製業は会社の安定性に不安があるため、派遣にあまり積極的でないことも派遣実績が少ない要因として挙げられる。

内出身者は少ない。大部分はプノンペン市近郊のタケオ州とコンポントム州の出身者から構成されているという。

このように農村出身者が多いため、学生の多くは寮に住み込みで生活している。カンボジアは同郷出身者の紐帯が強いので、同郷の友人共にプノンペンに移動し、同居する場合も多いという。

学歴は小学校卒業、中学校卒業、高校卒業と様々であるが、中学校卒業程度の学歴の者が主力である²⁰⁾。

出身家庭の月収は、およそ300～400ドル程度であるという。

(3) 派遣システム

1) 募集方法

いずれの機関も、募集活動は、卒業生の紹介等の知人・友人の人間関係を活用したものが主力であり、その他、適宜、地方の高校を訪問するなど、様々な募集活動を展開している。

近年では、高校訪問による募集がより重要性を増しており、個人的な紹介だけでは必要数を充足することは難しくなりつつある状況である。これまで、試みた他の募集方法としては、ラジオによる宣伝を実施したが、費用が高額になる一方で効果があがらず中止した。新聞広告は、そもそも対象者層は新聞を講読する習慣が乏しく、あまり効果は期待できない。他には、学校の門前に募集ポスターを掲示することや、希望者が多い高校の卒業試験時期に高校の付近で募集活動を実施する方法も有効である。さらに、近年有力な募集方法として、FacebookなどSNSの活用があげられる²¹⁾。

このように、近年、募集活動がやや難化している要因としては、カンボジアにおける派遣機関の機関数の増加が主要要因（いわゆる学生の争奪状況の激化）であるという。前述のように、日本への技能実習生派遣の派遣国の変遷をみれば、この10年弱の間に、中国からベトナム、ベトナムから東南アジアの数か国（フィリピン、インドネシア、カンボジア、ネパール、ミャンマー等）へと変遷しつつあるが、こうした動向の中で、カンボジア出身技能実習生への求人が急激に増加しつつあり、それが機関数の増加、募集の困難化に帰結しつつあるように思われる。

周知のように、カンボジアは、人口構成における若年層比率は相対的に高いとはいえ、総

20) これは、カンボジアの高校は卒業試験が厳しく、多くの者が留年による学費負担増などを嫌って中退するため、高校を退学し、結果的に中学校卒業程度の学歴で働く学生が多いという事情がある。

21) ただ、募集が難化している状況下でも、すべての希望者を受け入れるわけではない。たとえば、性別を問わず、刺青の有無は日本派遣後に大きなトラブルに発展する可能性があるため、確認を要し、対象者から除外される場合が多い。一般に日本側の受け入れ会社の中には刺青にたいして厳しい規定を設けている会社が多く、とくに大手建設会社などが厳格である。最近の事例では、食品会社に派遣予定の女性が、出発直前に時計を外したところ、刺青が発見され派遣取り消し騒動になった事例があった。最終的には、日本に派遣されることになったが、日本では終日サポーターを着用して長袖の作業着で作業することになったという。

人口規模が1,630万人程度と、前述した東南アジア各国との比較で相対的に小さくなく、また求人情報の浸透にも限界があるため、こうした募集活動の困難化をもたらしつつあるものと考えられる。

また、募集活動の困難化の背景には、アジアの主要受け入れ国・地域との競争激化も背景にあるとされている。とくに、韓国はカンボジアにおいて外国人労働力の募集に力を入れており、カンボジア側の韓国への派遣機関数も日本より多い状況にある。また、韓国は日本と異なり実習制度ではなく、正規の労働者として登録され、残業機会も多いことが求人の際に有利となっている。ただ、現在は韓国経済が不振なため、韓国向け派遣数が減少傾向にあり、韓国派遣のための機関（学校）を中途退学して日本側の派遣機関に転向する学生もみられるという。

2) 派遣前教育

入学から実際に派遣されるまでの期間は、平均的な学生で6～7ヶ月である。こののち来日して、1ヶ月間日本で研修を実施し、およそ7ヶ月目程度から工場等の現場に出ることができる。

平均的な応募状況は、募集人数1名にたいし、平均的な競争率は3倍程度である。

入学後、半年間の教育内容は、日本語教育のほか、生活ルールの学習などが主である。とくに日本式的生活ルール（ゴミの分別等も含む）、マナーなどが重視される。日本語教育は重視しているが、学生の習熟度はやや低い。ひらがな、カタカナの習得に終始し、多くの場合、漢字教育には至らない状況であるという。派遣した技能実習生の一部は、さらに日本での滞在期間の延長を希望しているが、日本語検定N4に合格する日本語レベルに達する学生は多くない。

(4) 手数料水準

今回調査対象となった機関（学校）の派遣費用（学費、ビザ申請費用、仲介手数料含む、航空券は受け入れ会社が負担）は、一人当たり3,700ドル～5,000ドル程度である。他機関の事例では、高い事例として7,000ドル程度の機関（学校）もあるという。他国との比較では、とくにベトナムは手数料が高く、平均で7,000～9,000ドルに達し、1万ドルを超える場合もあるという。よって、カンボジアの手数料相場は一般にベトナムなどより低いことがわかる。

この他、必要な費用として、寮費などがある。寮費は月25ドルであり、水道、電気、Wi-Fi料金を含む。

こうした派遣費用を、自己資金で調達している学生は少ない。ほとんどが銀行から借入している場合が多く（平均的な金利は年利6%程度）、その返済のため、早期の派遣を希望する学生が多いという。

訪日後は、技能実習生の場合、監理機関が管理費を徴収しているが、これは受け入れ企業

からの場合が多い（一人当たり 5,000 円程度）。

(5) 失踪等のトラブルの発生

前述のように、受け入れ先の企業は、建設業、農業分野が多いが、現在発生している失踪等のトラブルは以下のとおりである。

現在の技能実習制度におけるトラブルの中で、もっとも深刻なのは失踪問題であろう。今回の調査でも比較的深刻な問題であることが明らかになった。今回の調査で聞いた情報では、カンボジアのある派遣機関（仮に Z 社とする）は、これまで 800 人余りの技能実習生を日本に送り出したが、その中で失踪率は 9.2% に達したという。この数値は、カンボジアの同種の機関の平均的な失踪率がおよそ 5% ということであるので、その水準よりやや高い。

失踪問題が発生する主な原因は、今回の調査では、日本側監理組合の管理上の問題であるとの指摘がなされた。管理上の問題とは、技能実習生の精神面や経済面の悩み対応などの日々のケアを十分に行っていれば、防止できた事例が多いということであり²²⁾、その対応不十分が失踪等のトラブルを惹起しているという問題である。

今回の調査対象機関の事例では、こうした問題に対応するため、日本に常駐職員（日本語能力を有するカンボジア人スタッフ、通訳を兼ね、3ヶ月交代）を 1 名配置し、定期的に技能実習生および受け入れ企業を巡回し、相談を実施している。また、この駐在員は巡回とともに、入国後の講習の通訳も兼任している。

その他の失踪防止の対策として、カンボジアの機関研修中に、月に一回程度、学生全員を対象に、日本の入国管理局担当者が失踪者を逮捕する動画を放映し、注意を喚起するなどの対策が実施されている。

しかし、実際に日本に赴任して以降は、日本国内には、Facebook 等の SNS を利用して仕事や生活に不満を有している技能実習生とコンタクトを取り、失踪を助長するブローカーが多く存在していること、また、訪日後には技能実習生自身が新たな多様な情報を入手できるため、待遇面等について様々な影響を受けやすいこと、などから失踪につながるケースも少なくなく、こうしたことから失踪対策を厳格に実施することは困難な状況である。

また、2020 年に入ってから新型コロナウイルス感染拡大によって、予想されるトラブルとして、前述した日本側の受け入れ企業の倒産問題の深刻化があげられる。実際に、2019 年には、過去に派遣実績のある島根県の縫製関係の企業 2 社が倒産したという。こうした日本での実習先の倒産事例は、これまではそれほど多くなかった（これまでは農業、縫製業、食品加工業の合計 4 社の倒産が実績として記録されている）。しかしながら今後、新型コロナ

22) カンボジア人の場合、一般的に温厚な性格の場合が多く、正直に不満を表明することは少ないという。しかし、仕事上のストレスおよび生活上のストレス（訪日以前は外国人との交流機会もほとんどなかったため、言語や習慣の相違など様々な生活上のストレスも多い）などが蓄積されると、失踪に繋がる可能性も高まる。

ウィルスの感染拡大により、とくに地方の中小零細企業（食品加工、縫製業等）の倒産が増加する可能性は高い。

周知のように、あらかじめ決められた実習先の倒産に対応した、新しい実習先の確保は容易ではなく、雇用保障、賃金保障など、関連する問題は今後、次第に深刻化することが予想される。

(6) 実習終了後の進路

日本での実習終了後は、カンボジアの日系企業に勤務する者が多いが、農村に戻って起業する者、一部農業に従事する者もみられる。

しかし、実習終了者の95%以上は、もう一度技能実習生での渡日を希望する。これは、いったん国外での就業を経験すると、国内の安い賃金での勤務を忌避する傾向が強いためである。こうしたことから、今後、特定技能資格の取得などを希望する者が増加する可能性が高い。

3. まとめにかえて

本稿では、カンボジアの日本向け技能実習生派遣機関におけるヒアリング実態調査の結果に基づいて、現状と課題をまとめてきた。本稿で明らかになった点を大別すると、下記の2点があげられる。

第1に、近年の日本側の外国人労働力の求人増大に伴って、カンボジアでの派遣機関の量的な拡大、派遣実績数の拡大が著しいという点である。しかし、カンボジアの人口規模や、個人的な人間関係に依拠した求人システムの限界などの課題によって、求人状況は次第に難化している。また、学歴が相対的に高くないことから、事前教育システムの充実がさらに必要である。

第2に、失踪問題は大きな課題の一つであるが、その改善には日本の実習先の巡回等による精神面、経済面での相談、協力体制の充実が重要であるという点である。また、新型コロナウイルスの感染拡大によって、日本の地方の中小零細企業の倒産が懸念される事態となっているため、派遣した技能実習生の失業対応、賃金保障、新規実習先の確保等の諸対策が必要となろう。

本稿が、東南アジアにおける日本向けの外国人労働力の派遣、とくにカンボジアの人材派遣に貢献できるものであれば幸いである。

< 参考文献 >

一般社団法人日本経済団体連合会（2016年1月21日付け）「韓国・台湾の外国人労働者政策と日本への示唆」『週刊経団連タイムス』No.3254, http://www.keidanren.or.jp/journal/times/2016/0121_11.html。

- 外務省資料「各国基礎データ」<https://www.mofa.go.jp/mofaj/area/cambodia/data.html#section1>。
- 海外職業訓練協会（2007）「海外モニターからの最新情報 カンボジアの労働事情（労働力の国外送出について）」『グローバル人づくり』24（6），pp.40-44，海外職業訓練協会。
- 軍司聖詞・堀口健治（2016）「カンボジア国における日本国への外国人技能実習生送出し：－送出し機関 A 社・B 社の事例－」『農村計画学会誌』35，pp.247-252，農村計画学会。
- 農林出版社（2020）「新型コロナウイルス感染症の農林水産物・食品への影響と対応 外国人技能実習生受入れに支障」『週刊農林』（2409），6-9，農林出版社。
- 独立行政法人労働政策研究・研修機構（2004）「外国人労働者をめぐる最近の動き」http://www.jil.go.jp/foreign/jihou/2004_12/taiwan_01.html。
- 栩木誠（2020）「農政展望（第74回）コロナ感染の影響で農業技能実習生が確保難」『農業協同組合経営実務』75（5），pp.98-101，全国共同出版。
- 中原裕美子（2003）「外国人労働者が台湾の雇用と産業構造に与える影響」『日本台湾学会報』日本台湾学会報 第5号，pp.107-128，日本台湾学会。
- 初鹿野直美（2014）「カンボジアの移民労働者制度と現状」山田美和編『東アジアにおける移民労働者の法制度——送出国と受入国の共通基盤の構築に向けて——』研究双書 No.611，pp.215～242，アジア経済研究所。
- 法務省「在留外国人統計」各年版。
- 水野敦子（2020）「日本の農業分野における外国人技能実習生の受入れ：熊本県阿蘇の事例を中心に（特集 外国人労働者の受け入れ：日韓比較に向けて）」『韓国経済研究』17，pp.51-63，九州大学。

（2020年11月24日受理）

Current Status and Issues of Dispatching Foreign Labor to Japan in Southeast Asia

—A Case Study of a Dispatch Organization Survey in Cambodia—

OSHIMA Kazutsugu
NAKAMURA Tetsuya
UCHIYAMA Reo
NISHINO Mayu

In recent years, discussions on the acceptance of foreign labor have become active in Japan, and in response to this, the implementation of new acceptance policies has become a reality. This is due to the fact that labor shortages are becoming a norm in industries where it is difficult to secure a labor force due to factors such as the declining birthrate and aging population in Japan and the declining population.

Such a labor shortage situation is particularly remarkable in the construction industry, agriculture, sewing industry, food manufacturing related industry, fishery processing industry, welfare and nursing related industry, inn hotel.

中国人旅行者の観光土産のブランド認知

——人気観光土産に対するブランド態度と消費者関与——

辻 本 法 子

1. はじめに

2020年初頭からのコロナウイルス感染症の世界的な流行により、旅行者の移動が世界的に制限される事態となり、日本のインバウンド観光のマーケットは大幅に縮小し、2020年のコロナ目標訪日観光客数4000万人に対し、412万人という結果となった（日本政府観光局2021）。しかし、インバウンド観光は重要な我が国の地域振興の政策であり、コロナウイルス感染症の収束後をみすえたインバウンド観光に対するマーケティング・コミュニケーション戦略に有用なインバウンド旅行者の購買行動に関する知見を得ることが重要である。

観光庁（2020）によると、訪日外国人旅行者数は2019年には過去最高の3188万人（前年比2.2%増）となった。2019年の訪日外国人の旅行消費の総額は4兆8135億円¹⁾で、2012年の1兆1000億円以降8年連続で対前年増が続いている。旅行消費総額のうち、観光土産の購買とみなせる買物代²⁾は1兆6690億円（前年比5.9%増）であり、そのうち中国人旅行者は9365億円（前年比15.5%増）と、全体の56.1%を占めており、観光土産のインバウンド消費において主要なターゲットであるといえる。

図表1は、2019年の訪日中国人旅行者の商品カテゴリ別の買物の購買率と金額を前年の2018年と比較したものである。買物全体の購買率は前年と比較して0.6ポイント増加しているが、金額は5,458円の減少となっている。最も購買率が増加した商品カテゴリは菓子類で、前年と比較して6.8ポイント増加している。次いで、その他食品・飲料・たばこ（前年比4.5ポイント増）、衣類（前年比3.5ポイント増）の順になっている。一方最も購買率が減少した商品カテゴリは電気製品で、前年と比較して3.4ポイント減少している。次いで、生鮮農産物（前年比1.1ポイント減）、靴・かばん・革製品（前年比0.6ポイント減）の順になっている。高級ブランドなど贅沢品など専門品に近い特徴をもつ商品カテゴリの購買率が減少し、繰り返し購入が生じやすい最寄り品や買い回り品に近い特徴をもつ商品カテゴリの購買率が増

1) 空港中心に実施していた消費額調査を、2018年より短期滞在の傾向があるクルーズ客も調査対象に加えている。

2) 観光庁の消費動向調査（2018）において、買物代を土産品の購買とみなして分析をおこなっているため、本研究においても買物代を観光土産の購買とみなしている。

キーワード：観光土産、ブランド認知、消費者関与、インバウンド、中国人旅行者

加する傾向にあるといえる。

最も購買金額が減少した商品カテゴリは、宝石貴金属で、前年と比較して26,776円の減少となっている。次いで、時計・フィルムカメラ（前年比9,581円減）、健康グッズ・トイレタリー

図表1 訪日中国人旅行者（観光・レジャー目的）の商品カテゴリ別買物代内訳

商品カテゴリ	2019年		2018年		購買率 増減	購買金額 増減額
	購買率	購買金額	購買率	購買金額		
菓子類	77.8	9,354	71.0	10,291	6.8	- 937
酒類	12.4	10,524	12.6	10,228	- 0.2	296
生鮮農産物	4.6	4,523	5.7	5,862	- 1.1	- 1,339
その他食料品・飲料・たばこ	37.5	9,635	33.0	11,806	4.5	- 2,171
化粧品・香水	83.4	51,630	82.5	54,355	0.9	- 2,725
医薬品	52.9	21,767	51.9	24,005	1.0	- 2,238
健康グッズ・トイレタリー	24.3	20,155	24.2	24,642	0.1	- 4,487
衣類	41.2	27,983	37.7	30,333	3.5	- 2,350
靴・かばん・革製品	26.6	49,240	27.2	40,730	- 0.6	8,510
電気製品（デジタルカメラ／PC／家電等）	15.8	30,425	19.3	33,834	- 3.5	- 3,409
時計・フィルムカメラ	6.5	76,870	6.9	86,451	- 0.4	- 9,581
宝石・貴金属	2.1	90,895	2.0	117,671	0.1	- 26,776
民芸品・伝統工芸品	8.9	9,033	6.9	11,881	2.0	- 2,848
本・雑誌・ガイドブックなど	3.7	5,668	3.1	6,834	0.6	- 1,166
音楽・映像・ゲームなどソフトウェア	3.7	14,359	3.8	17,903	- 0.1	- 3,544
その他買物代	5.5	20,610	3.4	17,897	2.1	2,713
買物全体	99.7	111,250	99.1	116,708	0.6	- 5,458

単位：％，円

観光庁「訪日外国人消費動向調査（2019年，2018年）」より筆者作成

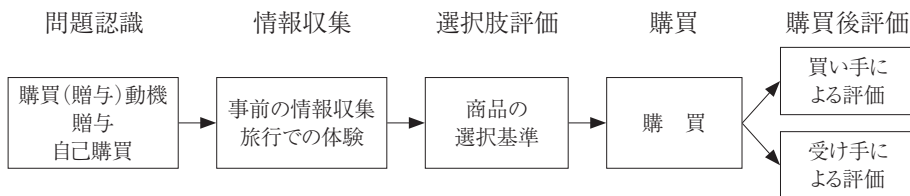
（前年比4,487円減）の順になっている。購買金額においても、専門的な特徴を持つ商品カテゴリの減少額が大きい。これは、繰り返し日本を訪れる中国人旅行者（リピーター）が増加し、購買される商品がリピート購買の生じやすい最寄り品や買い回り品に変化している可能性を示唆している。

観光土産の消費拡大のためには、観光土産として購買された商品を、その後の定期的な購買（リピート購買）につなげる必要がある。ITの発展により参入が容易になったオンライン・ショップは、観光土産として購買された特産品のリピート購買の有力な販路となる可能性を秘めている（辻本2015）。ただし、旅行者が帰国後のリピート購買を行うためには、観光土産として購買した商品の企業名や製品名を記憶し、リピート購買の際に再生できることが必要である。そこで本研究は、日本のインバウンド観光のマーケットが過去最大となった2019年に日本を訪れた中国人旅行者を対象にインターネット調査をおこない、彼らの観光土産の主要購買商品カテゴリである菓子のブランド認知やブランド態度に焦点をあてて論ずる。

2. 先行研究

消費者の購買意思決定プロセスでは、意思決定は「問題認識」、「情報探索」、「選択肢評価」、「購買」、「購買後評価」の順におこなわれる（Blackwell et al. 2006）。図表2の消費者の購買意思決定プロセスにもとづく観光土産の購買意思決定モデルによると、観光土産の具体的な購買の意思決定は、まず購買者が自分のためや、第三者に贈与するために観光土産を購入したいという動機が生じ、次に、旅行前にガイドブックやインターネットなどのメディア、家族友人などのクチコミなどから現地や観光土産に関する情報が収集されるとともに、旅行中における食事や観光施設での多様な体験により収集される情報が追加され、これらの情報から、購買者は観光土産の商品の選択肢を評価する商品評価基準を形成していくことで、購買に至り、購買後には、商品についての評価がなされる（辻本ら 2013）。最後に、観光土産は購買者自身が消費する場合と、購買者が第三者へ贈与する場合があり、購買者自身への観光土産の場合は購買者（買い手）による購買後評価が、贈与された受け手がいる場合には双方により評価される。

図表2 消費者の購買意思決定プロセスにもとづく観光土産の購買意思決定モデル



辻本ら (2013) 231 頁より引用

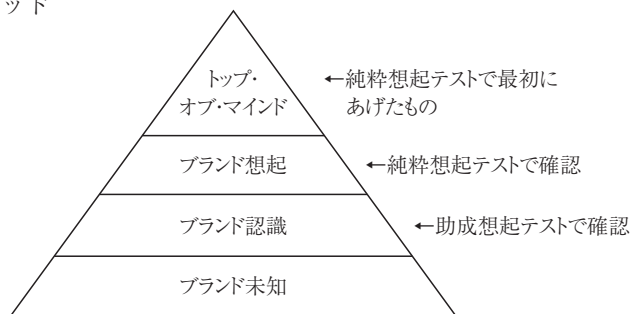
購買意思決定プロセスの「情報収集」の際には、購買者の旅行前における情報収集や、旅行中の体験を通して情報が収集されるが、情報を取得しようとする動機づけは、個々人の消費者の関与の程度に影響される。関与とは個人の動機付けられた状態を定義するものであり、消費者がある対象に関して知覚する重要性や興味、愛着、覚醒、活性化などの程度を意味する（Laaksonen 1994）。つまり、消費者の関与の程度が観光土産のブランド認知の状態に影響を及ぼしていると考えられる。

ブランド認知とは、あるブランドがある商品カテゴリに明確に属していることを、潜在的購買者が認識あるいは想起することができることである（Arker 1991）。ブランド認知のレベルはブランドを知っているという感覚から、その製品クラスではそれしかないという信念に至るまで様々であり、Arker (1991) による認知のピラミッドは、ブランド認知の3つのレベルを表したものである（図表3）。ブランド認知はブランド認知の最低限のレベルであり、ブランド名を提示しそのブランド名を聞いたことがあるかどうかを確認する助成想起テス

トで確かめられる。次のレベルはブランド想起で、ある商品カテゴリを示しブランド名をあげさせる純粋想起テストで確かめられる。ブランド想起はブランド認識よりもかなり困難な作業であり、ブランド想起がなされるためには、回答者の心の中にブランドがより強固な地位を占めていることが必要であるとされ、さらに、純粋想起テストの際に最初にあげたブランド（第一想起ブランド）が、回答者の心の中のトップの認知（トップ・オブ・マインド）という特別の地位を獲得しているとみなされる（Arker 1991）。

ブランド想起は、買物リストに載せることや、契約（リピート購買）の決定的な要因になり、ブランドを単に記憶しているという以上のシグナルであるとされる（Aaker 1997）。つまり、観光土産の企業名や製品名などのブランド名を中国人旅行者がブランド想起できるか否かが、リピート購買が発生するための重要な要因になると考えられる。

図表3 認知のピラミッド



出典：Arker (1991) 84 頁をもとに筆者作成

ブランド認知はブランドに対する態度（ブランド態度）を構成する要素のひとつであり、ブランド態度は、認知（Cognition）、感情（Affect）、行動（Behavior）の3要素から形成される³⁾（Lavidge and Steiner 1961, Solomon 2014）。認知、感情、行動の3つの要素のうちどれが最初に来るものなのかは、状況に応じて変化するとされる。

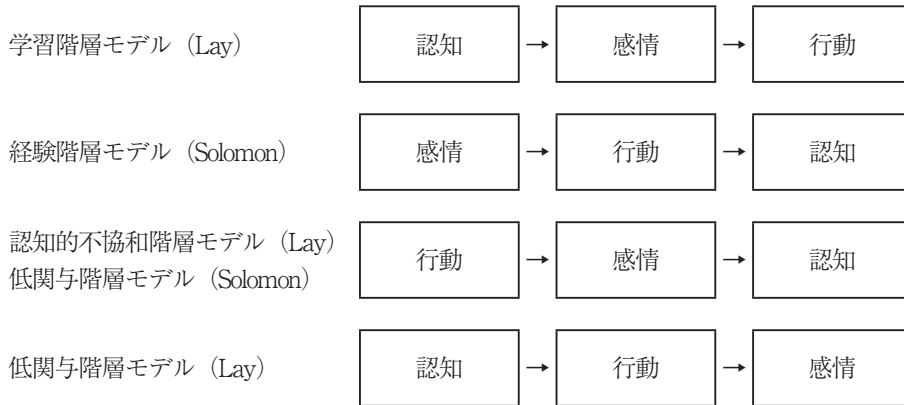
Lay (1973) は構成要素の順番を、以下の3つの階層効果モデルを仮定して論じている（図表4）。認知 → 感情 → 行動の順番の学習階層モデル（The learning hierarchy process）、行動 → 感情 → 認知の順番の認知的不協和階層モデル（The dissonance-attribution hierarchy process）、認知 → 行動 → 感情の順番の低関与階層モデル（The Low-Involvement hierarchy process）であり、関与が高く、製品差別化が認知される場合に学習階層モデルの態度形成がなされ、関与が高い場合でも製品差別化が認知されない場合は認知的不協和モデルの態度形成となるとしている。また、Solomon (2014) は、行動 → 感情 → 認知の順番のモデルを低関与階層（Low - Involvement Hierarchy）とみなし、さらに、感情 → 行動 → 認知の順番を経験階層モデル（Experiential Hierarchy）としている。

3) Lavidge ら (1961) は、ブランド態度の3要素を Cognitive, Affective, Conative と表現している。

田中（2006）によると学習階層モデルでは、まず消費者のブランドの知識形成がなされ、次に消費者のブランドに対する属性が評価され感情が形成され、最後に購買などの行動がなされることで態度が形成される。低関与階層モデルでは、最初はブランドに対する限定された知識で購買などの行動が実行された後に、感情が生じて態度が形成される⁴⁾。経験階層モデルでは最初にテレビ広告などで消費者の快楽的な感情が形成され、購買などの行動がなされ、知識を得たのちに態度が形成される。

低関与階層に関する態度形成では、Lay と Solomon で異なった仮説が提案されているが、限定された知識を認知とみなすか否かで順番が異なっており、浅い認知 → 行動 → 感情 → 深い認知が想定された上での相違であるとみなせる。このことから、階層効果モデルの認知は、浅い認知であるか深い認知であるのかが厳密に定義されずに使用されているといえる。

図表4 階層効果モデル



出典：Lay (1973) ,Solomon (2014) 303 頁 をもとに筆者作成

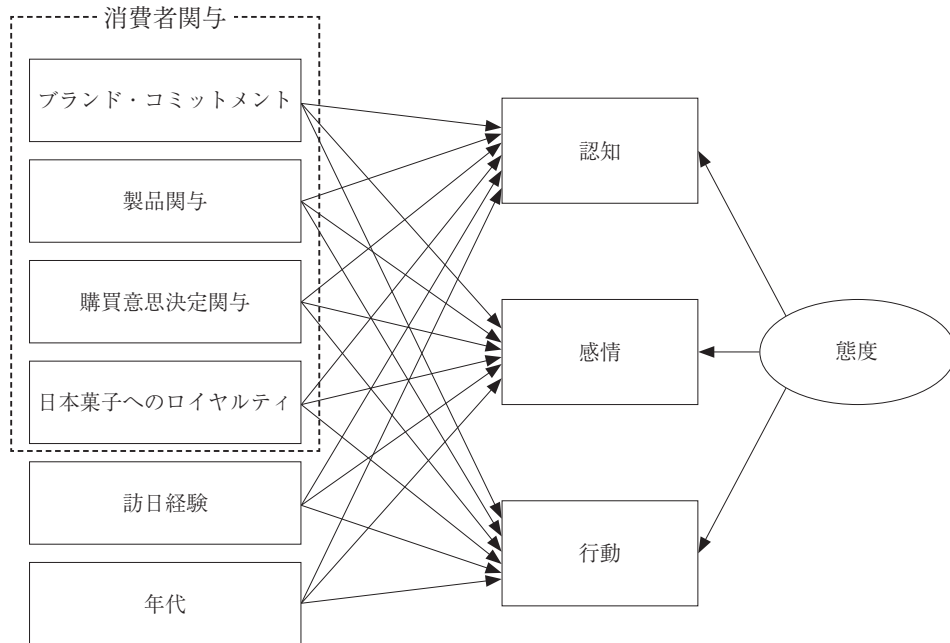
観光土産ブランドにおいても、旅行者の関与の程度などによって、ブランド態度の要素の階層は異なると考えられる。例えば、旅行土産に関して関与の高い消費者は、学習階層モデル的なブランド態度を形成するが、ブランド自体が他の観光土産ブランドと製品差別化ができていない場合は、旅行者の関与が高い場合であっても認知的不協和階層モデル的なブランド態度の形成になっている可能性がある。旅行土産ブランドとブランド態度の階層効果をあきらかにすることは、リピート購買に有効なマーケティング・コミュニケーションの施策を講じるために必要なことであると考えられる。

観光土産ブランドとブランド態度の形成の関係について論じるためには、まず認知、感情、行動の3つのブランド態度の構成要素と、消費者関与がどのような関係にあるのかを明らかにする必要がある。そこで、本研究では図表5の中国人旅行者のブランド態度に関する検証

4) 田中（2006）の認知 → 行動 → 感情の低関与階層モデルに対する説明。

モデルを用いて、中国人旅行者が観光土産に多く選択される菓子のブランドに対する態度と消費者関与の関係を検証する。さらに、中国人旅行者の訪日経験の程度ならびに消費者属性である年齢をモデルに加え、消費者関与と過去の経験がブランド態度に及ぼす影響を分析する。

図表5 中国人旅行者のブランド態度に関する検証モデル



分析に使用する消費者関与に関する尺度については、青木ら（1988）によるブランドに対する消費者の愛着等を主な成分とするブランドに対する関与（ブランド・コミットメント）の程度を反映した4項目、製品の使用を通しての自己表現への関心を主たる成分とする、製品に対する関与（製品関与）の程度を反映した5項目、購買意思決定の適切性についての関心を主たる成分とする購買意思決定とそれに伴う情報処理に対する関与（購買意思決定関与）の項目をふまえた質問項目を設定する（図表6）。ブランド・コミットメントと製品関与は、消費者個人がある特定の対象物（製品、ブランドなど）に対して示す関与のことで、その対象物と消費者個人の価値体系とのかかわりにおいて規定される対象特定の関与であり、購買意思決定関与は、ある特定の状況における何らかの課題の達成を契機として喚起される関与のことで、達成すべき課題の重要性と消費者個人の価値体系の関わり合いの中において規定される状況（課題）特定の関与である（青木 1990）。

また、井上（2009）はブランド・コミットメントが感情的な側面から取り上げられてきたが、関与におけるブランド・コミットメントは対象に対する信頼や愛着といった一般的な感情以上の、排他的で強い思い入れを有する陶酔的な要素を含んでいる可能性があるとし、感

情的コミットメントと陶酔的コミットメントの尺度を提案している。

日本の観光土産に対するブランド態度には、商品カテゴリに対するブランド・コミットメントの程度に加え、日本の製品であるからといった、日本製に対する強い愛着や陶酔が関係している可能性がある。そこで、日本製の菓子であることに対するコミットメントの尺度（日本菓子へのロイヤルティ）として井上の尺度項目をふまえた質問項目を設定する。

図表6 日本の菓子カテゴリの消費者関与に関する質問項目

構成概念	質問項目
ブランド・コミットメント	<ul style="list-style-type: none"> ①お気に入りの銘柄（ブランド）がある ②次回にも購入したい銘柄（ブランド）がある ③他の銘柄（ブランド）の価格がいくら安くなっても購入する銘柄（ブランド）を変えない ④自分の好みにあった銘柄（ブランド）がある
製品関与	<ul style="list-style-type: none"> ⑤食べて楽しい気分になれる商品である ⑥購入、消費する銘柄（ブランド）に愛着のわく商品である ⑦購入、消費する銘柄（ブランド）によって、個性が反映される商品である ⑧自分らしさを表現するのに必要な商品である ⑨この商品について豊富な知識を持っている
購買意思決定関与	<ul style="list-style-type: none"> ⑩商品についての情報を集めたい商品である ⑪銘柄（ブランド）間でいろいろな特徴を比較してから購入する ⑫多少時間やお金をかけても、品質の良いものを買いたい ⑬いつもとは違う銘柄（ブランド）を購入する時、期待どおりであるかどうか心配である ⑭できる限り時間をかけて慎重に銘柄（ブランド）を選ぶ
日本菓子へのロイヤルティ	<ul style="list-style-type: none"> ⑮日本の菓子だったら、多少ほかのブランドより高くても買う ⑯日本の菓子は自分にぴったり合っている ⑰日本の菓子を信頼している ⑱日本の菓子に対して愛着や親しみを抱いている

青木ら（1988）、井上（2009）の項目をもとに作成

3. 調査概要

調査は、2019年に日本を訪れた中国人旅行者（北京、上海、広州、深圳の20代から60代の居住者）で観光土産に食品を購入した者を対象に、2020年3月6日から3月18日の期間でインターネット調査会社（マクロミル）経由で実施した。有効回答数は443（男性197、女性246）である。

質問項目は、回答者の属性（性別、年齢、居住地、世帯月収、職業）、日本への観光経験（回

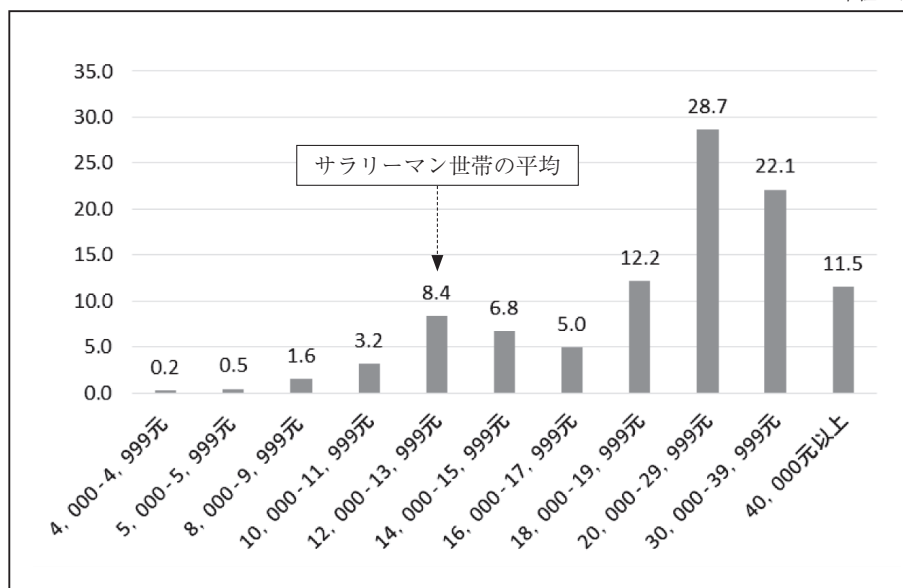
数),直近の旅の滞在日数・訪日地域,購買観光土産の商品カテゴリ,金額,最も気に入った観光土産(食品)の製品名・カテゴリ・贈与対象・購買店舗・選択理由(2件法),消費者関与尺度に関する項目,日本の菓子カテゴリについての純粹想起,菓子カテゴリを中心に60ブランド⁵⁾に関する認知の有無(ブランド態度の認知),好意の有無(ブランド態度の感情),購買の有無(ブランド態度の行動)に関する項目である。

回答者の属性は,会社経営者が3.6%,医師,弁護士,公認会計士などの高級管理専門職が26.6%,建築家,デザイナーなどのクリエイティブ系の社員が24.8%,普通社員,販売・サービスが27.1%,自営・自由業が8.8%,その他が1.1%となっている。

回答者の世帯月収は,2万元以上3万元未満が28.7%と最も多く,次いで3万元以上4万元未満(22.1%),4万元以上(11.5%)となっている⁶⁾(図表7)。世帯月収が2万元未満は37.7%であり回答者の約3分の2が2万元以上の収入がある。甘ら(2017)の調査によると2017年の中国の全世帯の平均年収は8.4万元(月収換算で0.7万元)であり,そのうちサラリーマン世帯の平均年収が15.4万元(月収換算で1.3万元)であることから,回答者のほぼ9割がサラリーマン世帯の平均以上の経済力を持ち,回答者の3割以上がサラリーマン世帯の平均の2倍以上の収入がある。

図表7 回答者の世帯月収

単位: %



回答者の訪日経験は,今回が初めての訪日が全体の15.8%であり,8割以上がリピーターである。最も多い訪日回数は2回(20.8%),次いで3回(20.3%),4回(13.1%)であり,ヘビー

5) ブランドの選択にあたっては,辻本(2018)の30ブランドを基本に,製品名または企業名を追加して設定している。

6) 1元を約16円とすると,2万元は32万円,3万元は約48万円,4万元は約64万円である。(2020年調査実施時点)

ユーザーとみなせる5回以上の訪日回数の回答者が30.0%となっている(図表8)。

回答者の滞在日数は、最も多いのが7日で全体の19.9%となっている。次いで5日(16.7%)、6日(13.5%)であり、6割強の回答者が1週間以内の滞在となっている。

図表8 回答者の訪日回数と滞在日数

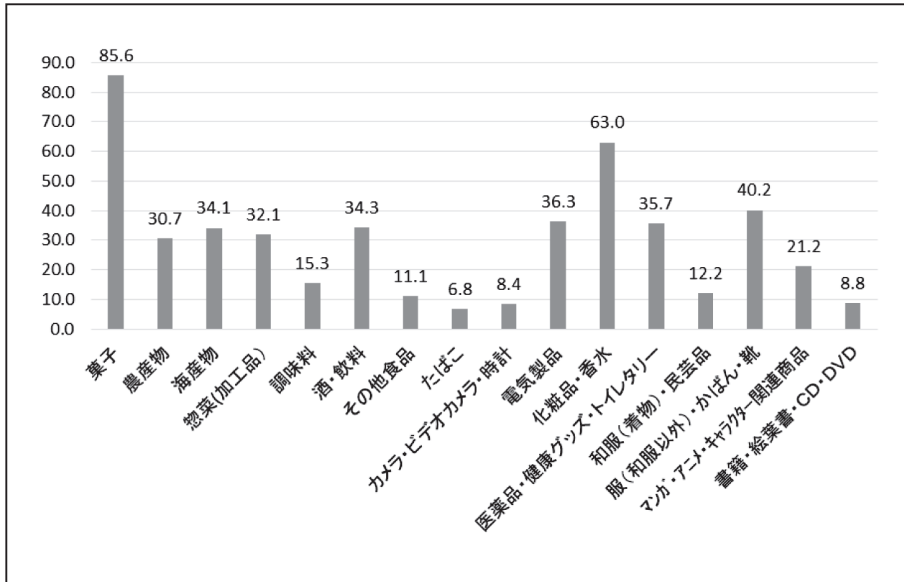
単位：人、%

訪日回数	度数	構成比	滞在日数	度数	構成比
1回	70	15.8	3日	21	4.7
2回	92	20.8	4日	40	9.0
3回	90	20.3	5日	74	16.7
4回	58	13.1	6日	60	13.5
5回	47	10.6	7日	88	19.9
6回	29	6.5	8日	36	8.1
7回	15	3.4	9日	30	6.8
8回	19	4.3	10日	29	6.5
9回	6	1.4	11日以上	65	1.8
10回以上	17	3.8	合計	443	100.0
合計	443	100.0			

回答者の観光土産の平均購買金額は334,072円(標準偏差1206121.3)、中央値は100,000円、最頻値も同じく100,000円であった。その中の食品の平均購買金額は77,294円(標準偏差209691.9)、中央値は26,500円、最頻値は30,000円であった。購買商品カテゴリは、菓子が最も多く全体の85.6%、次いで化粧品・香水(63.0%)、服(和服以外)・かばん・靴(40.2%)、電気製品(36.3%)、医薬品・健康グッズ・トイレタリー(35.7%)、酒・飲料(34.3%)、海産物(34.1%)の順になっている⁷⁾(図表9)。

図表9 購買商品カテゴリ

単位：%



7) 本調査データは、観光土産に食品を購入した訪日中国人旅行者に限定したものであり、スクリーニング調査の際の回答では食品の購買は全体の73.1%であった。

4. 分析結果

4.1 観光土産の選好ブランド

2019年の訪日で最も気に入った購買観光土産を質問した結果、最も回答が多かったブランドは「白い恋人」で、全体の15.3%となった(図表10)。回答は製品名(個別ブランド)と企業名(企業ブランド)を分けて記述できる方法を採用している。「白い恋人」と回答した者のうち、個別ブランドと企業ブランドを正確に回答した者は32.4%(22名)で、企業名に「白い恋人」と回答した者は42.6%(29名)であった。次に回答が多かったのが「不二家」で6.1%、続いて「明治」(4.1%)、「森永」(3.6%)、「カルビー」(2.5%)の順になっている。上位21ブランドのうち、製品名である個別ブランドは7ブランド、企業名である企業ブランドは11ブランド、地域の特産品である地域ブランドは3ブランドであり、約半数が企業ブランドとなっている。地域ブランドでは神戸牛肉の回答が最も多い(2.0%)。

この結果から、「白い恋人」が他のブランドと比較して高い回答率となっていることがわかる。また上位21ブランドのうち、菓子カテゴリに属すると思われるものが18ブランドであり、上位7ブランドまで菓子カテゴリとなっている。よって、観光土産の選好商品カテゴリはとして菓子カテゴリが主要なカテゴリであるといえる

図表10 購買観光土産のうち最も気に入ったブランド

単位：人、%

ブランド種別	ブランド	度数	構成比	ブランド種別	ブランド	度数	構成比
個別B	白い恋人	68	15.3	企業B	六花亭	7	1.6
企業B	不二家	27	6.1	企業B	日清	7	1.6
企業B	明治	18	4.1	地域B	沖縄黒糖	7	1.6
企業B	カルビー	11	2.5	企業B	三立	6	1.4
企業B	森永	16	3.6	企業B	サントリー	5	1.1
個別B	じゃがポックル	9	2.0	個別B	どらやき	5	1.1
企業B	ロイズ	9	2.0	企業B	ブルボン	5	1.1
地域B	神戸牛肉	9	2.0	地域B	長崎カステラ	5	1.1
個別B	ポッキー	8	1.8		その他	119	26.9
企業B	丸京	8	1.8		一般名詞	57	12.9
個別B	東京バナナ	7	1.6		忘れた	16	3.6
個別B	きのこの山	7	1.6				
個別B	ブリッツ	7	1.6	合計		443	100.0

ブランド名を回答できなかった回答者は全体の3.6%であり、チョコレートや寿司などの一般名称を回答した者は12.9%であった。このように8割以上の訪日中国人旅行者が購買観光土産のブランド名を認知している。

4.2 ブランド認知

中国人旅行者が帰国後に観光土産として購入した商品をリピート購入する場合、他者に贈与する目的ではなく、自らが消費するために購入を行うことが多いと考えられる。そこで、観光土産で選好されることが多い商品カテゴリである菓子カテゴリに焦点をあて、ブランド認知について純粹想起テストと助成想起テストを実施した⁸⁾。純粹想起は回答者に「日本の菓子ブランド」のカテゴリのな手がかりを与えブランド名をあげてもらい、最初にあげたブランドをトップ・オブ・マインド、それ以外の純粹想起ブランドをブランド想起として集計している。助成想起テストでは、日本の菓子の個別ブランド、企業ブランド、地域ブランドなど60ブランドを提示し⁹⁾、ブランド名を知っているかどうかを確認している。助成想起テストで知っているとは回答した回答者のうち、トップ・オブ・マインドとブランド想起を除いた回答者数をブランド認識として集計し、知らないとは回答した回答者をブランド未知として集計している（図表11）。

図表11 回答者の日本の菓子カテゴリのブランド認知¹⁰⁾

単位：人、%

ブランド種別	ブランド	トップ・オブ・マインド		ブランド想起		ブランド認識		ブランド未知	
		度数	比率	度数	比率	度数	比率	度数	比率
個別 B	白い恋人	38	8.6	21	4.7	101	22.8	283	63.9
企業 B	明治	31	7.0	32	7.2	117	26.4	263	59.4
企業 B	不二家	26	5.9	27	6.1	139	31.4	251	56.7
企業 B	ブルボン	18	4.1	9	2.0				
企業 B	森永	17	3.8	15	3.4	67	15.1	344	77.7
個別 B	じゃがポックル	16	3.6	18	4.1	86	19.4	323	72.9
企業 B	日清	16	3.6	11	2.5	134	30.2	282	63.7
企業 B	カルビー	15	3.4	22	5.0	68	15.3	338	76.3
個別 B	ポッキー	14	3.2	8	1.8	130	29.3	291	65.7
企業 B	石屋製菓	13	2.9	7	1.6	38	8.6	385	86.9
企業 B	グリコ	13	2.9	13	2.9	118	26.6	299	67.5
企業 B	丸京	12	2.7	12	2.7	42	9.5	377	85.1
個別 B	東京バナナ	11	2.5	4	0.9	56	12.6	372	84.0
企業 B	三立	9	2.0	8	1.8	39	8.8	387	87.4
個別 B	しるこさんど	8	1.8	4	0.9	79	17.8	352	79.5
企業 B	ロイズ	8	1.8	9	2.0	31	7.0	395	89.2

※比率は四捨五入しているため、4項目の合計が100にならない場合がある。

8) 調査はインターネット上で実施され、純粹想起テストの回答が終了した後に助成想起テストが開始されるよう設定しているため、回答者は自分の知っているブランド名について純粹想起テストに回答する以前に、助成想起テストにおける出題ブランド名を知ることはない。

9) 60ブランドの中で1ブランドを架空のブランド名で提示し、その回答者を不正回答者とみなして除外することで、データの信頼性を担保している。

10) 「ブルボン」は純粹想起テストでは、「布尔本」の外に「波路夢」の回答が複数見られたが、助成想起テストでは「布尔本」の選択肢のみ提示していたためブランド認識は計測できなかった。

最もトップ・オブ・マインド率が高いブランドは「白い恋人」で回答者全体の8.6%であった。このことから、「白い恋人」は観光土産として最も選好されるブランドであると同時に、菓子カテゴリにおいて回答者の心の中により強固な地位を占めているブランドであるといえる。次いで、「明治」(7.0%)、「不二家」(5.9%)の順になっており、観光土産の選好ブランドの上位3ブランドと同じブランドとなっている。純粹想起率(トップ・オブ・マインド率とブランド想起率の合計)が最も高いブランドは「明治」の14.2%で、次に「白い恋人」(13.3%)、「不二家」(12.0%)となっている。

一方、トップ・オブ・マインドとブランド想起、ブランド認識を合わせたブランド認知率が最も高いブランドは「不二家」の43.3%¹¹⁾であり、次に「明治」(40.6%)、「プリッツ」(37.2%)¹²⁾の順になっている。ブランド認知率では「白い恋人」(36.1%)は「不二家」を7.2ポイント下回っている。Arker (1991)の認知のピラミッド(図表3)が示すように、ブランド認知の程度にはレベルがあり、多くの消費者が認識していても純粹想起がなされるブランドと、なされないブランドが存在するため、認知の程度を把握することが重要である。

ブランド想起の上位16ブランドのうち11ブランドが企業ブランドであるが、製品名と企業名が共に入っているのは「白い恋人」とその製造元である「石屋製菓」、「ジャガポックル」とその製造元である「カルビー」、「ポッキー」とその製造元である「グリコ」である。「明治」、「不二家」は企業名のみが想起され、製品名は想起されていない。上位の想起ブランドにおいても、回答者のブランド認知にブランドごとの差異がみられる。

4.3 「白い恋人」のブランド態度と消費者関与の分析

観光土産として最も選好され、日本の菓子カテゴリのブランド認知においてトップ・オブ・マインド率が最も高い「白い恋人」に焦点をあて、ブランド態度と消費者関与の関係について図表5の中国人旅行者のブランド態度関する検証モデルを用いて分析を行う。

まず、観光土産の消費者関与に関する尺度の項目間の内的一貫性を確認するために信頼性分析を実施した。信頼性の係数であるCronbachの α 係数は、ブランド・コミットメントは0.670、製品関与は0.703、購買意思決定は0.568、日本の菓子へのロイヤルティは0.757であった。Cronbachの α 係数は0.6以上が許容範囲で0.7以上が望ましいとされる。購買意思決定の α 係数が0.6を下回っているが、削減しても α 係数が改善する項目はないため、今回はこのまま分析を行う。

4つの因子の観光土産の消費者関与について確認的因子分析を行った結果、モデルの適合度はGFI 0.913, AGFI 0.884, CFI 0.888, RMSEA 0.062となり、モデルには一定の説明力がある。

11) 比率の合計ではなく認知人数/全体の率で計算している。

12) トップ・オブ・マインド率が0.9%、ブランド想起率が0.9%、ブランド認知率が35.4%であるため、トップ・オブ・マインド率の順位を基に作成した図表12には入っていない。

ることが確認できた。次に回答者ごとの4つの因子の因子得点を算出し、ブランド・コミットメント変数、製品関与変数、購買意思決定関与変数、日本菓子ロイヤルティ変数を作成した¹³⁾。

中国人旅行者のブランド態度に関するモデルの分析に使用する推定法はベイズ推定（マルコフ連鎖モンテカルロ法（Markov Chain Monte Carlo, MCMC））を採用する¹⁴⁾。分析にはSPSS社のAmos25を使用する。なお、2値型の順序カテゴリカル変数の分析には、通常の分析における識別のための制約にくわえ、さらにもう一つ制約をおく必要があるため、外生変数の分散を固定して推定をおこなっている（豊田2007）。

推定の結果、検証モデルは収束（収束検定量1.000）がえられた（図表12）。Amosでは、MCMC標本が形成する事後分布の形状と収束統計量を収束判定に用いる（豊田2007）。図表13のとおり、各係数において事後分布の2つのポリゴンが重なる傾向にあること、図表14のとおり、標本間に推定値間に依存関係がない帯状のトレースとなっているために収束は良好であると判断できる。

図表12 ベイズ推定法による「白い恋人」の分析の推定値

係数	平均値	標準誤差	標準偏差	収束統計量	95% 下限	95% 上限
認知<-ブランド態度	0.412	0.000	0.017	1.000	0.379	0.447 *
感情<-ブランド態度	0.399	0.000	0.016	1.000	0.369	0.432 *
行動<-ブランド態度	0.406	0.000	0.017	1.000	0.375	0.439 *
認知<-ブランド・コミットメント	0.413	0.003	0.136	1.000	0.147	0.679 *
認知<-製品関与	-0.319	0.004	0.242	1.000	-0.782	0.159
認知<-購買意思決定関与	-0.129	0.004	0.238	1.000	-0.600	0.336
認知<-日本菓子ロイヤルティ	0.061	0.001	0.026	1.000	0.011	0.112 *
認知<-訪日経験	-0.022	0.000	0.009	1.000	-0.040	-0.003 *
認知<-年代	-0.091	0.000	0.020	1.000	-0.130	-0.052 *
感情<-ブランド・コミットメント	0.294	0.002	0.132	1.000	0.034	0.557 *
感情<-製品関与	-0.237	0.004	0.231	1.000	-0.685	0.217
感情<-購買意思決定関与	-0.050	0.004	0.228	1.000	-0.498	0.396
感情<-日本菓子ロイヤルティ	0.056	0.001	0.024	1.000	0.007	0.104 *
感情<-訪日経験	-0.017	0.000	0.009	1.000	-0.035	0.001
感情<-年代	-0.074	0.000	0.019	1.000	-0.111	-0.037 *
行動<-ブランド・コミットメント	0.338	0.003	0.132	1.000	0.085	0.601 *
行動<-製品関与	-0.203	0.004	0.233	1.000	-0.657	0.254
行動<-購買意思決定関与	-0.157	0.004	0.231	1.000	-0.608	0.292
行動<-日本菓子ロイヤルティ	0.040	0.001	0.025	1.000	-0.008	0.089
行動<-訪日経験	-0.022	0.000	0.009	1.000	-0.040	-0.004 *
行動<-年代	-0.061	0.000	0.020	1.000	-0.099	-0.023 *

*は、ベイズ信用区間に入る推定結果

13) ベイズ推定では、複雑なモデルは事後分布と推定値が求まらない問題が生じる（豊田2007）。そのため、本研究では各因子の因子得点を用いたモデルで分析をおこなう。

14) 態度の3変数が2値のカテゴリカルデータであるために、推定法にはMCMCを採用している。

各パスのなかで95%の下限上限ともベイズ信用区間に入る推定結果となったものは、「ブランド態度」から「認知」(平均値 0.412, 95% 下限 0.379, 95% 上限 0.447, 以下同様), 「感情」(0.399, 0.369, 0.432), 「行動」(0.406, 0.375, 0.439) へのパス, 「ブランド・コミットメント」から「認知」(0.413, 0.147, 0.679), 「感情」(0.294, 0.034, 0.557), 「行動」(0.338, 0.085, 0.601) へのパス, 「日本菓子ロイヤルティ」から「認知」(0.061, 0.011, 0.112), 「感情」(0.056, 0.007, 0.104) へのパス, 「訪日経験」から「認知」(-0.022, -0.040, -0.003), 「行動」(-0.022, -0.040, -0.004) へのパス, 「年代」から「認知」(-0.091, -0.130, -0.052), 「感情」(-0.074, -0.111, -0.037), 「行動」(-0.061, -0.099, -0.023) へのパスである。

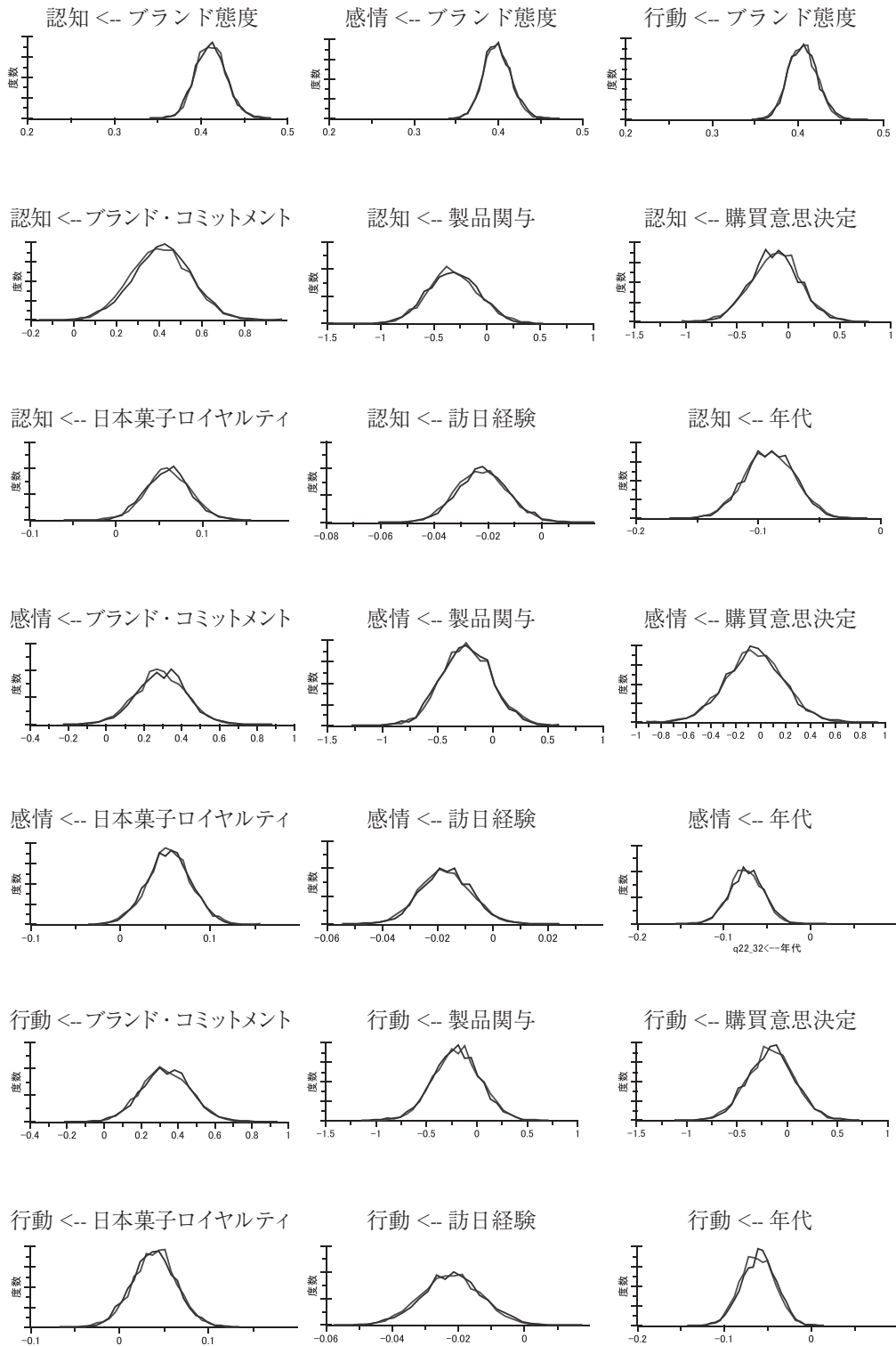
この結果から, ブランド・コミットメントが「白い恋人」のブランド態度の3つの構成要素に正の影響を及ぼしていることが明らかになった。係数の平均値の大きさは認知, 行動, 感情の順になっており, ブランド・コミットメントがブランド態度の認知に対してより影響を及ぼしているといえる。

また, 日本菓子に対するロイヤルティが認知と感情に正の影響を及ぼしていることが明らかになった。係数の平均値は感情よりも認知が大きい。日本菓子ロイヤルティと行動に関係が見られなかった理由は, 本研究が訪日の際に観光土産を購入した経験がある者を対象としたものであり, 「白い恋人」が最も選択される観光土産であるためではないかと推測できる。

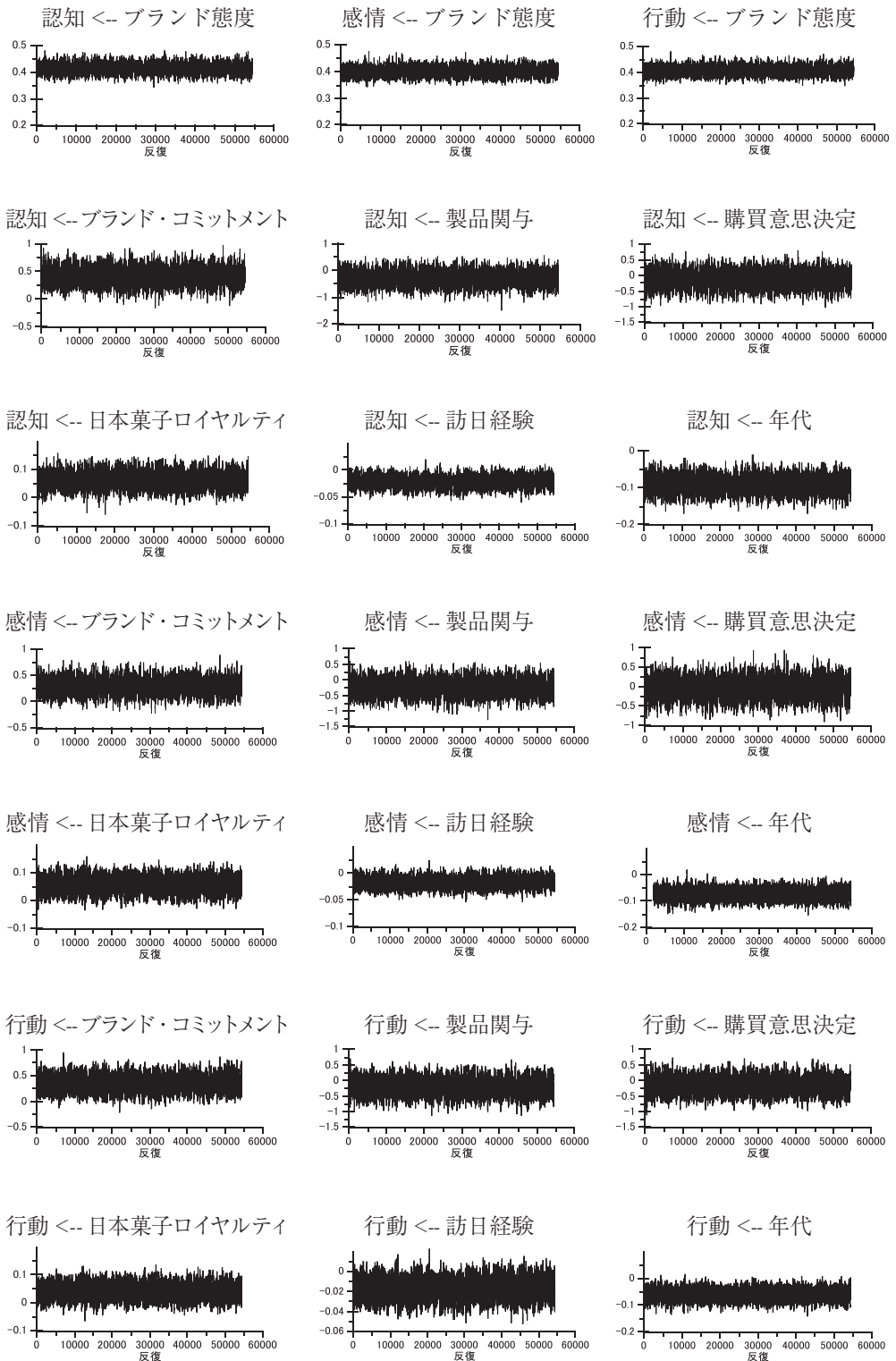
なお, 製品の使用を通しての自己表現への関心である製品関与, 購買意思決定の適切性についての関心である購買意思決定関与とブランド態度の関係は確認できなかった。

訪日経験は認知と行動に負の影響があることから, 訪日経験の浅い回答者が「白い恋人」へのブランド認知や購買をする傾向にあるといえる。年代はブランド態度の3つの要素に負の影響を及ぼしており, 年代の比較的若い回答者が「白い恋人」へのブランド態度を形成する傾向にあるといえる。

図表 13 事後分布のポリゴン



図表 14 収束のトレース



5. まとめと今後の課題

本研究は、日本のインバウンド観光のマーケットが過去最大となった2019年に日本を訪れた中国人旅行者を対象に、彼らの観光土産の主要購買商品カテゴリである菓子のブランド認知に焦点をあて、中国人旅行者のブランド態度に関する検証モデルを用いて、中国人旅行者が観光土産に多く選択される菓子のブランドに対する態度と消費者関与と過去の経験がブランド態度に及ぼす影響を分析した。

結果として、1) 以前の調査と比較して訪日中国人旅行者の購買観光土産のブランド認知の程度は高まっていること、2) 「白い恋人」が観光土産として最も選好されるブランドであると同時に、菓子カテゴリにおいて回答者の心の中により強固な地位を占めているブランド(トップ・オブ・マインド)であること、3) ブランド・コミットメントが「白い恋人」のブランド態度の3つの構成要素に正の影響を及ぼしていること、4) 日本菓子に対するロイヤルティが「白い恋人」のブランド態度の認知と感情に正の影響を及ぼしていること、5) 訪日経験の浅い回答者が「白い恋人」へのブランド認知や購買を行う傾向にあること、6) 年代の比較的若い回答者が「白い恋人」へのブランド態度を形成する傾向にあること、が明らかになった。

この結果から、強い観光土産ブランドに対するブランド態度には、ブランド・コミットメントと日本の菓子へのロイヤルティが関係しているといえる。しかし最も気に入った観光土産を「白い恋人」と回答した者のうち、製品名と企業名を正確に認知しているのは3割である。ブランド想起の上位10ブランドのうち7ブランドが企業ブランドであり、回答者は個別ブランドで観光土産を認知している場合よりも、企業ブランドで認知している場合が多い。企業が中国人旅行者に対してリピート購買を促す戦略を策定する際には、製品名と企業名のどちらを強調したマーケティング・コミュニケーションが有効であるのかを見極める必要がある。さらに、ブランドごとに、中国人旅行者のブランドに対する態度形成の過程は異なっている可能性がある。そのため、ブランドごとの態度形成の過程を把握することが必要である。

Lay (1973) は効果階層モデルにおいて、関与が高く製品差別化が認知される場合に学習階層モデルの態度形成がなされ、関与が高い場合でも製品差別化が認知されない場合に認知的不協和モデルの態度形成がなされるとしている。そこで研究の次の展開として、ブランドごとにブランド態度の構成要素の階層を考慮したモデルを用いて推定を行い、製品差別化に焦点をあてブランドの特徴を分類する予定である。

謝辞 本研究はJSPS 科研費 JP19K12595 ならびに2019年度桃山学院大学特定個人研究費の助成を受けたものです。

【参考文献・資料】

- Aaker, D., 1991, *Managing Brand Equity*, The Free Press. (『ブランド・エクイティ戦略—競争優位をつくりだす名前, シンボル, スローガン』陶山計介・中田善啓・尾崎久仁博・小林哲訳, ダイアモンド社.)
- Aaker, D., 1995, *Building Strong brands*, The Free Press. (『ブランド優位の戦略—顧客を創造する BI の開発と実践』陶山計介・梅本春夫・小林哲・石垣智徳訳, ダイアモンド社.)
- 青木幸弘・斎藤通貴・杉本徹雄・守口剛, 1988, 「関与概念と消費者情報処理: 概念規定, 尺度構成, 測定の妥当性」『ネットワークと流通・マーケティング』, 日本商業学会年報, pp.157-162.
- 青木幸弘, 1990, 「消費者関与概念の尺度化と測定: 特に, 低関与型尺度開発の問題を中心として」『商學論究』, 関西学院大学, 第 38 巻, 第 2 号, pp.129-156.
- Blackwell, R., D., Miniard, P., W., Engel, J., F., 2006, *Consumer Behavior*, Thomson / South - Western.
- 井上淳子, 2009, 「ブランド・コミットメントと購買行動との関係」『流通研究』, 第 12 巻, 第 2 号, pp.3-21.
- 甘犁・魏昆・路曉蒙・趙雨培・趙雨培・王香, 2017, 『中国工薪階層信貸發展報告』西南財經大學中國家庭金融調查研究中心, <https://chfs.swufe.edu.cn/Upload/中国工薪阶层信贷发展报告详细版.pdf>, 2021 年 3 月 14 日ダウンロード.
- Laaksonen, P., 1994, *Consumer Involvement-Concepts and Research*, London: Routledge. (『消費者関与—概念と調査—』, 池尾恭一・青木幸弘訳, 千倉書房.)
- Lavidge, R. and Steiner, G., 1961, "A Model For Predictive Measurements of Advertising Effectiveness," *Journal of Marketing*, vol. 25, 59-62.
- Lay, M., 1973, "Marketing Communications and the Hierarchy-of-Effects," *Marketing Science Institute*, 147-176.
- Solomon, M., 2014, *Consumer Behavior: Buying, Having, and Being* (11th Edition), Pearson.
- 田中洋, 2006, 「消費者行動論序説 (6) 5. 態度と説得 (その 1)」『経営志林』, 法政大学経営学会, 第 43 巻, 第 3 号, pp.13-22.
- 豊田秀樹編, 2007, 『共分散構造分析 Amos 編 - 構造方程式モデリング』東京図書.
- 辻本法子・田口順等・荒木長照, 2013, 「贈与動機が消費者の購買行動にあたる影響—熊本県における観光土産の実証研究—」『桃山学院大学経済経営論集』, 桃山学院大学総合研究所, 第 55 巻, 第 1-2 号, pp. 225-255.
- 辻本法子・荒木長照・朝田康禎・田口順等, 2015, 「観光土産購買における売り手・買い手・受け手の商品評価に関するギャップ~地域活性化のための観光土産開発に向けて~」『観光と情報』第 11 巻, 第 1 号, pp.57-70.

辻本法子, 2018, 「インバウンド観光における中国人旅行者の観光土産の購買行動 - 購買行動の変化とブランド認知について -」『総合研究所紀要』, 桃山学院大学, 第44巻, 第1号, pp.41-55.

『観光白書』令和2年版, 2020, 国土交通省観光庁, <https://www.mlit.go.jp/statistics/content/001348580.pdf>, 2021年2月28日ダウンロード.

「訪日外客統計 2020年12月推計値(報道発表資料)」, 2021, 日本政府観光局, https://www.jnto.go.jp/jpn/statistics/data_info_listing/pdf/210120_monthly.pdf, 2021年3月16日ダウンロード.

「訪日外国人消費動向調査 2018年年間値の推計※確報値」国土交通省観光庁, <https://www.mlit.go.jp/kankocho/siryou/toukei/syouthityousa.html>, 2021年3月16日ダウンロード.

「訪日外国人消費動向調査 2019年年間値の推計※確報値」国土交通省観光庁, <https://www.mlit.go.jp/kankocho/siryou/toukei/syouthityousa.html>, 2021年3月16日ダウンロード.

(2021年3月29日受理)

Brand Awareness of Travel Souvenirs: The Case of Chinese Tourists in Japan

TSUJIMOTO Noriko

Up until 2019, Japan has seen an increase in the number of foreign tourists; the number stood at 32 million in 2019. In fiscal 2019, the number of inbound tourists increased by 2.2% on a year-on-year basis. Travel consumption was valued at JPY4.81 trillion, which is primarily attributable to tourists from China.

This study proposes a new viewpoint on the travel souvenir-related purchasing behavior of Chinese tourists in Japan. The purchase of a travel souvenir is typically a one-time purchase during a visit to a location. To increase the sales of travel souvenirs, it is important to promote repeat purchases. To ensure such purchases, it is necessary to create brand awareness and increase brand accessibility, so that the tourist can easily recall the brand name and place a repeat order even from their home location.

This study focuses on Chinese tourists' brand awareness. Attitude to the brand is constructed of three components: cognition, affect, and behavior. The attitude is affected by consumer involvement. This study developed a validation model and clarified how consumer involvement and Japan-visit experience affected the attitude to "Shiroikoibito," the most popular travel souvenir. The used variables were brand commitment, product involvement, and purchasing involvement toward confectionery, and brand loyalty toward Japanese confectionery, age, Japan-visit experience, and the attitude toward Japanese confectionery brands.

The results revealed the following.

- (1) "Shiroikoibito" was the most popular travel souvenir and the top of mind's brand in Japanese confectionery.
- (2) Brand commitment had a positive impact on the three components of the attitude toward "Shiroikoibito."
- (3) Brand loyalty toward Japanese confectionery had a positive impact on cognition and affect for "Shiroikoibito."
- (4) Japan-visit experience had a negative impact on cognition and behavior for "Shiroikoibito."
- (5) Age had a negative impact on the three components of the attitude toward "Shiroikoibito."

沖縄の少年非行に関する一考察

—1973年から2010年を中心に—

吉田 恵子

要約

本稿は沖縄の子供を取り巻く状況について考察するものである。沖縄では構造的な問題により、最も弱い立場にある子どもは深刻な影響を受けてきた。人口当たり触法少年や犯罪少年を検討すると、ほかの地域とは異なる状況に置かれていることがわかる。有効求人倍率や失業率の値を鑑みても労働市場が逼迫した状況が持続していることが見て取れる。特に子どもの貧困率が高く、2位の大阪のデータと比べても大きく隔たっている。このような要因が少年非行に大きく影響を及ぼしていると考えられる。子どもの貧困を解決する政策が必要とされ、2015年から貧困対策の推進事業が始まり、その支援は拡大している。その効果の程度については今後議論すべきであるが、こうした取り組みが子どもの将来を大きく改善するであろうと考えられる。今後キャリア支援や生涯学習に関してもより幅広い支援が求められる。

1 はじめに

労働市場の逼迫度が犯罪に影響を及ぼすことは広く知られている。労働市場の状況が改善することが犯罪の機会費用を増大させ、特に財産犯に重要な影響を与えられ（Mustard, 2010）。これは少年犯罪においても同じことが考えられる。不景気によって進学や就職が困難であった青少年は将来の展望が持てず、罪を犯した場合の機会費用が大きく下がるために、結果的に犯罪に手を染める可能性が高くなる。本研究は、沖縄の子どもを取り巻く状況を概観したうえで、経済状況が少年犯罪にもたらす影響について議論する。

本稿の構成は以下のとおりである。2章で戦後から現在に至る沖縄の子どもを取り巻く状況を概観し、3章ではデータから沖縄とその他地域の比較を行い、4章で現在実施されている対策について記述する。5章でまとめを行う。

2 沖縄の子どもを取り巻く状況

沖縄の特徴として、島嶼性を考慮に入れることが重要である。竹内（2008）によれば、島

嶼性は隔絶性や周辺性、規模の不経済などの理由からマイナス面を議論されがちであると指摘し、沖縄が島嶼であるがゆえに弱い立場に甘んじざるを得ず、これが遠因となって琉球処分と沖縄線を経て島の5分の1が米軍基地である現在につながったとしている。特に沖縄戦において全土が焦土と化し、人々の生活基盤である農業及び水産業などの産業も破壊されることとなった。

中野（2011）は、戦後沖縄の児童福祉と少年非行について以下のように記述している。1946年6月の時点で、多くの戦災孤児が存在し、同年8月までに12カ所の孤児院と養老院が開設された。1947年から保育のデイサービスも那覇と首里で始まった。その後、戦災孤児の問題にかわって少年の不良化が問題となった。1950年代の始めごろ、軍物資窃盗など非行が多発し、社会問題化しつつあった。軍施設に立ち入った少年は軍事裁判にかけられ少年刑務所に収監されることが多く、心身の発達や生育環境が省みられることはほとんどなかったとされる。1952年に琉球政府が設立した後も少年非行は衰えることはなかった。さらに基地建設工事ブームと朝鮮戦争特需によるスクラップブームが拍車をかけた。敗戦は家庭の破壊、経済不況、道徳の頹廃をもたらし、弱い立場である子どもに大きく悪い影響を与えた。こうした社会環境の中で、戦災孤児、街頭浮浪児の問題、増加する青少年の非行が大きな社会問題であり続けたのである。

戦後沖縄における子どもの生活環境を概観した山内（2012）は、米軍統治下の児童福祉政策の脆弱性と就学前教育の未整備に言及している。戦後10年たっても児童の人身売買が行われ、1961年から1964年の3年間で46名が計上されていると指摘する。本土復帰後も困難は続き、本土復帰を記念して開催された沖縄海洋博覧会後の不況が家庭生活に影響し、1977年の養護相談は復帰後の2倍に増えたとされる。

復帰後の政策として、第1次沖縄振興開発計画、第2次沖縄振興開発計画、第3次沖縄振興開発計画、沖縄振興計画が挙げられる。これらの政策は本土との格差是正、自立発展の基礎条件の整備、民間主導の自立型経済の構築を目的とした施策である。その結果、社会資本の整備による県民の利便性の向上や、観光産業の伸びや情報通信関連産業の集積などに一定の成果が上がったとされる。その一方で、全国一律の制度・政策だけでは解決できない沖縄特有の課題を浮き彫りとしている。

山内（2012）は、2008年の少年の深夜徘徊は全国平均の2倍、飲酒による補導は全国の6倍の頻度であり、深刻な状況であると強調している。構造的な問題としての貧困は解消が困難であり、個人の努力で解決できるものではないのである。次章では沖縄の状況を全国平均や大阪のデータとの比較を試みる。

3 データから見る少年非行

戸室（2016）によれば、沖縄の子どもの貧困率は一貫して高く、2012年37.5%と全国平均13.8%のおよそ3倍であり、2位の大阪21.8%と比べても大きく隔たっている。本章では、沖縄の少年非行に関するデータを全国平均や大阪と比較検討する。2011年以降のデータは

全国平均の値に東日本大震災の影響が大きい時期が含まれているため、本研究では扱わないこととした。まず、触法少年について考える。触法少年とは、14歳未満で触法行為をしたもののことを指す。

図1：人口千人当たり触法少年数

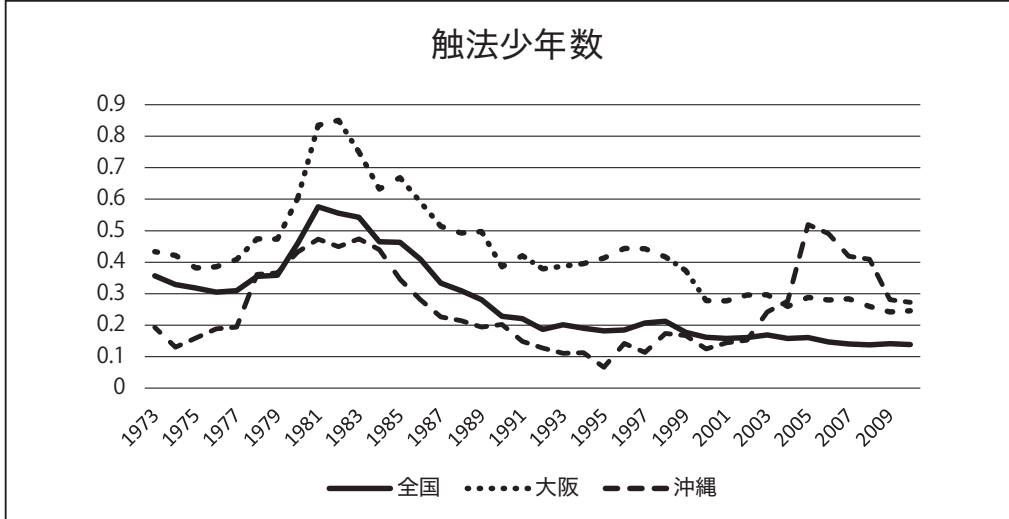


図1は人口千人当たりの触法少年人数を1973年から2010年までグラフにしたものである。1978年まで沖縄の触法少年は全国平均と比べても低い。その後全国平均まで上昇しているのは、沖縄海洋博覧会後の不況が家庭生活に悪影響をもたらした可能性が考えられる。その後は全国平均と同じかそれ以下で推移しているが、2000年代初頭に急上昇を見せ、全国平均のみならず大阪の触法少年の値を上回っている、しかし、2005年にピークを迎えその後は落ち着きつつある状況である。一方大阪の触法少年の値は全国平均と同じ形状をとるものの、一貫して全国平均よりも高い値を示している。

図2：人口千人当たり犯罪少年数

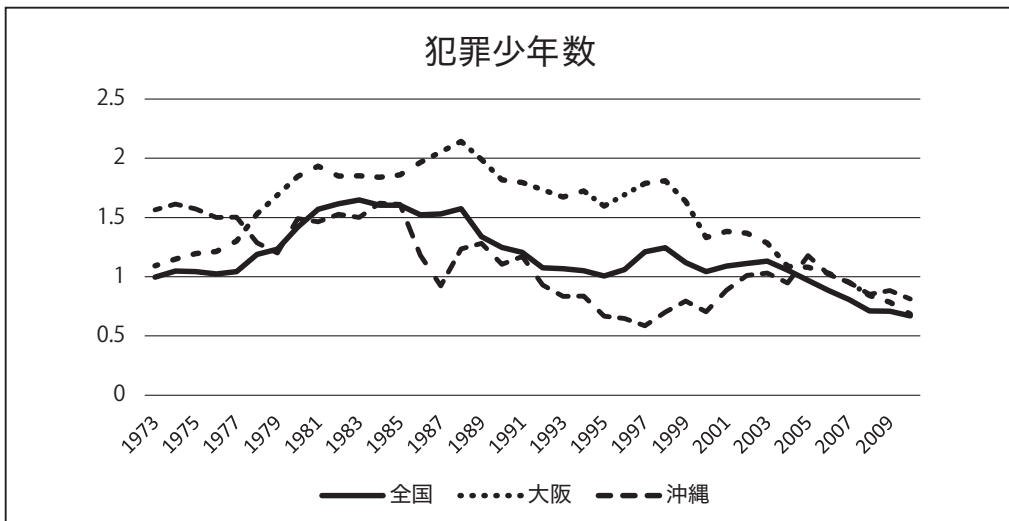


図2は1973年から2010年にかけての人口当たり犯罪少年の人数を表している。犯罪少年とは、14歳から20歳未満で罪を犯した者を指す。沖縄の犯罪少年の人数は1973年から1977年にかけて全国平均より高い水準であるものの、その後全国平均と同水準となり、1987年には大きく下降している。その後上昇するものの1997年まで下降を続けている。上方トレンドに転じた後は2005年まで増加し、その後下降に転じている。一方、大阪の犯罪少年の人数はすべての期間を通じて全国平均よりも高い水準を維持している。このため、人口千人当たりの少年非行に関しては大阪のほうがより深刻であると考えられる。

沖縄の犯罪少年の推移は2000年以降の動きは触法少年と似た動きをしている。ただし、全国平均との比較では触法少年のほうが高い水準であるため、この時期に非行の低年齢化が進んだ可能性が考えられよう。また、大阪の触法少年と犯罪少年の推移は全国平均と同じ似た形状を取る一方で、沖縄の触法少年と犯罪少年の推移は違う動きをしている点が特徴的である。これは、海に隔てられた沖縄において、ほかの都道府県とは違った状況と要因が存在すると考えられる。

山内(2012)は沖縄の貧困は現在のみ問題ではなく、戦後から続いてきたものであると指摘する。そして、最も問題なのが夜に親がいないことであると主張している。それがしつけや生活習慣に影響して少年犯罪や再犯率につながっていると結論付けている。このため、経済状況の指標である有効求人倍率と失業率の比較を行う。

図3：有効求人倍率

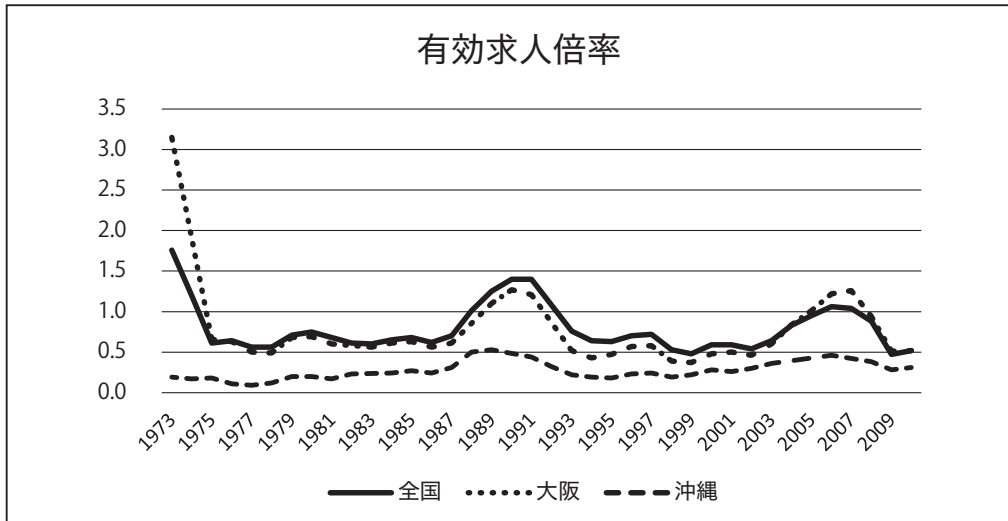


図3は1973年から2010年までの有効求人倍率をグラフにしたものである。全国の有効求人倍率と比較すると、大阪の有効求人倍率はほぼ同じ形状であるが、沖縄の有効求人倍率は0.5以下で推移している。有効求人倍率が1以下であるということは、求職者1人に対して1つ以上のポジションが確保できないということであり、すべての期間において沖縄県の労働市場が逼迫した状況であることがうかがえる。沖縄経済は補助金や基地という公的部門に依存している構造であり、この構造が有効求人倍率を低い水準にとどめているといえよう。

図4：完全失業率

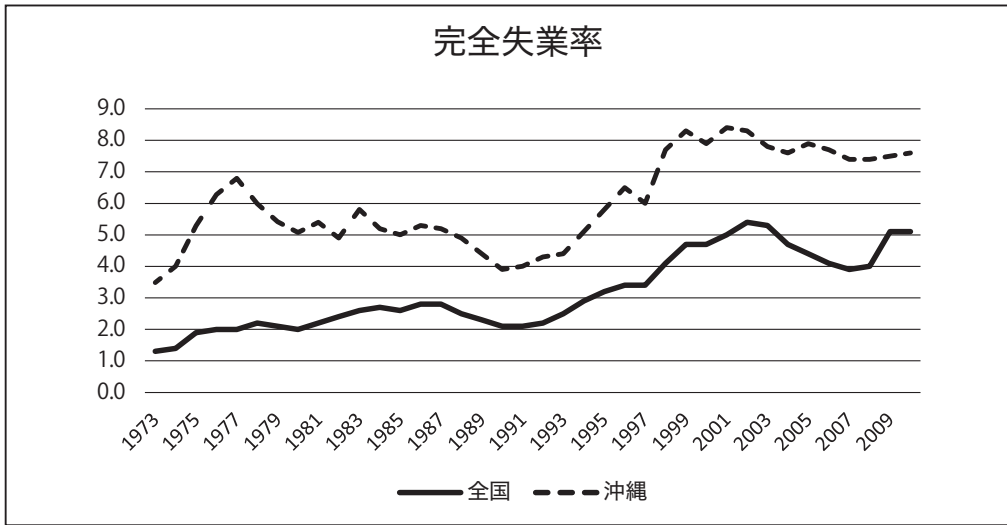


図4は1973年から2010年の完全失業率を示している。全ての期間において、全国平均よりも高い水準で沖縄の完全失業率が推移していることがわかる。

有効求人倍率や完全失業率は経済状況を表すものであり、こうした状況が子どもの貧困に直結する。相対的貧困がどのようにして子どもの健全な育成を妨げているのかについて検討している阿部（2012）は、相対的貧困にあることが子ども自身の社会的排除を引き起こすリスクが高いこと、そもそも親が想定の貧困状態が子どもの相対的貧困を引き起こしていることから、親が子どもと過ごす時間が少なくなり、孤立を深め、厳しい環境に子どもがおかれてしまうことを指摘している。島田（2013）はニートの多さも指摘している。ニートとは、就労も就学もしていない15歳から35歳の若者を意味する。推計結果によると、2010年の沖縄県内のニートの数は4,712人となっており、15歳から34歳人口に占めるニートの割合は1.38%で全国では5番目に多い割合とされる。ニートは求職活動もしていない状況であるため、進学や就職した者と比べてスキルや知識が不足しており、収入がないだけでなく自己肯定感も低いと考えられる。若年期に人的資本を蓄積することは個人のその後の人生にとって重要であることは言うまでもないが、社会全体にとっても大きな意味を持つ。ニートが多いということは、社会的な逸失利益が存在しているということに他ならない。

山内（2014）によれば、貧困の結果としての離婚率の高さの理由は借金や元夫が生活費を入れないという経済的な要因となっている。経済的に困窮した母親の働く選択肢が少なく、夜間に働く場合も多いが、沖縄県には1996年まで夜間保育所が存在しなかった。このため、ネグレクトや子供たちの深夜徘徊が発生し、非行につながるのが沖縄県における典型的な少年非行であるとされている。これらの結果から、沖縄県における非行は個人や家庭の責任に帰するものではなく、構造的なものであると結論付けられる。そのため、改善には子どもの貧困対策が重要である。次章では、沖縄における子どもの貧困対策について述べる。

4 沖縄における子どもの貧困対策

深刻化する子供の貧困問題に対し、沖縄県教育委員会は2015年11月に県の教育行政の指針となる県教育大綱を策定した。この県教育大綱には「教育の機会均等を図るための子どもの貧困対策の推進（子どもの貧困対策の推進）」が含まれている。内閣府は沖縄子供の貧困緊急対策事業として2016年度は予算額10億円を計上した。この事業の概要は沖縄の将来を担う子供達の深刻な状況に対応するため、沖縄の実情を踏まえた支援員の配置や居場所づくりを、2016年度から2018年度までモデル的・集中的に実施することであった。子供の貧困対策支援員の配置としては貧困対策支援員が、子供の貧困に関する各地域の現状を把握し、学校や学習支援施設、NPO等の関係機関との情報共有や、子供を支援につなげるための調整し、子供の居場所づくりの準備等をするものである。子供の居場所の運営支援については、子供の居場所を提供し、地域の実情に応じて、食事の提供や共同での調理、生活指導、学習支援とともに、キャリア形成等の支援をする。これら子供の居場所は地域の実情に応じ、放課後から深夜まで開所することも想定されている。対象となる子供はひとり親世帯の子供などに限定せず、居場所を必要とする子どものすべてとされている。内閣府（2020）によれば、平成31年度の子供の貧困対策支援員は118人でその多くが教員免許、社会福祉士、社会福祉士、精神保健福祉士、臨床心理士・臨床発達心理士など心理系資格を有している。貧困対策支援員から支援を受けたのは6,371人であり、前年度と比較すると588人増と支援が拡大していることがうかがえる。支援を受けた世帯数は3,641世帯となり、前年度比較で226世帯増となった。食事の提供、生活指導、学習支援等を受けながら、日中や夜間に子供が安心して過ごすことのできる子どもの居場所は156カ所で前年度から12カ所増加し、令和2年度は162カ所に増える見込みである。これら施設を利用したのは310,079人であり、そのうち、19時以降に利用した者は73,046人であった。前年度と比べた利用者の推移は全体で11,319人増であり、19時以降の利用者は389人増であった。活動の具体例はネグレクトの状態にある子供達に専門家による手厚い支援を実施したことで、子供達の登園・登校が可能となった他、中学生については、兄弟の世話の負担が軽減され、無事、高校に合格できたことや、高校に通う若年妊産婦について、支援員が本人の気持ちに寄り添いながら関係機関と協力して育児支援・学習支援等を実施した結果、母子ともに生活が好転したことなどが挙げられている。

和田・田場（2020）は貧困支援に関わっている生活保護課と家庭児童相談室の福祉職や母子保健担当の保健師にインタビューを行い、保健福祉行政職員は格差から生じた負の連鎖が貧困の要因として根底にあると感じ、支援する中で行政と対象者間の意識の食い違いから支援の困難を抱えていると指摘している。さらに、貧困脱却のための体制づくりとしての継続的支援と貧困脱却のための生涯教育の必要性を主張している。

沖縄県は高等学校・大学等進学率が全国最下位であり、沖縄県（2016）からは子どもを取

り巻く環境が厳しい現況が伺える。不安定な労働環境による親にとって子どもの学習環境を整えることが困難である。そのため、学習支援を行う子どもの居場所は重要な意味を持つ。こうした学習支援において、重要な役割を果たすのが大学生のボランティアである。宿題のサポートだけでなく、大学生と触れ合う機会そのものが子どもたちにとって、将来につながる貴重な機会となることが期待される。

ボランティアの可能性について紹介した文献に嘉納（2016）、嘉納（2017）がある。県内の大学・短大等11校で構成される一般社団法人大学コンソーシアム沖縄が設立した、子どもの居場所学生ボランティアセンターは経済的に厳しい家庭環境にある児童生徒を対象に、子ども食堂や学習支援教室等にボランティアの学生を派遣し、学習支援の他、芸術活動等によって子どもを支援している。嘉納（2017）によれば学生と活動場所との調整とその役割を担うコーディネーターの役割が重要であり、より多くの学生の参加を促すような仕組みの構築が関係者の課題であるとしている。

このように、2015年から従来と比べればより手厚い貧困対策が進められてきた。その効果の程度については今後議論すべきであるが、こうした取り組みが子どもの将来を大きく改善するであろうと考えられる。今後キャリア支援や生涯学習に関してもより幅広い支援が求められる。

5 おわりに

本稿は戦後の沖縄の状況を概観したうえで、沖縄とその他地域の比較を行い、さらに子どもの貧困に対する政策を紹介した。沖縄では構造的な問題により、最も弱い立場にある子どもは深刻な影響を受けてきたこと、人口当たり触法少年や犯罪少年を検討すると、ほかの地域とは違う状況に置かれていること、有効求人倍率や失業率の値を鑑みても労働市場が逼迫した状況が持続していることが結論付けられる。他の地域との比較によって、沖縄の触法少年と犯罪少年の推移は違う動きをしていることが明らかとなった。これは、海に隔てられた沖縄において、ほかの都道府県とは違った状況と要因が存在すると考えられる。特に子どもの貧困率が高く、2位の大阪のデータと比べても大きく隔たっていた。このような要因が少年非行に大きく影響を及ぼしていると考えられる。子どもの貧困を解決する政策として2015年から貧困対策の推進事業が始まり、その支援は拡大している。その効果の程度については今後議論すべきであるが、こうした取り組みが子どもの将来を大きく改善するであろうと考えられる。今後キャリア支援や生涯学習に関してもより幅広い支援が求められる。生涯教育の拡充や産業の育成が必要であると考えられる。また、少年非行を考えるにあたって、都道府県の独自性を考慮することが重要であると結論付けられる。

今後の課題として、復帰前と東日本大震災後の統計を含めた分析と、経済指標以外の要因を考慮した分析が挙げられる。また、沖縄よりもより深刻である可能性をはらんだ大阪についての議論も重要である。

謝辞

本研究は JSPS 科研費 JP18K01671 と 2019 年度桃山学院大学特定個人研究費の助成を受けたものである。記して感謝したい。

参考文献

- 阿部彩 (2012) 「豊かさ」と「貧しさ」: 相対的貧困と子ども. 発達心理学研究, 23 (4), 362-374.
- 嘉納英明 (2016) 沖縄の子どもの貧困対策をめぐる動向. 地域研究, (18), 69-79.
- 嘉納英明 (2017) 子どもの貧困問題と大学の地域貢献 子ども居場所学生ボランティアセンターの設立を中心に. 基礎教育保障学研究, 1, 61-69.
- 島田尚徳 (2013) 沖縄の若年者雇用の現状～統計データからの分析～. 海邦総研 KRI アウトトラック, vol.32
- 竹内啓一 (2008) 島嶼の国際比較研究についての若干の問題. 島嶼研究, 2008 (8), 39-48.
- 戸室健作 (2016) 都道府県別の貧困率, ワーキングプア率, 子どもの貧困率, 捕捉率の検討. 山形大学人文学部研究年報, 13, 33-53.
- 内閣府 (2020) 令和元年度の沖縄子供の貧困緊急対策事業の実施状況について
https://www8.cao.go.jp/okinawa/8/2020/0626-kohin_3.pdf
(アクセス日: 2021 年 3 月 20 日)
- 中野育男 (2011) 米国統治下沖縄の民政移行と公的扶助・児童福祉. 専修商学論集, 93, 71-90.
- Mustard, D. B. (2010). How do labor markets affect crime? New evidence on an old puzzle.
IZA Discussion Paper No. 4856
- 山内優子 (2012) 沖縄の子どもの貧困と福祉行政の貧困について (Ⅱ <特集 2> 公開シンポジウム 沖縄から地方の教育政策と格差を問う). 日本教育政策学会年報, 19, 66-72.
- 和田陽香里・田場真由美 (2020) 沖縄県 E 自治体における保健福祉行政職員の貧困家庭への支援の現状と課題. 名桜大学 環太平洋地域文化研究, No.1 : 59-70
- 沖縄県 (2016) 沖縄子ども調査 調査結果概要版. 沖縄県 ホームページ. (<http://www.pref.okinawa.jp/site/kodomo/kodomomirai/documents/okinawakodomotyousagaiyouban.pdf>. 2021 年 3 月 29 日アクセス)
- データ:
- 警視庁「昭和 50 年版 警察白書」<https://www.npa.go.jp/hakusyo/s50/s50index04.html>
(アクセス日: 2021 年 3 月 20 日)
- e-Stat 政府統計の総合窓口 <https://www.e-stat.go.jp/>
(アクセス日: 2020 年 4 月 25 日)

(2021 年 4 月 9 日受理)

Consideration of Juvenile Delinquency in Okinawa: Between 1973 to 2010

YOSHIDA Keiko

This paper considers children's circumstances in Okinawa Prefecture between 1973 to 2010. Because of historical and geographical conditions, the situation is complicated, and the childhood poverty rate is twice the national average. The economic factor can affect individual behavior; therefore, the rate might be a primary factor of juvenile delinquency. By comparing the data of penal code offenses by juveniles aged between 14 and 19 years and those aged less than 14 years per thousand population, we found that the situation in Okinawa is different from other areas. The municipal government tries to improve the situation of children by promoting projects that urge them to accumulate their skills and have a standard of living.

〔共同研究：水インフラ整備更新の課題と展望〕

水道事業の危機管理に関する考察

——危機管理マニュアル策定と防災訓練を中心に——¹⁾

田代昌孝

目次

はじめに

第1章 水道事業の危機管理の必要性について

第2章 水道事業の危機管理マニュアル策定と防災訓練に関する取り組み

第3章 危機管理マニュアル策定と防災訓練に関する地域間と地域内格差

第4章 危機管理マニュアル策定と防災訓練における項目別の格差

おわりに

参考文献

はじめに

日本の公共施設は総じて、老朽化という問題を抱えている。国土交通省「官民連携事業（PPP/PFI）のすすめ（令和2年度版）」に基づけば、日本の社会資本施設の老朽化は水道事業部門だけではなく、様々な部門でも深刻な問題となっている。2033年3月には道路橋の約63%、河川管理施設の約62%、港湾岸壁の約58%、トンネルの約42%、下水道管きよの約21%が建設後50年以上経過する社会資本となるという見解を国土交通省は示している²⁾。水道事業も同じように、施設や管路の老朽化という課題がある。

厚生労働省「インフラ長寿命化計画（行動計画）（平成27から32年度）」では、水道資産の約7割を占める管路施設が更新されておらず、水道施設の更新には多大な費用と時間を要すると言っている³⁾。また、厚生労働省「新水道ビジョン推進のための地域懇談会（第10回）」でも管路の老朽化の現状と課題が報告されており、水道管路の更新も進んでいないことから、全国の管路を更新するのに約130年かかることを示している⁴⁾。その結果、水道インフラの更新に必要な費用の推計が野村総研〔2011〕、根本〔2011〕、矢根〔2015〕、長峰〔2015〕等を中心に盛んに行われており、高額な費用が必要という形で一定の結論が出

1) 本稿は17連261「水インフラ整備更新の課題と展望」の研究助成を受けた成果の一部である。もっとも、当然ではあるが本稿における誤りは全て著者にある。

2) 国土交通省「官民連携事業（PPP/PFI）のすすめ」、2頁を参照。

3) 厚生労働省「インフラ長寿命化計画（行動計画）（平成27から32年度）」、2-3頁を参照。

4) 厚生労働省「新水道ビジョン推進のための地域懇談会（第10回）」、4頁を参照。

キーワード：危機管理、災害対策、危機管理マニュアル、防災訓練、水道インフラの老朽化

たように思える。

しかし、現実の水道事業は人口減少社会に伴う料金収入による財源徴収が難しく、更新費用を賄う手段があまり無い状態である。水道事業は建設改良を中心としたハードな災害対策と言うよりむしろ、マンパワーを伴うソフトな災害対策が重要となっている。ところが、マンパワーの不足により、危機管理としてのマニュアル策定や防災訓練の実施が十分でない水道事業体も幾つか存在している。したがって、危機管理マニュアルの策定や防災訓練の実施は地域間や地域内だけでなく、各々の災害事象を想定したマニュアル、あるいは訓練項目内でも格差が生じてしまうことになる。

ソフトな災害対策は広域的なリスクプール、隣接の水道事業体や外郭団体・OBとの相互応援協定や連携協定を締結したり、地域独自の災害対策を実施したりすることに分かれる。地域独自の災害対策も危機管理マニュアルの策定や防災訓練の実施、あるいは応急給水・応急復旧計画の策定等がある。これまで応急給水・応急復旧計画の策定に関する研究は田代[2020b]があるものの、水道事業の危機管理マニュアル策定や防災訓練の実施を分析した研究は極めて少ない。

そのため、本稿では水道事業の危機管理マニュアルの策定や防災訓練のような災害対策に着目して分析を行う。具体的には、危機管理マニュアルや防災訓練の地域間と地域内格差、さらには各災害事象の項目別の格差について、タイル尺度の計測結果から議論する。従来の研究では井上[1997]、田代[2016][2020a]等を中心に、水道事業の様々な格差を議論する場合、水道料金、水道のマンパワー、水道インフラ、水道財政の格差を対象にしたものが多く、これらの格差は地理的、あるいは人口的要因に左右される部分が多い。それに対して、危機管理マニュアルの策定や防災訓練は、地理的、あるいは人口的要因と無関係に実施されなければならない。

また、水道事業の危機管理マニュアル策定や防災訓練は、自治体の「地域防災計画」に基づく危機管理に含まれてしまう可能性が高いため、応急給水・応急復旧計画の策定に比べて、策定や実施が進んでいない地域が多いように思える。結果として、水道事業における危機管理マニュアル策定状況と防災訓練の実施回数に関する様々な格差は是正が難しく、時系列でも定着してしまう可能性が高いと考えられる。特に、本稿では東京都の危機管理意識が強く、マニュアルの策定や防災訓練の実施が多いことを考慮して、項目別の格差では東京都を分析対象に含むケースと含まないケースとに分けて、タイル尺度の計測を行っている。

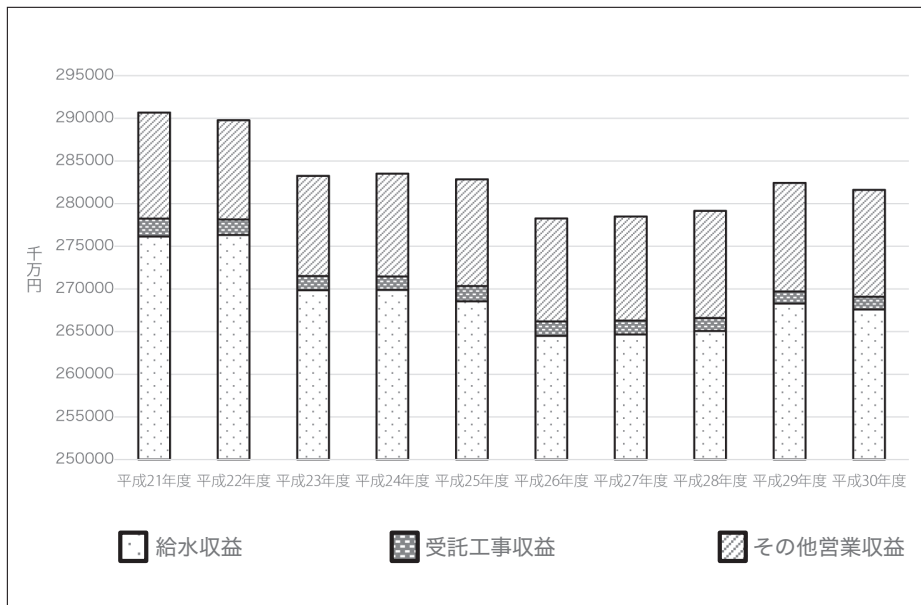
本稿の構成は以下の通りである。第1章では水道事業における危機管理の必要性と今日的課題について議論する。第2章では水道事業の危機管理マニュアル策定と防災訓練に関する取り組みを述べる。そのうえで、第3章では危機管理マニュアル策定と防災訓練に関する地域間と地域内格差をタイル尺度から計測してみよう。さらに、第4章では危機管理マニュアルと防災訓練に関する項目別の格差をタイル尺度から計測してみよう。おわりにでは、全体のまとめと若干の政策提言を行うこととしよう。

第1章 水道事業の危機管理の必要性について

水道事業の主な問題をまとめると、①人口減少と節水器の普及による料金収入不足から生じた経営の困難、②経営困難から更新事業を先延ばしにした水道インフラの老朽化、③水道インフラの脆弱性に伴う災害時の被害拡大と早期復旧のための人手不足等に集約されよう。さらに言えば、水道事業の今後の方向性は民営化と広域化であると思われる。水道事業の民営化は、水道事業を公的に維持管理することが非効率であることから提案されている。それに対して、水道事業の広域化は規模の経済や範囲の経済だけでなく、災害時のリスクプールを行ううえでも提案されているように思える。

本章では水道事業の主要な問題と今後の方向性を踏まえて、まずは経営状況を概観しながら、危機管理の必要性について考えてみよう。水道事業の主な収入源は営業収入、営業外収入、特別収益で構成される。営業収入は給水収益、受託工事収益、その他営業収益に分かれる。水道事業の経営を議論するためには、給水収益が中心となる営業収入の不足に関する現状を把握する必要がある。図表1には水道事業の営業収入構成に関する時系列的变化がまとめられている。

図表1 水道事業の営業収入構成に関する時系列的变化

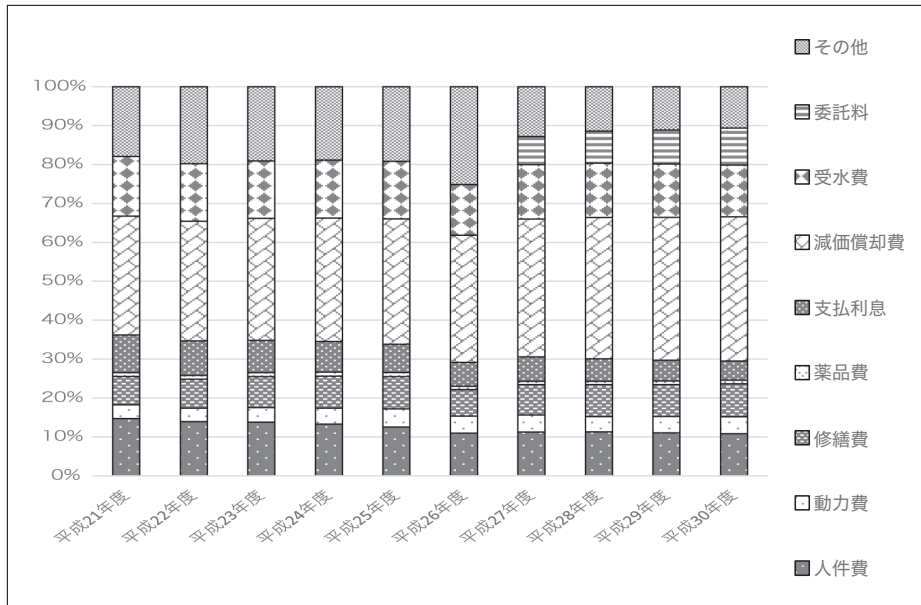


出所：日本水道協会編『水道統計（平成21から30年度）』より作成。

図表1から平成21年度に比べると、より最近では水道事業の営業収入は大きく減少しているのが分かる。とりわけ、料金収入を含む給水収益は人口減少の影響を強く受けている。

平成 26 年度の『水道統計』に基づくと、営業収益の減少を補う形で営業外収益、特に、長期前受金戻入が大きく増加した。したがって、今後の水道事業の収入は営業収益だけでなく、営業外収益の影響も強く受けることが予測される。さらに、今度は水道事業の費用構成に関する時系列的変化を見てみよう（図表 2）。

図表 2 水道事業の費用構成に関する時系列的変化



出所：図表 1 と同じ。

図表 2 から水道事業の費用構成のうち減価償却費が最も大きな割合を占めるのが分かる。水道事業は装置産業であるがために、施設や管路の老朽化は水道事業の費用に大きな影響を及ぼすと考えられる。経営の苦しい水道事業者は施設や管路の耐震化、あるいは改良のための更新事業を避けるようになる。減価償却費が主要な部分を占める以上、大規模な更新事業は減価償却費の更なる増加が見込まれるからである。

結果として、水道事業者は企業統合を繰り返し、広域化により規模の経済を発生させながら、経営の改善を図るようになった。水道事業者の多くが自己水団体ではなく、受水団体となり、受水費は末端給水事業の経営に大きな影響を及ぼすようになった。今後の水道事業は広域化に伴う 1 人当たり固定費の減少と受水費の増加を比較しながら、経営の改善と効率化を図る必要がある。

それ以外にも、委託料のデータは平成 27 年度以降の『水道統計』から入手可能となるが、より最近では委託料も増加している。漏水調査、料金徴収、水道料金に係る窓口業務を含むメーター検針、配水場の施設監視及び運転操作等を中心とした様々な業務を民間に委託する

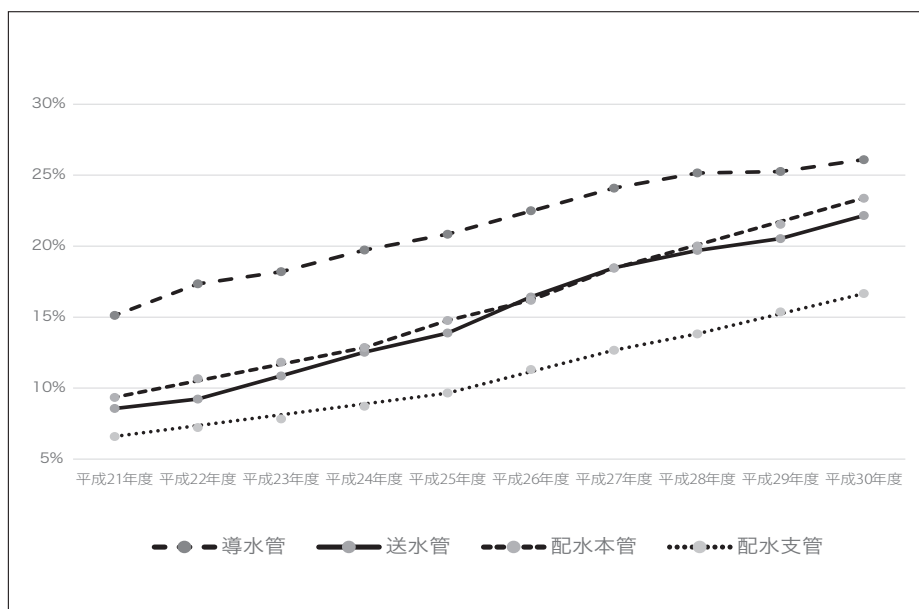
ことで、水道事業は経営の効率化を行っている。

このように水道事業は人口減少や節水器普及による収入面での減少を補うため、業務の民間委託や広域化による費用削減を積極的に推し進めることで、経営を改善してきたと言える。したがって、過疎地域の民間委託が進まない水道事業者、もしくは地理的に広域化の難しい水道事業者を中心に、施設や管路の老朽化が進んでしまうのである。

厚生労働省が発表した「インフラ長寿命化計画（行動計画）（平成27から32年度）」や「新水道ビジョン推進のための地域懇談会（第10回）」以外にも、野村総研[2011]、根本[2011]、矢根[2015]、長峰[2015]等が老朽化した水道インフラの更新費用に関する推計を行っているが、共通しているのは更新に莫大な費用を要するということである。

かつては人口が増加しており、全国の市町村でもそれなりの人口があった時代には相応の水道施設や管路が必要であった。ただ、人口減少社会になると、以前に建設された水道事業の施設や管路をあまり使用しないと言う現象が見られるようになり、過剰投資の維持管理が問題となった。過剰投資分の施設や管路の維持管理費用が嵩むことで、その分の更新や改良の費用が削減され、耐震化のためのインフラ整備が滞ってしまっている。そのため、水道インフラの老朽化は深刻な問題となっている。図表3には各水道管路の経年化率に関する時系列的变化がまとめてある。

図表3 各水道管路の経年化率に関する時系列的变化



出所：図表1と同じ。

図表3から全体的に水道管路の老朽化は進んでおり、特に、配水本管の老朽化が深刻であ

ることが分かる。それに対して、配水支管の老朽化は他の管路と比べると、それほどでもない。配水支管は容易に改修を行えることが可能である⁵⁾ことから、更新事業により耐震強化もされているが、実際の災害時には配水支管の破損と言った問題は頻繁に起こっている⁶⁾。水道事業の公的な創業は明治にもさかのぼる。明治以降、今日に到るまで各水道事業体の現在給水人口規模は大きく変化している。そのため、実際の管路に関する布設状況を把握していない水道事業体も幾つかある。首藤他〔2015〕は災害時における高齢者避難の問題が発生する理由として、個人情報条例が優先されるため、市町村の各部署間での情報共有が妨げられ、名簿作成が進まないだけでなく、避難支援団体への情報提供が困難なことを挙げている⁷⁾。

厚生労働省編「厚生労働省防災業務計画（平成29年7月）」には、水道施設の耐震化等と災害時応急体制の整備が取りまとめられている。前者には厚生労働省医薬・生活衛生局による「水道の耐震化計画確定指針」の周知の徹底だけでなく、インフラの耐震化や応急給水確保のための指導や助言がある。後者には厚生労働省医薬・生活衛生局が①都道府県および水道事業者と協力して、情報収集・連絡体制の整備と同時に、重要な施設情報のデータベースやオンライン化を図ること、②水道事業者に対して「危機対策マニュアル策定指針」および「災害時相互応援協定策定マニュアル」を周知させ、マニュアルや協定を作成するための助言や支援を行うこと等がある⁸⁾。

インフラの耐震化や応急給水の確保は財源や水源が乏しいことで改善が難しい分野であるため、今後の水道事業は後者の災害対策を中心に危機管理を行う必要がある。特に、水道管路の布設状況をデータベースやオンライン化することは、災害時の破損に対する早期復旧を可能にすると考えられる。危機管理のデジタル化を通じて、災害対策のインフラを整備しながら、平常時に様々な危機管理マニュアルの策定や防災訓練を水道事業体は行わなければならない。

ところが、実際の水道事業体はマンパワーが不足している地域が多数ある。「震災後は事後的なマンパワーに頼るしかないが、水道事業者の職員数は年々減少し、マンパワーを頼りに対策を進めるという計画が立てにくい」と熊谷〔2016〕は述べている⁹⁾。とりわけ、過疎

5) 厚生労働省「水道法改正の概要について」、5頁では平成29年度末において浄水施設は耐震化が進んでいないものの、配水池は単独での改修が比較的行いやすいため、耐震化が進んでいることを示している。

6) 内閣府「復旧・復興ハンドブック」、1-52頁に基づく。被災後は災害復興への応急対応のため、早急に被災状況の把握が必要となる。その後、①応急対応、②二次災害の拡大防止、③法制度の適用、④すまいと暮らしの再建等に関する調査が必要となる。被害査定を行った後、緊急の財政金融措置となる①緊急金融措置、②財政需要見込額の算定、③行政計画、④予算編成等も含めて、様々な施策を考える必要がある。そのため、被災後は管路の破損に伴う漏水箇所の把握を第一に行わなければならないと考えられる。

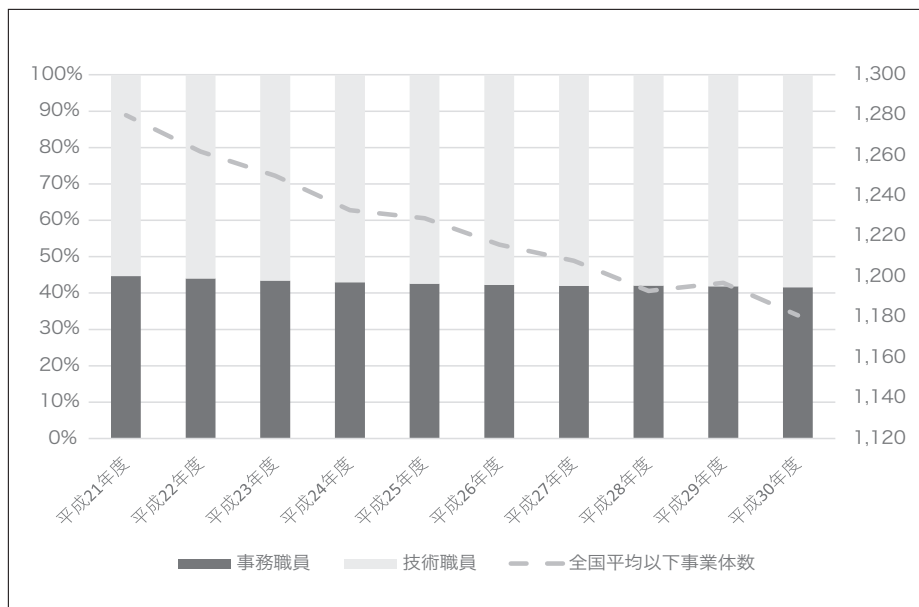
7) 首藤他〔2015〕、354-361頁。

8) 厚生労働省「厚生労働省防災業務計画（平成29年7月）」、19頁。

9) 熊谷〔2016〕、222-223頁。

地域の水道事業者は後述するが、独自の危機管理のマニュアル策定、あるいは防災訓練が行えない状況にある。図表4は水道事業の職員数の構成と職員数が全国平均より不足している水道事業者がまとめている。

図4 水道事業の職員数の構成に関する時系列的変化



出所：図表1と同じ。

図表4から全国平均以下事業者数が時系列で明らかに減少しているのが分かる。これは水道事業者が企業統合を繰り返しながら、災害のリスクをプールしているためであると考えられる¹⁰⁾。水道事業の職員構成は技術職員をわずかに増やししながら、その一方で事務職員を減らす傾向にある。今後は熟練技術の継承が災害対策を行ううえで大きな課題となる。新潟県下にあるA市の水道事業者では「水道災害対策計画」の中で、復旧業務フロー、復旧の優先順位、資器材の手配等を定めているものの、技術管理者らの知識や経験により作業班で相談、実践しながら復旧作業を進めていくケースが多く、技術経験の伝達、人材育成が重要となっている。

また、同じ県内のB市にある水道事業者でも「水道事業地震対策マニュアル」を策定しながら、応急復旧計画、①予防対策②応急対策③応援の受入④シミュレーション等を行っているものの、災害時の配置職員の減少や災害対応の技術継承等が課題となっている。それ外

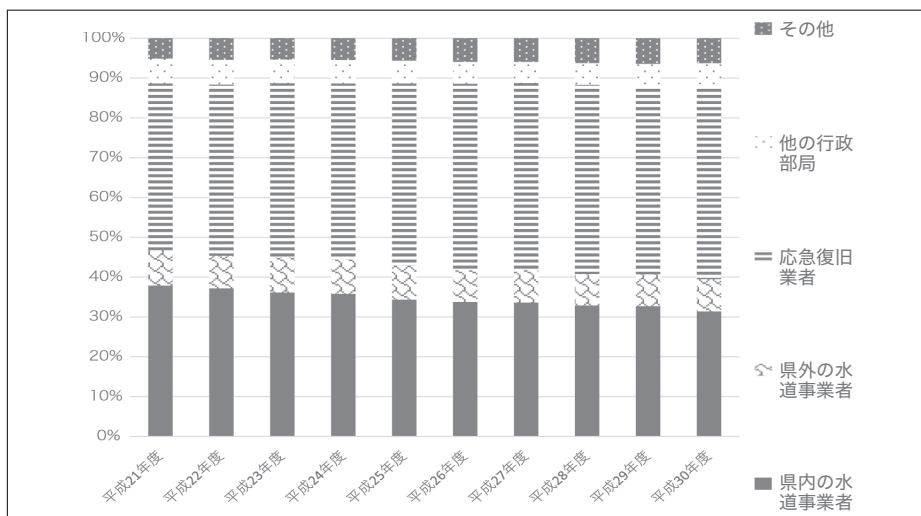
10) 佐藤 [2016] , 23-74 頁は自治体職員のマンパワーが衰退する理由として、縦割り行政の弊害による避難所全体への対応が不備であることを指摘しており、マンパワーの衰退を補っていたのは学校の教職員だったことを主張している。

にも、同じ県内のC市にある水道事業者では、平成23年度作成済の「応援要請・受け入れマニュアル」にある応急復旧の項目、応援の要請・受け入れ、漏水調査、復旧工事等に基づいて災害対策を行っているが、技術職の職員数が少なく、機動力の確保が必要と言うヒアリングの回答を得ている。

水道事業の広域化は経営改善のみを目的として行われている訳ではない。水道施設や管路の老朽化が進んでいる状況下で、災害対策の面でも広域化が要求されるようになる。「災害時相互応援協定策定マニュアル」のその一例であると言えよう。実際、「水道広域化検討の手引き」では、水道事業の広域化が①事業統合：経営主体も事業も1つに統合された形態、②経営の一体化：経営主体が1つだが、認可上、事業は別の形態、③管理の一体化：維持管理業務や総務系の事務処理などを共同実施あるいは共同委託により業務等を実施する形態、④施設の共同化：危機管理対策等のソフト的な施策を含みながら、取水場、浄水場、水質試験センター、緊急時連絡管などの共同施設を保有する形態という4段階を経ていると述べている¹¹⁾。

広域化による施設の共同化は、隣接の水道事業者、あるいは外郭団体やOBと協定を締結することを意味している。多くの水道事業者が人手不足にあるため、災害時には様々な協定を学ぶことによりリスクプールするのである。新潟県下にある水道事業者も広域連合により、災害のリスクをプールしている。今後は広域化に伴うリスクプールを通じて、水道事業者は人手不足を解消させながら、ソフトな災害対策を行うことが予測されよう。図表5には水道事業の協定件数に関する時系列的推移がまとめてある。

図表5 水道事業の協定件数に関する時系列的推移



出所：図表1と同じ。

11) 日本水道協会「水道広域化検討の手引き」、16頁。

図表5から時系列でも県内にある隣接の水道事業者、あるいは県外の水道事業者との協定を減らす一方で、応急復旧業者と協定を締結するケースが増えていることが分かる。そのうえで、各水道事業者は応急給水計画、あるいは応急復旧計画の策定を行うことで災害時の復旧を図ることになる¹²⁾。

ところが、現状では協定を結んでいた水道事業者や外郭団体・OBの連絡先等が管理出来ていないため、災害復旧が滞ってしまうと言う問題が頻繁にある。内閣府「災害時における受援体制に関するガイドライン（仮称）の素案について」に基づく、担当者の移動、連絡先の変更に対応できない等を理由に、近隣自治体や外郭団体・OBと結んだ相互の応援協定が有効に機能しないケースもあると指摘されている¹³⁾。水道事業も例外ではなく、内閣府が指摘するような課題を抱えていることが想定される。

第2章 水道事業の危機管理マニュアル策定と防災訓練に関する取り組み

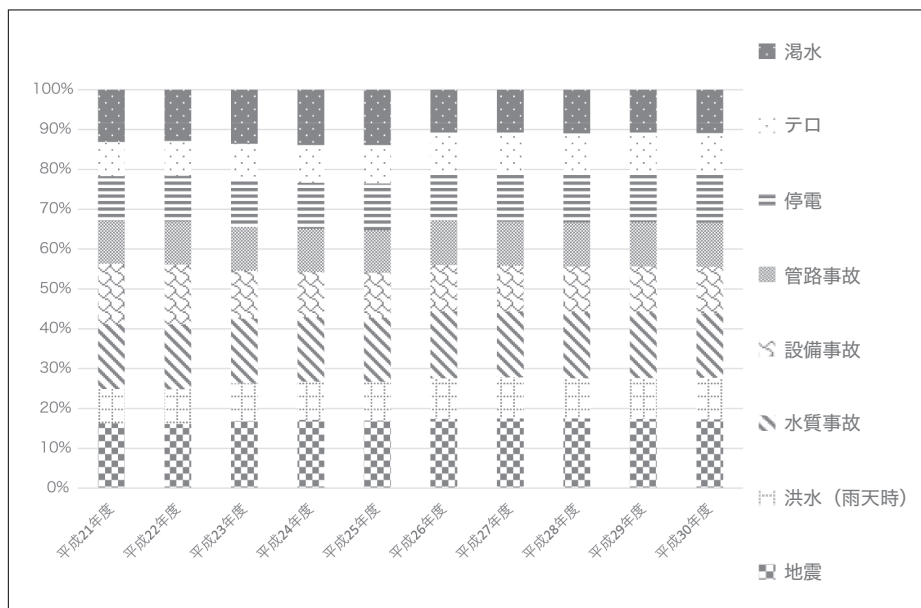
前の章では水道事業の課題を提起して、危機管理の必要性を論じた。水道事業は人手不足と経営困難と言う問題を抱えているだけでなく、同時に水道インフラの老朽化を伴いながら、災害対策も十分に行えていないと言う課題も抱えている。水道事業の事前対策には危機管理マニュアルの策定や防災訓練等があるが、まずは前者について考えてみよう。

厚生労働省「危機管理対策マニュアル策定指針（共通編）」では、①地震②風水害③水質汚染事故④施設事故・停電⑤管路事故・給水装置凍結⑥テロ⑦渇水⑧水道事業者等における新型インフルエンザに備えた危機管理を要請している。ところが、様々な理由により実際の危機管理マニュアルは『水道統計』に基づく、①地震、②洪水（雨天時）、③設備事故、④管路事故、⑤停電、⑥テロのみで構成されている。図表6には水道事業の危機管理マニュアル策定の構成に関する時系列的推移がまとめてある。

12) 応急給水とは災害や事故等により断水が発生した場合、緊急の水需要に対応するための臨時的給水のことである。それに対して、応急復旧とは通水回復に向けて実施する被災水道施設の修繕（復旧）のことである（厚生労働省「危機管理対策マニュアル策定指針（共通編）」I-2からI-3頁）。事後の災害対策のためには、最初に応急給水を確保することに力を注ぎ、十分な備えが出来るようになれば、応急復旧計画を策定しなければならないであろう。ただ実際には、水源に乏しい受水団体も多く、応急給水よりも応急復旧計画を優先させているところも幾つかある。しかし、より最近になっても応急給水、あるいは応急復旧計画の策定を行っていない水道事業者がある。日本水道協会がデータを公表している『水道統計（平成30年度）』に基づけば、1421ある水道事業者のうち応急給水計画を策定しているのは約59.27%、応急復旧計画を策定しているのは約53.76%であった。水道事業者は応急復旧の目標期間も設定しなければならないが、目標期間を設定しているのは全体の約28.29%のみである。

13) 内閣府「災害時における受援体制に関するガイドライン（仮称）の素案について」、53頁。

図表6 危機管理マニュアル策定の構成に関する時系列的推移



出所：図表1と同じ。

図表6から水道事業の危機管理マニュアル策定は、時系列でも地震対策や水質事故対策がメインになっていることが分かる。平成21や22年度では設備事故対策のマニュアルもある程度の割合を占めていたが、近年では減少していく傾向にある。水道事業は危機管理のための様々な財源を捻出する必要があるものの、現実的には経営困難等の理由で国や県の補助金給付に頼るか、あるいは企業債の起債を行わざるを得ない。建物破壊を想定した自然災害は原形復旧を基準にして、国や県からの補助金給付が認められている¹⁴⁾。

より最近では、東京オリンピック開催を考慮したテロ対策が若干増加しており、各水道事業体の危機管理意識が平成21年度に比べて、変化しているように思える。公共施設の災害対策は地震等による建物破壊を前提にしていたが、水道事業は通常の公共施設とは異なり、建物被害以外の人的被害も防止するような危機管理も行わなければならない。テロ対策、濁水対策、事業者の感染症対策はその典型的な例であると言えよう。

「テロ対策マニュアル策定指針」では、テロに対して的確な対応を行うため、計画的かつ効率的な緊急措置、応急給水・応急復旧等の諸活動を実施するためのマニュアル策定を要請している。具体的には、応急対策の事前準備や施設の監視、毒薬物投入防止策を備えること、

14) 偶発的、あるいは人為的に関係なく、公共施設の原形復旧が原則であるものの、一部は形状、寸法、材質を変えて従前機能の復旧、あるいは効用増大も図ることが出来る（国土交通省「災害査定の基本原則—災害復旧制度・注意点と最近の話題—」, 3頁）。

断水発生に伴う臨時給水、通水回復のための水道施設の修繕等をテロ対策に掲げている¹⁵⁾。

「今後さらに取り組むべき適応策（渇水）について」では、水道用水では漏水防止対策が進み、有効率が向上されていること、さらには工業用水の回収率が向上していることが報告されている。そのうえで、今後取り組むべき適応策として、取水制限の前倒し実施、渇水予測技術の向上、タイムラインに基づいた意思決定基準や連携手順を挙げている¹⁶⁾。渇水対策は平成26年度以降、大きく減少している。渇水対策に必要な様々な要因が改善、たとえば、民間委託による漏水調査が増加されたと考えられよう。

もっとも、『水道統計』では⑧の事業者が感染症に罹患した場合の対応に関するデータ公表が極めて少ない。厚生労働省「新型インフルエンザ対策マニュアル策定指針」では、平成21年度に行われた水道事業者に対するアンケート調査から「新型インフルエンザ対策マニュアル」の策定について、中・小規模の水道事業者では少なく、また未策定の事業者からは作成手法が分からないという意見があったことを厚生労働省は述べている¹⁷⁾。そのため、平成21年2月一部改訂された厚生労働省の「水道事業者等における新型インフルエンザ対策ガイドライン（改訂版）」では、「優先事項として水道水の安定供給に最低限必要な業務（浄水場の運転管理業務等）等を中心」という指針を示すようになった。ここでは新型インフルエンザ対策の流行を様々な段階に分けて、危機管理の具体的な内容をまとめている¹⁸⁾。

しかし、実際の事業者の感染症対策に関する内容は、水道事業者によって非常に異なっている。たとえば、平成27年3月千葉県酒々井町上下水道課が策定した「水道事業新型インフルエンザ対策行動計画」では、国の対処方針や専門家の意見などを踏まえ、毒性や感染の広がり等を総合的に判断しながら、柔軟な計画運用を行っている¹⁹⁾。その一方で、栃木県足利市の水道事業新型インフルエンザ対策行動計画では、浄水場等施設の運転管理・集中監視業務に工務課の人員2名、水質の毎日検査に関する業務等、あるいは施設管理業務委託（夜間・休日）に関する業務に人員1名、新型インフルエンザ対策業務に上下水道総務課の人員1名を優先的に張り付けた内容となっている²⁰⁾。

東京都水道局では令和元年11月26日（火）に「東京都水道局のBCP〈新型インフルエンザ等編〉」の実効性を高めるために、「海外発生時」を想定した訓練が行われている。具体的には、危機管理のための情報連絡体制や浄水場運転管理業務要員の確認だけでなく、職員の感染予防が実施されている²¹⁾。都市部では事業者の対するマネジメントを行いながら、危機管理に対する意識を強めている。各水道事業者で多種多様な内容となる以上、⑧に関連

15) 厚生労働省「テロ対策マニュアル策定指針」、I-1- II -21頁。

16) 厚生労働省「今後さらに取り組むべき適応策（渇水）について」、16頁。

17) 厚生労働省「新型インフルエンザ対策マニュアル策定指針」、1頁。

18) 厚生労働省「水道事業者等における新型インフルエンザ対策ガイドライン（改訂版）」、8-19頁。

19) 千葉県酒々井町上下水道課「水道事業新型インフルエンザ対策行動計画（事業継続計画）」、2頁

20) 栃木県足利市「(資料2) 新型インフルエンザ流行時における業務継続計画」、3頁。

21) 東京都水道局「令和元年度水道局新型インフルエンザ発生対応訓練」、1頁。

する「新型インフルエンザ対策マニュアル」策定数の情報公開は今後必要となろう。水道事業の事業者に対するマネジメントが異なるのと同時に、危機管理マニュアル策定は都市と地方との間に様々な格差があることが予測される。図表7には各都道府県の危機管理マニュアル構成がまとめてある²²⁾。

図表7 各都道府県の危機管理マニュアル策定数

単位：数

都道府県名	地震	洪水 (雨天時)	水質事故	設備事故	管路事故	停電	テロ	濁水	都道府県名	地震	洪水 (雨天時)	水質事故	設備事故	管路事故	停電	テロ	濁水
北海道	0.724	0.571	0.755	0.429	0.592	0.602	0.490	0.480	滋賀県	0.792	0.542	0.792	0.750	0.792	0.750	0.667	0.708
青森県	0.815	0.704	0.778	0.778	0.704	0.667	0.370	0.370	京都府	0.682	0.455	1.000	0.545	0.591	0.545	0.364	0.364
岩手県	0.604	0.495	0.532	0.532	0.495	0.458	0.292	0.292	大阪府	1.111	0.489	0.933	0.689	0.756	0.733	0.800	0.756
宮城県	0.600	0.371	0.400	0.314	0.343	0.457	0.314	0.257	兵庫県	1.021	0.646	0.917	0.417	0.542	0.458	0.521	0.521
秋田県	0.545	0.227	0.318	0.409	0.182	0.273	0.182	0.273	奈良県	0.433	0.200	0.367	0.200	0.300	0.333	0.267	0.433
山形県	0.848	0.545	0.758	0.545	0.667	0.485	0.576	0.515	和歌山県	0.379	0.207	0.172	0.138	0.172	0.172	0.138	0.207
福島県	0.610	0.341	0.585	0.366	0.341	0.415	0.415	0.341	鳥取県	0.583	0.333	0.667	0.250	0.250	0.167	0.250	0.083
茨城県	0.574	0.362	0.426	0.277	0.277	0.277	0.298	0.319	島根県	0.563	0.625	0.500	0.438	0.438	0.375	0.375	0.313
栃木県	0.640	0.360	0.400	0.320	0.280	0.520	0.360	0.480	岡山県	0.630	0.407	0.630	0.444	0.444	0.444	0.444	0.481
群馬県	0.946	0.446	0.964	0.500	0.571	0.571	0.643	0.696	広島県	0.814	0.502	0.734	0.446	0.502	0.480	0.476	0.488
埼玉県	1.082	0.347	0.980	0.612	0.571	0.939	0.816	0.857	山口県	1.063	1.000	1.000	0.625	0.688	0.875	0.938	0.875
千葉県	0.783	0.400	0.685	0.437	0.451	0.534	0.518	0.535	徳島県	0.444	0.167	0.222	0.222	0.278	0.222	0.167	0.222
東京都	0.833	0.500	3.000	5.667	0.667	6.000	0.833	0.500	香川県	1.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000
神奈川県	1.500	0.950	0.950	0.800	0.750	0.750	0.800	0.600	愛媛県	0.710	0.645	0.613	0.548	0.548	0.516	0.387	0.581
新潟県	0.938	0.688	0.688	0.500	0.438	0.594	0.531	0.656	高知県	0.353	0.176	0.235	0.176	0.176	0.118	0.118	0.176
富山県	0.803	0.487	0.815	0.832	0.489	0.903	0.496	0.478	福岡県	0.482	0.321	0.821	0.554	0.339	0.500	0.375	0.500
石川県	0.667	0.267	0.733	0.467	0.400	0.533	0.400	0.467	佐賀県	0.576	0.430	0.775	0.597	0.437	0.509	0.404	0.526
福井県	0.529	0.471	0.412	0.353	0.235	0.294	0.176	0.294	長崎県	0.591	0.227	1.273	1.364	0.591	0.364	0.500	0.636
山梨県	0.500	0.278	0.389	0.222	0.222	0.278	0.278	0.222	熊本県	0.400	0.367	0.500	0.433	0.400	0.433	0.300	0.267
長野県	0.600	0.369	0.692	0.354	0.369	0.354	0.215	0.308	大分県	0.529	0.353	0.529	0.353	0.353	0.353	0.235	0.235
岐阜県	0.500	0.250	0.325	0.375	0.375	0.300	0.225	0.250	宮崎県	1.200	0.800	0.650	0.550	0.600	0.450	0.450	0.400
静岡県	0.732	0.244	0.488	0.390	0.390	0.439	0.415	0.293	鹿児島県	0.412	0.353	0.412	0.235	0.353	0.324	0.176	0.147
愛知県	1.227	0.455	0.932	0.614	0.500	0.591	0.705	0.909	沖縄県	0.704	0.308	0.667	0.538	0.593	0.630	0.519	0.593
三重県	0.742	0.323	0.677	0.516	0.516	0.387	0.452	0.419	全国平均	0.764	0.435	0.737	0.692	0.451	0.734	0.450	0.451

出所：日本水道協会編『水道統計（平成30年度）』より作成。

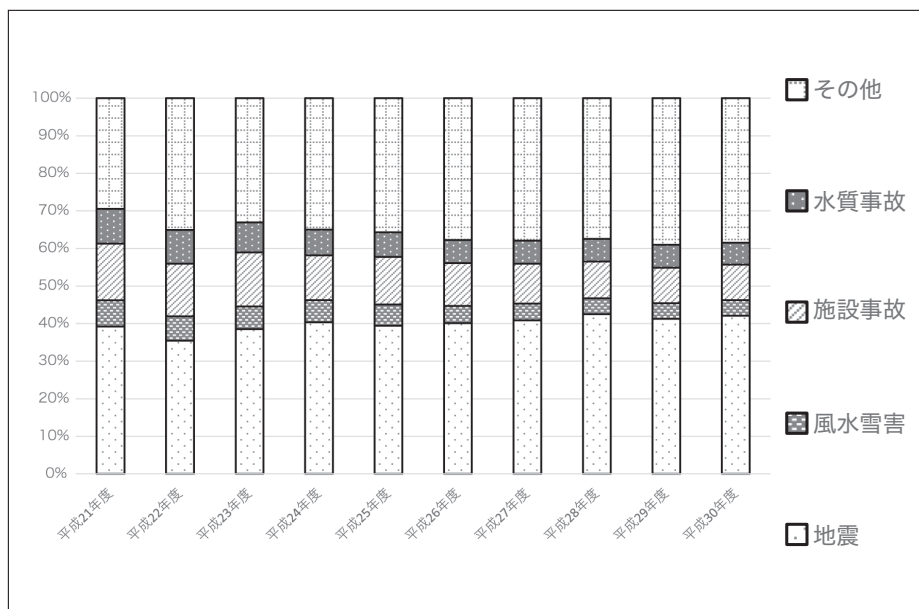
22) ここでは各都道府県下にある水道事業者の平均値を掲載しており、後の図表10も同じである。

図表7から全国平均で考えると、地震対策マニュアルの策定数が最も多く、水質事故、停電、設備事故対策がそれに続いているのが分かる。水道事業の危機管理は地震対策が中心であり、特に、香川県では平成30年4月に創設された広域水道企業団のみが水供給サービスを行っており、地震対策以外のマニュアル策定を行っていない²³⁾。また、地震対策マニュアル策定数が最も少ない和歌山県でも平均で0.379となっており、他の危機管理項目を大きく上回っている。熊谷 [2016] は「水道事業において地震対策はそれだけで十分大きなテーマであり、これをきちんとしておくことで、他の危機管理にも対応できる²⁴⁾」と主張している。

それに対して、水質事故、停電、設備事故対策のマニュアル策定数が多いのは、東京都にある水道事業体の影響を強く受けているためであると考えられる。東京都では水質事故、停電、設備事故対策のマニュアル策定数がそれぞれ3,000,6,000,5,667であり、他の道府県と比べても非常に多く、危機管理の意識が強い傾向にある。

これまでは水道事業の危機管理マニュアル策定に関して議論してきた。今度は水道事業の防災訓練について考えてみよう。図表8には防災訓練の構成に関する時系列的推移がまとめられている。

図表8 防災訓練の構成に関する時系列的推移



出所：図表1と同じ。

23) 日本水道協会編『水道統計（平成30年度）』を参照。

24) 熊谷 [2016] ,219頁。

平成 21 年度では地震対策以外の災害、施設事故や水質事故対策もある程度は行っていたが、より最近の平成 30 年度では「地震対策」と「その他の災害」に対する防災訓練がほとんどである。内閣府では平成 29 年度、災害応急対応として南海トラフ地震や首都直下型地震の具体的な計画の実効性向上を掲げており²⁵⁾、各水道事業者も「地震対策」を防災訓練の中心に据えるものが多くなった。

しかし、過疎地域では地震対策も含めて防災訓練を行っていない水道事業が多い。京田他 [2015] は高齢者の避難行動をアンケート調査した結果、発災時自宅の生活を重視した 46.20% が防災訓練の参加割合が高く、避難所での生活を希望している者は防災訓練の参加割合が低かったことを確認しており、要介護者の介護世帯等に対して、防災訓練の重要性を伝えることの必要性を主張している²⁶⁾。

水道事業者によっては各市の「地域防災計画」に水道事業の災害対策も含んでいると考えている区域もあり、各自治体の災害対策に委ねている地域もあるかもしれない。水道事業は「地域防災計画」の給水・上水道施設応急対策に基づき、各水道局が策定した危機事象対応マニュアルを策定している。そのうえで、初動対応や広報活動及び市村の部局との連携について、組織と責任区分及び担当業務を定めているものもある。したがって、各自治体の防災訓練が水道事業の防災訓練も兼ねて行っている可能性がある。

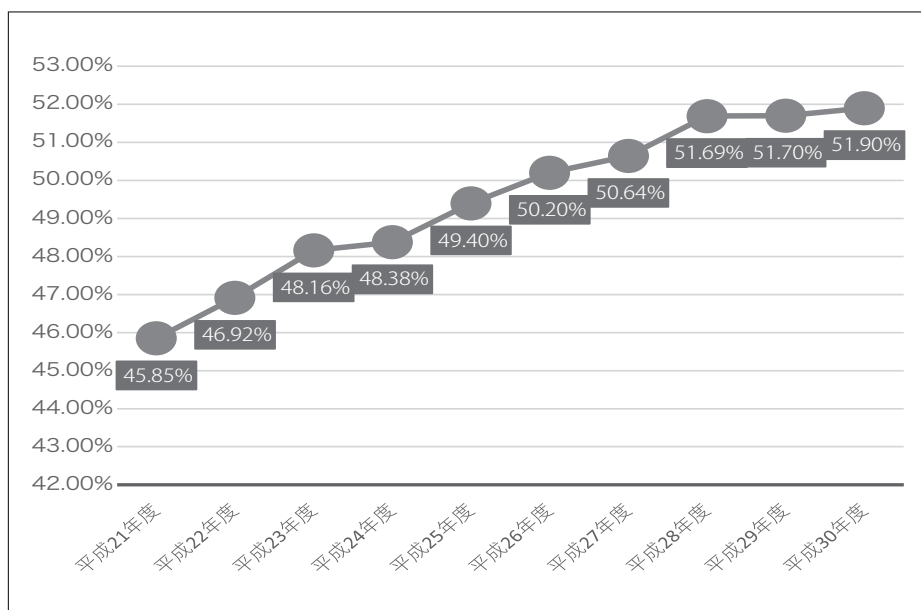
「地域防災計画」とは各地方自治体（都道府県や市町村）の長が、それぞれの防災会議に諮り、災害発生時の応急対策や復旧など災害にかかわる事務、業務に関して総合的に定める計画のことである²⁷⁾。総合的に定める計画となる以上、「地域防災計画」には地震、津波、土砂災害、風水害等も含めて、様々な自然災害に対する備えが掲載されている。このことは「地域防災計画」が災害対策基本法第 2 条第 1 項に基づき作成されているためであり、災害対策基本法における災害の定義が様々な自然災害を含んでいることが原因であると考えられよう。したがって、「地域防災計画」に含まれない危機管理、たとえば、テロ対策としての不審者の侵入等に対しては、十分な対応が行えない可能性がある。図表9には防災訓練を行っている水道事業者の割合の時系列的变化がまとめてある。

25) 内閣府「平成 29 年度予算案・税制改正概要（内閣府防災担当）」, 1 頁。

26) 京田他 [2015], 93-100 頁。

27) 木下 [2018], 150 頁。

図表9 防災訓練を行っている水道事業者の割合の時系列的変化



出所：図表1と同じ。

図表9から防災訓練を行っている水道事業者の割合は、時系列で徐々に増えているのが分かる。もっとも、半数近くの水道事業者がまだ防災訓練を行っておらず、危機管理意識が強まってはいるものの、マンパワーが不足していると予測される。マンパワーが不足することで、各水道事業者は市町村の災害対策に委ねるしかない状況がうかがえる²⁸⁾。したがって、水道事業の危機管理は人手不足によって、都市の人口密集地と過疎の点在区域では、危機管理に対する意識が異なるかもしれない。ここでは各都道府県の平均で防災訓練の実施回数を考えてみよう。図表10には各都道府県の平均的な防災訓練実施回数がまとめてある。

28) 佐藤 [2016], 23-74 頁は自治体職員のマンパワーが衰退する理由として、縦割り行政の弊害による避難所全体への対応が不備であることを指摘しており、マンパワーの衰退を補っていたのは学校の教職員だったことを主張している。

図表 10 各都道府県の防災訓練回数

都道府県名	地震	風水害	施設事故	水質事故	その他	都道府県名	地震	風水害	施設事故	水質事故	その他
北海道	0.296	0.061	0.316	0.112	0.724	滋賀県	0.833	0.250	0.167	0.167	0.500
青森県	0.333	0.111	0.148	0.148	0.630	京都府	0.636	0.091	0.182	0.045	0.652
岩手県	0.250	0.107	0.107	0.071	0.393	大阪府	1.867	0.067	0.178	0.089	1.067
宮城県	1.886	0.000	0.229	0.171	1.171	兵庫県	5.354	0.438	0.479	0.146	1.333
秋田県	0.364	0.000	0.045	0.045	0.273	奈良県	0.333	0.067	0.067	0.067	0.733
山形県	0.667	0.273	0.303	0.545	0.909	和歌山県	0.345	0.034	0.034	0.000	0.241
福島県	0.366	0.073	0.049	0.024	0.439	鳥取県	0.083	0.000	2.000	0.083	0.333
茨城県	0.596	0.298	0.766	0.319	1.234	島根県	0.133	0.133	0.200	0.067	0.133
栃木県	0.269	0.000	0.038	0.077	0.462	岡山県	0.481	0.148	0.370	0.111	0.333
群馬県	0.680	0.000	0.120	0.200	0.400	広島県	1.091	0.227	0.591	0.364	2.727
埼玉県	2.000	0.036	0.536	0.339	2.214	山口県	0.500	0.313	0.125	0.000	0.750
千葉県	1.306	0.041	0.592	0.490	3.306	徳島県	0.278	0.000	0.000	0.000	0.278
東京都	76.167	0.000	3.333	0.000	17.000	香川県	1.000	0.000	0.000	0.000	2.000
神奈川県	3.350	0.190	0.667	0.857	13.600	愛媛県	0.516	0.000	0.065	0.000	3.387
新潟県	0.625	0.188	0.313	0.250	1.031	高知県	0.647	0.059	0.000	0.000	0.294
富山県	0.533	0.133	0.067	0.133	0.333	福岡県	0.291	0.164	0.473	0.236	0.655
石川県	1.474	0.263	0.684	0.263	0.684	佐賀県	0.263	0.053	0.105	0.105	0.263
福井県	0.647	0.294	0.176	0.235	0.294	長崎県	0.364	0.045	0.091	0.091	0.182
山梨県	1.056	0.111	0.111	0.167	0.500	熊本県	0.267	0.167	0.033	0.033	0.667
長野県	0.831	0.123	0.108	0.231	0.938	大分県	0.471	0.059	0.059	0.059	1.824
岐阜県	0.725	0.100	0.175	0.025	0.475	宮崎県	0.250	0.100	0.150	0.100	0.150
静岡県	2.000	0.024	0.122	0.024	0.976	鹿児島県	0.206	0.088	0.088	0.088	0.265
愛知県	1.909	0.432	0.477	0.409	0.545	沖縄県	0.577	0.000	0.346	0.346	0.481
三重県	0.774	0.226	0.097	0.161	0.677	全国平均	2.466	0.119	0.327	0.160	1.457

出所：図表7と同じ。

図表 10 で防災訓練実施回数が 0.000 となるのは、県内で全水道事業者が当該項目に関する防災訓練を行っていないことを意味している。全国平均では地震対策の防災訓練がメインであり、「その他」の防災訓練がそれに続いている。たとえば、東京都水道局では令和 2 年 7 月 11 日東京南部直下型地震を想定した防災訓練が、局職員約 1200 名対策連携団体社員約 640 名の参加により行われている²⁹⁾。人口が密集している都市部では、地震対策の危機管理意識が強く、防災訓練を積極的に行っている。

「その他」では地域特有の防災訓練を地理的環境、あるいは都市化の状況を踏まえながら、防災訓練を行っているものと考えられよう。より最近では、東京オリンピック開催を受けて、危機管理マニュアルの策定と同様に、不審者の侵入への対応を含む「その他」の訓練が増えているものと考えられる。「東京水道危機対応力強化計画 2020」に基づくと、自然災害とテロ発生、新規感染症、突発事故等を含めて、27 項目もの訓練内容があり、その多くが順次実施予定となっている。東京都では 2020 年に開催されるオリンピックに備えた局施設へのテロを想定した防災訓練を順次実施しているだけでなく、サイバーテロにも備えた標的型メール攻撃に対する訓練も行っている³⁰⁾。

東京都では幅広い自然災害を想定して防災訓練を行っているだけでなく、民間のイベントが多いことから局所的にも防災訓練が盛んである。具体的には、水の科学館を中心にイベント開催が多い有明・お台場地区へのテロを想定した訓練を行っており、東京オリンピックを阻止しようとする不審者の侵入に備えて、避難誘導や被害拡大防止のための訓練を行っている³¹⁾。このように水道事業の危機管理としての防災訓練はマンパワーの不足、あるいは、地理的環境によって非常に多種多様となっている。

第 3 章 危機管理マニュアル策定と防災訓練に関する地域間と地域内格差

この章では事前の災害対策として危機管理マニュアルの策定に着目しながら、マイル尺度の計測により地域間と地域内の格差について議論してみよう。前の章の図表 7 でも示したように、危機管理マニュアルの策定状況は都道府県等の地域間で異なるだけでなく、地域内でも人口規模が異なることから様々な格差が生じる。図表 11 では危機管理マニュアル策定に関する地域間と地域内格差をマイル尺度により計測している。

29) 東京都水道局「令和 2 年度東京都水道局休日発災対応訓練の実施について」、1 頁。

30) 東京都水道局「東京水道危機対応力強化計画 2020」、1 頁。

31) 東京都水道局「令和元年度水の科学館テロ対策訓練の実施」、1 頁。

図表 11 危機管理マニュアル策定の地域間と地域内格差に関するタイル尺度の計測結果

	平成 21 年度		平成 22 年度		平成 23 年度		平成 24 年度		平成 25 年度		平成 26 年度		平成 27 年度		平成 28 年度		平成 29 年度		平成 30 年度	
	地域内 格差	寄与度	地域内 格差	寄与度	地域内 格差	寄与度	地域内 格差	寄与度	地域内 格差	寄与度	地域内 格差	寄与度	地域内 格差	寄与度	地域内 格差	寄与度	地域内 格差	寄与度	地域内 格差	寄与度
北海道	0.900	0.047	0.821	0.049	0.792	0.053	0.730	0.059	0.604	0.067	0.578	0.070	0.527	0.070	0.518	0.070	0.545	0.074	0.490	0.076
青森県	0.799	0.019	0.474	0.025	0.472	0.025	0.472	0.026	0.472	0.025	0.433	0.025	0.433	0.024	0.433	0.024	0.433	0.024	0.433	0.023
岩手県	1.083	0.014	0.965	0.016	0.943	0.015	0.960	0.014	0.879	0.014	0.938	0.013	0.940	0.012	0.940	0.012	1.037	0.011	1.074	0.010
宮城県	0.808	0.016	0.791	0.016	0.750	0.017	0.750	0.017	0.751	0.018	0.751	0.018	0.751	0.018	0.753	0.018	0.725	0.017	0.695	0.018
秋田県	1.136	0.008	1.041	0.008	1.041	0.008	1.085	0.008	1.087	0.008	1.087	0.008	1.087	0.008	1.055	0.008	0.954	0.009	0.955	0.009
山形県	1.473	0.066	1.373	0.064	1.373	0.066	1.359	0.067	1.348	0.064	1.183	0.029	1.183	0.029	0.212	0.028	0.243	0.027	0.238	0.027
福島県	0.786	0.018	0.745	0.018	0.693	0.020	0.693	0.020	0.680	0.020	0.548	0.024	0.504	0.025	0.530	0.025	0.520	0.024	0.520	0.023
茨城県	0.878	0.025	0.874	0.021	0.835	0.022	0.847	0.022	0.725	0.022	0.725	0.022	0.674	0.023	0.687	0.023	0.668	0.022	0.628	0.022
栃木県	1.112	0.017	1.112	0.016	0.875	0.020	1.104	0.017	0.815	0.022	0.619	0.024	0.592	0.022	0.551	0.022	0.609	0.019	0.609	0.018
群馬県	0.960	0.014	0.652	0.015	0.629	0.016	0.628	0.017	0.661	0.015	0.661	0.015	0.666	0.015	0.592	0.014	0.592	0.014	0.591	0.014
埼玉県	0.513	0.055	0.413	0.057	0.416	0.058	0.308	0.051	0.251	0.049	0.221	0.052	0.205	0.050	0.197	0.049	0.190	0.048	0.178	0.050
千葉県	0.204	0.048	0.214	0.046	0.212	0.048	0.205	0.049	0.197	0.048	0.197	0.049	0.207	0.049	0.178	0.051	0.163	0.050	0.161	0.051
東京都	1.124	0.019	0.947	0.018	0.947	0.019	0.947	0.019	0.958	0.018	0.936	0.018	0.936	0.018	0.936	0.018	0.936	0.018	0.958	0.018
神奈川県	0.334	0.020	0.334	0.019	0.334	0.020	0.283	0.020	0.249	0.021	0.242	0.022	0.245	0.021	0.247	0.019	0.258	0.021	0.135	0.024
新潟県	0.453	0.023	0.378	0.027	0.351	0.028	0.314	0.030	0.314	0.028	0.353	0.028	0.353	0.027	0.263	0.029	0.254	0.027	0.257	0.027
富山県	0.906	0.008	0.911	0.008	0.803	0.008	0.803	0.008	0.803	0.008	0.782	0.009	0.718	0.009	0.739	0.008	0.739	0.007	0.591	0.010
石川県	0.980	0.005	0.935	0.006	0.935	0.006	0.864	0.006	0.864	0.006	0.810	0.007	0.725	0.008	0.780	0.008	0.630	0.009	0.539	0.010
福井県	0.904	0.008	0.904	0.008	0.904	0.008	0.904	0.008	0.777	0.008	0.782	0.008	0.782	0.008	0.723	0.008	0.744	0.008	0.744	0.008
山梨県	1.057	0.005	1.071	0.005	1.044	0.005	1.044	0.006	0.971	0.006	0.971	0.006	0.761	0.008	0.678	0.009	0.782	0.007	0.782	0.007
長野県	0.631	0.032	0.554	0.035	0.544	0.036	0.583	0.034	0.569	0.034	0.554	0.036	0.519	0.037	0.530	0.036	0.545	0.035	0.531	0.035
岐阜県	1.214	0.013	1.140	0.013	1.154	0.013	1.154	0.013	1.093	0.014	1.093	0.014	0.926	0.016	0.832	0.018	0.834	0.018	0.810	0.017
静岡県	0.807	0.023	0.827	0.022	0.770	0.023	0.744	0.023	0.719	0.022	0.714	0.024	0.594	0.024	0.583	0.025	0.591	0.025	0.541	0.023
愛知県	0.285	0.043	0.274	0.042	0.274	0.043	0.254	0.044	0.236	0.044	0.236	0.045	0.265	0.043	0.209	0.040	0.251	0.043	0.268	0.043
三重県	0.550	0.018	0.546	0.016	0.444	0.016	0.435	0.017	0.450	0.018	0.452	0.019	0.407	0.019	0.524	0.022	0.377	0.021	0.377	0.021

滋賀県	0.496	0.017	0.435	0.017	0.383	0.019	0.388	0.020	0.334	0.021	0.334	0.021	0.309	0.021	0.246	0.022	0.236	0.023	0.238	0.023	0.023
京都府	0.758	0.013	0.609	0.015	0.626	0.018	0.682	0.017	0.682	0.017	0.681	0.017	0.677	0.017	0.614	0.015	0.647	0.016	0.615	0.017	0.017
大阪府	0.270	0.039	0.265	0.038	0.254	0.040	0.250	0.042	0.219	0.043	0.219	0.044	0.204	0.044	0.228	0.047	0.186	0.046	0.159	0.047	0.047
兵庫県	0.438	0.034	0.403	0.032	0.366	0.036	0.311	0.040	0.326	0.040	0.325	0.041	0.306	0.040	0.249	0.042	0.249	0.041	0.249	0.040	0.040
奈良県	0.920	0.012	0.920	0.011	0.844	0.013	0.844	0.013	0.804	0.013	0.804	0.013	0.879	0.013	0.966	0.012	0.870	0.013	0.870	0.013	0.013
和歌山県	1.399	0.006	1.399	0.006	1.271	0.007	1.271	0.007	1.271	0.007	1.126	0.007	1.126	0.007	1.000	0.008	1.090	0.008	1.090	0.008	0.008
鳥取県	0.860	0.005	0.914	0.005	0.954	0.006	0.954	0.006	0.954	0.006	0.954	0.006	0.975	0.006	1.018	0.006	0.814	0.005	0.814	0.005	0.005
高知県	0.789	0.008	0.792	0.008	0.753	0.009	0.688	0.009	0.692	0.009	0.427	0.012	0.427	0.012	0.800	0.006	0.608	0.008	0.561	0.010	0.010
岡山県	0.418	0.021	0.369	0.021	0.369	0.021	0.398	0.020	0.398	0.019	0.398	0.020	0.410	0.018	0.463	0.01	60.400	0.018	0.400	0.018	0.018
広島県	0.310	0.024	0.320	0.023	0.311	0.024	0.301	0.025	0.301	0.024	0.264	0.025	0.242	0.027	0.189	0.023	0.215	0.029	0.215	0.029	0.029
山口県	0.098	0.021	0.098	0.020	0.038	0.021	0.038	0.021	0.038	0.020	0.039	0.021	0.038	0.020	0.089	0.026	0.038	0.019	0.038	0.019	0.019
徳島県	1.362	0.003	1.362	0.003	1.331	0.004	1.331	0.004	1.056	0.005	1.050	0.005	1.050	0.005	0.769	0.009	1.031	0.006	1.031	0.006	0.006
香川県	0.789	0.014	0.771	0.013	0.805	0.013	0.404	0.009	0.404	0.009	0.501	0.008	0.478	0.008	0.434	0.007	0.491	0.008	0.000	0.000	0.000
愛媛県	0.954	0.013	0.858	0.016	0.874	0.016	0.786	0.018	0.790	0.017	0.672	0.018	0.615	0.019	0.612	0.019	0.432	0.023	0.417	0.023	0.023
高知県	1.821	0.003	1.668	0.003	1.312	0.005	1.138	0.006	1.328	0.005	1.328	0.005	1.232	0.005	1.140	0.006	1.312	0.004	1.312	0.004	0.004
福岡県	1.724	0.053	1.654	0.051	1.616	0.053	1.090	0.040	0.791	0.033	0.772	0.035	0.720	0.035	0.716	0.036	0.681	0.036	0.653	0.036	0.036
佐賀県	0.846	0.017	0.769	0.017	0.554	0.021	0.554	0.021	0.554	0.020	0.482	0.022	0.403	0.023	0.475	0.021	0.325	0.024	0.325	0.023	0.023
長崎県	2.092	0.077	2.075	0.074	1.493	0.019	1.399	0.020	0.919	0.026	0.919	0.026	0.855	0.026	0.963	0.019	0.929	0.019	0.79	70.020	70.020
熊本県	0.920	0.012	0.844	0.013	0.870	0.014	0.797	0.015	0.763	0.015	0.729	0.015	0.713	0.015	0.824	0.018	0.780	0.014	0.712	0.015	0.015
大分県	0.758	0.006	0.758	0.006	0.773	0.007	0.657	0.007	0.559	0.009	0.559	0.009	0.559	0.008	0.541	0.010	0.630	0.008	0.630	0.008	0.008
宮崎県	0.691	0.012	0.643	0.012	0.644	0.012	0.644	0.012	0.560	0.012	0.550	0.013	0.444	0.015	0.530	0.013	0.613	0.017	0.609	0.017	0.017
鹿児島県	1.265	0.012	1.096	0.014	1.015	0.014	0.973	0.015	0.880	0.016	0.922	0.016	0.919	0.015	0.908	0.016	0.900	0.014	0.929	0.014	0.014
沖縄県	0.917	0.012	0.742	0.014	0.737	0.015	0.626	0.017	0.626	0.016	0.558	0.017	0.557	0.017	0.501	0.020	0.463	0.019	0.407	0.020	0.020
地域間格差	0.166		0.156		0.112		0.108		0.101		0.076		0.071		0.067		0.070		0.072		0.072
タイ尔尺度	1.048		0.973		0.819		0.760		0.702		0.594		0.565		0.556		0.545		0.527		0.527

出所：図表1と同じ。

平成30年度の香川県の地域内格差と寄与度が0.000と小さくなっているのは、香川県下の水道事業者が香川県広域水道企業団のみであることが原因である。図表11から危機管理マニュアルの策定に関する格差、タイル尺度は平成21年度以降、明らかに小さくなっていることが分かる。平成26年度以降、地域間格差が縮小拡大の変化を示している状況を見ると、タイル尺度の縮小は地域内格差の影響を受けている部分が強いと考えられよう。また、幾つかの都道府県で危機管理マニュアルの策定の地域内格差が時系列で変化していない地域がある。これらの都道府県では、マニュアル策定に積極的な地域と消極的な地域との温度差が時系列でも定着してしまっている状況が想定される。

水源の豊富な水道事業者は発生時においても、一部は家庭用の生活用水、それ以外は被災を軽減するための給水に分けることが出来るが、水源の乏しい水道事業者では難しいかもしれない。被災水道事業者にヒアリングしてみると、物資の提供や必要な水源の確保まで相当な時間を待たされるという事例も確認されている。事前の災害対策が整備されていないため、緊急時の対応が遅れてしまう状況が想定されよう。

都道府県別で地域内格差を比べてみると、平成21年度では長崎県が2.092と非常に大きかったが、平成30年度では高知県が1.312と最も大きくなっている。各地域の主水源が異なることで危機管理マニュアル策定の地域内格差が生じているものと考えられる。たとえば、主水源がダムである地域では水が不足しているため、渇水対策が非常に重要であるが、その一方で、広域水道企業団による水サービスの供給が進んでいる地域では渇水の心配があまりない。厚生労働省では「渇水対策マニュアル策定指針」を示して、渇水時対策の的確な業務と給水の安定化を呼び掛けているものの、現実の水道事業者は地理的環境が異なることから、渇水対策についてはある程度の温度差があるように思える³²⁾。

愛媛県や沖縄県の水道事業者にヒアリング調査してみると、ダムが主水源であることから水不足により企業誘致や観光事業が十分に行えない事例も報告されている。「令和3年渇水状況について(2月9日現在)」に基づくと、国管河川で渇水対策支部を設置している河川は8水系8河川、取水制限を行っている河川は5水系5河川のみとなっている³³⁾。渇水対策は主にダムを水源に持つ水道事業者しか行っていないケースが多い。

さらに、今度は防災訓練の実施に関する地域間と地域内格差を議論してみよう。従来の地域防災訓練に関する研究は、ある特定の自治体に着目した事例分析が非常に多い。戸川・佐

32) 厚生労働省「渇水対策マニュアル策定指針」, 1-14頁。

33) 国土交通省「令和3年渇水状況について(2月9日現在)」, 1頁。

藤・今村 [2018] は 2016 年 8 月に発生した福島県亘理町での自然災害を分析対象にして、実災害における防災訓練の効果をアンケート調査している。その結果、59.4%の回答者が「訓練が生かされた」と回答していたものの、アンケートの質問項目のみでは実災害時におけるどのような訓練時の経験が生かされたかどうかは曖昧であるという結論を戸川・佐藤・今村 [2018] は出している³⁴⁾。

それ以外にも、溝端 [2016] は大阪府貝塚市を対象にして、農地防災機能の検証を行っている。その結果、農地を活用した防災訓練については、避難所から離れた区域では防災農地が避難所の役割を担っており、避難所空白地における防災農地登録の必要性を主張している³⁵⁾。中林・大窪・金度 [2018] は木造建築が密集した歴史的町並みを維持する島根県津和野重伝建地区を対象にして、「消火栓を利用した」、あるいは「避難」訓練の有効性を考察しており、消火栓の操作や避難経路と場所の把握が困難であることを指摘している³⁶⁾。

このように各自治体の防災訓練は多種多様であり、その効果の検証も盛んに行われているものの、全国で防災訓練の実施に関する格差、特に、水道事業のみに着目して防災訓練の格差を議論した研究は非常に少ない。図表 12 では水道事業における防災訓練に関する地域間と地域内格差をタイル尺度により計測している。

34) 戸川・佐藤・今村 [2018] , 493-498 頁。

35) 溝端 [2016]、937-940 頁。

36) 中林・大窪・金度 [2018] , 1-6 頁。

図表 12 防災訓練に関する地域間と地域内格差のタイム尺度の計測結果

	平成 21 年度		平成 22 年度		平成 23 年度		平成 24 年度		平成 25 年度		平成 26 年度		平成 27 年度		平成 28 年度		平成 29 年度		平成 30 年度	
	地域内 格差	寄与度	地域内 格差	寄与度	地域内 格差	寄与度	地域内 格差	寄与度	地域内 格差	寄与度	地域内 格差	寄与度	地域内 格差	寄与度	地域内 格差	寄与度	地域内 格差	寄与度	地域内 格差	寄与度
北海道	0.988	0.027	0.931	0.030	0.904	0.032	0.833	0.027	0.837	0.027	0.769	0.023	0.981	0.026	1.336	0.032	1.544	0.034	1.675	0.034
青森県	0.894	0.010	0.822	0.011	0.882	0.009	0.794	0.011	0.670	0.010	0.924	0.010	0.832	0.009	0.859	0.009	0.857	0.009	0.781	0.009
岩手県	0.583	0.012	0.697	0.010	0.727	0.009	0.685	0.008	0.551	0.008	0.540	0.007	0.642	0.006	0.579	0.006	0.728	0.005	0.591	0.006
宮城県	0.806	0.034	0.833	0.032	0.814	0.025	0.697	0.024	0.811	0.025	0.979	0.025	1.146	0.030	1.386	0.032	1.265	0.029	1.248	0.028
秋田県	1.521	0.003	1.521	0.002	1.521	0.002	1.564	0.002	1.564	0.002	1.236	0.003	1.277	0.003	1.014	0.004	0.985	0.003	1.107	0.004
山形県	0.436	0.026	0.403	0.025	0.379	0.022	0.389	0.021	0.424	0.020	0.405	0.018	0.410	0.018	0.327	0.018	0.404	0.021	0.412	0.021
福島県	0.767	0.013	0.814	0.011	0.972	0.010	0.848	0.011	0.820	0.009	0.744	0.009	0.778	0.009	0.756	0.009	0.756	0.009	0.761	0.009
茨城県	1.468	0.042	1.601	0.041	1.486	0.037	1.289	0.034	1.131	0.034	1.102	0.036	1.181	0.036	1.182	0.034	1.157	0.033	1.208	0.035
栃木県	1.197	0.005	1.293	0.004	1.362	0.005	1.059	0.005	0.788	0.006	0.705	0.006	0.678	0.005	0.637	0.006	0.565	0.005	0.714	0.005
群馬県	1.533	0.020	1.705	0.024	1.602	0.027	1.612	0.022	1.457	0.022	1.388	0.023	1.292	0.024	1.040	0.010	1.002	0.009	1.082	0.008
埼玉県	1.517	0.066	1.188	0.052	1.170	0.046	1.261	0.045	1.391	0.048	1.574	0.053	1.391	0.054	1.294	0.058	1.236	0.062	1.275	0.067
千葉県	0.335	0.049	0.305	0.046	0.308	0.042	0.276	0.039	1.435	0.070	1.357	0.067	1.333	0.062	1.266	0.063	1.199	0.068	1.358	0.065
東京都	1.727	0.055	1.598	0.058	1.585	0.052	1.658	0.095	1.642	0.080	1.683	0.107	1.693	0.114	1.683	0.119	1.690	0.124	1.701	0.134
神奈川県	0.565	0.033	1.644	0.085	1.686	0.092	1.673	0.090	1.480	0.083	1.804	0.101	1.753	0.104	1.721	0.087	1.570	0.096	1.506	0.087
新潟県	0.658	0.022	0.684	0.018	0.992	0.017	0.807	0.015	1.345	0.021	1.613	0.019	1.514	0.016	1.577	0.028	1.380	0.016	1.516	0.018
富山県	0.525	0.007	0.582	0.006	0.582	0.005	0.477	0.006	0.457	0.005	0.466	0.004	0.413	0.005	0.424	0.004	0.413	0.004	0.442	0.004
石川県	0.441	0.014	0.576	0.013	0.581	0.013	0.879	0.015	0.996	0.016	0.942	0.015	0.755	0.014	0.825	0.014	0.739	0.015	0.865	0.015
福井県	0.454	0.011	0.402	0.010	0.298	0.009	0.306	0.009	0.311	0.009	0.306	0.008	0.311	0.008	0.313	0.007	0.328	0.006	0.317	0.006
山梨県	0.158	0.012	0.190	0.013	0.183	0.011	0.231	0.011	0.231	0.010	0.275	0.010	0.340	0.009	0.270	0.009	0.307	0.008	0.379	0.008
長野県	0.522	0.042	0.481	0.039	0.464	0.037	0.482	0.035	0.459	0.034	0.714	0.042	0.645	0.032	0.601	0.031	0.582	0.030	0.707	0.034
岐阜県	0.403	0.021	0.386	0.021	0.372	0.019	0.376	0.019	0.340	0.018	0.343	0.017	0.299	0.017	0.266	0.016	0.298	0.016	0.185	0.014
静岡県	0.114	0.038	0.112	0.037	0.170	0.038	0.213	0.037	0.170	0.033	0.205	0.031	0.214	0.030	0.240	0.029	0.299	0.031	0.278	0.030
愛知県	0.473	0.045	0.458	0.041	0.453	0.038	0.687	0.049	0.685	0.048	0.481	0.043	0.545	0.040	0.470	0.037	0.507	0.038	0.574	0.039
三重県	0.360	0.021	0.403	0.018	0.517	0.016	0.885	0.022	0.596	0.018	0.456	0.015	0.384	0.013	0.583	0.017	0.391	0.015	0.382	0.014

滋賀県	0.369	0.014	0.335	0.015	0.422	0.013	0.570	0.011	0.680	0.011	0.541	0.011	0.535	0.010	0.351	0.011	0.267	0.010	0.238	0.011
京都府	0.837	0.012	0.780	0.012	0.564	0.013	0.705	0.011	0.716	0.009	0.792	0.008	0.794	0.009	0.768	0.009	0.733	0.008	0.651	0.008
大阪府	1.150	0.056	0.939	0.045	0.935	0.054	0.874	0.056	0.732	0.051	0.533	0.042	0.630	0.044	0.563	0.042	0.720	0.038	0.718	0.034
兵庫県	1.082	0.053	1.131	0.052	1.466	0.080	1.247	0.074	1.336	0.080	1.400	0.075	1.408	0.079	1.441	0.095	1.426	0.092	1.486	0.086
奈良県	1.230	0.010	1.167	0.012	1.061	0.009	1.323	0.009	1.050	0.009	1.723	0.013	1.491	0.012	1.139	0.006	1.380	0.010	1.065	0.009
和歌山県	0.813	0.007	0.809	0.006	0.883	0.005	0.883	0.004	1.086	0.005	1.067	0.004	1.167	0.004	1.205	0.007	0.989	0.004	1.026	0.004
鳥取県	1.949	0.012	1.963	0.011	1.963	0.011	1.963	0.010	1.849	0.010	1.916	0.009	1.990	0.008	2.113	0.008	1.870	0.008	1.951	0.007
高知県	1.044	0.007	0.963	0.006	0.988	0.007	0.920	0.007	0.823	0.007	0.888	0.007	0.665	0.009	1.187	0.002	1.184	0.003	1.258	0.002
岡山県	0.649	0.019	0.672	0.017	0.603	0.016	0.778	0.013	0.787	0.012	0.985	0.013	0.705	0.011	0.600	0.009	0.867	0.011	0.639	0.009
広島県	1.674	0.035	1.631	0.032	1.645	0.031	1.649	0.030	1.624	0.029	1.568	0.027	1.550	0.029	1.645	0.026	1.511	0.028	1.594	0.026
山口県	1.078	0.005	0.577	0.006	0.342	0.006	0.272	0.007	0.370	0.006	0.426	0.005	0.419	0.006	0.394	0.009	0.467	0.006	0.457	0.006
徳島県	1.269	0.005	1.244	0.005	1.144	0.004	0.790	0.005	0.925	0.005	0.922	0.005	0.743	0.005	0.673	0.005	0.778	0.003	0.857	0.002
香川県	0.891	0.005	0.582	0.005	0.680	0.005	0.642	0.006	0.642	0.005	0.760	0.007	0.760	0.007	0.883	0.004	0.779	0.005	0.000	0.001
愛媛県	3.001	0.014	2.473	0.014	2.565	0.013	2.866	0.027	2.369	0.030	2.503	0.013	2.514	0.018	1.713	0.012	1.930	0.010	2.605	0.029
高知県	1.596	0.003	1.457	0.004	1.202	0.003	1.202	0.003	1.184	0.003	1.210	0.002	1.293	0.003	1.494	0.004	0.882	0.003	1.159	0.004
福岡県	2.753	0.070	2.562	0.068	2.384	0.071	1.706	0.037	1.597	0.033	1.307	0.027	1.323	0.022	1.204	0.025	1.212	0.024	1.334	0.023
佐賀県	1.378	0.003	1.378	0.002	1.089	0.004	0.958	0.004	0.916	0.003	0.855	0.004	0.855	0.004	1.144	0.003	0.878	0.004	0.878	0.003
長崎県	1.243	0.008	1.012	0.009	1.002	0.008	0.972	0.007	0.897	0.007	0.897	0.006	1.096	0.006	1.211	0.004	1.038	0.004	0.904	0.004
熊本県	2.100	0.009	2.017	0.009	2.005	0.009	1.777	0.009	1.760	0.008	1.760	0.007	1.664	0.007	1.565	0.007	1.794	0.007	1.624	0.008
大分県	1.267	0.003	1.068	0.004	1.279	0.005	1.607	0.004	1.134	0.004	1.184	0.004	1.219	0.004	2.072	0.011	2.037	0.013	1.891	0.010
宮崎県	1.363	0.005	1.648	0.003	1.482	0.005	1.333	0.005	1.207	0.004	1.334	0.004	1.288	0.004	1.391	0.003	1.204	0.004	1.204	0.003
鹿児島県	2.081	0.005	1.463	0.006	1.463	0.006	1.298	0.006	1.559	0.005	1.462	0.008	1.383	0.006	1.116	0.008	1.168	0.006	1.333	0.006
沖縄県	1.048	0.013	1.690	0.010	1.808	0.008	1.741	0.007	2.004	0.008	1.733	0.009	1.539	0.010	1.348	0.010	1.467	0.010	1.418	0.011
地域間格差	0.255		0.331		0.350		0.462		0.423		0.529		0.562		0.567		0.597		0.604	
タイトル尺度	1.350		1.450		1.500		1.579		1.562		1.721		1.757		1.749		1.771		1.841	

計測データの出所：図表1と同じ。

全国的には防災訓練のタイル尺度は時系列で徐々に大きくなっており、格差は拡大傾向にある。特に、地域間における防災訓練の格差は、平成21年度の0.255から平成30年度の0.604へと非常に大きくなった。南海トラフや首都直下型地震、あるいは東京オリンピック開催等の理由で、都市部の防災訓練が盛んになり、都市と地方の地域間格差は拡大した。高野[2019]は2015年東京都多摩地域にある30市町村を対象にして、防災訓練での地域の防災関係機関や学校等との連携をアンケート調査している。その結果、防災コミュニティの課題として、訓練参加者の減少対策が必要となるだけでなく、防災意識などに関わる防災知識格差もあることを確認している³⁷⁾。人口や経済圏が似ている東京都の多摩地域内の自治体間だけでも防災知識格差がある以上、都市部と地方部の危機管理に関する格差は今後是正する必要がある。

それに対して、全体の格差は拡大しているものの、都道府県のなかには地域内格差が縮小している地域もある。たとえば、福岡県は平成21年度最大の地域内格差2.753であったが、平成30年度にはそれが1.334まで縮小している。したがって、広域化により事業体数が減少している地域では、防災訓練の実施に関する地域内格差が縮小傾向にあるものと思われる。松川他[2019]は大分県別府市を分析対象にして、インクルーシブな防災訓練と防災リテラシーとの関係を分析している。その結果、災害時ケアプランを作成している個人ほど訓練に参加する確率が高いということを松川他[2019]は確認している³⁸⁾。危機管理マニュアルの策定、あるいは災害時ケアプランの作成は、災害時に想定されるリスクを考慮しながら、緊急時の初動体制を効率的にさせるものと考えられる。

基幹管路及び主要浄水場の耐震化だけでなく、災害時において被害を局所化し影響を最小限にとどめるためには、配水区域のブロック化と同時に、断水時に応急給水を迅速に実施するための応急給水先需要家の台帳化を行う必要がある。そのためには、災害発生時の組織体制や初動対応などをまとめた「災害対応マニュアル」の作成を行わなければならない。

災害対応マニュアルは、平時の供給や配水が出来なくなった際に、応急対策を迅速かつ的確に実施と早期復旧を実現させるために必要なものである。緊急停止判断の基準や応急給水・応急復旧について被害レベルに応じた対応を整理するだけでなく、初動対応において職員が自主的に行動する事項も定めており、水道事業の災害対策に欠かせないものとなっている。

37) 高野 [2019] , 61-74 頁。

38) 松川・川見・辻岡・村野・立木 [2019] , 279-286 頁。

しかし、危機管理マニュアル、あるいは災害時初動対応マニュアルを整備しているものの、ある程度想定されたシナリオがあるマニュアルに基づく訓練の実施だけでは、緊急時における動ける技術職員の不足から生じた困難に対応出来ないかもしれない。佐保田・田中 [2017] は滋賀県高島市の事例からシナリオを決めない、想定外の事態に各部局等の組織の各対応班が対応する形での防災訓練を考察しており、シナリオがある防災訓練の評価に有効であると言う見解を示している³⁹⁾。

第4章 危機管理マニュアル策定と防災訓練における項目別の格差

これまでの分析は危機管理マニュアルと防災訓練の地域間、あるいは地域内格差をタイル尺度により計測してきた。ここでは項目別に格差を計測して、格差の発生要因を議論してみよう。項目別でタイル尺度を計測する場合、地域内格差とは異なり、分析対象となる水道事業体の数が同じであるため、サンプル数の大小に左右されずに、項目内格差を比較することが可能となる。まず初めに危機管理マニュアルに着目して、タイル尺度を計測してみよう。

ここでは東京を分析対象に含むケースと含まないケースとに分けてタイル尺度を計測してみた。東京は前にも述べたように、都市部でも危機管理マニュアルの策定数と防災訓練の実施回数が非常に多い。異常値を示す東京が格差に及ぼす影響は大きいかもしれない。図表 13 には危機管理マニュアルの項目別に関するタイル尺度の計測結果がまとめている。

39) 佐保田・田中 [2017], 131-134 頁。

図表 13 東京の有無による危機管理マニュアル尺度の計測結果

	平成 21 年度				平成 22 年度				平成 23 年度				平成 24 年度				平成 25 年度			
	東京有		東京無		東京有		東京無		東京有		東京無		東京有		東京無		東京有		東京無	
	項目内 格差	寄与度	項目内 格差	寄与度	地域内 格差	寄与度	項目内 格差	寄与度	地域内 格差	寄与度	項目内 格差	寄与度	地域内 格差	寄与度	項目内 格差	寄与度	地域内 格差	寄与度	項目内 格差	寄与度
地震	0.742	0.163	0.743	0.165	0.683	0.161	0.684	0.163	0.647	0.169	0.648	0.171	0.628	0.171	0.629	0.174	0.590	0.170	0.591	0.172
洪水(雨天時)	1.284	0.086	1.287	0.087	1.193	0.088	1.196	0.089	1.141	0.094	1.143	0.095	1.098	0.096	1.100	0.097	1.035	0.097	1.036	0.099
水質事故	1.149	0.162	1.138	0.162	1.065	0.162	1.055	0.162	0.958	0.163	0.946	0.163	0.891	0.162	0.877	0.162	0.783	0.161	0.768	0.161
設備事故	2.434	0.152	2.404	0.149	2.300	0.151	2.269	0.148	1.576	0.120	1.484	0.116	1.304	0.113	1.186	0.109	1.236	0.113	1.122	0.109
管路事故	1.346	0.108	1.349	0.109	1.258	0.109	1.261	0.110	1.085	0.109	1.087	0.111	1.045	0.109	1.047	0.111	0.959	0.107	0.960	0.108
停電	1.451	0.112	1.341	0.107	1.350	0.114	1.248	0.109	1.255	0.116	1.146	0.112	1.182	0.116	1.067	0.111	1.090	0.117	0.979	0.113
テロ	1.285	0.086	1.287	0.087	1.198	0.088	1.202	0.089	1.150	0.093	1.154	0.094	1.109	0.095	1.113	0.096	1.038	0.097	1.043	0.098
湯水	2.369	0.131	2.371	0.133	2.265	0.128	2.268	0.130	2.184	0.136	2.187	0.138	2.139	0.138	2.142	0.141	2.030	0.138	2.036	0.140
項目間格差	0.029		0.028		0.026		0.026		0.023		0.023		0.023		0.024		0.022		0.023	
イ ル 尺 度	1.544		1.524		1.447		1.428		1.252		1.228		1.179		1.154		1.099		1.075	
	平成 26 年度				平成 27 年度				平成 28 年度				平成 29 年度				平成 30 年度			
	東京有		東京無		東京有		東京無		東京有		東京無		東京有		東京無		東京有		東京無	
	地域内 格差	寄与度	項目内 格差	寄与度	地域内 格差	寄与度	項目内 格差	寄与度	地域内 格差	寄与度	項目内 格差	寄与度	地域内 格差	寄与度	項目内 格差	寄与度	地域内 格差	寄与度	項目内 格差	寄与度
地震	0.564	0.174	0.566	0.176	0.529	0.175	0.530	0.178	0.520	0.175	0.522	0.177	0.522	0.174	0.524	0.176	0.499	0.173	0.501	0.175
洪水(雨天時)	0.998	0.102	0.999	0.103	0.961	0.103	0.962	0.104	0.963	0.101	0.965	0.102	0.946	0.103	0.947	0.104	0.897	0.104	0.898	0.106
水質事故	0.759	0.168	0.744	0.168	0.721	0.165	0.707	0.165	0.715	0.164	0.701	0.164	0.702	0.163	0.689	0.163	0.686	0.161	0.667	0.161
設備事故	1.197	0.117	1.084	0.113	1.158	0.116	1.047	0.112	1.127	0.117	1.017	0.113	1.082	0.117	0.977	0.114	1.048	0.117	0.939	0.114
管路事故	0.921	0.111	0.922	0.113	0.890	0.111	0.891	0.113	0.874	0.111	0.875	0.112	0.841	0.111	0.842	0.113	0.813	0.111	0.814	0.113
停電	1.059	0.121	0.950	0.117	1.014	0.121	0.907	0.117	0.995	0.121	0.889	0.117	0.961	0.121	0.859	0.117	0.923	0.121	0.822	0.117
テロ	1.010	0.101	1.016	0.102	0.960	0.102	0.965	0.103	0.933	0.103	0.937	0.104	0.898	0.104	0.902	0.105	0.857	0.104	0.862	0.105
湯水	0.932	0.107	0.933	0.109	0.902	0.107	0.903	0.109	0.868	0.109	0.869	0.110	0.841	0.107	0.841	0.109	0.838	0.109	0.838	0.110
項目間格差	0.022		0.023		0.021		0.022		0.021		0.022		0.020		0.021		0.019		0.019	
タイトル尺度	0.921		0.893		0.882		0.854		0.866		0.838		0.843		0.816		0.814		0.786	

計測データの出所：図表 1 と同じ。

平成 21 年度では東京の有無に関係なく、タイル尺度は 1.5 程度であったが、平成 31 年度になると、東京有ではタイル尺度は 0.814 であったものの、東京無ではその値が 0.786 まで小さくなっている。項目別で見ると、各年度において地震の項目内格差は東京無で大きくなる一方で、停電対策は東京有の方が項目内格差は大きくなっている。

地理的な影響を受けやすい渇水対策は、東京有無でそれほど項目内格差は変化していない。広域行政により水サービスの供給を行っている東京都では、主水源がダムであるケースが珍しく、渇水対策にあまり影響を及ぼしていない。渇水対策の格差に影響を及ぼすのは、主に山間部にある水道事業体であるように思われる。山間部では主要配水池に緊急遮断弁を設置し、2 池のうち 1 池を地震発生時に弁を閉め、生活用水として確保し、残る 1 池を消火活動等のため、配水を継続している地域もある。

重要なのは、各地域で緊急時の水源を保有しているか否かである。緊急時のバックアップ体制を整備しているかどうかは、各地域で「ため池」があるかどうかが大きく影響する。設楽 [2019] は山形県におけるソフトな「ため池防災減災対策」を進めるためには、地域住民の協力や意識の向上が不可欠であり、行政と住民の連携だけでなく、地域コミュニティの活用が重要であるという見解を示している⁴⁰⁾。

時系列で考えると、危機管理マニュアルの項目別タイル尺度は徐々に小さくなっている。項目間格差が毎年度非常に小さいことを考えると、格差の変化は項目内の格差の影響を受けており、特に、寄与度の大きさから考えてみると、地震対策や水質事故対策が影響を及ぼしていると考えられる。地震対策や水質事故対策は都市部と地方部に関係なく、各地域で重要となることから全体の格差に大きな影響を及ぼしている。

さらに、今度は防災訓練の項目別格差をタイル尺度の計測結果から考察してみよう。塚田・森田 [2016] は群馬県前橋市を対象にして、「地区防災計画」の影響要因をアンケート調査結果から考察している。その結果、地区による防災活動について「避難誘導」、「救出・救護」、「給食・給水」等の訓練実施等が低く、実施方法の検討が必要という見解を塚田・森田 [2016] は示している⁴¹⁾。塚田・森田 [2016] の研究成果を踏まえると、防災活動の訓練項目にはある程度の実施頻度に関する格差が予測されるものの、従来の研究では防災訓練の項目別格差を議論している研究は少ない。図表 14 には防災訓練の項目別格差に関するタイル尺度の計測結果がまとめてある。

40) 設楽 [2019], 347-348 頁。

41) 塚田・森田 [2016], 395-400 頁。

図表14 東京の有無による防災訓練の項目別格差に関するタイル尺度の計測結果

	平成21年度						平成22年度						平成23年度						平成24年度						平成25年度											
	東京有			東京無			東京有			東京無			東京有			東京無			東京有			東京無			東京有			東京無								
	項目内 格差	寄与度	項目内 格差	寄与度	項目内 格差	寄与度	項目内 格差	寄与度	項目内 格差	寄与度	項目内 格差	寄与度	項目内 格差	寄与度	項目内 格差	寄与度	項目内 格差	寄与度	項目内 格差	寄与度	項目内 格差	寄与度	項目内 格差	寄与度	項目内 格差	寄与度	項目内 格差	寄与度								
地震	1.477	0.392	1.170	0.370	1.437	0.354	1.131	0.336	1.603	0.385	1.355	0.367	1.964	0.403	1.411	0.368	1.880	0.394	1.493	0.370																
風水雪害	2.505	0.070	2.508	0.074	2.343	0.065	2.346	0.069	2.523	0.061	2.519	0.064	2.578	0.059	2.582	0.065	2.609	0.057	2.605	0.062																
施設事故	3.060	0.151	3.058	0.153	3.033	0.140	3.031	0.142	3.009	0.144	3.023	0.148	2.785	0.120	2.621	0.117	2.816	0.126	2.656	0.122																
水質事故	2.968	0.093	2.935	0.093	2.851	0.090	2.819	0.091	2.888	0.080	2.896	0.084	2.526	0.069	2.497	0.073	2.622	0.066	2.620	0.070																
その他	2.017	0.294	2.019	0.310	2.385	0.350	2.379	0.362	2.420	0.330	2.413	0.338	2.391	0.349	2.395	0.377	2.400	0.357	2.395	0.377																
項目間格差	0.190		0.178		0.203		0.195		0.224		0.208		0.270		0.253		0.272		0.259																	
タイル尺度	2.275		2.163		2.382		2.285		2.458		2.371		2.556		2.333		2.545		2.382																	
	平成26年度						平成27年度						平成28年度						平成29年度						平成30年度											
	東京有			東京無			東京有			東京無			東京有			東京無			東京有			東京無			東京有			東京無			東京有			東京無		
	項目内 格差	寄与度	項目内 格差	寄与度	項目内 格差	寄与度	項目内 格差	寄与度	項目内 格差	寄与度	項目内 格差	寄与度	項目内 格差	寄与度	項目内 格差	寄与度	項目内 格差	寄与度	項目内 格差	寄与度	項目内 格差	寄与度	項目内 格差	寄与度	項目内 格差	寄与度	項目内 格差	寄与度	項目内 格差	寄与度	項目内 格差	寄与度				
地震	2.108	0.401	1.492	0.362	2.329	0.045	2.335	0.051	2.481	0.042	2.477	0.048	2.321	0.413	1.628	0.369	2.491	0.421	1.654	0.364																
風水雪害	2.328	0.046	2.325	0.052	2.339	0.045	2.335	0.051	2.481	0.042	2.477	0.048	2.371	0.042	2.356	0.046	2.356	0.042	2.352	0.048																
施設事故	2.980	0.114	2.791	0.111	2.992	0.106	2.745	0.102	2.773	0.098	2.615	0.099	2.818	0.095	2.629	0.095	2.760	0.095	2.740	0.104																
水質事故	2.686	0.062	2.659	0.066	2.668	0.061	2.585	0.064	2.639	0.060	2.599	0.065	2.638	0.061	2.564	0.065	2.637	0.059	2.633	0.068																
その他	2.499	0.377	2.492	0.408	2.479	0.379	2.478	0.416	2.347	0.374	2.345	0.413	2.332	0.390	2.301	0.425	2.360	0.384	2.295	0.416																
項目間格差	0.313		0.298		0.327		0.316		0.347		0.323		0.350		0.334		0.356		0.313																	
タイル尺度	2.714		2.464		2.752		2.479		2.755		2.446		2.744		2.438		2.824		2.447																	

計測データの出所：図表1と同じ。

防災訓練の場合、危機管理マニュアルと異なり、時系列で徐々に格差が拡大していく傾向にある。また、東京の有無でマイル尺度が大きく変化しており、東京にある水道事業者がオリンピックの開催に伴う不審者の侵入や直下型地震に備えて、防災訓練を頻繁に行うことの影響を強く受けているものと思われる。

項目別で考えてみると、地震は東京の有無により項目内格差が大きく変化している。平成21年度では東京の有無により地震の項目内格差は1.477から1.170までの変化に留まっていたが、平成30年度にはその値が2.491から1.654へと大きく低下している。その一方で、地震以外の防災訓練は項目内格差が大きくなっているものの、東京の有無であまり変化していない。したがって、東京都の水道事業者が行う地震対策の防災訓練が全体の格差に大きく影響を及ぼしている。

さらに言えば、項目間の格差は危機管理マニュアルに比べて大きいものの、それでも0.178から0.356の間に留まっており、全体の格差に及ぼす影響は項目内格差である。このように危機管理マニュアルの策定と防災訓練の項目別の格差に影響を及ぼすのは、項目間の格差ではなく項目内の格差である。

このことから項目内格差に強い影響を及ぼす東京都が隣接県にある水道事業者と連携して、危機管理マニュアルの策定を行う、あるいは防災訓練を実施することで、全体の格差は是正されるものと推測される。その際、重要となるのは水需要や水道財政の長期予測、老朽化に伴う水インフラの整備を細かくまとめた「水道ビジョン」の策定である。都市部では隣接の水道事業者と「水道ビジョン」を統一させながら、危機管理マニュアルの策定や防災訓練の実施を行うことが重要であると考えられる。

おわりに

日本の水道インフラは老朽化が進んでおり、経営困難からハードな更新事業も滞ってしまっている。そのため、水道事業は危機管理マニュアルの策定と防災訓練の実施と言ったソフトな災害対策で大規模災害に備えている。ただ現実的には、マンパワーの不足から危機管理としてのマニュアルの策定や防災訓練の実施が十分でない水道事業も幾つか存在している。したがって、危機管理マニュアルの策定と防災訓練の実施には、地域間、あるいは地域内の格差だけでなく、各々の災害事象を想定した項目別でも格差が生じてしまう結果となる。

従来の研究では水道料金、水道のマンパワー、水道インフラ、水道財政等の格差を分析したものが多く、これらの格差は地理的環境、あるいは財政的要因により左右されてしまうケースが多い。その一方で、危機管理マニュアルの策定や防災訓練は、過疎地域でもある程度は必要不可欠であり、その格差は是正しなければならない。特に、水道事業の危機管理マニュアルの策定や防災訓練の実施は、自治体の「地域防災計画」による危機管理に含んでしまう地域もある。そのため、応急給水・応急復旧計画より策定、あるいは実施が進んでおらず、様々な格差が定着してしまう可能性が大きい。本稿の目的はマイル尺度の計測を通じて、危

機管理マニュアルの策定や防災訓練の地域間、あるいは地域内の格差を明らかにするだけでなく、様々な災害事象を想定した項目別の格差を考察することにある。

本分析の結果は以下の通りである。①平成21年度以降、危機管理マニュアルの策定に関するタイル尺度は明らかに小さくなっており、平成26年度以降、地域間格差が縮小拡大の変化を示している状況を考えると、タイル尺度の縮小は地域内格差の影響を受けている部分が強いと考えられる。逆に、②防災訓練に関するタイル尺度は時系列で徐々に大きくなっており、特に、地域間における防災訓練の格差は拡大した。もっとも、防災訓練の地域内格差は縮小している地域もあり、広域化による事業体数が減少していることの影響を受けているものと思われる。

さらに、危機管理マニュアルの策定や防災訓練の項目別格差について、分析対象に東京を含むケースと含まないケースとに分けてタイル尺度を計測してみた。③防災訓練については地震の項目内格差が東京有無の影響を大きく受けている。逆に、④危機管理マニュアルの策定については、地理的な影響を受けやすい渇水対策マニュアルの策定が、東京有無の影響をあまり受けていない。また、⑤危機管理マニュアルの策定と防災訓練の項目別格差に影響を及ぼすのは、項目間よりむしろ項目内格差であった。このことから東京都が隣接の水道事業体と統一的に危機管理マニュアルの策定と防災訓練の実施を行うことで、項目別の格差が縮小されるものと思われる。

具体的には、東京都と隣接の水道事業体が作成する「水道ビジョン」を統一させたうえで、危機管理マニュアルの策定や防災訓練の実施を行うが望ましいと思われる。「水道事業ビジョン」は様々な整備事業計画の実現可能性や実効度の考察を行いながら、災害に強い水道の実現に向け、水道施設の耐震化を図ることを目的として作成されている。具体的な施策としては、最大規模となる浄水場及び配水池の更新だけでなく、優先度の高い配水池から災害拠点病院までの配水本管の耐震化も定めている。「水道ビジョン」は基幹管路の耐震化だけでなく、停電対策の強化も含めて災害対策を網羅的にカバーしている。

「水道ビジョン」の策定を行うことで、施設の耐震化と併せ、災害が発生した場合においても迅速に対応ができるよう、危機対応能力の強化を行うことが可能となる。危機管理マニュアルの策定や災害を想定した訓練も「水道ビジョン」を踏まえて行われるケースが多い。アセットマネジメントによる水道施設・管路の耐震診断、更新計画の策定、耐震管の採用、水源地の自家発電施設の整備、給水袋の備蓄等も含めて、様々なケースを想定した「水道ビジョン」の策定が災害対策には極めて重要となる。特に、都市部では人口が密集する以上、隣接の水道事業体と共同で「水道ビジョン」を策定しながら、統一的に危機管理マニュアルの策定や防災訓練の実施を行うのが望ましい。

その一方で、離島にある水道事業体は、他都市から派遣される応援要員や資機材が到着するまで、かなりの時間を要することが想定されるにもかかわらず、マンパワーの不足により十分な災害対策は行えないかもしれない。災害時に平常時の給水が困難となった場合でも、

飲料水の供給方法等の体制を確立する必要があるため、応急給水拠点の整備も含めて、「水道ビジョン」に基づく計画的なインフラ整備も行う必要性があろう。ただ現実的には、離島にある水道事業については、マンパワーの不足も含めて、水道事業が直面する今日的課題を解決するのは難しいかもしれない。そのため、国家が計画的に離島の危機管理に対する援助を行わなければならないであろう。

参考文献

- 井上 繁 [1997]「水道料金の内々格差とこれからの水道事業経営」『都市問題研究』第 49 巻第 8 号, 都市問題研究会。
- 木下誠也 [2018]『自然災害の発生と法制度』コロナ社。
- 京田薫・塚崎恵子・奥畑美沙稀・佐々木菜巳・鈴木奏子・豊本麻里子・中田有希子・西田早希・平尾美月・町居李咲 [2015]「高齢者介護世帯における災害の備えの実態と避難行動の認識」『金大医保つるま保健学会誌』第 39 号第 1 巻。
- 熊谷和哉 [2016]『水道事業の現在位置と将来』水道産業新聞社。
- 佐藤幸也 [2016]「東日本大震災後の防災教育の課題とカリキュラム編成」『科学／人間』第 45 号。
- 佐保田哲平・田中隆文 [2017]「シナリオを決めない防災のあり方—滋賀県高島市の事例—」『中部森林研究』第 65 号。
- 設楽徹 [2019]「山形県におけるため池の防災減災対策の取り組み—地域住民の防災意識の向上に向けて—」『農村計画学会誌』第 38 巻第 3 号。
- 首藤由紀・田中達也・田中諒介・吉田佳絵・村上遼 [2015]「近年の防災・減災対策におけるトピックス」『安全工学』第 54 巻第 5 号。
- 高野俊英 [2019]「自治体からみた住民参加・協働による地域の防災活動の評価と課題等について：東京都多摩地域を事例として」『地域イノベーション』第 11 号。
- 田代昌孝 [2016]「水道料金と費用における格差分析」片桐正俊・御船 洋・横山 彰編著『格差対応財政の新展開』。
- 田代昌孝 [2020a]「水道事業の現状分析と将来的展望—災害対策を中心に—」『桃山学院大学総合研究所紀要』第 46 巻第 2 号。
- 田代昌孝 [2020b]「水道事業の災害対策に関する分析」『日本地方自治研究学会第 37 回大会報告資料』。
- 塚田伸也・森田哲夫 [2016]「東日本大震災前後における地区防災の変容と課題—群馬県前橋市を事例として—」『都市計画論文集』第 51 巻第 3 号。
- 戸川直希・佐藤翔輔・今村文彦 [2018]「災害対応訓練の経験が実災害時の行動に及ぼす効果の検証—宮城県亶理町における地震・津波・台風災害を事例にして—」『土木学会論文集』第 74 巻第 2 号。

- 中林秀光・大窪健之・金度 源 [2018] 「重伝建地区における防災訓練の実施とその改善方針の提案—島根県津和野重伝建地区を対象として—」『歴史都市防災論文集』第12巻。
- 長峯純一 [2015] 「水道インフラの更新投資と水道事業の持続可能性」『フィナンシャル・レビュー』第124号。
- 根本祐二 [2011] 『朽ちるインフラ』日本経済新聞社。
- 野村総合研究所 [2011] 『社会インフラ次なる転換』東洋経済新報社。
- 保屋野初子・瀬野守史 [2005] 『水道はどうなるのか?』菊池書館。
- 松川杏寧・川見文紀・辻岡綾・村野淳子・立木茂雄 [2019] 「インクルーシブな防災訓練の傾向スコア分析によるインパクト評価」『地域安全学会論文集』第35号。
- 溝端悦規 [2016] 「都市農地の防災機能活用の取り組みと今後の課題」『農業農村工学会誌』第84巻第11号。
- 矢根眞二 [2012] 「朽ちる水道インフラ—老朽管の更新投資必要額と水道料金—」『桃山学院大学総合研究所紀要』第37巻第3号。

参考資料

- 厚生労働省「インフラ長寿命化計画（行動計画）（平成27から32年度）」,
<https://www.mhlw.go.jp/topics/2015/04/dl/tp0416-01.pdf>, 2021年3月30日閲覧。
- 厚生労働省「新水道ビジョン推進のための地域懇談会（第10回）」,
https://www.mhlw.go.jp/.../10/suishin_kondan_10-1.pdf, 2021年3月30日閲覧。
- 厚生労働省「水道法改正の概要について」,
<https://www.mhlw.go.jp/content/10900000/000540453.pdf>, 2021年3月30日閲覧。
- 厚生労働省「厚生労働省防災業務計画（平成29年7月）」,
https://www.mhlw.go.jp/file/06-Seisakujouhou-10600000-Daijinkanboukouseikagaku-ka/290706-kouseiroudoushoubousaigyomukeikaku_2.pdf, 2021年3月30日閲覧。
- 厚生労働省「危機管理対策マニュアル策定指針（共通編）」,
<https://www.mhlw.go.jp/content/10900000/000656405.pdf>, 2021年3月30日閲覧。
- 厚生労働省「テロ対策マニュアル策定指針」,
https://www.mhlw.go.jp/topics/bukyoku/kenkou/suido/kikikanri/dl/chosa-0603_06.pdf, 2021年3月30日閲覧。
- 厚生労働省「今後さらに取り組むべき適応策（湧水）について」,
https://www.mlit.go.jp/river/shinngikai_blog/shaseishin/kasenbunkakai/shouiinkai/kikouhendou/16/pdf/s3.pdf, 2021年3月30日閲覧。
- 厚生労働省「新型インフルエンザ対策マニュアル策定指針」,
<https://www.mhlw.go.jp/file/06-Seisakujouhou-10900000-Kenkoukyoku/0000165033.pdf>, 2021年3月30日閲覧。

厚生労働省「水道事業者等における新型インフルエンザ対策ガイドライン（改訂版）」,
<https://www.mhlw.go.jp/topics/bukyoku/kenkou/suido/hourei/jimuren/h21/dl/090223-1a.pdf>, 2021年3月30日閲覧。

厚生労働省「渇水対策マニュアル策定指針」,
https://www.mhlw.go.jp/topics/bukyoku/kenkou/suido/kikikanri/dl/chosa-0603_07a.pdf, 2021年3月30日閲覧。

国土交通省「官民連携事業（PPP／PFI）のすすめ」,
<https://www.mlit.go.jp/sogoseisaku/kanminrenkei/content/001384756.pdf>, 2021年3月30日閲覧。

国土交通省「災害査定の基本原則—災害復旧制度・注意点と最近の話題—」,
https://www.zenkokubousai.or.jp/download/reiwa_nittei07.pdf, 2021年2月3日閲覧。

国土交通省「令和3年渇水状況について（2月9日現在）」,
<https://www.mlit.go.jp/common/001386523.pdf>, 2021年3月30日閲覧。

千葉県酒々井町上下水道課「水道事業新型インフルエンザ対策行動計画（事業継続計画書）」,
https://www.town.shisui.chiba.jp/docs/2015032600027/files/20150323_suido_inhuru_taisaki_plan.pdf, 2021年3月30日閲覧。

東京都水道局「令和元年度水道局新型インフルエンザ発生対応訓練」,
https://www.waterworks.metro.tokyo.lg.jp/files/items/20619/File/kunren_2019_10.pdf, 2021年3月30日閲覧。

東京都水道局「令和2年度東京都水道局休日発災対応訓練の実施について」,
https://www.waterworks.metro.tokyo.lg.jp/files/items/27984/File/taiou_kunrenn_2020_11.pdf, 2021年3月30日閲覧。

東京都水道局「東京水道危機対応力強化計画2020（令和2年3月）」,
https://www.waterworks.metro.tokyo.lg.jp/files/items/27984/File/kunren_2020_04.pdf, 2021年3月30日閲覧。

東京都水道局「令和元年度水の科学館テロ対策訓練の実施」,
https://www.waterworks.metro.tokyo.lg.jp/files/items/20619/File/kunren_2019_06.pdf, 2021年3月30日閲覧。

栃木県足利市「(資料2) 新型インフルエンザ流行時における業務継続計画」,
<https://www.city.ashikaga.tochigi.jp/uploaded/attachment/36243.pdf>, 2021年3月30日閲覧。

内閣府「復旧・復興ハンドブック」,
http://www.bousai.go.jp/kaigirep/houkokusho/hukkousesaku/saigaitaiou/output_html_1/images/dept/cao_fukkou/handbook.pdf, 2021年3月30日閲覧。

内閣府「平成29年度予算案・税制改正概要（内閣府防災担当）」,
http://www.bousai.go.jp/taisaku/yosan/pdf/29_yosan_1222.pdf, 2021年3月30日閲覧。

内閣府「災害時における受援体制に関するガイドライン（仮称）の素案について」,
http://www.bousai.go.jp/kaigirep/tiho_juen/dai4kai/pdf/shiryo02.pdf, 2021年3月2日閲覧。
日本水道協会「水道広域化検討の手引き」,
<https://www.mhlw.go.jp/topics/bukyoku/kenkou/suido/kouikika/dl/08.pdf>, 2021年3月30日閲覧。

(2021年3月31日受理)

A Study on the Emergency Management of
Japanese Water Industry
—Focused on the Crisis-Management Manual and
Disaster Prevention Drills—

TASHIRO Masayuki

Abstract

Japanese water industry is suffering from financial difficulties owing to a sudden decrease in population. The Deterioration of Japanese water infrastructure has become a serious problem. Emergency management of Japanese water industry focused on the crisis-management manual and disaster prevention drills is essential for people. But Various differences caused by labor shortage still remain on the crisis-management manual and disaster prevention drills of Japanese water industry.

This paper provides the analysis of various differences on the crisis-management manual and disaster prevention drills. The consolidation of water-supply business for the risk aversion of natural disaster has been rapidly progressed. Consequently, it has been resolved various differences caused by labor shortage and Emergency management of Japanese water industry continues to change. Therefore, it is necessary to estimate various differences on the crisis-management manual and disaster prevention drills from recent data.

This paper analysis a Theil index for verifying a gap of various crisis-management manual and disaster prevention drills from recent water statistics. From a point of view between regions and within area, the Theil index on the crisis-management manual of water-supply business has been reduced and the Theil index on the disaster prevention drills of water-supply business has been expanded. Furthermore, from a point of view by item of the crisis-management manual and disaster prevention drills, the Theil index on earthquake countermeasures was changed by presence or absence of Tokyo and the Theil index on drought countermeasures was not changed by presence or absence of Tokyo.

My finding derived from the analysis of a Theil index is that it is important to make water-supply business project consolidated between water-supply business in Tokyo and neighboring water-supply business. We must contribute to improve Emergency management of Japanese water industry. Furthermore, the government should provide financial assistance to rural water-supply business.

(共同研究：マルトリートメントの親の子育てに関する理解とその支援)

精神障害のある親とその子どもの 生活支援に関する文献レビュー

栄 セ ツ コ
辻 本 直 子

1. 研究の背景と目的

本稿の目的は、精神障害のある親とその子どもの生活支援に関する文献レビューをもとに、精神障害のある親の子育て支援における効果的な援助要素を明らかにし、今後の精神保健福祉士の支援のあり方について提示することにある。

精神障害のある親の子育て支援において、筆者らは生活者の視点に基づくアウトリーチ支援を行っている精神保健福祉士であり、活動の趣旨に賛同した4名で2011年に「精神障害のある親の子育て支援を考える会（通称、カンガルーの会）」を結成した。2007年に筆者らが行った「精神科訪問看護ステーションにおける子育て中で精神障害のある人への支援に関する研究」（辻本・栄，2008）を発表した当時は、親の精神障害と子ども虐待との関係に関する先行研究が散見されたものの（金田・牧野・濱口他，2000；小野，2001），精神障害のある親そのものの支援や子育て支援に着目した文献はほとんどみられなかった。その背景には、精神疾患による症状や社会性の障害、薬物療法を利用したうえでの恋愛・出産に対する専門的な支援技術の普及の欠如、子育てがうまくいかないことへの周囲の懸念などから、本人も出産や子育てをあきらめてしまい（池淵，2013），結果的にその課題が顕在化されてこなかったことが考えられる。

1995年に成立した精神保健福祉法のなかに「福祉」の文言が法文化されるようになり、ようやく精神障害者の地域生活を保障する法制度ができた。それ以降、精神障害者の地域生活支援に際して、生活者の視点や病いを抱えながら本人が望む生活を再構築するリカバリー志向の支援が強調されるようになった。2006年に制度化された障害者自立支援法（現、障害者総合支援法）では利用者本位のサービス体系が掲げられ、精神障害者の在宅支援サービスが具現化された。2009年度には厚生労働省から「障害者自立支援法の居宅介護（家事援助）等の業務に含まれる『育児支援』について」の通知があり、障害のある親の観点にたった育児支援が明記された（厚生労働省，2006）。

その一方で、児童虐待数の増加を背景に、子ども虐待とその養育者の関連性が注視される

ようになった。2000年に「児童虐待の早期発見及び児童虐待を受けた児童の迅速かつ適切な保護」を目的として児童虐待防止法が制定されたものの、そこには保護後の子どものケアや養育者・家族への支援は含まれていなかった（西澤, 2013）。ようやく2004年の一部改正により要保護児童対策地域協議会（以下、要対協）が新設され、要保護児童の支援機関の連携体制の強化や虐待を行った養育者に対する親子の再統合の促進が期待された。その後、2008年に厚生労働省による「児童虐待を行った保護者に対する援助ガイドライン」が策定され、同時期に家族再統合プログラムが児童相談所で実施されるようになった。また、産褥期における精神疾患の課題が顕著となってきたことを背景に、2014年に日本周産期メンタルヘルス学会が設立され、毎年、精神科学、産婦人科学、看護学といった多角的な観点から学術集会が開催されている。

このように、精神障害のある本人の出産や子育て支援、周産期支援、児童虐待等の養育者支援に関する研究の蓄積や法制度の整備が図られつつあるものの、精神障害のある親の子育て支援に関する課題は未だ顕著な状況にある。たとえば、2017年12月に公表された厚生労働省の「社会的養護の現状について」では、新規措置理由別児童者数における「養護問題」の8402人の発生理由のうち「父母の精神疾患等によるもの」は913人であり、全体の第3位の多さにあたることから（厚生労働省, 2017）、その要因の解明や精神障害のある親の子育て支援における効果的な援助要素を析出することは喫緊の課題と言える。

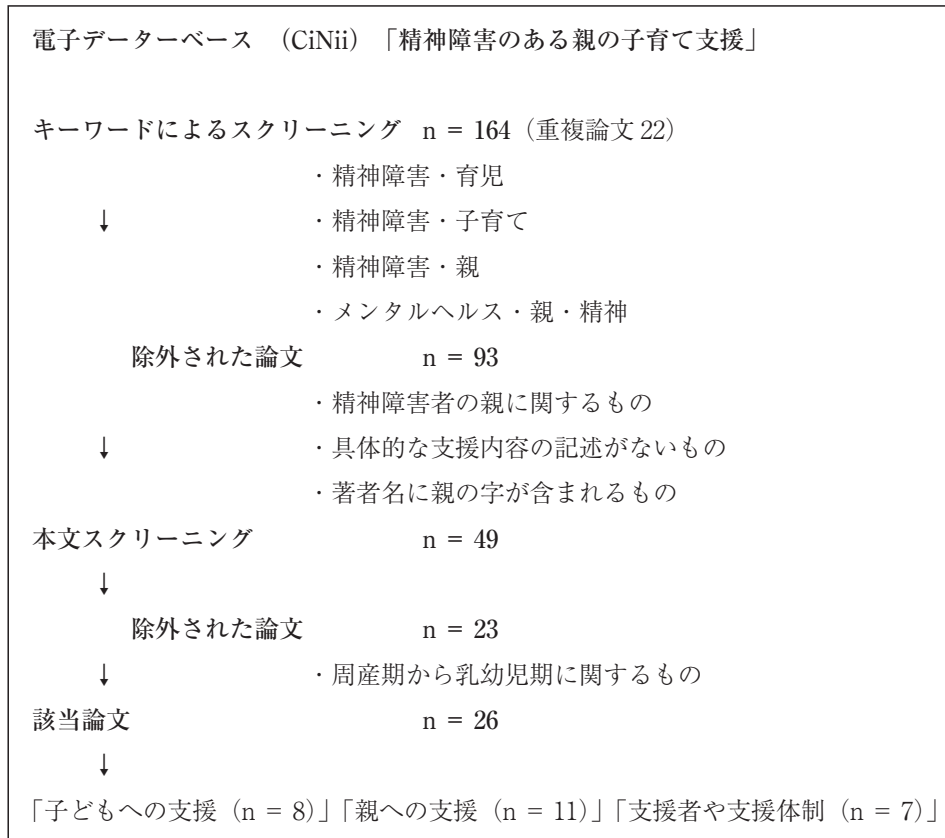
II. 研究方法

本調査の目的は、「精神障害のある親の子育て支援」に関する課題とともに効果的な援助要素を析出することにある。方法は文献レビューであり、論文の選出方法はCiNii（Citation Information by National institute of informatics and J-Dream III（Japanese databases））を使用し、検索語を「精神障害」「育児」「子育て」「親」「メンタルヘルス」の組み合わせで行った。期間は2008年以降2018年までの11年間とした。先述のように、2008年は厚生労働省が「児童虐待を行った保護者に対する援助ガイドライン」を公表した年次である。そこには、養育者に対する援助の全体像が示され、その後「障害のある親」の子育て支援や育児支援が必要視されるようになった。また、精神障害者の地域生活支援を掲げた法制度の理念の浸透とともに、精神障害者を対象とした訪問看護ステーションの数が徐々に増加し、2008年には全事業所数1105か所のうち47.7%とほぼ半数を占めたことから（厚生労働省, 2009）、検索期間の起点を2008年とした。

論文の取り込み基準として、精神障害のある本人の親（役割）支援、精神障害のある本人の子育てに関するものを設定した。その結果、164件がヒットし、その内訳は「精神障害・育児」8件、「精神障害・子育て」9件、「精神障害・親」93件、「メンタルヘルス・親・精神」54件だった。次に、除外基準に関して、精神障害者本人の親に関するもの、具体的な支援内容が記述されていないもの、著者名に親の字が含まれるものを設定した。その結果、該当する論文は

49件だった。この49件のうち、子どものライフステージを考慮し、周産期から乳幼児期と学童期以降に基準をおくと、前者は23件であり、後者は26件だった。筆者らが行ってきた事例研究では、周産期から乳幼児期の期間における法制度等に基づく支援やサービスは既に拡充がみられることから、最終段階で学童期以降のものを選択した（図1）。

図1 文献選択のフローチャート



III. 結果

本調査において、「精神障害のある親の子育て支援」に関する対象文献は26件である。効果的な援助要素の抽出に際して、支援対象や内容に着目し、「子どもへの支援」は8件、「精神障害のある本人への親支援」は11件、「親と子どもの支援者や支援体制」の7件に分類した（表1）。

表1. 精神障害のある親とその子どもの生活支援に関する文献レビュー (2008 から 2018 まで)

学童期以降の子どもの支援の文献 (8件)				
著者名 掲載年	目的	研究方法	結果	考察・課題
森田 2017	精神障害のある親を持つヤングケアラーの状況を概観し、介護者支援への位置づけを検討する。	総説 ヤングケアラーに関する調査・文献・新聞等。	ヤングケアラー(以下、YC)は、精神障害のある親の生活を支え、過度なケア負担を抱えることで、心身の健康を損ね、学業の継続が困難になる現状がある。	① YC を支える社会的仕組みの構築、② 学校中心に YC を発見し、家庭内のケアの分配を親子が必要とする資源と調整する仕組み、③ 子どものストレスマネジメントや情緒的発達を支える支援プログラムの開発が必要である。
森田 2016	精神障害のある親等をケアしている子どもの支援に関わる精神保健福祉士 (PSW) の役割を検討する。	量的調査 公立小中学校の教職員 271 人を対象としたアンケート調査。	教職員の 4 人に 1 人が、家事やきょうだいの世話を担う子どもの存在を認識している。その子どもは欠席・遅刻・宿題をしてこないなど学業への影響がみられた。教職員は子どもや保護者に直接働きかけのほか、学外の専門家と連携するが、親の利用する医療や福祉サービスとの連携はなかった。	① ケアを担う子どもは学校との連携が有効。② 親が利用する医療・福祉サービス機関の PSW による子どもの存在の確証。③ 行政による子どものアセスメントが不可欠。④ 専門的組織や専門職との連携支援体制を行政と地域に築く必要がある。
土田 2016	精神障害をもつ親の子どもが存在等が社会で認識されてこなかった要因を明確にする。	質的調査 統合失調症の親の子ども 21 名にインタビューを実施。	子どもは① 奇異な行動をとったり通常の親役割が果たせない親を恥ずかしく感じる気持ちが生じるとともに、親の病気を説明されず、会話でも触れないといった大人の様子から人に言っていないと認識するが、子どもは大人の理解や関与を望んでいた。	周囲の大人は① 子どもの状況と親の障害の理解、② 子どもに関心に向け、子どもの思いを受容、③ 親や家族のステイグマの軽減、④ 関係機関と連携し親と子どもとの双方支援が必要である。
田野・他 2016	統合失調症を患う親と暮らす子どもの経験の内容を明らかにする。	質的調査 1 名にインタビューを実施。定性的アプローチを用いて、データの収集及び分析を行う。	子どもの経験として、① 世話をされない生活を自分でなんとかするしかないという困難、② 親の悪化した症状による被害とトラウマ、③ 病気を説明されないことによる困難、④ 親や親族からの愛情を感じず翻弄された生活、⑤ 唯一の理解者であるきょうだいの支え合い、⑥ 子ども自身自身の発達課題への親の病状による阻害、⑦ 教員・医療職・近隣住民の子どもへの踏み込まない関わり方の 7 つのカテゴリーが抽出された。	子どもの経験の内容から、① 子どもに親の疾患が理解できるように説明する、② 子どもは生活支援を行う必要がある、③ 本人が愛情と自信を獲得できるように健全な大人や友人と子どもの強固な関係を築けるように支援する。
田野・他 2015	ドイツの CHIMPS プログラムを調査し、精神障害のある親の子どもへの支援の知見を得る。	実践報告 ドイツの CHIMPS プログラムの特徴を代表者や職員へのインタビュー等から析出する。	親子セラピーのプログラムは、① 親面談、② 子ども面談、③ 家族面談 (障害に伴う問題への対応方法や活用できる支援の話し合い) で構成される。参加後、KINDL (子どもの QOL 尺度) 等が有意に高くなっていった。	精神疾患のある親と子どもの支援には、① 専門職と親自身が疾患の説明を行い、親子が日常生活の中で問題や感情を話し合えるように支えること、② 家庭内外の人間関係の構築や社会資源の活用をサポートする必要がある。
森田 2013	精神障害の親を介護する子どもに関する研究から有効的な支援の示唆を得る。	リサーチレビュー 介護を担う子どもに関して、日英の研究動向を整理する。	子どもが介護役割を担う誘因には、介護ニーズの発生、同居と愛情、家族構造、期待、性別と年齢、経済状況、差別と孤立がある。	課題として、① 介護実態の把握、② 子どもは権利の明確化とその実現の政策の必要性、③ 必要なサービスにアクセス困難となる要因やメカニズムの検討、④ 介護を担う子どもの状況とそれの対処方法の把握があげられる。

<p>土田・他 2011</p>	<p>精神に障害を持つ親と暮らす子どもへの支援の方向性を検討する。</p>	<p>量的調査 精神に障害を持つ親の子どもの講演会の参加者(108名)にアンケート調査実施。</p>	<p>①子どもが利用できるサービス(支援・相談窓口等)が不十分。 ②医療者(29名)は子どもを含めた家族ケアの必要性を確認。 ③同様の経験をした演者の語りによって、子どもは孤立し自責的な自身を認める機会になった。</p>	<p>子どもたちが同じような境遇の仲間と出会い、送ってきた生活の状況を互いに語り合い、情報交換が可能となる場をつくる必要がある。</p>
<p>森田 2010a</p>	<p>メンタルヘルス問題がある親の元で育った子どもの経験と、その経験がアイデンティティの形成過程に及ぼす影響を明らかにする。</p>	<p>事例研究 子ども(11名)にインタビューを実施し、ナラティブ分析を行う。</p>	<p>子どもの経験には、①ケア役割に巻き込まれる、②友情・社会関係の機会の制限、③親の「メンタルヘルス問題」をめぐる経験、④ライフコースの選択とホームヘルプサービス等の利用や精神障害者家族との出会いがあった。子どもは「普通」の親を期待し要求する局面から、あきらめられる局面、できない状態にある親の現状を認める局面を辿っていた。</p>	<p>子どもは、子どもがケア役割の担当に対して「普通」から「逸脱」と捉え、メンタルヘルス問題の影響により「普通」の親のように振る舞うことができない親を「逸脱」としてみなし、抑圧するマスターナラティブとなる可能性がある。このような子どもの置かれた立場を理解する必要がある。</p>
<p>学童期以降の子どものをもつ親支援の文献(11件)</p>				
<p>名域 2018</p>	<p>メンタルヘルスの課題を抱える母親とその子どもの支援と支援機関連携の現状と課題、要望を明らかにする。</p>	<p>質的調査 親子の関関係機関15の機関・部署に所属する支援者にインタビューを実施。</p>	<p>①支援者は母親との信頼関係の構築に苦労している②関関係機関間連携は状況や相互の立場の意見に食い違いがある③新たなサービスには母子が利用できる施設の創設があげられた。</p>	<p>機関連携の困難さや支援者の知識・スキル不足が母親の支援の困難さを生み出す要因と考えられる。母子が利用できるメッシュネットワークやグループホームの必要性、地域におけるメンタルヘルスの専門家の必要性がある。</p>
<p>岩佐・他 2018</p>	<p>精神科急性期閉鎖病棟の女性患者の子育て経験の有無と実子に対する児童虐待を検討する。</p>	<p>量的調査 2年間に入院した女性患者191名を対象にアンケート調査を実施。</p>	<p>出産経験ある女性性は82名、子どもの養育に関わる女性性は12.6%、児童虐待例は13.4%、出産・育児に関連して精神症状を発生・増悪した女性性は30.5%、子どもの数は平均1.9名、3名以上は18.3%だった。</p>	<p>出産や育児というライフイベントの中で精神疾患の発症・増悪により育児困難をきたしやすき現状がある。今後は、「ライフイベント・ハイリスクマザー」の認識が必要である。</p>
<p>村方 2017</p>	<p>精神障害を持つ女性が結婚・出産・子どもとの関わりを通して体験するエンパワメントの過程を明らかにする。</p>	<p>質的調査 11名の母親に半構造化面接を実施。</p>	<p>①人生に絶望し諦めていたことを応援され幸せになるチャンスがあると思う、②リスクを伴う決断に不安になるがうまくいく支援により行動を起こす、③病状悪化で自信をなくすが身近な人(支援者・家族・先輩母親など)に助けられ子育ての辛い時期を渡ぐ、④母親として成長し自分が子どもを育てていきたいと思う、⑤カテゴリが産出され、コアカテゴリの「母親であり続けた」と言う思いを引き出し保証される体験」に統合された。</p>	<p>支援者はパートナーシップの観点から本人の自己決断や行動はパワーのコントロールの意味があると認識し、それらを重視する。エンパワメントの体験により、絶望していたときには気づかなかった自分のストレンギスを引き出されたと言え、仲間によるエンパワメントを期待し、ピアグループ等の交流の機会が重要である。</p>
<p>村方・他 2017</p>	<p>必要な精神医療を受けずに子どもと同居している精神障害を持つ母親に対するアウトリーチ事業で行った支援内容を明らかにする。</p>	<p>質的調査 アウトリーチを行っている子どもと同居中の母親16名を対象とし、支援内容の自由記述を分析。</p>	<p>①初回訪問ができるように家族や関係機関と協力が必要、②訪問拒否の場合は受け入れられやすい方法で介入、③初回訪問以降は定期的なアセスメントの継続、④生活の安定を目指し臨機応変に対応、⑤母親と子どもの関係機関が連携、協力した介入、⑥医療不信の場合は通院や服薬に時間をかけた支援、⑦病院や地域での継続支援に移行。</p>	<p>必要な精神医療を受けていない母親に支援を行う場合は、関係構築を優先し、信頼を得たスタッフが治療参加を促すことで、通常の精神医療につながり地域での生活が安定することを目指す。契約前の家族や関係機関との会議、関係構築を目的とした入院中の複数回訪問などに対する診療報酬の見直しが必要である。</p>

辻本・他 2016	精神保健福祉士がかかわる、精神障害のある親の子育て支援の事例から効果的な支援を導き出す。	事例研究 精神保健福祉士がかかわる精神障害のある親（20事例）の子育て支援の分析。	事例から、精神保健福祉への効果的な支援として、①重層化した多様なニーズを持つ親と子どもとの個別支援、②親と子どもとの社会的孤立状態を防止するアウトリーチ、③親と子どもが持つストレスを活用した支援、④親と子どもを世帯単位で支援するケアマネジメント体制の構築、が導き出された。	本人・子ども・世帯のニーズをストレスマネジメント視点から継続的にアセスメントする。アウトリーチや統合的なケアマネジメントが必要である。家族の全体性を考慮した分野横断的な生活支援と切れ目ない法制度を目指すソーシャルアクションが必要である。
土田 2014	精神障害を抱える親に対する理解や対応方法を教師に提示する。	実践報告 看護師としての実践。親と子のサポート学習会の主催者の知見	親の精神症状により、子どもの生活や養育に必要な生活行動が困難な場合や、子どものサインを読みとれず、どうすればいいのかかわらない場合がある。また、精神障害者に対するステイグマのために困っていても援助を求めない場合もある。	障害理解とともに、障害を持たながらも子育てする姿を認め、必要なことを簡潔に伝える。学校や関係機関が情報共有し、何ができるかを出し合うことが必要である。
山下 2013	親の「精神障害」のとりえ方と支援方法、及びその子どもたちの理解を明らかにする。	実践報告 小児科医、精神科医・児童相談所の勤務経験の知見	明らかに発達障害である自閉症スペクトラム障害や統合失調症など一部を除いて、様々な精神障害は幼少期の被虐待体験に起因する場合がある。	トラウマ的な出来事の実験を経た結果の虐待等の場合、「虐待をしてしまう状況を克服する力がある」と本人に敬意を示した支援と治療が必要である。要対協議に精神科医等の医療・保健の参加が必要である。
平田・他 2013	精神障害のある親の子育て支援に対する精神保健福祉士（PSW）の有効的な支援を提示する。	事例研究 多様な生活課題・問題行動のある事例の子育て支援を分析。	事例に対して、PSWは、①本人、子ども、本人の両親への個別支援とそれを有効にするアウトリーチの実施、②世帯単位で支援するための関係機関の協働、③自己効力感が向上できるアプローチが有効的だった。	「母親」という役割を取り戻す支援により、本人のエンパワメントの過程をとともに生活課題の解決をもたらせる可能性がある。
澤田 2012	精神障害を持つ人が親になる過程を支える看護の支援を明らかにする。	質的調査 デイケアの利用者で子育て中の人にインタビュー実施。	出産・子育ては、自己実現の一つ。親になる過程には、①病気を受け入れる、②支援者とならざる、③自分をケアする、④子どもをケアするという多層的な支援が必要である。	育児力の獲得の難しさは本人の自己の存在価値の否定につながる傾向がある。苦労や悩みは成長へのチャンスと認識し、地域側のサポート体制を構築する必要がある。
森田 2010b	障害者自立支援法下のケアマネジメントにおいて、メンタルヘルス問題のある親の支援について検討する。	実践報告 英国の「メンタルヘルス問題を持つ親と子ども」の支援のための実践ガイド」から有効的な支援を抽出。	本ガイドはサービスへのアクセスをサポートするスタッフの共通認識の促進を目的として作成された。本ガイドは親のメンタルヘルスの問題の悪化を親個人ではなく、子どもを含めた家族全体の危機としてとらえ、求められる変革、サービス計画や提供における改善点を紹介している。	障害者自立支援法のマネジメントでは、メンタルヘルス問題をもつ親に関わる精神保健福祉機関が家族全体のリカバリーを促進する視点を持ち、サービス利用計画作成過程にファミリーグループカンファレンスを導入し、精神保健福祉機関と児童・家族福祉機関等との協働には橋をかける家族モデルの活用が望まれる。
辻本・他 2009	子育て中の精神障害のある本人の精神科訪問看護セッションにおける支援の内容や支援困難の要因を明らかにする。	質的調査 子育て中の精神障害のある本人（6名）に対する看護師と精神保健福祉士の支援内容をTQM手法を用いて分析。	支援の困難として、①1ケース当たりの訪問回数や複数人体制の訪問が多い、②カンファレンスの頻度や他機関との電話連絡の必要性が高い、③親とその子どもへの双方の支援内容が複雑で多様である、④機関間連携が必要であるがその機能の遂行が困難な現状がある。	①多職種による複数人訪問、②障害特性に配慮したアセスメントや介入技法等の専門性を高める研修、③障害のある親のセルフヘルプ支援、④他機関連携のケアマネジメント機能を含むものとするコンセンサスと報酬評価が必要である。

支援者・支援機関に関する文献 (7件)	
松宮 2016	メンタルヘルス問題のある親(以下、親)による子ども虐待の実態と支援方策に関する数々の調査の知見を提示する。 主に質的調査 主に、要対協や先駆的事例へのヒアリング。医療機関の精神保健福祉士 (PSW) にアンケート調査を実施。 ①要対協の事例のうち30～80%の親にメンタルヘルス問題があった。PSWや精神科医の参画はチームに有効だった。②虐待防止に対してPSWがケアマネジメント等を担うことは連携に有効だったが、PSWの参画は稀である。③親のメンタルヘルス問題があると家庭支援専門相談員は家庭復帰に厳しい見通しを抱き、実際の支援も乏しくなるが、子どもの入所期間に有意差はみられず、家庭復帰が進められている。 該当事例の15カ月間の追跡調査において、要対協が担当した精神障害を持つ親への支援量は精神に問題のない家族の2倍だった。時間経過を通じて、家庭訪問、生活保護、ショートステイ、保育所、学校、親族利用の割合が高くなっていった。精神科医との連携は事例担当者に委ねられていた。 家庭支援専門相談員 (FSW) の精神保健福祉士・精神科医療機関との連携は乏しく研修も不十分、社会福祉の有資格も少ない。児童虐待事例の判断水準、親のメンタルヘルス問題と虐待との関連性に関する認識は精神保健福祉士の方が低かった。当該事例に対する困難感などはFSWが最も高かった。 当該事例の支援に対して、①児童虐待への関心や経験は児童福祉領域相談援助職と比べてPSWは有意に低い。②養育状況の虐待認識は、PSWは児童福祉施設に比べ有意に低い。③支援の困難感とストレスは児童福祉施設と児童相談所が有意に高く、PSWは低い。 児童虐待は精神保健福祉の問題の側面があるが、実態として統一的な見解や詳細なデータもない。因果関係、発生機序、支援方法も先行研究が乏しい。 ソーシャルワーカーの国家資格の有無により、児童の親の支援を業務範囲とする認識、医療機関のソーシャルワーカーと連携の認識、研修の必要性に関する認識に差が認められた。 入所児童のうち被虐待児童数に占める。親にメンタルヘルス問題がある割合は57.8%だが、入所時のアセスメントの記載は簡略で、親の医療情報などは不十分だった。児童相談所、行政機関(保健所や市町村)、精神科医療機関との情報共有や連携は乏しい。
加藤 2015	精神障害等のある家族へ支援実態を時間的経過に沿って評価し、精神医療を受けている親に関わる要対協の実態から医療機関連携を明らかにする。 量的調査 10の要対協事例のうち精神科受診者の3・9・15か月後を追い、各時期の問題把握と支援状況の経過分析。 量的調査 児童相談所・児童福祉施設・精神科医療機関を対象にアンケート調査を実施。 量的調査 児童福祉領域相談職503票・医療機関の精神保健福祉士 (FSW) 688票を対象にアンケート調査を実施。
松宮 2013	子ども虐待と親のメンタルヘルスの関連性や支援者の認識、連携の実態を明確にし、支援体制の整備の課題を提示する。 量的調査 児童相談所・児童福祉施設・精神科医療機関を対象にアンケート調査を実施。 量的調査 児童福祉領域相談職503票・医療機関の精神保健福祉士 (FSW) 688票を対象にアンケート調査を実施。
松宮・ 他 2013	メンタルヘルス問題のある親による虐待事例への支援に対する児童福祉と精神保健福祉の相談援助職の認識を明確にする。 量的調査 児童福祉領域相談職503票・医療機関の精神保健福祉士 (FSW) 688票を対象にアンケート調査を実施。
松宮 2012	児童虐待と親のメンタルヘルス問題の実証的な先行研究を明確にする。 文献研究 実証的研究 8論文のレビュー。 量的調査 児童福祉領域の施設への悉皆調査。463票の回答。
井上・ 他 2010	家庭支援専門相談員 ((FSW) のメンタルヘルス問題のある親に対する認識を明らかにする。 量的調査 児童福祉領域の施設への悉皆調査。463票の回答。
松宮 2008	メンタルヘルス上の問題を抱える親による児童虐待の問題の実態と支援上の課題を明らかにする。 質的調査 家庭支援専門相談員へのインタビュー調査・児童養護施設の児童 (67名) を対象。

※内容の要約にあたって、論文の文脈・内容が変わらない範囲において便宜上番号等を加筆させて頂いた。

PSWが虐待防止チームに参画困難な理由は、医療保険や障害者福祉制度が家族支援活動の基盤を十分担保していないことなどから、児童福祉領域との連携や虐待に関する研修の機会などの考察えられる。児童福祉領域の親への対応に専門職の十分な参画がないなか、子どもの家庭復帰が促進される状況を改善すべきである。

支援機関の中心となる機関の調整力、精神科医や障害福祉課との連携、ケース会議の定期的開催、地域精神保健ネットワークと要対協の連携が必要。精神科医が精神障害をもつ親を「子育て中の親」と認識し、要対協の役割の理解により精神保健福祉士を介した連携が可能になる。

子どもへの虐待に応じるFSWの実態に対応した人員配置や研修機会、連携システムの拡充を図る必要性がある。多様な生活や養育問題が重複化することから、ソーシャルワークの観点からのアプローチが不可欠である。

①支援モデルおよび研修プログラムの開発、②児童福祉領域における相談援助職として有資格ソーシャルワーカーの配置、③精神科医療機関との連携の促進の必要性がある。

児童虐待と親のメンタルヘルス問題との接点に関する実態把握を行い、支援方策や連携について検討する必要性がある。

①ソーシャルワークを学ぶ職員によるFSW業務の担当の必要性、②FSW業務の位置づけの明確化、③児童福祉施設におけるメンタルヘルス問題への対応機能の向上、④児童福祉領域と精神保健福祉領域等の機関連携の緊密化の必要性がある。

児童虐待と親のメンタルヘルス問題との関連から親を含めた総合的な支援を展開するためには、児童相談所等の受理時のアセスメント、施設入所後の継続的な機関間連携や情報共有、児童養護施設と精神保健福祉機関の連携が不可欠である。

1. 子どもへの支援

主に子どもへの支援に関する8の論文は、不安障害などの精神障害のある親やメンタルヘルス問題のある親の子どもを対象としており、その年齢は概ね18歳までである。子どもへのインタビュー調査(森田, 2010a)、事例研究(田野中・遠藤・永井 他, 2016; 森田, 2010a)、教職員向けのアンケート調査(森田, 2016)、子どもの集いの参加者へのアンケート調査(土田・長江・服部 他, 2011)により、精神障害のある親と暮らす子どもの生活実態の把握や子どものニーズの明確化を目的とする論文がみられた。

まず、子どもの生活実態として、次の四点が明らかになった。第一は、子どもは親の精神症状に対応しながら、家事やきょうだいの世話を担うことで、学校を欠席したり、遅刻せざるを得ない現状にある(森田, 2013; 2016; 2017)。第二は、家庭内において、親の疾患に関する説明やそのことを話題にした会話がなかなかで、子どもは親の病気のことは「人に気づかれてはいけないもの」と認識するようになっていた。第三に、子どもの周囲にいる大人である教員や医療職及び近隣住民の踏み込んだかわりもないことから(田野中・遠藤・永井 他, 2016)、子どもは孤独感を抱きながらも誰にも助けを求めない状況にある。第四として、子どもの本音は「話を聞いてくれる大人がいてほしかった」「気づいてほしかったが自分からは言えなかった」と大人の関与を望んでいる現状がある(土田・宮越, 2016)。そして、日常生活上の経験の中で、子どもは「普通」の親を期待し要求する局面から、あきらめる局面、できない状態にある親の現状を認める局面という親に対する認識の変容がみられた(森田, 2010a)。

次に、子どもに対する効果的な援助要素として、以下の五点がみられた。①子どもの生活状況と親の障害との包括的な理解(土田・宮越, 2016)、②子どものストレスマネジメントや情緒的発達を支援するプログラムの開発(森田, 2017)、③子どもへの親の疾患の説明や親子が日常生活の中で問題や感情を話しあえる支援、④家庭内外の人間関係の形成や社会資源の活用へのサポート(田野中・土田・遠藤 他, 2015; 田野中・遠藤・永井 他, 2016)、⑤親の介護を担う子どもを発見し、家庭内のケアを社会資源と調整する仕組みであるマネジメントの必要性(森田, 2017)である。

さらに、諸外国の取り組みの紹介によると、英国では介護を担う子どもの規模や実態の把握を行い、子どもの権利の明確化とその実現に向けた施策として、子どもにアセスメント請求権や介護給付権が保障されている(森田, 2013)。ドイツでは、支援者同士の連携と交流を目的とした「精神疾患のある親の子ども達」協同体(BAG = Bundes Arbeitsgemeinschaft "Kinder Psychisch Kranker Eltern")が2001年に設立され、年に1回の頻度で交流集会在開催されている。また、CHIMPS (Children of mentally ill parents) プログラムという、先述した子どもへの親の疾患の説明や親子が日常生活の中で問題や感情を話しあえる支援、家庭内外の人間関係の形成や社会資源の活用へのサポートを含み、これらが自己負担なく医療保険で受けることができるプログラムがある。

2. 精神障害のある本人への親支援

精神障害のある本人への親支援に関する11の論文において、本人の疾患は統合失調症や気分障害（村方，2017；村方・角田，2017；土田，2014；澤田，2012）、薬物依存症（平田・栄，2013）に限定したものの以外は「精神障害」「精神疾患」と広い概念でとらえられていた。主な着眼点は、急性期病棟に入院した女性の子育て経験の有無等（岩佐・馬場，2018）や訪問看護ステーションにおける子育て中にある利用者の支援量（辻本・金，2009）、結婚・出産・育児の経験が本人にもたらすエンパワメント過程（村方，2017）、親の精神症状やスティグマによる影響の理解促進や支援方法（土田，2014）などがある。

精神障害のある本人に着目すると、幼少期の被虐待経験や小児期の不適切な養育環境が精神疾患の発症や養育困難感に影響する傾向があること（山下，2013）、出産・育児というライフイベントの中で精神疾患の発症や精神障害の増悪が生じやすいこと（岩佐・馬場，2018）、精神障害に対するセルフスティグマがあると援助希求行動が抑制され、家族が孤立した生活を送り、加えて症状による意欲や関心の低下のために子どもが出すサインに気づきにくいこと（土田，2014）などの課題が折出された。

このような精神障害のある本人への効果的な援助要素として、子育てに困難感がある本人の親支援（土田，2014）、幼少期の養育体験も含めた本人の障害受容、本人自身によるセルフケア、子どものケアとニーズに応じた支援者とのリンケージといった多層的な支援（澤田，2012）があげられる。その際、生活の全体性の観点から親本人と子どもの包括的なアセスメントとアウトリーチの有効性（平田・栄，2013；村方・角田，2017；辻本・金，2009；辻本・栄・榎原 他，2016）、リカバリー視点を踏まえたサービス利用計画等の作成過程におけるファミリーグループカンファレンスの導入（森田，2010b）、母子が利用できるショートステイやグループホームなどの制度的創設の必要性（名城，2018）が報告されている。

3. 精神障害のある親本人とその子どもの生活の支援者や支援体制

支援者や支援体制に関する7の論文には、精神障害（精神疾患・メンタルヘルス問題も含む）のある親にかかわる精神保健福祉領域の医療機関や精神保健福祉士、子どもにかかわる児童福祉領域の機関や施設及び家庭支援専門相談員（FSW：Family Social Worker）、子ども虐待に関連する要対協とその児童相談担当者があげられている。

まず、支援者に着目した研究では、精神保健福祉領域と児童福祉領域の間における支援者の現状において、「児童虐待」と判断する閾値は児童の支援者に比べて精神保健福祉士は有意に高く（松宮，2013；2016）、支援者間のアセスメントの違いが明らかになった。また、要対協で取り上げられた事例において、精神障害のある本人への支援量は障害のない家族の2倍になることが示されたものの、病状悪化による入院以外は児童福祉領域の支援者と精神科医療機関との連携はあまりみられない現状にあった（加藤，2015）。次に、子どもの施設入所前から退所後までの総合調整というソーシャルワーカーの役割を担う児童養護施

設のFSWに着目すると、精神保健福祉士の有資格者であるFSWは子どもとともに親への支援も業務範囲と認識しており（松宮，2008）、家族の包括的支援を行っていた。しかし、未だFSWには社会福祉士や精神保健福祉士の有資格者が少ない現状にある（井上・松宮，2010）。さらに制度的課題として、児童養護施設にソーシャルワーカーの必置要件がないこと（井上・松宮，2010；松宮・八重樫，2013）、医療保険や障害者福祉制度に家族支援の基盤が乏しいこと（松宮，2016）などがあげられる。

効果的な援助要素として、次の三点がある。第一に、メンタルヘルスに課題のある親とその子どもの生活支援を目指したアセスメントや機関間連携に関する研修の実施（松宮・八重樫，2013）。第二に、児童虐待とメンタルヘルス問題がある親との関連では、要対協のケース会議における精神科医や精神保健福祉士並びに障害福祉担当部署との連携重視（加藤，2015）。その際、精神科医が意識的に精神障害者を「病者」「障害者」といった属性ではなく「子育て中の親」という一人の生活者と捉え、精神保健福祉士を介した連携を図ることが重要である。第三に、児童福祉領域の機関や施設にFSWをはじめソーシャルワーカーの位置づけの明確化（井上・松宮，2010）がある。

IV. 精神障害のある親とその子どもの生活支援 —精神保健福祉士の観点から—

本研究の文献レビューでは、「精神障害のある親とその子どもの生活支援」に関連する論文のうち、子どもが学童期以降にある論文26件を分析対象とした。そして、効果的な援助要素の抽出に際して、支援対象や内容別に着目し、精神障害のある本人への親支援、その子どもへの支援、精神障害のある本人の親とその子どもの支援者と支援体制に分類し、以下に得られた知見から精神保健福祉士の支援のあり方について考察する。

まず精神障害のある本人への親支援では、本人が妊娠・出産までに精神疾患に罹患していた場合とそれ以降に精神疾患を罹患した場合とでは力点が異なる支援が必要となる。前者は周産期における心身の不調や子育ての困難さへの支援に、後者はストレンクス視点に基づくリカバリー志向の子育て支援に力点が置かれる。いずれも精神障害のある本人は疾患と障害が一部にありながら、「親」という役割をもつ生活者の視点が不可欠である。精神保健福祉士は生活者の視点に基づき、生活の全体性の観点からのアプローチ（辻本・栄・榎原他，2016）やアウトリーチによる分野横断的で切れ目のない継続的な生活支援が求められる。しかし、本人自身がトラウマ体験や精神障害者に対するスティグマがあると、子育ての困難感があっても自ら援助を求めない傾向がある。実際に、要対協で取り上げる事例には精神科医療や障害福祉制度を利用していないケースが少なくなかった。本人の援助希求行動がなければ、子育てに関するニーズの顕在化は困難となり、そのことが本人の生活環境や支援の乏しさを生み、結果的にマルトリートメントや虐待に影響する危険性がある。今後、精神保健福祉士は、精神障害がありながら子育てに悩む人々や子育てによって精神的不調にある人々等に対して、本人の心理社会的状況や養育環境も含む発病時期及び精神障害者に対す

るスティグマを考慮しながら、子育て支援における援助希求行動の促進とともに、家族単位の生活相談に応じる必要がある。

その取組みを行うにあたって、地域ぐるみで子育て支援を行っている次の実践が参考になる。たとえば、北海道浦河町の「応援ミーティング」がある（伊藤・川村，2018）。これは、精神障害のある本人が自分の子育て問題に関するカンファレンスに参加するという取り組みである。当事者本人の自己決定に基づく支援によるエンパワメントとともに、地域の子育て支援のネットワークの形成が期待される。また、沖縄県糸満市では（山城，2018）、精神科病院の精神保健福祉士を委員長として協議会を運営し、子育て支援のためのNPOを育成・活用する取り組みがある。これらの実践から精神保健福祉士は本人の生活者の視点と生活の全体性や継続性の観点からアウトリーチ支援を重視し、周産期におけるメンタルヘルス支援を行う仕組みづくりとともに、精神障害のある本人のリカバリーを目指したケア会議等への参画支援、地域ぐるみの子育て支援体制の構築を目指すことが望まれる。

次に、精神障害のある親の子どもは、ライフステージで経験する仲間意識の醸成や学業よりも家事を優先せざるを得ない状況にあり、「子ども」としての体験が困難なことから生じる情緒的な発達上の課題（田野中・遠藤・永井 他，2016）が明らかになった。近年では森田（2010a）が着目している「ヤングケアラー」の問題として、その実態調査が報告され（澁谷，2018）、教育機関と福祉機関との連携に基づく支援体制の構築が必要視されている。その一方で、病気を抱えた親と家族、子どもの支援を掲げたNPO法人ふるすあるはによる「子ども情報ステーション」のサイトが開設されるなど（NPO法人 ふるすあるは）、同様の経験がある子ども同士のピアサポートやその支援ネットワークの形成が具現化されている。また、亀岡が「精神科通院患者に子どもがいた場合、子どもを含む家族全体を精神保健の視点から評価し、必要であれば地域の支援機関との連携を働きかける姿勢が求められる」（亀岡，2008）と指摘するように、精神保健福祉士は精神障害のある本人の出会いはその子どもとの出会いであるという認識のもと、子どものライフステージを考慮して、親の精神障害に対する正しい知識の説明とともに、ピアグループに関する情報提供や必要に応じて児童福祉機関につなげる支援が必要である。

さらに、本研究では児童福祉領域と精神保健福祉領域の支援者や支援機関において、「虐待」等にまつわるアセスメントの着眼点や連携機関に対する認識における相違点、児童福祉領域のFSWをはじめソーシャルワーカーの法的位置づけの欠如が明らかになった。このような状況は、メンタルヘルスに課題のある本人とその子どもの包括的支援における連携の阻害要因となり、支援の初動の遅れにつながる危険性がある。今後、精神障害のある親の子育て支援を担う精神保健福祉士の支援者・機関間連携に関して、三つの方策が考えられる。第一は、児童福祉領域と精神保健福祉領域における支援者の合同研修の実施である。互いの領域で用いられている知識やスキルを学び共通言語を習得すること、また両領域の連携や協働によるグッドプラクティスの事例研究から効果的な連携や協働の要素を抽出する必要がある。

る。第二は、実践レベルの支援体制の構築である。精神障害のある本人やその子どもの生活ニーズとライフステージを考慮した生活支援には、世帯単位や家族単位の包括的支援や本人参加型のケースマネジメント体制の構築が求められ、機関間連携や協働を踏まえた分野横断的な協議の場が必要と言える。第三は、既存のサービスや法制度の不備に対して、実践を支える法制度の創設である。児童福祉機関と精神保健福祉機関におけるソーシャルワーク専門職の配置や、世帯単位や家族単位の支援基盤の整備や社会資源の創設を目指して、精神保健福祉士によるソーシャルアクションが求められる。

V. 本研究の限界と今後の課題

本研究の限界として、データベースと検索ワードがあげられる。データベースはCiNiiのみの使用であり、CiNiiで検索されなかった論文がある可能性が高い。また、設定したワードに関しても、近年では「マルトリートメント」「ヤングケアラー」に着目した研究が散見されるがその関連論文についても検討できなかった。さらに、精神的不調があるものの未受診で子育てに困難がある像についても検索できなかった。このように、本研究で得られた知見は、限定された論文の分析にすぎない。今後、2019年以降の文献も確認しながら、複数のデータベースによる検索をもとに精神障害のある親とその子どもの生活支援に役立つ示唆を得るようにしたい。

今後の課題として、本研究では「精神障害のある親の子育て支援」をテーマとし、子どもの年齢を学童期以降とした。近年では、薬物療法が必要な精神障害者の妊娠や出産時における薬物投与や病状管理に対する支援方法が報告されており（伊藤・村島, 2016）、「親になる」支援もみられるようになった。また、文献レビューを通じて、「精神障害」という概念が「障害」「疾患」「パーソナリティ」にまたがる広義の概念として用いられており（松宮, 2012: 2016）、精神保健（メンタルヘルス）の課題を抱える人々の子育て支援も必要視されてきている。今後は、これらの指摘をもとにした、子育て支援における効果的な援助要素の文献整理も必要と言える。

謝辞：本研究において有益な知見をいただきました著者の皆様、並びに、カンガルーの会の榎原紀子様、小野史絵様、玉岡枝里子様、平田はる奈様に心よりお礼を申し上げます。

本研究は、桃山学院大学総合研究所共同研究 18 連 267 「マルトリートメントの親の子育てに関する理解とその支援（代表：栄セツコ）の成果報告の一部である。

文献

平田はる奈・栄セツコ（2013）「服薬を「現実逃避」から「生活の質の向上」の手段に変え

- る：本人のニーズを映し出す服薬支援／精神保健福祉士の立場から』『精神障害とリハビリテーション』17 (2) , 138-142.
- 池淵恵美 (2013) 「精神障害者の恋愛・結婚・子育てをめぐる障壁」『精神科臨床サービス』13 (3) , 286-291.
- 井上信次・松宮透高 (2010) 「メンタルヘルス問題のある親による児童虐待へのファミリーソーシャルワーカーの認識：資格・経験年数がその問題認識や支援姿勢に及ぼす影響に焦点を当てて」『川崎医療福祉学会誌』20 (1) , 107-116.
- 伊藤恵理子・川村敏明 (2018) 「浦河町における当事者を中心とした応援ミーティングの取り組み」松宮透高編『メンタルヘルス問題のある親の子育てと暮らしへの支援』福村出版, 52-68.
- 伊藤直樹・村島温子 (2016) 「妊娠・出産・育児期における向精神薬の適切な使用と注意点」『精神医学』58 (2) , 115-125.
- 岩佐光章・馬場敦 (2018) 「急性期閉鎖病棟に入院した女性患者の子育て経験の有無と児童虐待など関連要因の検討」『児童青年精神医学とその近接領域』59 (1) , 100-109.
- 亀岡智美 (2008) 「虐待加害親／養育者と精神科臨床」本間博彰・小野全郎編『子どもの心の診療シリーズ5 子ども虐待と関連する精神障害』中山書店, 227-232.
- 金田成浩・牧野茂・濱口賢子 他 (2000) 「虐待のリスクとしての親の精神障害に関する考察 - 揺さぶられっ子症候群が疑われた一症例を経験して」『子どもの虐待とネグレクト』2 (2) , 249-254.
- 加藤曜子 (2015) 「精神障害をもつ親と要保護児童対策協議会」『流通科学大学論集・人間・社会・自然編』27 (2) , 11-22.
- 厚生労働省 (2006) 「厚生労働省社会・援護局 障害保健福祉部障害福祉課 支援費制度関係 Q & A 集支援費基準等に関すること (mhlw.go.jp) <https://www.mhlw.go.jp/general/seido/syakai/sienhi/qa0306/4.html#4-1>. (2021年4月4日アクセス).
- 厚生労働省 (2009) 「第16回 今後の精神保健医療福祉のあり方等に関する検討会資料2 訪問看護」<https://www.mhlw.go.jp/shingi/2009/04/dl/s0423-7c.pdf>. (2021年4月4日アクセス).
- 厚生労働省 (2017) 「社会的養護の現状について」<https://www.mhlw.go.jp/file/06-Seisakujouhou-11900000-Koyoukintoujidoukateikyoku/0000187952.pdf>. (2021年4月4日アクセス).
- 松宮透高 (2008) 「被虐待児童事例にみる親のメンタルヘルス問題とその支援課題：児童養護施設入所児童の調査を通して」『川崎医療福祉学会誌』18 (1) , 97-108.
- 松宮透高 (2012) 「児童虐待と親のメンタルヘルス問題の接点：先行研究にみるその実態」『人間と科学』12 (1) , 103-115.
- 松宮透高 (2013) 「精神保健福祉課題としての子ども虐待：メンタルヘルス問題のある親への支援拡充に向けて」『社会福祉研究 = Social welfare studies』117, 2-8.

- 松宮透高 (2016) 「子ども虐待防止に活かすべき精神保健福祉士の機能とその課題：メンタルヘルス問題のある親への生活・子育て支援を考える」『精神保健福祉』47 (2), 96-99.
- 松宮透高・八重樫牧子 (2013) 「メンタルヘルス問題のある親による虐待事例に対する相談援助職の認識：児童福祉と精神保健福祉における差異を焦点として」『社会福祉学』53 (4), 123-136.
- 森田久美子 (2010a) 「メンタルヘルス問題の親を持つ子どもの経験 - 不安障害の親をケアする青年のライフストーリー」『立正社会福祉研究』12 (1), 1-10.
- 森田久美子 (2010b) 「精神保健福祉領域におけるファミリーグループカンファレンス (FGC) 導入の可能性 - メンタルヘルス問題の親と子どもの支援に焦点をあてて」『立正大学社会福祉研究所年報』12, 54-68.
- 森田久美子 (2013) 「精神障害の親を介護する子どもに関する研究の動向と展望」『立正大学社会福祉研究所年報』15, 89-106.
- 森田久美子 (2016) 「精神障害の親をケアする子どもと精神保健福祉士の役割」『精神保健福祉』47 (2), 100-103.
- 森田久美子 (2017) 「精神障害のある親を持つヤングケアラー」『心と社会』48 (1), 66-70.
- 村方多鶴子 (2017) 「精神障害をもつ女性が結婚・出産・子どもとの関わりを通して他者から受けたエンパワメントの主観的体験」『精神障害とリハビリテーション』21 (1), 78-84.
- 村方多鶴子・角田秋 (2017) 「必要な精神医療を受けずに子どもと同居している母親への支援：アウトリーチ推進事業による手厚い支援の分析」『精神障害とリハビリテーション』21 (2), 188-195.
- 名城健二 (2018) 「メンタルヘルスの課題を抱える母親とその子ども支援および支援機関の連携の現状と課題：沖縄県 A 市における支援者へのインタビュー調査から」『精神保健福祉』49 (2), 193-202.
- 西澤哲 (2013) 「親支援と家族再統合の現状と課題」『子どもの虐待とネグレクト』15 (3), 262-267.
- NPO 法人ふるすあるは：子ども情報ステーション <https://kidsinfost.net/>. (2021 年 4 月 4 日アクセス).
- 小野善郎 (2001) 「精神障害をもつ養育者と児童虐待 - 母親のうつ病を中心にその関連性を探る」『へるす出版生活教育』45 (7), 18-22.
- 澤田いずみ (2012) 「精神障害をもつ人が親になる過程を支える看護」『小児看護』35 (3), 331-336.
- 澁谷智子 (2018) 『ヤングケアラー—介護を担う子ども・若者の現実』中公新書.
- 田野中恭子・土田幸子・遠藤淑美 (2015) 「ドイツにおける精神に障害のある親をもつ子どもへの支援」『保健医療技術学部論集』9, 71-83.

- 田野中恭子・遠藤淑美・永井香織 他 (2016) 「統合失調症を患う母親と暮らした娘の経験」『佛教大学保健医療技術学部論集』10, 49-61.
- 辻本直子・金英順 (2009) 「子育て中で精神障害のある人への支援を行なって - 親役割モデルの希薄さと訪問看護のかかわり」『訪問看護と介護』14 (4) , 304-309.
- 辻本直子・栄セツコ・榎原紀子 他 (2016) 「精神障害のある親の子育て支援を考える会 (カンガルーの会) の活動」『精神保健福祉』47 (2) , 122-124.
- 辻本直子・栄セツコ・橋田歩 他 (2008) 「精神科訪問看護ステーションにおける子育て中で精神障害のある人への支援に関する研究」『訪問看護・在宅ケア研究助成事業報告書』13, 57-72.
- 土田幸子 (2014) 「精神障害を持っている親たち」『児童心理』68 (6) , 48-53.
- 土田幸子・宮越裕治 (2016) 「精神障害の親を持つ子どもの理解とニーズ」『精神科治療学』31 (4) , 507-512.
- 土田幸子・長江美代子・服部希恵 他 (2011) 「精神に障害を持つ親と暮らす子どもへの支援「精神障害の親との生活」を語る講演会の開催と参加者の反応」『三重看護学誌』13, 155-161.
- 山下浩 (2013) 「精神障害を持つ親とその子どもに対する理解」『小児保健研究』72 (6) , 769-776.
- 山城涼子 (2018) 「沖縄県糸満市における行政と民間機関の連携による世帯支援」松宮透高編『メンタルヘルス問題のある親の子育てと暮らしへの支援』福村出版, 69-80.
- 吉田弘道 (2015) 「子育て支援と発達臨床心理学：発達精神病理学の視点を加えて」『専修人間科学論集心理学篇』5 (1) , 31-40.

(2021年4月19日受理)

Literature Review on Life Support for Parents with Mental Disorders and Their Children

SAKAE Setsuko
TSUJIMOTO Naoko

This study reviewed life support for parents with mental disorders and their children. It aimed to obtain reliable knowledge to develop effective life support for them in Japan.

We used Citation Information by the National Institute of Informatics and J-Dream III (Japanese databases) to gather data from 2008 to 2018. The literature during this period identified 26 original articles as subjects for analysis out of 241 related articles.

The results were classified into the following categories: childcare and support for children, support for parents with mental disorders, and supporters and support systems.

The keywords for effective support are introduction to family psychoeducation and self-help groups for children, comprehensive assessment and outreach throughout life, collaboration between child welfare agencies and mental health agencies, and placement of social work professionals in child welfare agencies.

(共同研究：大学教育における南大阪の地域文化資源の掘り起こし・保存・活用の研究)

日本仏教揺籃の地としての南大阪（五）

——鳥取郷の方へ——

梅 山 秀 幸

一 物部について

物部氏の本拠地であった渋川の廃寺跡の発掘によって、『日本書紀』崇峻即位前紀に記された、蘇我氏・厩戸皇子の崇仏派と物部氏の廃仏派とあいだの宗教戦争、そして崇仏派の勝利と廃仏派の敗北、物部氏の衰退という、図式的な歴史の展開は（高校の教科書はまだおおむねそのように記されている）、修正を加えることが余儀なくされた。物部氏も同時代者として蘇我氏らと同じように新たに入ってきた仏教を理解し、受容していたのであり、その「廃仏」は、仏教そのものを排斥、迫害するものではなく、神祇を祀ることで大和を統治すべき天皇が、その個人的な趣向から、古来の神祇とは異なる「蕃神」をあらためて礼拝しようとしたことに対する抵抗だったと、安井良三氏は説く（1）。

安井氏は、渋川廃寺が物部守屋その人によって創建された可能性にまで言及するのだが、いずれにしろ、物部守屋は武人として、まさに「もののふ」らしくみずから先頭に立ち、朴の木の上に登って矢を雨のように射て戦って、迹見首赤禰によって射落とされてしまう。一族も殺され、守屋の軍は敗北した。そして、『日本書紀』は物部守屋の「資人」である捕鳥部とりべのよろず万の奮戦とその飼犬のエピソードを極めて印象的に記している。後に河内の国から分立する和泉の国が舞台となる話であり、この稿では和泉の国の最南端に蟠踞した鳥取氏に話を収斂させることになる。ともあれ、この丁未の年（587）の「宗教戦争」によって、物部守屋は死に、物部氏は敗退し、いったん歴史の表舞台からは引き下がることになる。

しかし、「物部」とはいったいどういう存在だったのか。

『日本史広事典』（山川書店）は「物部（もののべ）」の項で次のように述べる。

【物部】古代、物部連に統率され軍事・警察・刑罰に従事した部民とするのが通説。「もののふ」と読んで武人一般をさすこともある。律令時代には諸国に多数の物部姓の人々があり、物部郷（里）も二〇に及ぶ。六世紀に滅びた物部氏の部民がこれほど多かったかは疑問で、また部民であったとしても多くはふつうの農民で、中央の物部氏とそれに従う武人た

ちの経済的基盤になっていたとみるべきであろう。律令制下では刑部省の囚獄司に伴部である物部四〇人が所属して罪人の刑罰を担当し、そのもとに士丁から選ばれた物部丁二〇人が武器を帯して獄を守った。衛門府にも内の物部三〇人がおり、東市・西市には各二〇人の物部が属して非違を禁察した。

まず「部民」として「物部」がいたとする。それは後の「もののふ」の語義が示すように武人的な性格をもち、戦闘行為を当然行うことになるが、平時であっても武力行使が必要となる刑吏および警察業務に携わったことが特に取り上げられている。その「物部」を統轄する「物部氏（もののべうじ）」については、『日本史広事典』は別の項を設けて次のように述べている。

【物部氏】^{にぎはやひ}饒速日命を祖とする有力氏族。軍事・刑罰を担当する物部の伴造。姓ははじめ連（むらじ）。六八四年（天武一三）朝臣に改姓し、まもなく^{いそのかみ}石上朝臣に改氏。本拠地は河内国^{とのおちね}洪川郡付近。複姓の同族が多く、八十物部と称された。『日本書紀』では、垂仁朝に物部十千根大連がみえるが、実際には継体天皇を擁立した^{あらかひ}麩鹿火が大連に就任した最初か。ついで麩鹿火とは別系の^{おこし}尾輿が大連になり、大伴金村を失脚させて勢力を誇ったが、^{いなめ}蘇我稲目（いなめ）と対立した。次の大連^{もりや}守屋も^{うまこ}蘇我馬子と争い、五八七年（用明二）に滅ぼされた。その後、壬申の乱では物部^{えのい}朴井連（^{おきみ}朴井氏）雄君が活躍。天武朝に石上朝臣に改姓した麻呂は左大臣に至り、以後石上氏は八世紀～九世紀初めに多くの高官を輩出した。

「連」を姓とする「物部氏」がいて、複姓の同族も多く、「八十物部」とも称したという。『万葉集』には「物部八十伴雄（もののべのやそものを）」ということばがたしかに頻繁に出てくる。八十というのは勿論、数が多いという意味だが、実に数多くの「物部」の氏族群を饒速日命を祖とする「物部連」が統轄したということなのであろう。神代はともかくとして、垂仁朝にも物部大連が出てくるものの、物部連が大和朝廷で重きをなすのは継体天皇の麩鹿火以後のことであり、蘇我氏との抗争に敗れ、後に石川氏に改姓したことを、『日本史広事典』では簡単に述べていることになる。さらに詳しい物部についての諸家の見解については必要に応じて触れることにしたい。

物部氏については、江戸時代以降は偽書扱いされる『先代旧事本紀』にことさらに詳しく、注目すべき記載があるのだが、まず『日本書紀』にどう記されているのかを把握しておこう。

二 饒速日尊の天降り

神武天皇即位前紀によると、まだ九州にいた神日本磐余彦（神武）に、^{かむやまといはれひこ}塩土老翁が、^{しおつつのをぢ}「東の方に美き地有り。青山四^{よもにめぐ}周れり。其の中に亦、天磐船^{あまのいわふね}に乗りて飛び降る者有り」と告げたという。ここから東方に、美しい土地がある。そこは四方をぐるりと緑の山に囲

まれている。そこにはすでにわれわれより先に天孫族が船に乗って降臨している、というのである。そこで、イハレヒコは考える。

「彼の地は、必ず以て大業を恢弘あまつひつぎ ひらきのべて、天下あめのしたに光宅みちをるに足りぬべし。蓋し六合くに もなかの中心か。厥その飛び降るといふ者は、是饒速日にぎはやひと謂ふか。何ぞ就ゆきて都みやこつくらざらむ」

天孫族というのは、おそらくは朝鮮半島からの渡来人と認識していいのであろう。稲作と金属器とそして新しい土器とをともなうて、何波にもわたって渡来したのであったろうが、カムヤマトイハレヒコたちより早くすでに近畿地方に入って居住している人びとがいる。おそらく話には聞いているニギハヤヒの一族なのであろう。われわれは曾祖父のホノニギノミコトが高千穂の峯に天降って以来、三代ものあいだのんびりと構えて南九州で過ごしてしまって、先を越されてしまったが、どうしてわれわれもそこに行って都を造らないでいようか、ということになる。文意は直截的で、東征の決意である。そして、その年の十月には兄弟たちと船団を組んで出発する。まずは筑紫の宇佐、そこでは宇佐津彦と宇佐津媛の饗応を受け、一族の一人を宇佐津媛と結婚させる。征服には戦闘がともなったにちがいないが、むしろ相手の服従の意を表現する饗応と女性との結婚とでしばしば語られる。そして十一月には筑紫の岡、十二月には安芸の埃宮、翌年の乙卯の年の三月には吉備の高嶋。そこで三年のあいだ船を修造し、軍糧を蓄え、一気に天下を平定しようと決意する。戊午の年の二月に船団は浪速に至り、三月には当時はおそらくは洲潟のようだった大阪湾を奥に縫うように入って行き、河内の草香の白肩の津に至った。四月にはそこから陸を竜田に向かい、一気に生駒を越えて中洲なかづくに（大和）に攻め込もうとしたのが、長髓彦に迎撃されて、兄の五瀬命が致命傷を負い、撤退を余儀なくされる。そうして、太陽神の子孫である自分たちが太陽に向かって攻めて行くことはできない、生駒山を越えて大和に入ることは困難と判断して、大阪湾を今度は南下することになる。

私が勤務する桃山学院大学のキャンパスは和泉市の高台にあつて、研究室の窓からは、古代には茅渟の海といった大阪湾が見える。晴れ渡っていれば遠く淡路島をつなぐ明石大橋が見え、北方には六甲の山並みも見える。太陽の沈むはるか西の向こうからカムヤマトイハレヒコの船団がやって来て、大阪湾に侵入したものの、生駒山を越えることができず、撤退して、大阪湾を紀州の方に南下して行く、その行程を目で追うことができる。

カムヤマトイハレヒコの兵たちは熊野まで至り、なぜかあの熊野の広大な原生林を越えて吉野から大和に入る。まるで中国共産党の延安への長征を思わせるが、実際には可能とは思えないし、意味のあることとも思えない。やはり神話の領分での話と考えるしかない。その間、熊野の高倉下たかくらじ、頭八咫鳥やたのからす、兄狛えとうかし・弟狛おとうかし、井光みひか、八十梟帥やそたける、兄磯城えしき・弟磯城おとしきなど、抵抗や帰順の興味深いエピソードに事欠かないが、大和の豪族たちも服属させた後に、最後にふたたびナガスネヒコと対峙することになる。今度もナガスネヒコの軍は強盛で、カムヤマトイハレヒコの軍はなかなか勝つことができなかった。そこに、にわかにかが曇って氷雨が降って来

る。金色の靈鷲が飛んできてカムヤマトイハレヒコの携えた弓の弭に止まる。その鷲は金色にまばゆく光り、まるで稲光のようであったために、ナガスネヒコの軍は幻惑されて戦意を喪失することになる。

時に長髓彦、乃ち行人を遣して、天皇に言して曰さく、『嘗、天神の子有しまして、天磐船に乗りて、天より降り止ませり。号けて櫛玉饒速日命（饒速日、此をば你芸波椰卑と云ふ）と曰す。是吾が妹三炊屋媛（亦の名は長髓媛。亦の名は鳥見屋媛）を娶りて、遂に児息有り。名をば可美真手命（可美真手、此をば于魔詩莽耐と云ふ）と曰す。故、吾、饒速日命を以て、君として奉へまつる。夫れ天神の子、豈兩種有さむや、奈何ぞ更に天神の子を称りて、人の地を奪はむ。吾心に推るに、未必為信ならむ』とまうす。天皇の曰はく、『天神の子亦多にあり。汝が君とする所、是実に天神の子ならば、必ず表物有らむ。相示せよ』とのたまふ。長髓彦、即ち饒速日命の天羽羽矢一隻及び歩鞞を取りて、天皇にみせ奉る。天皇、覽して曰はく、『事不虛なりけり』とのたまひて、還りて所御の天羽羽矢一隻及び歩鞞を以て、長髓彦に賜示ふ。長髓彦、其の天表を見て、益蹶踏ることを懐く。然れども凶器已に構へて、其の勢、中に休むこと得ず。而して猶迷へる凶を守りて、復改へる意無し。饒速日命、本より天神慰勸したまはくは、唯天孫のみかといふことを知れり。且夫の長髓彦の稟性復、假りて、教ふるに天人の際を以てすべからざることを見て、乃ち殺しつ。其の衆を帥いて帰順ふ。天皇、素より饒速日命は、是天より降れりといふことを聞しめせり。而して今果して忠効を立つ。則ち褒めて寵みたまふ。此物部氏の遠祖なり。

ナガスネヒコがいうには、すでに天神の子が天の磐船に乗って天からやって来ていて、その名前はニギハヤヒノミコトといい、自分の妹のナガスネヒメと結婚をして、子どものウマシマデノミコトまでもうけている。天の神に二種類があるのだろうか、というナガスネヒコの質問が面白い。遅れてやって来たカムヤマトイハレヒコ一行は偽物なのではないか。その偽物が人の国を奪おうとしてやって来るとは怪しからぬということになる。

それに対して、カムヤマトイハレヒコは、天孫族というのもたくさんあり、もしお前がいうニギハヤヒノミコトが天神の子孫であれば、きっとそれを証明するものをもっているであろう、それを見せよ、といい、ナガスネヒコは天孫族固有の矢とヤナグイを見せたとある。それが本当に天孫族固有のものであることを確認した上で、カムヤマトイハレヒコもまた自分たちが天孫族であることを証明する矢とヤナグイを見せた。ナガスネヒコはそれを見て恐縮するものの、すでに戦闘態勢を整えて、高まった兵たちの士気を抑えることができず、当初の作戦を撤回することもできない。ニギハヤヒノミコト自身についていえば、天孫族は天孫族を悪いようには扱わないと判断し、しかし、ナガスネヒコは性格がひねくれているし、天孫族と土着の人とは越えられない障壁があると判断して、なんとも無惨な話だが、妻の兄のナガスネヒコを殺して、カムヤマトイハレヒコに帰順することになる。カムヤマトイハレ

ヒコはこのニギハヤヒノミコトの一族を優遇したが、これが物部氏の先祖だということになる。だが、これは常に男系のイデオロギーがかったジェネアロジーであり、物部氏は母系で長髓媛の血を受け継いでいることは強調しておいていい。

三 石上神社のこと

もう一つ、「物部首」にかかわる『日本書紀』の垂仁紀の記事も検討しておこう。

三十九年の冬十月に、五十瓊敷命、茅渟の菟砥川上宮に居しまして、劍一千口を作る。因りて其の劍を名けて、川上部と謂ふ。亦の名は裸伴（裸伴、此をば阿箇播娜我等母と云ふ）と曰ふ。石上神宮に蔵む。是の後に、五十瓊敷命に命せて、石上神宮の神宝を主らしむ（一に云はく、五十瓊敷皇子、茅渟の菟砥の河上に居します。鍛名は河上を喚して、大刀一千口を作らしむ。是の時に楯部・倭文部・神弓削部・神矢作部・大穴磯部・泊櫃部・玉作部・神刑部・日置部・大刀佩部、併せて十箇の品部もて、五十瓊敷皇子に賜ふ。其の一千口の大刀をば、忍坂邑に蔵む。然して後に、忍坂より移して、石上神宮に蔵む。是の時に、神、乞して言はく、「春日臣の族、名は市河をして治めしめよ」とのたまふ。因りて市河に命せて治めしむ。是、今の物部首の始祖なり）。

垂仁天皇は狭穗姫を亡くした後、丹波の道主王の五人の娘と結婚した（古事記では四人）。古代の日本で多く行われたソロレイト婚であるが、ただし、末の妹の竹野媛は醜かったので故郷に帰され、その途中で身投げをして死んだという悲しい逸話が残る。五人姉妹の長姉である日葉酢媛とのあいだに五人の子どもが生まれる。第一に五十瓊敷入彦命、第二に大足彦尊、第三に大中姫尊、第四に倭姫尊、第五に稚城瓊入彦命である。垂仁紀三十年に、五十瓊敷入彦命と大足彦尊兄弟のあいだで垂仁後の皇位継承について取り決めがなされた旨の記事がある。

三十年の春正月の己未の朔甲子に、天皇、五十瓊敷命・大足彦尊に詔して曰はく、「汝等、各情願しき物を言せ」とのたまふ。兄王諮さく、「弓矢を得むと欲ふ」とまうす。弟王諮はく、「皇位を得むと欲ふ」とまうしたまふ。是に、天皇、詔して曰はく、「各情の随にすべし」とのたまふ。則ち弓矢を五十瓊敷命に賜ふ。仍りて大足彦尊に詔して曰はく、「汝は必ず朕が位を継げ」とのたまふ。

古代日本においては必ずしも長子相続ではなかったことは古事記・日本書紀を読めばすぐに気づく。そもそも初代から、天皇家では、五瀬命が死んだからとはいえ、カムヤマトイハレヒコ（神武天皇）は末弟であった。第二代の崇神天皇も第三代の垂仁天皇も長子とはいえないし、垂仁には狭穗姫とのあいだに誉津別命がいたが、母の死の衝撃からか大人にな

るまで口がきけず、皇位継承からは外されていたかに見える。そして、日葉酢媛の長子であるイニシキノミコトはここで皇位の放棄をあっさりと宣言し、弟のオホタラシヒコノミコトが垂仁を継ぐことになる（景行天皇）。兵権よりも祭祀権を優先させる天皇制のあり方がここにはすでに表れているともいえる。イニシキノミコトは兵権を選んだことになるが、それはどうやら軍需産業を掌握することでもあったらしい。そのことを崇仁紀三十九年の記事は如実に語っているともいえる。ここでいう「茅渟の菟砥河上宮」というのは、阪南市を流れる菟砥川の上流の現在の玉田山に比定される。イニシキノミコトはそこに宮を造って落ち着き、千本の大刀を作らせたというのである。

その千本の大刀を川上部というのは、「一に云はく」以下のヴァリエントのいうように、川上という土地の鍛冶集団の作った大刀だからいうのであろうが、刀剣は後代においても製作者の名前でもって呼ばれ、「正宗」や「長船」のように一種擬人化すらされるところがある。「裸伴」というのは鞘に納めず刀身のままだったからとも、その切れ味が甲冑を帯びた敵であってもまるで裸身を切るがごとくであったからともいうが、冴え冴えとした刀身をイメージさせて、官能的ともいえる。くりかえすが、「もの」という古語はそこに内包する霊的なものをも意味する。現代人でもフェティッシュな思考から免れているわけではないが、「川上部」は他とは差異化された特別な刀剣だったのだと思われる。それを後に石上神宮に納めて、イニシキノミコトが管理したというのである。「一に云はく」のヴァリエントでは、さらに楯、弓、矢などの兵器製作者の集団、織布、土器（泊櫃）、玉の製作者集団、刑吏、警察軍事（大刀佩）などの十の品部をすべてイニシキノミコトに与えたということになっている。

ここにいう「品部」とはいったい何なのだろうか。岩波古典文学大系本で「とものみやつこら」という訓を丁寧につけているが、『日本史広事典』では「品部（しなべ）」について、次のようにいう。

【品部】「ともべ」とも。朝廷により組織された特殊な部。大化前代の品部は、『日本書紀』垂仁三十九年条の伝承にある楯部^{たてぬいべ}・神弓削部^{かむゆげべ}・玉作部^{たまつくりべ}などの十種の品部が著名。当時はさまざまな職業部が、伴造^{とものみやつこ}に管掌されて朝廷に物資と労働力を提供し、伴造の経済的基盤となつたらしい。最近では名代^{なしろ}の部も品部の一種とする説がある。律令時代には大化前代の品部の一部が残存し、たとえば図書寮の紙戸五十戸、造兵司の楯縫^{たてぬい}三六戸、漆部司の漆部^{ぬりべのつかさ}一五戸のように、伝統的諸官司に配備されたものとするのが有力な学説である。彼らは所属官司に上番して特殊な労役に服し、調・庸^{ぞうよう}・雑徭の全部または一部を免除された。

そして、「伴造（とものみやつこ）」は別に次のように説明されている。

【伴造】大和政権において伴^{とも}や部^べを領有・管理し、朝廷の職務を分掌した官人。「臣連伴造・国造百八十部」と称され、臣^{おみ}・連^{むらじ}につぐ地位を占めた。大伴連・物部連・中臣連など連は上

級の伴造ともいうべきものであるが、一般に伴造というとき、それ以下の身分である忌部首・^{いんべのおびと}玉作造・^{たまつくりのみやつこ}秦造・^{はたのみやつこ}漢直などをさす。忌部首は紀伊・阿波などの諸国の忌部を統轄し朝廷に必要な物資をださせた。『日本書紀』欽明元年八月条に、秦人の七〇五三戸を戸籍につけ、秦^{あやのあた}大津父を秦伴造としたとあり、伴造の勢威をうかがうことができる。律令制下に各官司では伴造一品部・雑戸の関係がみられ、伴部を伴造とも称したのは、大和政権の伴造の名残であろう。

またこのヴァリエントでは、一千口の大刀ははじめ忍坂邑に蔵め、後に石上に移したとし、またそのとき、神の要求があり、春日臣の一族の市河に官吏させることになったとする。そして、その市河が物部首の祖先なのだとする。

垂仁紀は三十九年の記事のすぐ後に八十七年の記事が続く。

八十七年の春二月の丁亥の朔辛卯に、五十瓊敷命、^{きざらぎ ひのとい ついたちかのとう}妹大中姫に謂りて曰はく、「我は老いたり。神宝を掌ること能はず。今より以後は、必ず汝主れ」といふ。大中姫命辞びて曰さく、「吾は^{かむたから つかさど}手弱女人なり。何ぞ能く天神庫に登らむ」とまうす（神庫、此をば保玖羅と云ふ）。五十瓊敷命の曰はく、「神庫高しと雖も、我能く神庫の為に梯を造てむ。豈庫に登るに煩はむや」といふ。故、諺に曰はく、「天の神庫も樹梯の随に」といふは、此其の縁なり。然して遂に大中姫命、^{ものべのとちねのおほむらじ}物部十千根大連に授けて治めしむ。故、^{ものものむらじら}物部連等、今に至るまでに、石上の神宝を治むるは、是其の縁なり。昔丹波国の桑田村に、人有り。名を甕襲と曰ふ。則ち甕襲が家に犬有り。名を^{あゆき}足往と曰ふ。是の犬、山の獸、名を^{しし}牟士那といふを^{むじな}咋ひて殺しつ。則ち獸の腹に^{やさかに まがたま}八尺瓊の勾玉有り。因りて献る。是の玉は、今石上神宮に有り。

イニシキノミコトもすでに年老い、石上神宮の神宝の管理に疲れてしまった、そこで妹のオホナカツヒメに代わって欲しいという。しかし、オホナカツヒメは自分も年を取っていて、しかも女性の身で高床式の庫には登れないと答える。イニシキノミコトはそれなら梯子をかければ大丈夫だといひ、「天の神庫も梯子をかければ大丈夫」という諺のもとになったという。どこかで、『仮名手本忠臣蔵』の一力茶屋の場面を彷彿させる。お軽が二階にいて密書を覗いているのに気づき、由良之助は梯子をかけてお軽を下に下ろして殺そうとする。お軽にとっては生命にかかわる危うい場面なのに、由良之助は「船玉さまが見える」などときわどい冗談をいう。この記事にもその種のきわどさがあるような気がする。オホナカツヒメは梯子に登り降りしなければならぬような仕事を回避して、神宝の管理を物部十千根大連に譲ってしまう。ここで、十箇の品部もそのまま物部連に継承されたと考えていいのだと思われる。

四 『先代旧事本紀』の記述を読む

以上にみたとおり、天照大神の孫の降臨から続く天皇制イデオロギーを前面に打ち出した『日本書紀』ですら、物部氏の存在を無視することができず、ニギハヤヒノミコトの降臨がニギノミコトの降臨に先行することを否定できなかった。この論考では『日本書紀』にそって物部氏の輪郭を理解すれば、それで十分に事足りるのだが、『先代旧事本紀』の記事も一瞥しておきたい。偽書であるかどうかはともかく、こちらは汎ニギハヤヒ=物部イデオロギーを全面的に展開することになる。

『先代旧事本紀』巻第三「天神本紀」は次のように始まる。

まさかあかつつはやひあめのおしほみのみこと てらすおほみかみ のたまは とよあしはらのちあきながいほあきながのみずほくに
 正哉吾勝々速日天押穗耳尊に、天照太神の曰く、「豊葦原千秋長五百秋長瑞穂国は、吾が
 御子正哉吾勝々速日天押穗耳尊の知らすべき国なり」と言寄さし詔りたまふ。天降ります
 とき、たかみむすびのみこと おもひかねのかみ よろづはたとよあきはたとよあきつしひめたくはたちぢひめのみこと あまてるくにてるひこ
 高皇産靈尊の兄思兼神の妹万幡豊秋幡豊秋津師姫栲幡千々姫命を妃として天照国照彦
 あまのはあかりくしたまにぎはやひのみこと あれま まう あれ
 天火明櫛玉饒速日尊を誕生せり。正哉吾勝々速日天押穗耳尊奏して曰さく、「僕まさに降ら
 んとして装束ふ間、生るるところの児、これをもって降すべし」とまうす。詔してこれを許
 したまふ。あまつかみのみおやみことり あまつしるしみずのたからとくさ おきつ へつ
 天神御祖詔して、天璽瑞宝十種を授けたまふ。謂はく、羸都鏡一つ、辺都鏡一つ、
 やつかのつるぎ いくたま よみがへしのたま たるたま ちがへしのたま へみのひれ はちのひれ くさぐさのもの
 八握剣一つ、生玉一つ、死反玉一つ、足玉一つ、道反玉一つ、蛇比礼一つ、蜂比礼一つ、品物比
 礼一つ、是らなり。天神御祖教え詔して曰はく、「もし痛きところ有らば、この十の宝をして、
 一・二・三・四・五・六・七・八・九・十と謂ひてふるへ、ゆらゆらとふるへ、此の如く之
 をなせば、死人も生き反るべし」と。是、則ち所謂「ふる」の言の本なり

アマテラスは豊葦原の瑞穂の国にまず自分の子のアメノオシホミミを天下らせようとした。ところが、アメノオシホミミはタカミムスビの娘のタクハタチヂヒメと結婚して、その間にニギハヤヒが生まれたので、自分ではなく、ニギハヤヒを天降りさせることを願い、アマテラスはそれを許可したというのである。この記述は記・紀とそう異なるところはないが、記・紀ではもう少し紆余曲折があって、まずアメノオシホミミを天降らせようとしたところ、豊葦原の瑞穂の国は「いたくさやぎて」あるようだったので、アメノオシホミミは恐れをなして引き返した。そこで、八万の神たちが相談して、まずは天菩比神あめのほひのかみを天降らせ、さらには天若日子あめわかひこを天降らせるが、国つ神に懐柔されて復奏しなかった。その後、建御雷神たけみかづちのかみを降らせ、大国主命に国譲りをさせた後に、その間にアメノオシホミミとタクハタチヂヒメの間に番能邇々芸命ほのにぎのみことが生まれたので、このホノニギを天降らせたことになっている。

アマテラスは天降るニギハヤヒに十種の宝を与え、その宝を用いて行う呪術の方法を教える。あるいは「ひ、ふ、み、よ・・・」という斬新な数学、「十進法」を伝えたといえるのかも知れない、その数は呪文の働きをして、死者をもよみがえらせる「フル」の秘儀は執行されたということになるであろう。この神道は物部氏に伝わることになる。『先代旧事本紀』は続けて、タカミムスビが天降るにニギハヤヒに、

「もし葦原中国の敵、神人を拒みて待ち戦ふ者有らば、能く方便して誘ひ欺き、防ぎ拒む

べし」

といい、三十二柱の神々を随行させたとし、その神々を列挙している。

あまのかごやまのみこと 天香語山命（尾張連等祖）、あまのうずめのみこと 天鈿売命（媛女君等祖）、あまのふとたまのみこと 天太玉命（忌部首等祖）、あまのひこねやのみこと 天児屋命（中臣連等祖）、あまのくしたまのみこと 天櫛玉命（鴨県主等祖）・・・

というようにである。近畿だけにとどまらず、九州から中国、そして中部、関東の広域にわたる豪族の祖先神たちがそこには含まれ、また、

あまのぬかとのみこと 天糠戸命（鏡作連等祖）、あまのあかるたまのみこと 天明玉命（玉作連等祖）

などの工人集団の祖先にあたる神々もいる。

その中に、

すくなひこねのみこと 少彦根命（鳥取連等祖）

として、鳥取氏の祖先神も名を連ねていることをここでは強調しておきたいが、文脈上、この三十二柱の神々は戦闘要員としても饒速日尊に随行したことになる。

饒速日尊とともに天降ったのは三十二柱の神々だけではなかった。他に、鍛冶や笠縫などの五つの「部人」、五つの「部造」、そして「天物部」として二十五の「部人」らもいっしょであり、それらの名前が列挙される。さらに天の磐船の「船長」もいたし、「舵取り」もいたし、「船子」も「船大工」もいたらしいのである。最近の新聞記事で感銘を受けたものがあった。切り抜きをしたはずなのだが、今は手元にない。大阪の東成区の深井には笠縫が伝承されていて、大嘗祭に使用される笠はここで作られ宮内庁に献納されるのだということであった。古い時代に笠の材料である菅が密生している深井に大和から移住したといい、ニギハヤヒとともに天降った「部人」の末裔とその技術が今になお生き残っているらしいのである。

ニギハヤヒには実に大勢の集団が随行して豊葦原の瑞穂の国に天降ったことになる。時系列でいえば、しばらく後に、ホノニギは遠く九州の高千穂の峯に天降ったのだったが、ニギハヤヒはそれに先立っていったいどこに天降ったのだろうか。

饒速日尊、あまつかみみおや 天神御祖の詔をう 稟け、天の磐船いはふね に乗りて河内の国の河上のいかるが 哮峰に天降りまし、
則ち大倭の国の鳥見白庭山おほやまと に遷ります。いはゆる天の磐船とみ に乗りて大虚空おほそら を翔けり行き、是の郷を巡り睨て天降ります。即ち虚空見日本国そらみつやまとのくに と謂ふは是か。饒速日尊、便ち長髓彦ながすねひこ の妹御炊屋姫みかしきやひめ を娶りて妃と為し、任胎みめ ましめたまふ。いまだ産む時に及ばざるに、饒速日尊神損去ります。

ニギハヤヒが天の磐船に乗って天降った最初の場所は河内の哮峯であり、その後すぐに大和の国の鳥見の白庭山に遷ったということになっている。交野から枚方の傾斜地を北の淀川に向けて天の河が流れる。氾濫を繰り返すそのために堤を築き上げてきた歴史から天井川になっていて、そのことからの名前だと考えられるのだが、花崗岩の砕かれた砂が光り輝くことからくる名前だともいう。『伊勢物語』の「世の中に絶えて桜のなかりせば春の心は

のどけからまし」という歌の出でくる有名な章段にもこの川がでてくる。

「よき所を求めゆくに、天の河といふ所にいたりぬ。親王に馬頭、大御酒まるる。親王のたまひける、『交野を狩りて、天の河のほとりに至るを題にて、歌よみてさか月はさせ』とのたまうければ、かの馬頭よみて奉りける。

狩り暮らし棚機つ女に宿からむ天の河原に我は来にけり」

春の行楽ののどかな趣を尽して読む者までも酩酊させてしまふ文章である。

この天の河の源が哮峯であり、磐船神社がある。そこに確かに大きな磐があって、これが磐船なのだというのが、ニギハヤヒはここに最初に天降り、すぐに大和の国の鳥見の白庭山に遷ったという。哮峯と白庭山、河内と大和と国名が違い、大阪と奈良と府県名が違ふと、かなりの距離を考えがちであるが、実は京阪奈丘陵の直線距離で4キロほどのハイキングコースにもならない指呼の間にこの二つの伝承地はある。



磐船神社

五 鳥取万、そして義犬の伝承

丁未の年(587)の「宗教戦争」において、物部氏もその傘下にあった物部も一敗地に塗れることになる。物部守屋の死も印象深く、多くの戦士たちの死があったのに違いないが、特に印象深いエピソードとして、日本書紀は物部守屋の「資人」として難波の家を百人ほどの兵とともに守った捕鳥部万の奮戦とその死、そして万の死体の側を離れなかった犬の話を書き記す。

物部守屋大連の資人捕鳥部万(万は名なり)、^{つかひびととりべのよろず} 一人を将て、^{ももたりのひと ひきみ} 難波の宅を守る。而して大連滅びぬと聞きて、^の 馬に騎りて夜逃げて、^{ちぬのあがた} 茅渟原の^{ありまかむら} 有馬香邑に向く。^{いへ} 仍りて婦が宅を過ぎて、遂に山に匿る。朝廷議りて曰はく、「万、^{さかしまなこころい} 逆心を懐けり。故、^か 此の山の中に匿る。早に族を滅ぼすべし。な怠りそ」といふ。万、^{きものや} 衣裳弊れ垢つき、^{かほかし} 形色憔悴けて、弓を持ち剣を帯きて、独り自ら出で来れり。^{つかさ} 有司、^{ももあまり} 数百の衛士を遣して万を圍む。万、^{かく} 即ち驚き^{たかふる} 篁藪に匿る。繩を以て竹に繫けて、^つ 引き動して他をして己が入る所を惑はしむ。^{あざむ} 衛士等、^{あゆ} 詐かれて、揺く竹を指して馳せて言はく、「万、^は 此に在り」といふ。万、^{はな} 即ち箭を^あ 発つ。一つとして中らざること無し。衛士等、^{すなは} 恐りて敢へて近つかず。万、^{はづ} 便ち弓を弛して腋に挟みて、^{わき} 山に向ひて走れ去く。衛士等、^あ 即ち河を^{はさ} 夾みて追ひて射る。皆中つること能はず。是に、^に 一の衛士有りて、^ゆ 疾く馳せて万に先ちぬ。^{さきだ} 而して河の側^{しかう} に伏して、^{かたはら} 擬ひて膝に射中てつ。万、^{さしまかひ} 即ち箭を抜く。弓を張りて箭を^{つち} 発つ。地^{よば} に伏して^{すめらみこと} 号ひて曰はく、「万は天皇の^み 楯として、^{いさみ} 其の勇を^{あらは} 効さむとすれども、^と 推問ひたまはず。^{かへ} 翻りて此の^{きはまり} 窮に^せ 逼めらるることを致しつ。共に語るべき者来れ。願は

くは殺し虜ふることの際を聞かむ」といふ。衛士等、競ひ馳せて万を射る。万、便に飛ぶ矢を払ひ捍きて、三十余人を殺す。仍、持たる剣を以て、三に其の弓を截る。還、其の剣を屈げて、河水裏に投る。別に刀子を以て頸を刺して死ぬ。河内国司、万の死ぬる状を以て、朝廷に牒し上ぐ。朝廷、符を下したまひて称はく、「八段に斬りて、八つの国に散し梟せ」とのたまふ。河内国司、即ち符旨に依りて、斬り梟す時に臨みて、雷鳴り大雨ふる。

爰に万が養へる白犬有り。俯し仰ぎて其の屍の側を廻り吠ゆ。遂に頭を噛ひ挙げて、古冢に収め置く。横に枕の側臥して、前に飢ゑ死ぬ。河内国司、其の犬を尤め異びて、朝廷に牒し上ぐ。朝廷、哀不忍聴りたまふ。符を下したまひて称めて曰はく、「此の犬、世に希聞しき所なり。後に観すべし。万が族をして、墓を作りて葬さしめよ」とのたまふ。是に由りて、万が族、墓を有真香邑に双べ起りて、万と犬とを葬しぬ。河内国司言さく、「餌香川原に、斬されたる人有り。計ふるに将に數百なり。頭身既に爛れて、姓字知り難し。但衣の色を以て、身を収め取る。爰に桜井田部連膽淳が養へる犬有り。身頭を噛ひ続けて、側に伏して固く守る。己が主を収めしめて、乃ち起ちて行く」とまうす。

物部守屋は洪川の屋敷にいて、難波の宅を鳥取万は守っていたというのだが、この難波の宅は今の森ノ宮（鶴森宮）あたりだと比定される。そこで敗れ、南に逃れ、妻の家のある有真香邑を過ぎた山の中に籠もる。その鳥取の一族のつわものぶりは名をとどろかせていたのであろう。朝廷は一族の殲滅をはかる。万はただひとり残ったというのか、破れて垢のついた服と憔悴した顔つきをして山から出て奮戦を続ける。ここに「もののふ」の原型を見る思いがする。武の技能の習練とともに「こころ」も刃金のように鍛錬されていて、「死に狂ひ」をして戦う。「武士道とは死ぬことと見つけたり」と言上げせずとも、連綿と地下水脈のように生き続けた、生死のはざまを容易に超えることのできる価値観、あるいは美意識、あるいはモラルとていいものの源流が生る形で表れているように思うのだが、これが六世紀の話だとすれば、それが社会の表舞台に噴出するのは十世紀のことになる。

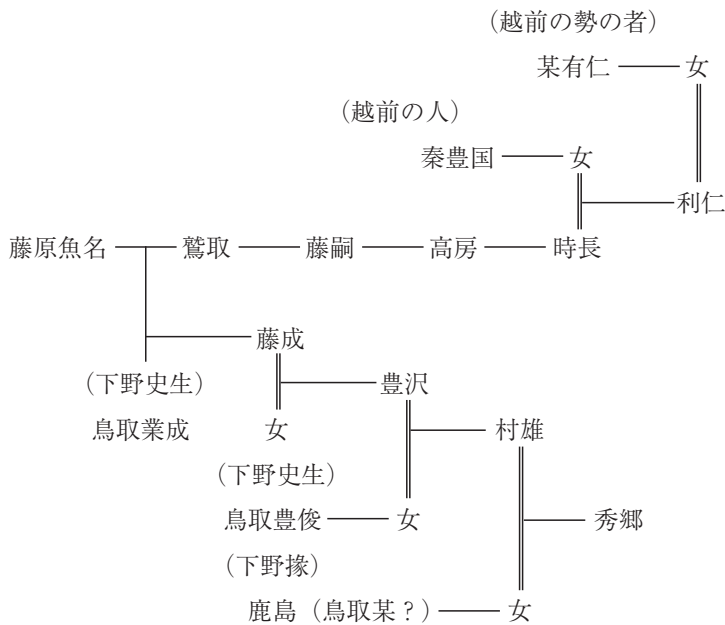
大きな謎のように見えていた「武士」の出現という現象について、最近、桃崎有一郎氏が斬新な説を出された。そこでは「武士」がいつ、どこで、なぜ、どのように登場したかを鮮やかに解き明かされている。桃崎氏はいう。

国造の時代から何世紀もかけて形成された、古代の郡司富豪層の地方社会に対する支配的な地位と、彼らの濃密なネットワークに、血筋だけ尊い王臣子孫が飛び込み、血統的に結合して、互いに不足するもの（競合者を出し抜くための尊さと地方支配の力）を補い合った。そして、秀郷流藤原氏は蝦夷と密着した生活から、源平両氏は伝統的な武人輩出氏族（将種）の血を女系から得て、傑出した武人の資質を獲得した。武士とは、こうして

【貴姓の王臣子孫×卑姓の伝統的現地豪族×準貴姓の伝統的武人輩出氏族（か蝦夷）】

の融合が、主に婚姻関係に媒介されて果たされた成果だ。武人は複合的存在なのである

父系の一方だけにとらわれず、母系を重視することで、いわれてみれば、当たり前のことが判明する。ただ単に桓武天皇の子孫である、あるいは清和天皇の子孫である、藤原家の子孫であるというだけでは「武士」にはなれない。「武士」はハイブリッドな存在として誕生したというのだが、最初の「武士」といっていい一人の藤原秀郷について、桃崎氏は次のような系譜を作成して掲げている。



(桃崎氏は秀郷の母の父の「下野掾鹿島」の「鹿島」を「鳥取」の誤記としている)

桃崎氏は、芥川龍之介の『芋粥』でも知られる、同じく藤原魚名流の利仁がなぜ越前で勢力を蓄えるに至ったかと対比して語るのだが、河内(和泉)を本拠地とした鳥取氏は関東にも移住して、下野国で勢力をたくわえて「下野掾」という任用国司を出せるまでの郡司富豪層を形成していた。これは「卑姓の伝統的現地豪族」というべきなのであろうが、藤原秀郷の祖先は、魚名の子の藤成以来、その鳥取氏と結婚を繰り返し、藤原秀郷の血の八分の七は鳥取氏の血だということである。とすれば、鳥取万の血と同じ血が藤原秀郷の子孫だという奥州藤原氏にも、佐藤氏にも、つまり義清(西行)にも、義経にしたがった継信にも忠信にも(二人の奮戦とその死はまさに鳥取万を彷彿させる)、小山氏や結城氏(結城合戦での一族の死はやはり見事というしかない)にも、そして九州の大友氏にも少弐氏にも、そしてそれこそ『葉隠』の鍋島氏にも延々と受け継がれていたことになる。

さて、この鳥取万の死には「義犬」伝説も付け加わる。『コーラン』の中でもフォークロア的な色彩の強いといわれる「エフェソスの七人の眠り人」の逸話で、洞窟の中で眠り込んだ七人を洞窟の入り口で守り続けた犬の話が思い出されるが、武人としての鳥取万を考えると、この犬にはまた別の性格があるように思われる。人類と犬の先祖は狩猟者としてはライヴァル関係にあり、それが共生するようになり、やがて力関係で人が圧倒するようになって、犬は家畜化することになる。しかし、猫とはちがって、近代になるまでは単に愛玩するだけのペットではなく、人にとって大いに有用な仕事を任されていた（2）。先に犬養の地名、あるいは県犬養氏の説明で触れたように、屋敷や屯倉、神社の番犬となり（狛犬はその名残である）、当然、狩猟犬でもあったし、狩猟の対象を人に変えれば、警察犬にも、戦闘犬にもなったはずである。

私がフランスにいたとき、2015年11月13日にはパリでISのメンバーによる同時多発テロがあったことは前稿で述べた。その日から、パリ市内では至る所で、警察あるいはジャンダルムが犬とともに巡回しているのがみられ、地下鉄に乗っていても犬がやって来て乗客の匂いを嗅ぎまわった。そうして、11月18日には、ジャンダルムがサン・ドニにあるISのアジトに踏み込んで犯人たちを掃討したのだが、そのときのテレビ・ニュースの解説が興味深かった。まず、あるアパートマンの一角が犯人たちのアジトであり、そこに数名の犯人たちが今現在いることを確認した後、近辺の人びとには退去を命じ、そして、ドアを開けて最初に飛び込んだのは人間ではなく、犬なのであった。犬がひとしきり犯人たちにダメージを与えた後、警察あるいはジャンダルムが踏み込んで、そしてメンバーたちを射殺した（逮捕などという生半可なことではなかった）。ガリア以来の軍用犬の歴史を垣間見た思いであった。

また、トランプ前アメリカ大統領の物議をかますことの多かったツイッターに面白いものがある。2019年10月28日のものである。

We have declassified a picture of the wonderful dog (name not declassified) that did such a GREAT JOB in capturing and killing the Leader of ISIS, Abu Bakr al-Baghdadi!

ISのアブ・バクル・アル・バグダディ最高指導者を追い詰めて殺す大仕事をやってのけたのは、名前は伏せたままなのだが、犬であったことを述べ、その写真を公開している。現代においてなお軍用犬が大いに活躍しているのである。ただ、ここまで書いて来て、この特殊部隊の軍用犬を駆り立てる姿勢には、いくら敵対者だからといってもその人間性へのリスペクトが欠如した無惨な印象を禁じえない。

しかし、戦闘犬の性格を帯びた wonderful dog が、実は日本の古典文学の傑作の一つとあっていい作品に登場する。滝沢馬琴の『南総里見八犬伝』である。この読み本の冒頭、窮地に陥った里見義実が、敵将の安西景連の首を取ったら、娘の伏姫を褒美としてやろうと口にしたことから、犬の八房は実際に景連の首をくわえて戻ってくる。しかし、八房は忠犬とも義

犬とも言えず、妖犬、あるいは霊犬というべきかもしれない。八房の行動の源泉は伏姫への恋であり、交わりはなかったことに馬琴はするが（そうするしかない）、八房の精気が八犬士の誕生につながることになる。

ところで、岸和田市の天神山町は今は住宅地になっているが、そのところどころにこんもりとした森が残されている。古代の古墳群の名残なのだが。その一つは鳥取万の墓とされ、そこから少し離れたところにある墳丘が万の飼犬の墓だと伝承されている。考古学的な根拠があるわけではないものの、難波の物部守屋の家から逃れ、妻の有真香邑の家を過ぎて、隠れた森というのは、確かにこのあたりになるはずである。



鳥取万の墓碑



鳥取万の犬の墓碑

六 鳥取郷

さて、藤原秀郷の身体に色濃く流れている鳥取氏の血について先述したが、「鳥取」という町名は阪南市に今も残っていて、そこが鳥取万の本貫だったのだと思われる。だが、『和名抄』で「鳥取郷」と称される地域はさらに広い地域であったらしい。『大阪府の地名Ⅱ 日本歴史地名大系 28』には次のようにいう。

鳥取郷 「倭名抄」は「止々利」と訓ずる。「和泉志」は尾崎・下出・黒田・新・石田・波有手・中・自然田・山中・桑畑・貝掛・舞の諸邑（現泉南郡阪南町）を郷域とするが、下庄と称された箱作（現同上）、淡輪・深日・孝子・谷川・東畑・西畑・小島（現泉南郡岬町）も含むとみるべきであろう。式内社としては波太（現阪南町）、国玉（現岬町）の二社がある（町名は1989年時点）。

実に広大な地域で、そこを鳥取氏は本拠地として、「もののべ」の生業にいそしんでいた

のだと思われるが、垂仁紀にはこの鳥取氏の由来にかかわるエピソードがある。

二十三年の秋九月の丙寅の朔丁卯に、群卿に詔して曰はく、「ながつき ひのえとら ひのとう まへつきみたち みことのり のたまは ほむつわけのみこ これ居うまれのとし 誉津別王は、是生年既に
みぞとせ やつかひげ なほいき わかこ まことと なにゆゑ 三十、八掬髯鬚むすまでに、猶泣つること児の如し。常に言はざること、何由ぞ。因りて
つかさつかさきみことおほ はか 有司かむなづき せて議れ」とのたまふ。

冬十月の乙丑の朔壬申に、天皇、大殿の前に立ちたまへり。誉津別皇子侍り。時に鳴鶴有
おほぞら とびわた みこあふ くぐひ みそなは のたま これなにもの りて、大虚を度る。皇子仰ぎて鶴を觀して曰はく、「是何物ぞ」とのたまふ。天皇、則ち皇
あぎと しろ もとこつひと みことのり たれ よ 子の鶴を見て言ふこと得たりと知しめして喜びたまふ。左右に詔して曰はく、「誰か能く是
とりのみやつこ おやあめのゆかはたな まう の鳥を捕へて献らむ」とのたまふ。是に鳥取造の祖天湯河板拳奏して言さく、「臣必ず捕へ
みことのり て献らむ」とまうす。即ち天皇、湯河板拳（板拳、此をば陀儼と云ふ）に勅して曰はく、「汝
かなら あつたまひもの 是の鳥を献らば、必ず敦く賞せむ」とのたまふ。時に湯河板拳、遠く鶴の飛びし方を望みて、
つ いた とらへ あるひと 追ひ尋ぎて出雲に詣りて、捕獲へつ。或の曰はく、「但馬国に得つ」といふ。

十一月の甲午の朔乙未に、湯河板拳、鶴を献る。誉津別命、是の鶴を弄びて、遂に言語
しもつき きのえうま きのとひつじ もてあそ ものい ふこと得つ。是に由りて、敦く湯河板拳に賞す。則ち姓を賜ひて鳥取造と曰ふ。因りて亦
ととりべ とりかいて ほむつべ かばね 鳥取部・鳥養部・誉津部を定む。

ホムツワケというのは、垂仁天皇とのあいだに狭穂媛が生んだ子である。兄の狭穂彦が皇位の篡奪を企てた過程で、垂仁と狭穂彦の争いとなり、狭穂姫は狭穂彦が稲で作った砦に逃げ込んだが、夫の軍に攻められて火を放たれ、その火の中で生まれたホムツワケだけを夫の垂仁天皇に渡して、みずからは狭穂彦ともに死を選んだ。ホムツワケにはその赤子のときのトラウマがあって、永いあいだ口が聞けなかったということなのであろう。それが鶴が大空を渡るのを見たときに、「あれは何だ」と初めて声に出したというのである。同じような子どものエピソードを大江健三郎がノーベル文学賞の受賞のスピーチの中で語っていた（4）。息子の光クンははじめて発したことばは「クイナ」だったというのだが、川端康成を意識しつつ、川端とはちがって自己の過去の日本文化との断絶を強調するスピーチで、はるか昔の神話の型にはまった話をしたので記憶に残っている。アメノユカワダナがホムツワケに口を開かせた鳥を探して、出雲まで（あるいは但馬まで）行って、その鳥を捕らえて帰って来たと、『日本書紀』はいう。光クンはクイナをきっかけに音楽への道を切り開いたが、ホムツワケ王は鶴をきっかけにことばを獲得した。鶴を捕らえて帰ってきた褒美として、アメノユカワダナは「鳥取造」の姓をもらい、その下に鳥取部、鳥養部、そして誉津部を定めたことがここでは記されている。

ここで、先に触れた垂仁紀三十九年の記事が問題になってくる。

「三十九年の冬十月に、五十瓊敷命、茅淳の菟砥川上宮に居しまして、劍一千口を作る。因りて其の劍を名けて、川上部と謂ふ。亦の名は裸伴（裸伴、此をば阿箇播娜我等母と云ふ）と曰ふ。右大神宮に蔵む」

剣一千口を作ったという菟砥川上宮というのはまったくの鳥取郷の中にある。菟砥川は鳥取郷を貫ぬく形で流れる川であり、その菟砥川上宮は今の玉田山公園がその跡地だと考えられている。イニシキノミコトは父の垂仁天皇から軍事権を譲られたのだったが、その武器製作を担当したのはアマノユカハダナラ、鳥取の人びとだったと考えられる。



菟砥川上宮があったとされる玉田山から大阪湾を眺望する



玉田山の麓にある古墳

ところで、物部についての論説として、詩人としての直感が横溢してはなはだ魅力的でありながら、その横溢する詩ゆえに取り扱いかねている書物がある。谷川健一氏の『白鳥伝説』(5)であり、また『四天王寺の鷹』(6)がそれである。後者の四天王寺が物部氏の鎮魂の寺、あるいは見方を変えれば、調伏の寺であるとする説はその通りだと思うし、四天王寺をおおう晴れやかな虚無とハンセン氏病者をも包容し掬い取る無限の慈悲の空気は、日本一の古刹でありながら、奈良や京都のどんな古刹ももたない独自のものであろう。大阪という町の中心にある寺の本質を谷川氏は見事に捕らえているように思う。『白鳥伝説』は、これまでこの論考でたどってきたように、ホノニギに先行して天降り、そしてその曾孫のカムヤマトイハレヒコが大和に来るより以前に、すでに大和を治めていたニギハヤヒ=物部について述べ、抵抗して敗れたナガスネヒコとは別に、東国に撤退して抵抗を続けた物部たちについて述べる。なぜ「日下」を「くさか」と呼ぶのか、「日の下の草香」と続く「日の下」という枕詞から「日本」の国号が説明されるのだが、その「日の下」が生駒山西麓の瀉湖の「草香」からどんどん東に移動するのは物部の東漸をも意味することになる。そして、物部は軍事集団であるとともに、工人集団でもあり、その中でも先進的な技術であった鍛冶の技術を中心に置く集団でもあったということになろう。白鳥伝説はまた鍛冶集団とも無縁ではないというのが、谷川説の骨子となる。踏鞴(たたら)の鞴(ふいご)が鳥を連想させ、また鳥が「羽ばたく」ことを古代の日本語で「はぶく」というが、その連用形の「はぶき」はそれこそ鞴を意味する。たとえば、天照大神が岩戸に隠れて、世の中が真っ暗闇になってしまった。思兼命という知恵者が天照大神の姿を写して誘き出そうと鏡の制作を思いつく。もちろん、銅鏡なのであろう。その制作を石凝姥に命じたという(工人が女性であることにはぜひ注目しておかなくてはならない。私は縄文土器や、弥生土器についても、その工人たちは女性たちではなかったかと考えている)。その銅を制作する文脈の中で、『日本書紀』の一書には

「真名鹿の皮を全剥ぎて、天羽輪あまのはぶきに作る」とある。雄鹿の皮でつくるふいごはやはり羽をもった鳥のイメージだったことになる。

谷川氏はそこでマルセル・グラネが論じた中国の伝承を援用している。ただ、グラネがフイゴを連想させる鳥としたのは、谷川氏のいうような白鳥などではなく、ミミズク、あるいはフクロウである。梟（フクロウ）という漢字はまた曝し首をも意味することを考えると、白鳥のようなロマンティックな鳥のイメージではない。同じ鳥でもむしろ怪鳥を意味してしよう。饜飩文とうてつもんの青銅器を見かけることがあるが、饜飩もまたフクロウをもととし、悪鳥である（7）。

谷川氏の説は詩人としての直観によるが、氏は精力的に日本各地をまわった方であり、それは他の民俗学者たちの追隨を許さない。昨今の民俗学者たちはピンポイントでのフィールドワークに終始する傾向がありはしないか。鍛冶氏の集団のいたところには白鳥伝説があり、そこには物部の足跡があるという説は、谷川氏の丹念な実地踏査からの実感に裏付けられている。

また、ホムツワケが母の狭穂姫が兄の狭穂彦の下に走って夫の垂仁天皇に攻められ、火（ホ）の中で誕生したとする伝承はそのまま金属精錬の過程をなぞっているものであり、ことばがしゃべれなかったというのも、水銀中毒によって咽喉を犯されることの多かった鍛冶師たちの職業病を暗示しているのだと、谷川氏は指摘している。水銀中毒者を数多く出した水俣出身の谷川氏ゆえの「気づき」である。そしてさらに、鳥取氏の祖先の「天湯河板拳」の「湯」も折口信夫などのいう常世から流れ来る神聖な「水」をいうのではなく、鎔鋳炉から流れて来る溶解した金属をいうのだと、谷川氏はしている。鳥取氏は物部の中の物部であり、金属の武器生産者であるとともに、類なき戦闘者を出す氏族だったといえよう。その一族の蟠踞したのが、今の阪南市一帯であったことになる。

七 波汰神社とその祭礼

その鳥取郷の中心をなし、また鳥取氏の共同体を統べる役割を果たしていたのは波汰神社である。しかし、現在の波汰神社も神さびた森の中にあつて古い由緒をうかがわせるものの、歴史の中で幾多の変遷を経て来ていて、昔のままのものではない。『大阪府全志 卷之五』は次のようにいう。

【波汰神社】

波汰神社は南方字池の内にあり、延喜式内の神社にして角凝命を主神とし、相殿に品陀別命を祀れり。鳥取郷の総社にして、鳥取氏の其の祖神を祀りしものならん。今の大字桑畑なる字奥の宮にありて鳥取大宮と称せしが、南北朝の戦に鳥取氏の南朝に加はりしが為め、天授年中山名氏に滅ぼされ、当社及び波太八幡宮並びに宮寺たる神光寺も総て劫火に罹りて焦土と化せり。

波多八幡宮は当時今の下荘村大字貝掛の指出森にありて、昔神功皇后の新羅より凱旋し給ひしとき、務古の水門より紀の國に至らんとして御船を鳥取の玉津浦に繋がれ、武内宿祢皇子を懐にして其の海辺を逍遙せし縁あるに依り、同皇子即ち品陀別命を其の地に祀りしものに係り、神光寺は貞觀年中南都大安寺行教和尚の其の祖紀船守の墓に詣づる為め淡輪村に行かんとして、鳥取郷を過ぎけるとき、鳥取隼人正の一寺を創立して宮寺と為し、同和尚を開山たらしめたるものにて、宝塔・護摩堂・般若堂・東坊・西坊・普門院等鱗次櫓を連ねたりしといふ。

鳥取氏已に亡び、当社及び波太八幡宮並に神光寺も烏有と化せしかば、郷の耆宿之を嘆じて、永徳年中其の三十六人力を戮せ私財を抛ち、地を南山の麓に卜して社殿を再建し、波太八幡宮の祭神を相殿に合祀し、神光寺を再建して、護摩堂・帳舎・僧坊等旧觀に復せしは即ち当所なり。

然るに天正十三年豊臣秀吉の根来征伐に際し社頭再び兵火に罹りければ、御朱印地書類を初め平重盛奉納の太刀・梶原景時奉納の長刀、其の他の旧記什宝等悉く灰燼と化し、神領は没収せられて無禄となりしが、慶長四年豊臣秀頼は其の臣片桐東市正且元を奉行として社殿を造営し、神光寺は祀官を扶けて祭祀を勤め来りしも、明治維新後の神仏分離に依りて寺は廃絶し、社は同五年郷社に列し、同四十年一月神饌幣帛料供進社に指定せらる。



波汰神社本殿

この記事も少しわかりにくいところがあるのだが、波汰神社は主神を鳥取氏の祖神である角凝命として、今は品陀別命（応神天皇＝八幡神）を相殿に祀っている。もとは現在の場所ではなく、大字桑畑にあった。それが、南北朝の時代、鳥取氏が南朝方に加わったために、鳥取氏は滅ぼされるとともに、この原波汰神社＝鳥取大宮も焼滅した。品陀別命を祀る波汰八幡宮とその神宮寺である神光寺はまた別のところにあったのだが、やはり南北朝の乱によって焼滅した。そこで、永徳年中（1381～1384）、土地の三十六人が私財をなげうって、波汰神社を現在の地に再建し、そこに波汰八幡宮の祭神であった品陀別王も相殿に合祀し、神光寺も再建した。ところが、これもまた、天正十三年（1585）、豊臣秀吉の根来攻めの際にふたたび灰燼に帰し、現在のものは、慶長四年（1599）、豊臣秀頼が片桐且元に命じて再々建したものだという。明治の廃仏毀釈によって神光寺は廃されたのが、今の波汰神社の姿になる。ただ、波汰神社を訪れる者を混乱させるのは、少し離れてはいるものの、同じ境内といって

いいところに、鳥取夷神社があることである。しかし、これは鳥取郷の各字々にあった神社を明治四十二年に集めて合祀したものであるらしい。

「波汰」という神社名は「わたつみ」の「わた」、つまり海なのであろう。朝鮮語でも海をパダといい、なぜかこの語は日本語と朝鮮語で共通である。海の部民を「わたのべ」といい、転化して「わたなべ（渡部、渡辺）」という姓になったことはいうまでもない。実は「波汰」が海であるには違いないと思いつつ、そう断言することにはややためらいがあった。というのも、波汰神社に海へ繰り出す神事があるにしても、現在の波汰神社も、それから原波汰神社があったという桑原も海岸線からやや離れた2、3キロの位置にあるからである。しかし、この論考を執筆している2021年3月、東日本大震災から10年ということで、その津波の映像をふたたび見るに及んで、気づかされたことがある。あまり幸福な「気づき」だったとはいえないのだが、南大阪の海岸線は南海トラフが動くたびに大きな津波に何度も襲われているはずなのである。『方丈記』にも元暦二年（1185）の大地震と「海ハカタブキテ陸地ヲヒタセリ」という大津波の記述があり、『太平記』には康安三年（1361）の大地震と大津波の記載がある。「海は傾きて陸地に成しかば」という、引き潮、あるいは地殻の隆起が記され、阿波の話ではあるが、「中にも阿波の雪の湊と云浦には、俄に大山の如なる潮漲来て、在家一千七百余宇、悉く引潮に連て海底に沈しかば、家々に所有の僧俗・男女、牛馬・鶏犬、一も不残底の藻屑と成にけり」とある。阿波は南大阪の対岸といってもいい位置にある。あるいは、宝永四年（1707）には南海トラフの全域が破壊されて、大地震が起こり、東海、近畿、四国、九州の海岸部全域が津波に襲われ、このようなときに使うことばではないが、「津々浦々」が消滅したはずなのである。もうやめよう。波汰（海）神社も、それから次にあげる海会寺も、海にちなむ社寺がやや内陸部にあつてよく、むしろあるべき位置にあるというべきなのであろう。

今回のこの論考は、実はこの波汰神社の祭礼を実見してルポルタージュを書くつもりで着手して、そのルポルタージュが大半を占めるはずのものであった。ところが、2020年度はパンデミックの状況下、当然、祭礼は行われなかった。Youtubeである程度は見るができるものの、やはり実際に生で見て受ける印象はまったく違うものであろうし、この論考もまた違ったものになっただろうと思う。

『大阪府全志 卷之五』は、その波汰神社の祭礼について、次のように続けている。

祭祀は往時より木村（今は田島と改む）・山本両氏の掌る所にして、両氏共に鳥取氏の裔なり。今の氏地は本村・西鳥取村・尾崎村の全部及び下荘村の内大字貝掛にして、例祭は四月十五日・秋祭は十月十一日に行はるれども、以前は二月初午及び六月初午に大祭を行ひ、二月の初午には、大字貝掛の玉津浦に神輿の渡御ありて貝掛より甲冑せる武士の出迎ありしは、三韓征伐の古式に抛りしと伝へ、六月の初午には、氏子の各村は矢倉と称して御所車に屋根を付けたる車を曳出して参詣し、其の数四五十台の多きに及びしが、今は十月十一日の

大祭前日の宵宮に矢倉の宮入を為し、其の数は稍減じたるも尚二十台の余に出で、石田の血祭と呼ばれて非常に喧噪し、其の壯観を見んとて群集雑鬧せる為め、地方の名物祭となりて其の名高し。

かつて二月初午の日に行われ、今は四月十五日に行われるという祭りは、波汰八幡宮の祭祀であったろう。海に神輿を繰り出し、赤子の八幡神、すなわち品陀別命を迎える意味合いをもっていたのだと考えられる。かつて六月初午に行われ、今は十月十一日に行われる大祭が波汰神宮、すなわち鳥取大宮そのもののお祭りであったと考えられる。その「矢倉」の宮入りは物見の人びとを集めてこの地方の名物祭なのだというのが、映像を見ると、本殿の前の石段を、大勢の氏子が勢いをつけて引っ張って、豪壮で重いはずの「矢倉」を一気に引き上げる。かつてはそれが四五十台続き、この記事のころは二十台、素晴らしく威勢のいいお祭りであり、「血祭」といわれるほどだから、矢倉に圧迫されてなのか、雑踏に巻き込まれてなのか、怪我人の絶えない祭りであったらしい。今でもその面影は十分にとどめている。古代の鳥取郷の人びとの息吹きを伝えるお祭りだといえよう。

八 海会寺 仏を打ち欠く盗人、仏を供養する人びとの光景

その鳥取郷の人びとにも仏の教えが浸透してくる。愛欲の放埒をいましめ、ものを貪ることをいましめ、むやみに憤ることなく、生き物の命をいとおしむことを教える。次の『日本靈異記』に登場するお寺は「尽恵寺」とあるが、海会寺のことではないかとされる。天正五年、海会寺は織田信長に焼かれて残っていない。その跡が発掘されて史跡公園になっている。所在地は現在の地名で泉南市信達大苗代であり、『和名抄』の日根郡四郷の鳥取郷とはいえず、北隣のおお郷になる。



海会寺址

あかがね みかたぬすびと と あや しるし あらは あらは ことのもと
 仏の銅の像盗人に捕られて霊しき表を示し盗人を顕す縁 第二十二
 いづみのくにひねのこほり ひとり あ みち ほとり うぢなつばひらか ひととなり まが ころすこと
 和泉国日根郡の部内に、一の盗人あり。道路の辺に住み、姓名詳ならず。天年心曲り、殺
 ぬすむこと なりはび いんぐわ うべな おび てらは しょうむ みよ
 と盗とを業とし、因果を信はず。常に寺の銅を盗み、帯を作り銜して売る。聖武天皇の御世
 こほり じんまじ みちゆ
 に、其の郡の尽恵寺の仏の銅の像盗人に取らる。時に路往く人有り。寺の北の路より馬に乗りて行き、声有るを聞く。叫び哭きて曰はく「痛きかな。痛きかな」といふ。路ゆく人聞き

おもはく「諫めて打たしめずあらむ」とおもひて、馬を趁せて疾く前む。叫ぶ音に近くに随ひて、やうやく失せて叫ばず。馬を留めて聞けば、ただし鍛する音のみ有り。所以に馬を前めて過ぎ往けば、却くに随ひて先の如くまた叫び呻ふ。忍びて過ぐる事得ず。故にまた還来る。叫ぶ音また止みて鍛する音有り。疑はくはもし人を殺すかと、かならず異ふ心有らむとうたがひて、良久にありて徘徊り、竊に從者を入らしめて屋の内を窺看しむれば、仏の銅の像を仰け奉りて手足を剔缺き錠を以ちて頸を歸く。すなはち捕へ打ちて問ひていはく「何れの寺の仏の像ぞ」といふ。答へていはく「尽恵寺の仏の像なり」といふ。使を遣りて問はしむれば、実に盗めるなり。使者語を挙げて具に状を述ぶ。僧並に檀越聞きて集り来り、破かれたる仏を衛みて号び愁へて曰さく「哀なるかな。悲しきかな。我が大師や。何の過失有せばか此の賊の難を蒙りたまふ。尊き像寺に有すときは像を以ちて師とす。今滅びたまふより後には、何を以ちてか師とせむ」とまうす。衆の僧輩を敲りて損はれたる仏を安置き、哭きて寺に殯りたてまつる。彼の盗人刑罰せられずして捨てらる。路ゆく人繋ぎて官に送り、囹圄に閉囚ふ。定めて知る、聖其の悪を輟めむとして是の瑞を示す、至誠懼るべし、聖の靈無きにあらざることを。涅槃經十二卷の文に仏の説きたまふが如し「我が心に大乘を重ぶ。婆羅門の方等を誹謗るを聞きて其の命根を断つ。是の因縁を以ちて是れより以來地獄に墮ちず」と。また彼の經の三十三卷に云はく「一闍提の輩は、永く断滅つが故に、是の義を以ちての故に、蟻子を殺害すすらなほ殺の罪を得れども一闍提を殺すは殺す罪有ること無し」とのたまふは、其れ斯れを謂ふなり（此の人は仏と法と僧とを誹謗り、衆生の為に法を説かず、思議無きが故に、殺すとも罪無きなり）。

「姓名詳ならず」とここではいうが、端的にいうと、この盗人は鳥取氏であり、そうでなくてもその周辺の人間とっていいだろうと、私は思う。寺の所有する銅器を奪っては、鍛金し、あるいは熔解して、带状にして売りさばいていたというのである。道行く人が聞くと、遠くからは「痛きかな、痛きかな」と聞こえるが、近づくと「鍛する音」ばかりが聞こえる。遠ざかるとまた苦しみ叫ぶ声が聞こえ、また近づいて行くと鍛冶をする音になる。そこで裏に回って從者に見させると、仏の銅の像を塹で掻き砕いていたという。つまり盗人は金属の精錬、鍛冶に習熟していたことになる。仏の教えになじむことなく、仏の像に価値を認めず、畏怖することもない鳥取の男には仏の声が聞こえず、自分の鍛冶の工房で鍛冶師の技術をもって銅の製品に過ぎないものを加工して、そして売りさばいているということになる。「路往く人」は馬に乗っていて、そして「使者」をやって偵察させ、そして捕らえさせる、とすれば、日根郡の郡司階級とも考えられるが、その処置は官吏らしくもない。盗人を捕らえて打擲してどこの寺から盗んだか白状させ、尽恵寺に使者をやると、僧および檀越が駆けつけて、泣き叫んで、飾り立てた輿に砕かれた仏を安置して寺に運んで殯を行ったという。まるで生きていた人のように仏の像を扱い、葬儀を行ったということになる。まことに素朴な信仰のありようといわなくてはならない。そして、盗人については刑罰を行わず、放置されたと書く。

仏者たちは制裁を行うべきではなく、まして殺生などはすべきではないと、尽恵寺の僧侶も檀越も考えたということをお願いのだろう。これも真っ正直に仏の教えを守ったものだが、ただ、『日本霊異記』の著者の景戒は、仏者は蟻を殺してはいけないけれど、こんな謗法の盗人は殺してもいいのだと、やけに激しいことばを投げかけている。仏教が導入されてしばらく後の、鳥取郷近辺の光景である。盗人も檀越も鳥取氏なのではないか。

九 自然居士のこと

旧鳥取郷の中には自然田という地名があり、波汰神社にも近接している。「自然」ということばで思い出すのは、柳父章先生の名著『翻訳語成立事情』（岩波新書）であるが、そこでは仏教由来の古い「自然」ということばに、西洋の nature の意味を盛り込んだために、混乱が生じていると説かれている。「自然田」という地名は、勝手次第の土地、免租の権利をもつ土地とでもいうことになるだろうか。ただし、豊臣秀吉の時代からは検地が行われ、すでにそのような特権はなくなっている。「前田」というのは、ただ単に家の前にある田ではなく、神社の前であって、神々に奉納する米を収穫するための田であるというのは、谷川健一氏の卓説であるが、「自然田」というのは波汰神社の前田だと考えることができるのではないだろうか。

その自然田に実は自然居士の旧宅址というのがあった。ただ「自然」ということばからの、いつの時代かの好事家の故事つけだと切り捨ててもいいのだが、鳥取郷を実際に歩いてみると、そう簡単な問題でもない気がしてくる。自然居士その人は鎌倉末期の京都に実在した人物だとされる。『天狗草紙』の絵を見ると、棧敷の上で、有髪で烏帽子をかぶり、髭を生やした男が、ササラをもって舞い踊っていて、それが自然居士だとされている。「居士」を名乗るから、僧ではないが、京都で活躍した唱導の芸能者であり、「自然法爾」などという深遠な仏教哲学を踏まえたものというのではなく、当世の喜怒哀楽をあるがままに受け入れて肯定し、したたかに生きた風狂の演芸者であり、また京都の人気者だったのだと思われる。鳥取郷の中には波汰神社を挟む形で、自然田とは反対の方向に舞という地名があり、それは説経・祭文・万歳・歌舞など芸能に従事する人々が居住したことに由来するという（『大阪府の地名Ⅱ 日本歴史地名大系 28 平凡社』）。和泉市にも舞の地名があるが、それも同じく芸能者が多く居住していたことによる。自然居士が自然田の出ではないにしても、この地方の出自であるとかこつてたくなるような材料が確かにないわけではない。



自然居士旧居址伝承地

観阿弥は髭を生やした中年の自然居士を美少年の喝色の姿に変えた。そして、身売りをし

た少女とそれを東国に連れ去ろうとする人買いを大津まで追いかけて、少女を連れ戻そうと人買いと掛け合い問答をする、仁慈と正義に満ち、かつ理知的な姿に変貌させている。そしてその舞う姿も、室町將軍の趣味にかなって、あくまでも優美である。しかし、その中にあっても、中世社会のレジームからはみ出して生きる芸能者のしたたかな姿は決して失われていないように思われる。

【この論考は本学共同研究プロジェクト 17 連 260「大学教育における南近畿の地域文化資源の掘り起こし・保存・活用の研究」の研究助成を受けた成果の一部である】

【注釈および参考文献】

- (1) 安井良三「物部氏と仏教」(『日本書紀研究』第三冊 1968年11月 塙書房)
- (2) J.C. マクローリン著・澤崎坦訳『イヌ』(同時代ライブラリー 59 1991年2月 岩波書店)
- (3) 桃崎有一郎『武士の起源を解きあかす一混血する古代, 創発される中世』(ちくま新書 2018)
- (4) 大江健三郎『あいまいな日本の私』(1995年1月 岩波新書)
- (5) 谷川健一『谷川健一全集 第1巻 古代1 白鳥伝説』(2006年5月 富山房インターナショナル)
- (6) 『谷川健一全集 第21巻 古代・人物補遺 四天王寺の鷹 人物論』(2011年3月 富山房インターナショナル)
- (7) Marcel Granet “Danses et légendes de la Chine ancienne” (1994年1月 Presse Universitaire de France)

※なお, 引用は次の書物による。

- ・『日本書紀 上・下』(日本古典文学大系 67,68 1967年3月, 1965年5月 岩波書店)
- ・『新訂増補 国史大系 7 古事記・先代旧事本紀・神道五部書』(1966年1月 吉川弘文館)
- ・『日本霊異記』(新古典文学大系 30 1996年12月 岩波書店)
- ・井上正雄『大阪府全志巻之五』(1922年 1976年復刻 清文堂出版)
- ・『方丈記・徒然草』(新古典文学大系 39 1989年1月 岩波書店)
- ・『太平記 三』(日本古典文学大系 36 1962年10月 岩波書店)

(2021年3月25日受理)

Southern Osaka: The Cradle of the Japanese Buddhism (5)

UMEYAMA Hideyuki

After the defeat of the Shintoists in the war between Buddhists and Shintoists in the year 587CE, the Mononobe (物部) clan was destined to run its course to ruin. But what was the Mononobe clan? The word mononofu, synonym for samurai, was derived from the name of this clan. So, we can easily assume that Mononobe was a representative clan of ancient warriors. Furthermore, it also means that this clan shouldered the military industry, and as a result, the majority of other industry of that period.

According to the myths, Nighihayahi, ancestor god of the Mononobe clan, came to Japan, ahead of Ninighi, ancestor god of the Emperor's family. Transferring the political power to the Emperor's family, Mononobe had maintained a certain important position within the Emperor's government. We will search for and consider the Mononobe legends and their legendary places which still remain in present day Osaka.

In Nihon-shoki(日本書紀), we find an impressive tale of Mononobe's vassal Tottori-no-yorozu (鳥取万), who valiantly fought to the death in the above religious war and of his faithful dog who continued to protect his master's corpse. We visit the legendary tombs of the dog and of his master. Tottori is also the place name of the extreme South Osaka. Hata-jinja(波汰神社)exists as the religious centre of this district and observes the ancient rites and festivals. The remains of Kaieji (海会寺), a few kilometres from Hata-jinja, shows us the Tottori people's reformation to Buddhism. In Nihon-ryoiki (日本靈異記), we can find an interesting episode which tells of the Tottori people's spiritual beliefs at that time.

ルソーの反<私人>的社会契約論

竹内真澄

はじめに

社会契約論という思想は、誰よりもルソーの名前と結びついている。ルソーが『社会契約論』を書いたのは1761年で翌1762年に出版された。これがフランス革命1789年にたいして大きな影響を与えたと言われる。ロベスピエールは、熱心なルソー主義者だったと言われる。ではいかなる目的でルソーはそれを書いたのか。彼は『社会契約論』冒頭において、正義と利益の合致を、あるいは権利と利益の結合を構想するという目的で書いたとしている。逆に言えば、アンシャン・レジーム（旧体制）下の正義なき利益、権利なき利益の暴走を見かねて、社会契約論という思想を展開した、ということが言えるであろう。しかも、このことは、利益が公益に結びつくことに対するルソーの警戒心に私たちの注意をむけさせるものである。正義と利益の合致とは、ルソーにとって、むろん利益に正義を合致させることではなく、正義に利益を合致させることであった。

そして当然ながら、社会契約論の先行形態として、ホッブズやロックのそれが考慮されたにちがいない。しかし、こと社会契約論 social contract theory という名詞の一般化に絞って言えば、事情は逆であって、ホッブズやロックは一度も自己の理論を「社会契約論」と呼んだことはないのである。ホッブズの場合は「信約」covenant、ロックの場合は「協定」pact という用語を使っただけであって、ここに社会的という形容詞を加えた「社会契約」contrat social, social contract という用語を創造したわけではなかった。今日私たちはルソーの使った社会契約論を一般名詞に見立てて、それをホッブズとロックに投射しているにすぎない¹⁾。

しかし、そのことから容易でない問題が発生する。拙稿で明らかにしたように、もしホッ

1) 協定 pact や信約 covenant を社会契約 social contract として呼ぶ場合の「社会的」とはいかなる意味であろうか。人間の複数性、空間の全域性、目的の共有性を込めた「社会的」という意味があるだろう。この背景には市場社会の発展傾向、つまり人間 A と人間 B の間の二人称的な個別的交渉が広まったことを背景に、この個性を超えて、複数の人が同時に、国民国家の全域で、共通の目的のもとで社会を形成する取り決めが行われるという思考実験を商契約のひとつのアナロジーで呼べば理解してもらいやすいという判断が成り立った結果であると思われる。

2) ホッブズからロックを経てルソーに至る過程を三段階の発展と掴んだのは、福田歓一氏である。『近代の政治思想』岩波新書、1971、105頁。ここでルソーは社会契約論の完成形態と呼ばれるのだが、その理由はルソーにおいて治者と被治者の合致という意味での人民主権にまで到達したからである。
キーワード：ルソー、反<私人>、社会契約論、個別意志、一般意志

ブズとロックの議論を社会契約論の原型とし、ルソーのそれを完成形と考えた場合²⁾、いったいどういう根本概念が社会契約論という思想を成り立たせたかが問われなくてはならない。

私の見るところでは、ホッブズとロックの社会契約論は〈私人〉概念と本質的な関係をもっている³⁾。市場社会が徐々に成熟し、絶対主義的王政の頂点に達した時（ホッブズ）また名誉革命に焦点が当たった時（ロック）に、〈私人〉の権利と利益とを正当に統治するための理論装置として社会契約論が登場したのである。

だが、ここから決定的に重要な問題が発生する。ホッブズとロックが〈私人〉を擁護するべく社会契約論を立てたのと同じ意味でルソーもまた〈私人〉を擁護するために社会契約論を書いたのであろうか。結論から言えば、これは間違いである。

従来の研究はこの点を解明していない。われわれは、ホッブズからロックを経てルソーに至る平板な道を想定して、似たりよつたりのブルジョア的社会契約論を書きついできたかのように観念してきた⁴⁾。しかし、私の見るところ、ホッブズやロックの社会契約論とルソーのそれは、〈私人〉概念を基軸に見るとき、まったく質的な断絶を含む別物であって、対極にあるものとさえ言えるのである。なぜなら、ルソーの場合、内容的には反〈私人〉的な社会契約論を展開しているからである。だからルソーの社会契約論は、過去の社会契約論とならばほどか異質な社会契約論である。つまり、社会契約論には、ホッブズ、ロック型の社会契約論とルソー型の社会契約論が存在するのである。

ルソーは反〈私人〉的であるが、人間が〈私人〉であることを無視したり、見落としたわけではない。ぎゃくである。むしろルソーは人間が〈私人〉であることにきわめて敏感であり、それを熟知しており、自覚的に反〈私人〉的なのである。

ルソーは〈私人〉概念を使っているが、この概念を意志 *volonté* の局面で掴んでいる。〈私人〉という概念にもっとも近接した概念は「個別意志」である。それについてルソーはこう述べている。

「じっさい、ある個別意志 *volonté particulière*（たとえば首長の意志）がなんらかの点で一般意志 *volonté générale* と一致することは、ありえないことではないにしても、少なくともこの一致が持続し常態となることは不可能である。なぜなら、個別意志は、その本性上、

3) 竹内真澄 2021 「〈私人〉の発見 『リヴァイアサン』の新しい読み方」『桃山学院大学社会学論集』第54巻第2号、同 2021 「ロックにおける〈私人〉概念 労働による領有と関わらせて」『桃山学院総合研究所紀要』第46巻3号。

4) 近代社会の形成を、〈私人〉間の関係の形成と考えるのか、それとも〈私人〉を超えた諸個体の関係の形成と考えるかは、決定的な対立をもたらす。本稿は、従来の研究が、どのような連続と断絶観をもとうと、〈私人〉概念を見逃している点で、平板であると批判的に考える立場にたつ。

5) Rousseau, 2012. *Du contrat social ou principes du droit politique* (Œuvres complètes V, édition critique par Simone Goyard-Fabre, Slatkine, Champion, p.489). J・J・ルソー、作田啓一訳『社会契約論』第2編第1章、1979ルソー全集、白水社、131頁。個別意志は特殊意志とも訳すことが可能であるが、ここ

自己優先のほうへ、一般意志は平等のほうへ傾くからだ」⁵⁾。

すなわち、個別意志（<私人>の利益に傾く意志）は、一般意志（共通の利益）と不一致になる傾向があること、また自己を優先し他を後回しにするがゆえに、平等を破壊する傾向をもつことにルソーは本質的な危険性を読み取っている。

ゆえに、もし<私人>概念を基軸にした社会形成論を社会契約論の一方の類型と規定するならば、ルソーの議論はホブズ・ロック的な意味における社会契約論とは規定しがたい。反対に社会契約論のもう一方の類型と呼ぶべきなのである。

社会契約論とは、なんらかの意味で人びとが相互契約によって社会を作るという理論である。この抽象水準ならば、いずれの理論も社会契約論と呼んでさしつかえない。しかし、そこに<私人>を主体として肯定するタイプと<私人>を自己否定しうるような人民を構想するタイプの二つの理論類型があったことになる。

ただしこの場合、新しい問題が生まれてくるだろう。社会契約論に二つの類型があるとした場合、質の異なる理論的な違いが出てくるのはいったいなぜか。どのような適切な抽象水準において社会契約論の連続と断絶を整合的に説明可能であるかということである。本稿は、こうした問いを設定して、ルソーの社会契約論の理論構成を歴史的なコンテクストに沿って再検討するものである。

1. 自由と平等の布置状況

ルソーは、人間の自由と平等をどのように掴んでいたのであろうか。結論から言うと、自由と平等の内容は、ホブズとロックのような自由主義的な色彩の強い自由・平等観にたいして対照的といつてよいような、きわめて民主主義的なものである。

ここで自由主義と民主主義を対照すると、前者は<私人>の自由を重視し、これにたいするなんらかの障害を取り除くことを追求する。いわば「～からの自由」を重視するという視点にたつて自由の各私的な平等をこそあるべき平等と考える思想である。

これにたいして、ルソーの自由と平等は、<反私人>的なものであつて、人民が主体となつて自分以外の他者に服従しないこと、あるいは治者と被治者の合致によって人民の自己決定

では前者をとる。関説して中江兆民の訳について触れておきたい。ルソーの研究史は、中江兆民の『民約訳解』『政理叢談』第2号、1882年（M15年）3月から第43号83年（M16年）8月5日の連載に遡る。これは原書の第2篇第6章までを漢文に翻訳したものである。ルソーのキーワードを兆民がどう訳したかは、<私人>論の扱いにおいて格好の参考素材となる。兆民は社会契約=民約、主権=君権、市民=君の権、一般意志=公志、個別意志=私志などと訳した。この訳は、一般意志が公志、個別意志が私志を向いていることを明確化しているという点で、私人と公人の区別を際立てているばかりでなく、個別性とは私性であることを鋭く言い当てている。兆民の立場は、ふつう「『君主の有無』を問わず、『政権を以て全国人民の公有物となしに有司に私せざる』政体であり、英国を理想とするような立憲君主制である」とされる（土方和雄『中江兆民』東大出版会、1958年、74頁。）ここにはイギリス立憲君主制のもとにある議会制に対して批判的なルソーと肯定的な中江のズレがにじみ出ている。1983『中江兆民全集 1』岩波書店。

権を獲得することをもって自由とみなす、そうした思想である。だからルソーの言う自由は政治や選挙結果が人民から離れて暴走しないことを本質的に追求し、この意味で自己決定の直接性を重視する。いわば「～への自由」ないしデモスの支配をもたらすような自由の平等を重視する思想である。

両者の自由・平等観の内容上の違いは、所有権の問題をめぐって鋭い対比を示している。ホッブズとロックは、多かれ少なかれ所有や身体を処分する〈私人〉の自由を重視するから、この自由観は、ある権力に守られ、かつ「他者からの自由」を認められている限りでの所有の不平等を多かれ少なかれ認めるという同質性を帯びている⁶⁾。

たしかにホッブズは私人の所有上の巨大化を懸念していたが、それは社会契約論の論理的な前提と抵触することを考えてのことであった。だから、僅差であるなら格差はみとめられることになるであろう。またロックの場合には貨幣論を取り入れたことによって階級格差が生まれることを当然の事態と考えていた。ただ所有権における格差の程度はホッブズの方がロックよりもずっと小さい。だがそれでも、ホッブズは主人と召使の差が存在することを肯定していた。いわば私人論の範囲内で見ればホッブズからロックには質的な断絶があるというよりも、いわば量的な発展がみられるのである。

これにたいしてルソーは、〈私人〉ではなく人民が自己決定の主人公であることを自由の本質とみなし、市民シトワイアンとしての「取り決めと権利」によって互いが平等であるだけでなく、「社会状態が人間にとって好ましいものであるのは、すべての人がある程度のものであるを所有し、誰も過剰な財産を所有していない場合にかぎられる」⁷⁾と書いており、権利と実態の双方で、自由主義とは異なる、あるいは決定的にそれとは対立する自由・平等観を抱いていた。

また抵抗権の論理においても両者は異なる。ホッブズは、ロックが鮮明にした主権に対する抵抗権を事実上切り開く功績をもつのであるが、両者に共通するのは、〈私人〉が主権者に自己の権利のすべてではなく、一部を譲渡するという論理である。すべてではないがゆえに、〈私人〉固有の権利を侵害する主権にたいして抵抗する、という論理が引き出されるわけである。ロックの革命権も私的所有の維持という点から正当化されていることは忘れてはならない。これにたいして、ルソーの社会契約論における人民は、権利のすべてを主権に譲渡する。すなわち、ルソーの場合人権の一部を主権に譲渡するのではなく、そもそも人民の主権は誰かに譲渡されるものではありえない。もし統治者が主権を篡奪する場合には人民は一般意志にもとづいて、主権を回復するのである。これは統治者による社会契約の破棄にたいする抵抗ではなく、社会契約の回復（革命）なのである。

6) ホッブズとロックは、ともに主人と召使という関係を許容し、その限りで近代的な資本―賃労働の関係の原型を〈私人〉間関係として積極的に推し進める側に立って社会契約論を構成していた。

7) Rousseau, 2012, *Du contrat social ou principes du droit politique*, op.cit., p.487, 前掲書, 第1篇第9章, 129-130頁。ただし訳文は光文社版の中山元氏の訳によった。中山元訳2008『社会契約論』光文社, 57頁。

総じて、自由と平等の内容がホブズ・ロック型の自由主義とルソー型の民主主義において極めて対照的であることを重視すべきである。このセンスの違いは、次のようなルソーの記述からも伺える。

「あらゆる体系的立法の目的であるべき、すべての人々の最大の福祉とは、正確には何から成り立っているかを追求してゆくと、われわれはそれが2つの主要な目標、すなわち自由と平等とに帰着することがわかるだろう。なぜ自由なのか。個別的なもの〔個人または徒党〕への依存はどのようなものであれ、すべて国家という〔政治〕体から、それだけ力を奪うことになるから。なぜ平等なのか。それがなければ自由は存続しえないから。」⁸⁾

ホブズとロックが自由を考える場合に、「～からの自由」を重視し、平等に関して、現実の所有の格差という次元では交換的正義の立場を取っていることは明らかである。これに対して、ルソーは、「個別的なものへの依存はどのようなものであれ、すべて国家という〔政治〕体からそれだけ力を奪うことになる」と言う。すなわち、個別的なものは一般的なものへの結集を弱める恐れがある、というのがルソーのセンスなのである。それだけ彼は一般意志の体现者としての国家への人民の結集、「～への自由」を重視し、実在的な所有の格差についてはきわめて否定的に、こう指摘した。

「いかなる市民も身売りを余儀なくされるほど貧困であってはならない、ということ。そのためには、上層の側では財産と勢力を、下層の側では貪欲と羨望を、それぞれ抑制することが前提となる。

このような平等は、頭のなかだけでの空想であって、じっさいには存在しえない、と人々は言う、しかし、〔権力と富の〕乱用が避けられないからといって、それを規制することまで不必要だということになるだろうか。事物の力はずねに平等を破壊する傾向があるからこそ、立法の力はずねに平等を維持する方向に向かわなければならないのである」⁹⁾。

ここにあるように、ルソーは交換的正義よりも分配的正義への強靱な志向を示している。

ルソーが「人は自由なものと生まれたのに、いたるところで鎖につながれている」という場合も、したがって、本来国家という全体性（共同性）へ向かって結集すべき人間が、そのことから疎んぜられて、個別的なもの（鎖）に依存（従属）させられているという意味で語っているのである。ルソーにとって自由とは人民が全体性（共同性）において自己決定性を

8) *Ibid.*, p.519. 同, 第2篇第11章, 作田訳 158頁。

9) *Ibid.*, p.519. 同, 第2編第11章, 作田訳 159頁。なお同じ箇所「いかなる市民も他の市民を買えるほど富裕でなく、また、いかなる市民も身売りを余儀なくされるほど貧困であってはならない」とは資本と賃労働の関係原理の否定、したがって小市民経済の肯定を想像させる。この点でも、ホブズ及びロックとの違いは歴然としている。

確立することなのである。

こうして対照させてみると違いは質的なものである。もしホブズとロックの自由・平等観を自由主義的な、あるいは私人的（ブルジョア的）な型と考えるなら、ルソーの自由・平等観を民主主義的な、あるいは公民（シトワイアン的）な型と特徴づけることができよう。

2. 社会契約論の理論構成

さて、そもそも社会契約論とはいかなる事情によって設定された理論であったか、考えておこう。私見では、封建制から近代社会への移行期において、近代国家を理論的にいかに構成するかという原理を打ち出したものを社会契約論という。近代社会というのは現実においては民間経済の自律によって制約された社会である。社会契約論は、民間経済の要求を国家構成の原理の中に取り込んで、旧共同体に支配された全体優位の秩序を転覆させる理論でなければならなかった。契約をつうじて市民社会を作るという発想は、民間経済の内部で次第に台頭してくる私的な契約行為を社会的行為の雛形とすることを暗示している。およそ社会というものが自由に作れるものだと仮定すれば、自由な主体は契約によって初めて社会をなすのである。社会契約とは、個々の契約行為が、なお強靱に共同体的な環境の中に置かれ、封建的収奪や再分配から完全に自由になることが困難であるがしかもその自由を対置すべき段階の生みの苦しみを、ブルジョアジーの全域的な規模で一挙に破壊し、新しい秩序のもとへ回収しようとする企てにはかならない。

その目的は生命の自己保存（ホブズ）や、所有の保存（ロック）であるのだが、いずれの場合も、〈私人〉の存在を維持しようとするという目的論的な構成をとる。考えてみれば、この社会契約の論理で現代も運営されている。政治家や官僚は公人と呼ばれ、すべて選挙か試験で民間人の中から選ばれる。公人は落選や公務員法違反で〈私人〉に戻ってしまう。国家の公共事を職業とする公人をふくめてすべての人間は、もともとは〈私人〉であり、〈私人〉のなかからある社会契約によって託された公僕が公人とされるわけである。つまり、民間経済の担い手である〈私人〉たちが主体であり母体となって自分の個々の事業を展開するという目的のために樹立したものが市民政府（コモンウェルス）であって、これを担保し、思考実験として正当化するものが社会契約という行為なのである。

自由と平等の中身が近代的である場合、つまり〈私人〉という規定が貫徹される場合、社会契約論が出現するのであって、自由と平等がたとえばギリシア的な自由民の共同体に制限され、〈私人〉が存在しない場合は、社会契約論は生成して来ないのである。

ホブズとロックの場合は、彼らのあいだに「自然状態」や「戦争状態」に関する意見の違いがあるにせよ、まさに社会契約論の定義に沿うようなかたちで、イギリス市民革命が正当化されたということが出来る。台頭するイギリス・ブルジョアジーの階級的立場表明として、〈私人〉の擁護が最大公約数となったがゆえに社会契約論は登場したのである。

では、ルソーの場合の社会契約論も同じ事情を共有するのであろうか。フランス革命後に

登場するのは、フランスのブルジョアジーの支配であり、ブルジョアジーがイギリス市民革命後の階級的主体になってくるのは、18世紀のイギリス・ブルジョアジーがそうであったのと同じである。

しかし、ブルジョアジーの支配に至る前にプチ・ブルジョアジーの思想的影響が一段と大きかった点を説明するためには、フランス革命の特異な社会史的事情を考慮しなくてはならない。これまで述べたように革命の帰着点を見る限り英仏ともにブルジョアジーの支配に至るのであるから大きな差異はないようにみえる。

しかしそれにもかかわらずイギリスとフランスの間には、革命の発生史的構造が異なっているのである。イギリスは先行して市民革命に入り、産業革命を先駆的に達成しつつあった。フランスは、これに出遅れたために市民革命と産業革命とを二重に追いかけることを宿命化された。このことはたんに時間的な前後関係だけでなく、いわば世界システム論上の先進国間の小さくない位置の差異が存在したことを意味する。

イギリス革命とフランス革命との間の社会史上の差異について通説を要約するとこうなる¹⁰⁾。まず、イギリス革命の場合、ジェントリー層を中心としたブルジョアジーが絶対君主制に集約される貴族層と自生的に対抗することから、前者を代弁するホッブズが生まれ、さらに近代化が進むと、ジェントリーと資本家を基軸とする名誉革命の利益を代弁するロックがホッブズの議論を継承していった。

これにたいして、フランスの場合、市民革命（1642,1688年）において先行するイギリスは、1770年代になると産業革命を開始した。ここでフランスでは、イギリスからの技術を取り入れながら貴族のままブルジョア化する勢力と、ブルジョアジーのまま貴族の称号を買い取る勢力が入れ混ざって、小市民や膨大な小農民を収奪するような支配階級の再編がおり、旧体制の矛盾は一層激化しながら延命を狙う動きが出てくる。これは先進国内部の中心と周辺の区分の現れであり、フランスのイギリスに対する後発性から出てくる革命の二重化の切迫を上から緩和する反動勢力の生き残り策を意味する。

アンシャン・レジーム（旧体制）とは、貴族のヘゲモニー下でのブルジョアジーの統合の体制のことである。旧体制の矛盾はどういう形で現れるのか。柴田三千雄氏の言葉で言えば「混合化の行き詰まり」が出てくるという¹¹⁾。ここで革命論は、たんに貴族を批判するだけではなく、またたんに封建制と妥協する資本家を否定するだけでもなく、旧体制の抱える

10) 福田敏一氏は、イギリスとフランスの革命前の状況の差異をこう述べている。「フランスの社会では、こういうロック的な人間が生きる余地はどこにもありません。フランスでは絶対主義の精算が引きのばされておりまして、17世紀には歴史上最大の絶対王政がその全盛をほこり、18世紀にはそれが頽廢の度を加えながらまだ生き延びておりますから、人間は身分制度から自由になれない。しかも、技術的・経済的条件は政治体制にかかわりなくひろがってまいります」。福田敏一 1970『近代の政治思想』岩波書店、141-142頁。これは、世界システム論的に再構成すると、中心であるイギリスからの半周辺国フランスへの技術的・経済的条件の流入と、これにもとづいてフランス国内における貴族の支配下にブルジョアジーが取り込まれるという旧体制の成立と考えることができる。

11) 柴田三千雄 2007『フランス革命』岩波現代文庫。

複雑な矛盾をいわば全構造的に変革することを期待される。そして、革命論が想定する利害の担い手は圧倒的に人口数の多い小農民と都市の小ブルジョアジーにおいて理想化された。つまりプチ・ブルジョアジーの思想が出てくる客観的な背景が強かった。これをたぐいまれな感受性で理論化していったのがルソーであった。

すると、こうした脈絡から理論の性格がある程度決まってくるのであるが、それはブルジョア化する貴族と貴族化するブルジョアの共犯性をいずれも利己心という抽象でくくって対象化し、利己心の体制に対抗して公益を強調することによって旧秩序を超越しようとする傾向を色濃く持つ理論になってくる。

こうした差異から、ルソーの社会契約論はイギリスの自由主義的な変革理論（社会契約論の原型）と異質な、より民主主義的なコンテクストに置かれるのである。

イギリスで、17世紀以降貴族とブルジョアジーとのあいだの闘争は王権と議会の闘争として現れる。議会はすでに国家主権の一部であって、王権を制限する自己の力を大きくしていった。これにたいして、フランスでは1614年以来三部会は開かれておらず1789年になってようやく開かれた。三部会の開かれない空白の75年間こそがルソーの活動期である。彼は次のように事情を受け止めている。

「ある国では、これらの人々のこと（人民のこと・・・竹内）あえて第三身分と呼んでいる。こうなると、〔僧侶と貴族の〕二つの身分の個別の利益が第一位と第二位に置かれ、公共の利益は第三位でしかなくなる。」¹²⁾

ルソーの執筆時に、第三身分の上層の利益は体制内化されるにつれて中・下層の利益は排除され、ブルジョアジーの共同の利益として全域化することを食い止められていた。このような事情のもとでいかにして第三身分は正当な地位を獲得しうるのか。これは、ルソーのラディカリズムの前では、三部会の招集要求をはるかに通り越すだけでなく、イギリス型の代議制度をも通り越えてしまうのである。なぜなら、自分たちの利益を体現する国家は、一般意志の成立する国家でなくてはならないからだ。たんなる身分代表では一般意志による主権と言えない。また、イギリス型の議会では選挙の日以外は人民と代表の間が乖離する事態を免れない。いずれも一般意志の不成立をもたらすものとされるわけである。

問題の解決は、現行の身分制的な代議制を打倒するばかりでなく、主権分割されない一般意志に基礎づけられた国家を新設することであった。

「商業や工芸に心を奪われたり、金もうけを渴望したり、軟弱で安楽を好んだりすると、

12) Rousseau, 2012, *Du contrat social ou principes du droit politique*, op.cit., p.566, 前掲書, 第3篇第15章, 作田訳 203頁。

身体をもって果たすべき職務を金銭で果たそうとするようになる。人々は思いのままに利潤を増加させようとして、その一部を放棄する。〔職務を果たす代わりに〕金を出してみるのがよい。やがて諸君は鉄鎖につながれるだろう。・・・

国家がよく構成されているほど、市民の心のなかでは、公共の問題が私的な問題よりも優越してゆく、私的な問題ははるかに減少しさえする。なぜなら、共同の幸福の総和が、各個人の幸福にとっていっそうおおきな部分を占めるようになるので、各個人が個別的に配慮して自分の幸福を求める必要は少なくなるからである。』¹³⁾

ルソーが、ホッブズとロックが<私人>論を基礎とする選挙=代表議会を自明視するのは対照的に、近代の代議制度が生まれた理由を説明して、「祖国愛の減退、私的な利益の活力、国土の広さ、征服、政府の職権乱用が、国民の集会に人民の代議士または代表者を送るという方法を考えつかせた」¹⁴⁾としているのは、まさに私的な利益を目的とする<私人>化の文脈への痛烈な批判があったからである。

総じて言えば、商工業的な私利への専心、このような人間の<私人>化の事情の反映として、市民は国家の公共事よりも商工業の私事を重視するのだから、市民の墮落が起こるといのがルソーの発想なのである。一般意志は、市民革命前であろうと後であろうと、封建支配階級やブルジョアジーの個別的な利益と相容れない。

だから否定されるのは、三部会の代議制だけではない。これはルソーの死後に成立しうるイギリス的な代議制、あるいは先進国的な国民議会制にたいする批判にまで拡張されている。「代表者という着想は近代のものである」。¹⁵⁾もし、国民議会下で市民が私事に集中する傾向が強くと現れるならば、公共的利益の審議と決定から人民は切り離され、統治は主権のあるべき姿からよそよそしいものになるであろう。だからルソーのような鋭い感受性の持ち主からすれば、市民革命前の旧体制だけでなく革命後の一切の先進国的な議会制度もまた批判の対象になりうるのであった。

「イギリス人民は、自分たちは自由だと思っているが、それは大間違いである。彼らが自由なのは、議員を選挙するあいだだけのことであり、議員が選ばれてしまうと、彼らは奴隷となり、何ものでもなくなる。自由であるこの短い期間に、彼らが自由をどう用いているかを見れば、(イギリスの人民が)自由を失うのも当然と思われる。・・・代表者という着想は近代のものである。それは封建政体から、すなわちあの不正で不条理な政体から今日に受け継がれている。この政体のもとでは人間は墮落しており、人間(オム)という名称も〔臣

13) *Ibid.*, p.565. 同, 第3篇第15章, 202頁。

14) *Ibid.*, p.566. 同, 第3篇第15章, 203頁。

下を意味していたので] 屈辱的なものであった」¹⁵⁾

このことからルソーは、封建的三部会も近代代議制議会も否定し、こう結論づける。

「それはともかく、人民は代表者をもつやいなや、もはや自由ではなくなる。もはや人民は存在しなくなるのである。」¹⁶⁾

「主権は人民に属し、それは譲渡されえない」というテーゼはここから出てくる。ゆえに、人民の一般意志を代理する代議士 *commissionnaire* は許容されるが、一般意志に拘束されないでいて自分は人民の代表だと称するような「国民代表」は無用である¹⁷⁾。こうした強靱な代表制度への不信は、<私人>を擁護して選挙と国民代表を不可避と見たホッブズやロックに対する痛烈な批判を含んでいるのであった。

だから、ここに至って、社会契約論とは何であろうか。ルソーの場合、それは<私人>間契約による社会の創造原理ではなく、人民間契約による社会の創造原理である。ホッブズとロックにおいては私人の領域と市民政府の区別ができあがるが、ルソーにおいては人民が統治する市民社会は同時に人民から切り離される必然をもちえない国家を構成するのである。

3. 未開人と下層民による革命

先のくぐりで、ルソーが「この政体（代表制）のもとでは、人類は墮落しており、人間（オム）という名称も〔臣下を意味していたので] 屈辱的なものであった」と論難していたことを想起してほしい。人間がオムと呼ばれるのは、それが個別的利益に傾いているような人間の側面を示しているからであった。ルソーの思想のもとにおいては、あるべき社会は、しかし、このような人間の<私人>化を回避しなくてはならないはずである。しかも<私人>化の回避に動機づけられたルソーの社会契約論は、ホッブズやロックの自由主義型の社会契約論とは異なる社会階層の利害を映し出し、異なる社会を展望するものへ変化してゆくはずである。

ルソーは、10歳の時孤児同然となり、12歳から徒弟奉公に出され、37歳くらいまでは下積みの時代を送った。苦しい人生経験のなかで彼は旧体制の上下の階層をくまなく実地によって観察した。そして後になって『人間不平等起源論』で一人の時計職人であった

15) *Ibid.*, p.566. 同, 第3篇第15章, 203頁。ここで近代は *moderne* の訳である。作田訳では近世と訳されているが、ルソーの社会批判の射程が市民革命後のイギリス議会制度まで届いている点を考慮して近代と訳しておく。

16) *Ibid.*, p.568. 同, 第3篇第15章, 205頁。

17) *Ibid.*, p.565. 同, 第3篇第15章, 203-204頁。

父を思い起こして「一人の徳高きシトワイアン」としてこう論じた。

「彼が自分の手で働いて生活し、もっとも崇高な真理でその魂を養っている姿が今でも目に浮かんできます。……高邁にして尊敬すべく並ぶものなき方々よ、あなた方の治めておられる国家に生まれたシトワイアンたちは、いな単なる住民でも、みなこのような人たちであり、他の国民の間では職人とか下層民とかの名のもとにあれほど卑しい誤った観念をもたれている、あの教養あり、思慮に富んだ人々は、このようなひとたちなのです。喜んで白状しますが、私の父は、同胞のシトワイアンたちに比べて別にえらくはありませんでした。彼は皆と変わりはありませんでした。」¹⁸⁾

すなわちルソーは職人または下層民としてのプチ・ブルジョアジーの位置を高く評価する立場から一種の階級論を展開しているものであり、ここに「自分の手で働いて生活」しない、貴族、大地主、ブルジョアジーなどの階級的利己心への反発を込めて、自己の出自階層をシトワイアンへ至るひとつの倫理的基盤として称揚しているのである。

フランスの文明社会（旧体制）は、内に向かっては下層民を搾取し、ルソーはこの社会層に自己同一化していたが、同じ社会は外に向かって文明社会から搾取される側の人間を生み出した。これが文明社会（旧体制）によって侵略されるものの側に立たされた自然人（未開人）への尊敬の念と二重写しになってくる。

ルソーは、文明人をモデルにして未開人（自然人）を劣等視する哲学者たちの見解に真っ向から挑戦している。興味深いのはすでに1754年までに書かれたとされる「新世界発見」という戯曲である。その中で彼は、コロンブスに征服される側の原住民の立場から、芝居の台本を書いたのである。そして注目すべきは、ヨーロッパ人に「世界はわれわれの鉄鎖につながれるためにつくられているのだ」と言わせている点である¹⁹⁾。ただ、この戯曲では、ルソーは原住民とヨーロッパ人をたちまち和解させてしまうのであるが、『人間不平等起源論』はそうした妥協を排して、もっと鋭い文明批評へ高めている。そして言う。

「社会の基礎を検討した哲学者たちは、みな自然状態にまで遡る必要を感じた。しかし、誰ひとりとしてそこへ到達した者はなかった。」²⁰⁾

このようにルソーは書いて、「おお人間よ聴くがよい……以下に述べることこそ……

18) Rousseau, 2012, *Discours sur L'Origine et les fondements de l'inegalité*, Œuvres complètes V, édition critique par Christophe van Staen, Slatkine, Champion, pp.74-75. 本田喜代治, 平岡昇訳 1933 『人間不平等起源論』 岩波文庫, 19-20 頁。

19) Rousseau, Œuvres complètes XVI, p.56. ルソー, 宮島弘之訳「新世界発見」1978 『ルソー全集 第13巻』 40 頁。

20) Rousseau, 2012, *Discours sur L'Origine et les fondements de l'inegalité*, op.cit., p.95, 『人間不平等起源論』 前掲書, 本論, 37 頁。

断じて嘘をつかない自然の中で、私が読みとったと思ったとおりのお前の歴史なのだ」と宣言する。そして、哲学者たちの見解とは正反対の人間の自然を、自然人＝未開人のあり方として次のように展開する。

「ホッブズの主張するところでは、人間は本来大胆で、攻撃し、戦うこと以外を求めない」²¹⁾

しかし真実は逆だとルソーは言う。

「われわれが目の前に見ている人間と、未開人を混同しないように気をつけよう。」²²⁾

ルソーは、「目の前に見ている人間」すなわち文明人は墮落した人間の姿であると考えており、「未開人」のほうが解放された人間により近いとみなしていた。ヨーロッパ人によって書かれた新大陸に関する記録から、カラيب人（カリブ海に住むインディオを指す）の自由、平等、気高さ、健康さなどを次々に論じ、これこそ自然状態に生きる人間を近似的に示すものであると讃える。ホッブズとロックは、彼らの文明社会形成論において程度の低い社会を「未開」とし、より高い社会を文明社会と考えたのであったが、ルソーはこうした図式をひっくり返したわけである。

ホッブズの自然人が戦争状態を生きていたのに対して、カラيب人のような未開人こそが平和主義者であり、自然状態がけっして戦争状態でなかったことを裏付けようとしてルソーはこう述べている。そしてまさにあの利己心と自己愛の区別がこの文脈で語られるのである。

「ホッブズが少しも気づかなかったもう一つの原理がある。それはある種の状況において、人間の利己心（アムール・プロプル）のはげしさをやわらげ、あるいはこの利己心（アムール・プロプル）の発生以前では自己保存の欲求をやわらげるために、人間に与えられた原理であって、それによって人間は同胞の苦しむのを見ることを嫌う生得の感情から、自己の幸福に対する熱情を緩和するのである。・・・私は憐れみの情のことを言っているのであるが、それはわれわれのように、弱くていろんな不幸に陥りやすい存在にはふさわしい素質である。・・・利己心（アムール・プロプル）を生むものは理性であり、それを強めるものは反省である。・・・人間を孤立させるものは哲学である。人間が悩んでいる人を見て、『お前は亡びなければ亡びてしまえ、私は安全だ』とひそかにいうのは、哲学のおかげなのだ。・・・

21) *Ibid.*, 101. 同, 第1部, 44頁。

22) *Ibid.*, p.106. 同, 第1部, 48頁, ルソーによれば「ホッブズの誤りは、独立して、社会的な存在となった人間のあいだに戦争状態をみいだしたことなく、戦争状態を人類に自然な状態と考えたことであり、戦争状態はさまざまな悪徳の結果であるのに、その原因と考えたことにある。」ジュネーヴ草稿、『社会契約論』光文社, 所収, 320頁。

未開人はそんなけっこうな才能をもちあわさない。そして、知恵と理性とがないために、彼はいつも深くも考えもしないで人類の最初の感情に身をゆだねる。一揆や町の喧嘩のときに集まるものは下層民であって、用心深い人はそっと敬遠する、喧嘩を分けて、紳士諸君が殺し合いをしないようにしてやるものは、下等な人種であり、市場の女房どもである。だから、憐れみがひとつの自然的感情であることは確実であり、それは各個人における自己愛(アムール・ド・ソワ・メール)の活動を調整し、種全体の相互保存に協力する」²³⁾

人間の利己心(アムール・プロプル)とは、自分が他人より優っていると思いたがり、他者の従属と不名誉を強要する欲望である。これにたいして、自己愛(アムール・ド・ソワ)とは、すべての被造物が自己の保存に心がけ、人間が理性と共感によって導かれ、人間性と美徳をうみだす自然の感情である²⁴⁾。ホッブズやロックの社会契約論の出発点に据えられた自然状態は、いずれも自己保存と利己心の混交物であって、ルソーのような分析を経ていない。そしてまた理性もまた利己心と未分化であって、<私人>的な、すなわちエゴイステックな状態をさすものだった。これにたいして、ルソーによれば真実の自然状態は、自己愛にもとづくものであり、種の相互保存に向かうものなのであり。「未開人は自分自身のなかで生きている。社会に生きる人は、常に自分の外にあり、他人の意見のなかでしか生きられない」²⁵⁾。未開人は自律して、憐憫を感じ取る。文明人は依存的で、自己の幸福にとりつかれているのである。自然状態は、みすばらしい文明以前の段階ではなく、取り戻すべき光輝なものとなった。なんという対照性であろうか。

むろん、ホッブズとロックにおいて社会契約に至る前史は、「みじめでみじかい人生」や「所有の保存」が法的に確立せず、したがって、まだ共同所有が支配的な時代であった。つまり、二人にとって自然状態とは文明社会としての市民社会=政治社会から見て劣った未開状態にすぎなかった。これにたいしてルソーは、「自然状態においては不平等はほとんど感じられないことと、不平等の影響もそこでは無に近いことを証明した」²⁶⁾として、文明化とは、平等な社会から不平等な社会への墮落であると捉え返す。

すると、ルソーの社会契約論は、劣った未開社会から法治的な政治社会への転回という従来型のその構図を根底から内破せざるをえない。すなわち、ルソーによれば価値的にすぐれた自由と平等にあふれた未開社会は一旦墮落させられ、変質させられる。それを肯定したのがホッブズであった。これこそが墮落した文明社会(旧体制)である。ならば、ここからいかにして、ふたたび自由と平等が種の相互保存と自己愛(憐れみ)を伴う状態へと社会を

23) *Ibid.*, p.131, 同, 第1部, 71-74頁。

24) N・J・H・Dent, 1992 *A Rousseau Dictionary*, Blackwell, pp30-36.

25) Rousseau, 2012, *Discours sur L'Origine et les fondements de l'inegalité, op.cit.*, p.178, 同, 第2部, 129頁。

26) *Ibid.*, p.138, 同, 第1部, 83頁。

再建できるのか、ということこそが根本問題となって浮上してくるであろう。

これは未開社会→文明社会といった平板で単線的な開化史観を、未開社会→文明社会→来るべき契約社会（未開社会の自己愛と憐憫の再建）として再構成する弁証法的歴史観の登場である。

そして、もう一度思い起こすならば、「いかに墮落した習俗でも破壊することのむずかしい自然の憐れみの力」²⁷⁾を蓄えていたのは、名も無き下層民だったのであって、これらの人々は、カライブ人が持っていた自己愛と憐れみとをなお旧体制下にあっても継承するものであった。

ホブズとロックの社会契約論は、未開から文明への進歩、あるいは共同所有から私的所有への文明社会形成史論となっていくのであるが、ルソーのそれは、逆説と矛盾を含みつつ、未開が文明（墮落）をへて来るべき革命へ至る三段階論を準備してくるものになる。ここまで来るとき、ようやくわれわれはルソーの『社会契約論』を論ずべきところに到達する。

4. ルソー的社会契約論とは何か

ルソーの人間論＝社会論は、『人間不平等起源論』においてすでに三段階論を内蔵するものであった。この場合、ロックらによって見下げられてきた植民地のカライブ人を価値的に称揚するという逆転の操作が導入されていたことは特筆すべきことである。ルソーによれば、未開人は自己愛と憐憫を理性に先立つ二つの原理とし、自由で平等な平和状態に生きていた。ところが、採取狩猟民であったカライブ人の自由と平等が破れるのは土地の私的所有の制度的出現においてであった。

「ある土地に囲いをして『これはおれのものだ』と宣言することを思いつき、それをそのまま信ずるほどおめでたい人びとを見つけた最初の者が、政治社会〔国家〕société civileの眞の創立者であった。杭を引き抜きあるいは溝を埋めながら、『こんないかさま師の言うことなんか聞かないように気をつけろ。果実は万人のものであり、土地は誰のものでもないことを忘れるなら、それこそ君たちの身の破滅だぞ!』とその同胞たちにむかって叫んだ者がかりにあったとしたら、その人は、いかに多くの犯罪と戦争と殺人とを、またいかに多くの悲惨と恐怖とを人類に免れさせてやれたことであろう？」²⁸⁾

土地の私的所有が生まれ、人間のあいだの不平等が生まれたとルソーは言う。すなわち土地所有と富の格差が未開社会（狩猟採取社会）を破ってでてきたときにこそ文明社会が成立し、それを統治しているのが政治社会だというのである。この文明社会では、一人の主人

27) *Ibid.*, p.129. 同, 第1部, 72頁。

28) *Ibid.*, p.140. 同, 第1部, 85頁。

と多数の奴隷がいるだけである。

「それは集合（アグレガシオン）と言ってもよいが、結社（アソシアシオン）ではない。そこには公共の福祉もなければ政体もない。たとえこの人間が世界の半分を奴隷化したとしても、この人はやはり一人の私人 *particulier* にすぎず、他の人々の利益から切り離された彼の利益は、やはり私的利益にすぎない」²⁹⁾。

個別意志や個別利益は<私人>から派生するコロラリーである。だから、<私人>の自己保存（所有の自己保存）のために政治社会が必要であり、そのための行為として社会契約が要請されるという論理（ホブズとロック）は、ルソーから見ると、集合アグレガシオンにかんする議論ではあっても、結社アソシアシオンにかんする議論とは言えない。ルソーにとっての課題は、<私人>であることを意志において押さえ込んで、シトワイアンであることの結集力を高めることなのである。利益が実体的であるのにたいして、意志は可変的なものである³⁰⁾。ゆえに革命を遂行する人間は、オムとシトワイアンに分裂しながら、オムからシトワイアンへと転化する存在でなくてはならない。

ルソーの社会契約論を追ってきて、私たちは、その肺腑をえぐるような論理の鋭さを認めざるをえないように思う。しかし、ルソーの論理には、反<私人>の構えが貫かれるのであるが、にもかかわらずホブズとロックが称揚した<私人>は実体としては存続し続けているのではあるまいか。いやルソーの場合、<私人>が存続し続けるからこそ反<私人>的であることが強調されるという論理構造になっているのではなかろうか。一方で<私人>が個別利益を追求することは、ルソーの所有論がホブズとロックの所有論から完全に断絶していない限り避けがたいのである。ルソーの所有論は、プチブルジョアの私有を前提としながら、しかも人間の<私人>化が起こらないようにするために所有を国家による公的な所有に置き換えたものだからである。ルソーは『人間不平等起源論』において土地所有が不平等の起源であると把握していた。したがって、ルソーにとってありうる平等とは、平等な土地区画を国家の力での所有させるような型のプチブル的公的所有とならざるをえない。すると、人民は<私人>として個別意志に傾くことがたとえあったとしても、シトワイアンとしてはこの傾向を抑制して公共性を望むことが可能なのである。私的所有がこうした公的所有の条件を欠いて大前提になっている限り、個別意志を消し去ることはできないから、<私人>の利己心は和らげられる必要があるのだが、私有を公的所有たらしめることによって不平等を阻止する道は開けておかねばならない、ということなのである。<私人>化をシト

29) *Du Contrat social* p.475. 『社会契約論』、第1篇第5章、119頁、ただし訳文は変えた。

30) 利益に対して意志の問題を出してきた点にルソーの新しさがある。利益は実体的なものであり、所与のものであるが、意志は観点によって変化しうるところの、より自己形成的なものである。意志というモメントの導入によって、社会理論は人間の内面を媒介するものになった。

ワイアンとして抱く一般意志によって克服することこそがルソーの社会契約論の課題となるからだ。

「『各構成員の身体と財産とを、共同の力のすべてを挙げて防衛し保護する結社形態を発見すること。そして、この結社形態は、それを通して各人がすべての人と結びつきながら、しかも自分自身にしか服従せず、以前と同じように自由なままでいられる形態であること。』これこそ根本的な問題であり、社会契約がそれに解決を与える」³¹⁾

注意すべきなのは、「成員の人格と所有」というかたちで、身体と所有の権利が、ホッブズとロックの場合には政治社会のために一部主権に譲渡されていたのに対して、ルソーの場合「各構成員は自分の持つすべての権利とともに自分を共同体全体に完全に譲渡することである」³²⁾とされていることである。

政治体にたいして生存と所有の権利の一部を譲渡するが全部を譲渡しえないという、ホッブズやロックの論理であれば、その議論は自由主義的な基調をもつことになる。これに対して、自分の持つすべての権利とともに自分を共同体全体に完全に譲渡するのであれば、これは新しい共同体を求める民主主義的基調を持つアソシエーションイズムになる。

いったい、ルソーの社会契約論のもとで所有論はどのような変化を受けるのであろうか。

「この（社会契約による・・・竹内）譲渡に見られる特異な点は、共同体は個別者 *singulier* の財産を（譲渡されて・・・竹内）受け取るけれども、これを彼らからはぎとるところか、むしろ彼らに土地の合法的な占有 *possession* を保証し、横領を真の権利に、享有を所有権に変えるだけにとどまる、ということである。そうなれば、占有者は公共財産の保管者とみなされ、彼らの権利は国家の全構成員から尊重され、外国人に対しては国家の全力をあげて保護される。」³³⁾

かつて『人間不平等起源論』では、土地所有は人間不平等の原因であるとされた。したがって、『社会契約論』でも土地所有は純粋な私有制として不均等に展開することは許されない。もともと小経営の土地であった区画はいまや公的で共同体的所有へと移され、主権者たる人間は、私人（オム）ではなく、シトワイアンを優越させる形で私的所有へ後戻りすることを回避するものでなくてはならない。この限りで、市民シトワイアンたちは一定の均分

31) *Ibid.*, p.477, 同, 第1篇第5章, 121頁。

32) *Ibid.*, p.478, 同, 第1篇第5章, 121頁。

33) *Ibid.*, pp.486-487, 同, 第1篇第9章, 129頁。ただし、訳文は変えている。

化された区画の保管者となって現れるのである。

だから、<私人>の自然権を出発点として国家の成立を説明するのが自由主義的な社会契約論であったとすれば、このようなタイプの社会契約論はルソーによって明確に否定されている。これに代わってルソーが提唱したのはもうひとつ別のタイプの社会契約論であって、私人に対抗するべき反<私人> = シトワイアンの自然権（憐憫と自己愛）を出発点として国家の成立を説明するという、まったく新しい人民主権型の統治論が打ち出されたのである。

このことに対応して、『人間不平等起源論』から『社会契約論』へ貫く三段階史観は、未開社会（土地の占有、あるいは古代ローマの共和制をモデルとする共同体社会）→文明社会（土地の私的所有）→社会契約後の社会（土地の共同体的所有）となるのである。

5. 自由の強制という問題

ルソーの文明批判は、それまではロックに典型的に現れたようにヨーロッパ人によって植民の土地とされ、劣等視されてきた未開人（下層の民衆）を高く評価し、文明人内部の下層に依拠するパースペクティブを開いたが、それを受けて、自己愛と憐憫による社会と人間の再建を、自由主義とは異なる理路によって、まさに人民主権（民主主義）的に実現しようとする社会契約論を生んだ。

このとき、ホップズとロックにおいて完全に否定されていた全体と部分という議論が、復活してくる。

「私人（個別者）particuliersは幸福がわかっている、これを退け、公衆は、幸福を欲している、それがわからない。両者とも等しく導き手が必要なのである。（善を望みながらも、悪をなす・・・竹内）私人（個別者）には、彼らの意志を理性に一致させるように強制しなければならないし、（幸福が何かを知らない・・・竹内）公衆については、彼らが欲しているものを教えてやらなければならない。こうして、公衆が啓蒙されると、社会体のなかに悟性と意志の一致が生まれ、そこから諸部分の緊密な協力が生じ、ついには全体としての最大の力が発動する。」³⁴⁾

全体と部分という、アリストテレス以来の論理が復活している。しかし、それは後戻りではない。共同体に権利を全面的に譲渡した諸個人は、もはや全体に屈服した受動的な部分ではありえず、いまや全体を運営する能動的な部分になっているからである。

だが、こうした共同体論にルソーはなお安心することはできなかった。なぜなら、平等な

34) *Ibid.*, p.505, 同, 第2編第6章, 146頁。

プチブル的所有の公的所有への転化によっても、私人（個別者）の存在を払拭しきれたわけではないからだ。むしろ市民（シトワイアン）たることは否定の対象としての〈私人〉を絶えず前提にしている。したがって人間の私人性（エゴイズム）を簡単に精算できるとはルソーも考えなかったからである。言い換えれば、人間の「一般意志に、それが求めている正しい道を示し、個別意志の誘惑から守り、時と所に注意を向けさせ、目前の感知しやすい利益の魅力と、遠くにあって離れている災いの危険とを、秤にかけてやる必要がある」³⁵⁾と考えたからである。この困難さのよって来たところは、人間の知性一般の弱さというよりも、むしろ〈私人〉的であること、個別意志の誘惑の強靱さにある。

その限りで、ルソーは、民主主義的なあるいはシトワイアン的な社会契約論を構想したとはいえ、この全く新しい共同体論的な社会契約論に、自由主義的なあるいは〈私人〉的な社会契約論の影がつきまどっていることをひと時も忘れたわけではない。反〈私人〉とは否定の対象たる〈私人〉の存在を前提する。

この不安から、ルソーは、〈私人〉の系列に属する概念群、個別意志、私的利益、全体意志、部分的結社の肯定などとシトワイアンの系列に属する概念群、一般意志、共同利益、部分的結社の否定などを選び分けるという作業へすすまざるをえなかったのである。この厳密な二分法がルソーの不安のありかを逆に論証している。この不安を拭うために、ルソーはさらに「自由であることの強制」が必要であるとした。それはこういうくだけりである。

「じっさい、人間（オム）としての各個人は、市民（シトワイアン）としての彼の持っている一般意志に反したり、あるいはそれと異なる個別意志をもつことがありうる。」³⁶⁾

したがって、個別意志を一般意志に優先させるようなことが、この場合正義に反するもの、不正と呼ばれるのだが、この不正がつづけば、やがて政治体は崩壊するであろう。だから、社会契約を空虚な約束の表現にしないためには、この契約の本質にしたがって、一般意志への服従が強制されねばならない。これはほかならぬ人民の共通利益への服従である以上、自由であるように強制されるということを意味する。

本来的には一般意志が人民の、シトワイアン的な意志であるけれども、現実の人民は私人であるために、一般意志をもつことができないかもしれない。ゆえに、一般意志を強制することが必要であるとルソーは言う。しかし、もし、人民が主権者であるならば、人民に対して強制を加えるのはいったい誰なのか。ルソーは「団体全体」（国家）であると答えている。だが、ルソーの社会設計によれば、団体全体というものが人民から離れて存在することは不

35) *Ibid.*, p.505, 同, 第2編第6章, 145-146頁。

36) *Ibid.*, 482, 同, 第1編第7章, 125頁。

可能であったはずではなかったのか。にもかかわらず、強制が正当づけられるとすれば、ルソーは国家の名においてこれこそが一般意志であるという強制を人民に対して押し付けようとしていないだろうか。自由が自由の強制によってしか保証されえないという逆説がルソーの論理の中にはあるだろう。これは、ルソーのコレクティビズムが悪しき国家主義に転倒する恐れをはらんでいることを暗示している。

フランス革命におけるジャコバン独裁期の恐怖政治は、ルソーの一般意志の強制という論理がたんなる抽象ではなく、現実的にどう機能するか、いかなる現実的帰結をもたらすか、まざまざと見せつけたものと言えなくもなかろう。この問題をヘーゲルは『精神現象学』のなかでとりあげることになる。さらに言えばフランス革命を範として開始されたロシア革命が、スターリニズムを産み落とした理由を考慮する場合にも、ルソーの「自由の強制」論は今日的なお思想史的なヒントを与えているのではなかろうか。

6. 反<私人>型の人民主権論の力

さて、「自由の強制」を考えずにはおれなかったルソーの心配は、共同体的所有が成立した後になっても、私的所有の区画が不均等な発展可能性をもつ限り、完全に払拭されたわけではなかった。そして、この心配が完全に消えない理由は、ルソーの小経営者的な公的所有論のなかにそもそも埋め込まれていた。小経営者は、私的所有の原型であり、それは人類史のなかで常に周辺的な要素として身分制的社会と対抗する場合のひとつの結束バンドとなった。フランス革命は、旧体制下の貴族層の利己心と大ブルジョアジーの利己心の癒着にたいする戦いであったが、この場合第三身分を大きく階級的階層的に結束するためには、ルソーの言う「職人と下層民」が「自分の手で働いて生活する」崇高な理念をもって共有されることが必要であった。

だから、フランスの歴史的な文脈では純粋な<私人>型ではなく、いわばシトワイアン型の理論が必要とされたのであって、内容的には反<私人>型の社会契約論が生まれたのである。これはフランス憲法中最もラディカルな1793年憲法に体现され、人民主権や生活扶助の項目はルソーから大きな思想的影響を受けることにもなったのである。

しかし、小経営者は必ず資本主義の発展とともに没落する運命にあるから、ルソー的な反<私人>論は所詮過渡的な政治的必要性を満たすにとどまり、遅かれ早かれ、ノーマルな自由主義的なイデオロギーに取って代わられる運命にあった。たとえばB・コンスタン(1767～1830)は、人民主権の危険性を訴え、私益追求活動を原理とするフランス自由主義を構築するうえでもっとも典型的な議論を展開したのである³⁷⁾。しかし、たとえそうであったにせよ、フランス革命においてルソーの反<私人>型社会契約論が果たした所有権擁護論は、資本主義の諸階級を必然的な幻想のもとにつなぎ合わせるセメント効果を十分に内蔵してい

37) 安藤隆穂 2007『フランス自由主義の成立』名古屋大学出版会、262頁。

たことは否めないであろう。

おわりに

さて、社会契約論は、自由主義的な類型と民主主義的な類型に分けることが出来る。このような分岐がうまれた社会史的根拠は、近代世界システムにおいて中心にあったイギリスと亜周辺にあったフランスに布置された国民国家が、それぞれ異なった課題をもち、その課題をになう社会経済的階級・階層が異なり、それを反映する理論が誕生してくることから説明できる。

ホブズ・ロック型の社会契約論は、〈私人〉の権利を基軸にして構成される社会理論を背景に置いている。これにたいして、ルソー型のそれは、〈私人〉を批判的に乗り越える下層民的＝海外植民地人（カライブ人）の間関係を基軸にして構成される社会理論を背景に踏まえている。

世界史が、なんらかの不均等性をともなって発展するのは、16世紀以来の自然史的な過程であるけれども、中心国は相対的に単純な課題を自然成長的に解決していくのに対して、亜周辺や周辺になればなるほど、革命は政治革命、経済革命、所有革命、文化革命などに複雑化し、累重化するがゆえに、それだけ課題間の組み合わせが多様化しやすく、社会運動上の結節は圧縮されやすい。

ホブズとロックの社会理論よりもルソーのそれが難解で、理論内容に複雑な葛藤が如実に現れてくるのは、こうした事情から説明できるだろう。とりわけ、ルソーの言う「自由の強制」は、政府の行動を〈私人〉の立場で制御することに課題を限定していた自由主義的社会契約論では出現しようのないものであって、ルソーの場合のように、治者と被治者の一致を求める人民主権論の中でこそ鋭く問われる問題である。

従来、社会契約論はホブズ、ロック、ルソーと三段階で進行すると言われてきた³⁸⁾。しかし、前二者の間にあるのは一種の量的な発展であるが、前二者とルソーの間にあるのは、質的な断絶である。むろん、自然状態→社会契約→政治社会（国家）という形式を踏襲する点では3者は共通しているが、3項の内実もまた前二者とルソーとはまったく異なっているからである。

このことを踏まえて、社会契約論の意義と限界について、まとめておこう。

意義の第一は、身分制の否定を〈私人〉的あるいは〈反私人〉的な形態において打ち出したところにある。オムに基軸を置くか、それともシトワイアンに基軸を置くかは、いわば二義的な重要性しかなく、いずれに強調点を置こうと封建制を否定することが可能になる。

意義の第二は、〈私人〉や〈反私人〉は、当時の民衆に根を下ろして、すぐれて下からの政治権力の制御という問題にたいする回答として打ち出されてきたということである。

38) 福田, 前掲書, 141-142頁。

意義の第三は、社会理論の構成上の台座が身体と所有の自由に関わる問題であることを鋭く示した点である。これらは、自由・民主主義の体制のもとで生活している我々にとってはかなり自明性の高い獲得物であり、現代国家の憲法に多かれ少なかれ反映されているところであるが、彼らの古典的著作はこの類型上の差異を示しているとみてよい。

では、限界はどこにあるだろうか。

その第一は、自由主義であろうと民主主義であろうと、権力を<私人>範疇で限定的に制限するか（ホブズとロック）、それとも人民主権（反私人）範疇で自治的に制御するのか（ルソー）の違いを超えて、これらの議論がけっきょく国家の範囲でだけ問題を追求しており、<私人>の内部の矛盾的な展開をまったく不問に付していることである。自然権とは、けっきょく<私人>の自由・平等・生命・所有の維持を国民国家にどう保障させるかという問題にすぎない。ホブズとロックの場合はもとより、反<私人>的たることを求めるルソーの場合さえ「一人の人間が他の人間の援助を必要とする」³⁹⁾ ということへの拒絶感が強いために、かえって産業革命以降<私人>が雇用という権力と化すことの現実的なダイナミズムを見落としてしまうのである。

第二に、このことと関連して、国家の権力と資本の権力が重層しているような現代の権力の特徴を考えた場合、社会契約論はもっぱら国家のみを制御範囲とするために、資本と国家の区別と関連において権力をトータルに扱うことができない。せいぜい、国家が内外の問題の総括点として集約する限定的局面で、問題を扱うことしかできないであろう⁴⁰⁾。

第三に、これがもっとも大切な点であるが、近代社会が人間を<私人>化させることの意味をどう評価するか、にかかわる問題である。ホブズとロックは、いわば<私人>を解放理念としていた。そしてルソーは<私人>を批判対象に変えることで、公人を救済理念に設定した。だがその違いにもかかわらず、両者は公／私の二元論内部に封じ込められた。このために、社会契約論のもつ可能性は著しく限定され、とくに<私人>の是非の問題は、ある<私人>が別の大量の<私人>を雇用することによって資本空間が社会化されることを独自の対象に据えるという社会理論上の転回の問題を後進の理論に譲る。

それは19世紀の理論課題となるのであるが、このためには、まさにホブズからロックをへてルソーにおいて私人の解放が公人の救済へ理念的な軸心移動がなされたことを前提

39) 「一人の人間が他の人間の援助を必要とするやいなや、…平等は消え失せ、私的所有が導入され、労働が必要となった」*Discours sur L'origine et les fondements de l'inegalité*, op.cit., p.152. 前掲『人間不平等起源論』96頁。

40) ジョン・ロールズの社会契約論は、市民的な平等を前提とし、かつそこから生まれてくる格差を福祉国家的に是正することをテーマにしている。この意味で現代的な社会契約論である。このばあい、格差はなぜ生まれるのかが問題である。それは市民と国家の関係において考察が行われるかぎりでは鮮明ではない。資本という権力を持ち込むと事態は変わってくるのだが、ロールズはこれにたいして市民の論理がどういう位置に立つのか明らかにしていない。John Rawls, 1971A theory of justice, Belknap Press of Harvard University Press. ジョン・ロールズ、矢島釣次監訳1979『正義論』紀伊国屋書店。

とする。社会契約論は、いかなる形態をとろうとも、国民国家形成の論理であり、私人を肯定しようが否定しようが、その根幹にまだ私人の根を残していることに変わりはない。そして、資本空間が社会化することがグローバル化の根源にあるからこそ、資本と労働の共通の基盤にく私人>が存在することがハッキリするときに、その止揚をはじめて正面から問うるのである。

おそらくこのことによって<私人>の歴史的な意味がハッキリするのであって、自由主義であれ民主主義の形態であれ、その深化と止揚の方向は資本空間のグローバル化によって初めて提起されることになるのである。

以上のような限定がふされる3つの弱点は、自由主義的であろうと民主主義的であろうと関係なしに問われてくる。しかし、これらの弱点は、17世紀から18世紀にかけての彼らの時代には防ぎようのないものであった。だから、近代社会契約論を現代の中心問題（格差、環境問題、戦争）に応用するためには、資本が引き起こす社会問題の固有性に応じて、自由主義的または人民主権的に介入することのステージの修正が必要となってくるであろう。

このことを押さえたうえでならば、自由主義的な介入の可能性は対資本的な次元でもなお重要である。たとえば、労働者を<私人>として位置づけて身体と精神の自由を保存する場合、労働時間の制限や男女平等の可能性はまだ残っているだろう。しかし、もっと進むと現代国家や現代資本にたいする人民主権的な制御の可能性を汲み出さねばならない。しかも、このばあいとくにルソー的な「自由の強制」を回避することが条件となる。自由の強制は、人民主権そのものの存立にとってさえ危険である。この危険を迂回するべく自由主義的な介入へセットバックすることは必要となるが、それがたんなる回帰に終わらないのは、やはり資本の私的空間に私人としての賃労働者が集合（アグレガシオン）しているからである。こうして、弱い介入（自由主義的介入）と強い介入（民主主義的介入）を、われわれは、現代資本主義の制御問題に応用することができるのではなかろうか⁴¹⁾。ルソーの社会契約論が再検討を促すのはこのような意味においてのことである。

(2021年4月19日受理)

41) ルソーの社会契約論をデュルケムがいかに捉えたか要点だけまとめておく。デュルケムは、『社会分業論』1893において激しくスペンサーの自由主義を批判した。これは、デュルケムがルソーのような民主主義的立場を反<私人>的に読むことを好ましく思わせた理由であり、社会的なものを反<私人>的な絆に求める彼の社会概念とつながるものであろう。デュルケム、古関藤一郎他訳1975『モンテスキューとルソー』法政大学出版局。

Rousseau's Social Contract Theory Against <Private Man>

TAKEUCHI Masumi

The social contract theory is classified into two types: liberal and democratic. The first type is the theory of Hobbes and Locke and is based on the concept of <private man>. The latter is Rousseau's theory based on the concept of <citoyen>. According to Rousseau, <citoyen> is the negation of <private man>.

According to Rousseau, citizen makes a civil society based on general will and not on particular will. General will prioritizes amour-propre (self-love) over amour de soi (love of self-interest). Here, Rousseau distinguishes self-preservation from self-interest.

Therefore, human beings survive by making social contact. This means that they live in the society based on public interest and not private interest.

Also notable is the theoretical product of self-criticizing in European civilization. Rousseau refers to the invasion of European people among the Caribbeans, wherein he discovered the natural situation of human beings in the Caribbean wherein they live in peace and pity.

I examine the historical meaning of the risks pertaining to Rousseau's theory because the Russian revolution seems to imitate the French revolution. Some ideas originate from the risks pertaining to Rousseau's theory.

日韓学術・教育・文化交流史（Ⅳ）

——桃山学院大学・啓明大学校民際交流の歩み（2015 - 2020）——

伊代田 光彦

目 次

はじめに

1. 学術セミナーの評価向上を目指して
 - (1) 改革の背景
 - (2) 改革の実施
 - (3) 学術交流の課題と成果
 2. 民際交流
 - (1) 短期交換研究員
 - (2) 交換留学生
 - (3) 短期語学研修参加者
 3. 小括
- 付記 大学評価視点

補遺

1. 啓明大学校・桃山学院大学要職による日韓学術交流の所懐と回想
 - 【1】李炳贊碩座教授の所懐, 【2】朴命鎬碩座教授の所懐,
 - 【3】徐龍達名誉教授・鄭基淑名誉教授の回想
2. 桃山学院大学国際センター職員の回想
 - 【1】宮谷真由美職員の回想

資料 桃山・啓明国際交流資料Ⅰ（続）

桃山・啓明国際交流資料Ⅱ（続）

はじめに

桃山学院大学（大阪府和泉市）と啓明大学校（韓国大邱市）との交流は、両大学間で学術文化交流協定が1981年12月に締結されて以来、2021年には40周年を迎える。先に、この間の交流史（前史を含む）は徐龍達・伊代田光彦編著「日韓学術・教育・文化交流史」（Ⅰ（2016）、Ⅱ（2017a）、Ⅲ（2017b））¹⁾として、叙述された。その後5年が経過している。

この度、40周年（国際学術セミナーは第42回（2021.11月））を迎えるにあたり、その後の経緯を簡単に振り返ることにした。本稿の対象年（補足期間2015-2020）は、前稿（1981-2016）と一部重なる。2015年に国際学術セミナーにかかわる大きな変化があり、この点に関する叙述が不十分であったためである。国内外の教育・研究状況を反映して、セミナー

1) 徐龍達・伊代田光彦編著「日韓学術・教育・文化交流史（Ⅰ）—桃山学院大学・啓明大学校民際交流（1981-2016）の歩み—」『桃山学院大学総合研究所紀要』, 42（1）, 167-207頁, 2016年7月; Ⅱ, 42（3）, 129-159頁, 2017年3月; Ⅲ, 43（1）, 271-309頁, 2017年10月。

キーワード：日韓交流史, 学術・教育・文化交流, 桃山学院・啓明姉妹大学交流, 民際交流, 桃山学院大学文庫

は転機を迎えているように思われる。両大学間の交流は、学生、教員、職員にまで及び多面的に展開されている。本稿の叙述は全面に及ぶとはいえ、学術交流が中心である。

叙述には、総合研究所および国際センターから資料提供等協力を得て、できるだけ客観的な事実とデータに依拠するよう意を注いだ。しかしながら、内容は総合研究所によってオーソライズされたものではなく、執筆者の意見も含まれる。啓明大学校との交流に重要な役割を果たしてきたのは徐龍達桃山学院大学名誉教授である。微力ではあるが筆者も姉妹校提携の準備段階から関わってきた。

徐龍達名誉教授の配慮で、啓明大学校の元産業経営研究所長鄭基淑名誉教授、同李炳贊碩座教授および同朴命鎬碩座教授から回想・所懐をいただいた。いずれも要職の歴任者たちである。論稿はいずれも著者たちの率直な回想・所懐であり、文責はそれぞれの著者にある。徐名誉教授は鄭基淑名誉教授との回想の共同執筆者であり、原稿の表現上の補正は三編とも徐名誉教授による。謝意を表したい。

この度も、総合研究所研究支援室および国際センターから資料（データ）提供をいただき、お世話になった。そして宮谷真由美職員からは、啓明大学校交流に関わる貴重な回想を頂戴した。両課の関係職員、並びに宮谷職員に謝意を表したい。

1. 学術セミナーの評価向上をめざして

(1) 改革の背景

大学間の国内的・国際的競争の激化を反映し、国際学術セミナーについても改革の波が押し寄せてきた。単純化すれば、セミナーをさらに国際化し、世間の学術的評価に耐えうるものとするのである。併せて、セミナーを合理化し、実施コストの削減を図ることである。このような動きは次第に強くなり、第32回（2011）のセミナー後の協議において、啓明側より明確に提起された。

- a. 国際学術セミナーを拡大し、5大学（5か国）持ち回りで開催すること。
- b. 発言言語は英語とすること。
- c. 発表論文を掲載する学術誌は査読付きとすること（啓明側ではすでに査読化実施）。

これに対して、桃山の『総合研究所紀要』についての査読化はなお検討を要するが、（桃山学院大学の）セミナー発表論文の査読に異論はない。a, bについてもなお検討を要するということであった。第34回（2013）協議では、a, bについて率直に論議した。桃山学院大学は、多国間（5大学間）会議はこれまでとかなり状況が変わるので、実施に難色を示した。会議の英語化については原則的に了解できるが、韓国語、日本語で発表する途も考慮すべきであろう。第32回の桃山学院大学の代表者は総合研究所長鈴木幾多郎経営学部教授であり、執筆者伊代田（経済学部教授）は発表者として参加しており、協議にも参加した。以上の点に関する経緯については、徐・伊代田（2016, 第2章）で述べている。

第33回（2012）セミナーでは、30周年記念式典が、総長代理の朴命鎬副総長他7名を迎え、

行われた。(矢根慎二総合研究所長『総合研究所紀要』, 38(3), 2013, pp. 1-2)。第35回(2014)協議については、つまびらかでないが、第36回(2015)に事態は進展した。

(2) 改革の実施

① 投稿の自由化と使用言語の原則英語化

契機となったのは2015年8月、(桃山側からすれば)突然、伝統ある啓明大の「産業経営研究所」が閉鎖され、『経営経済』も廃刊されることが9月になって本学に伝えられた。これを受けて、国際学術セミナーの主管は経営大学(日本で経営学部に対応する)となった。主管部署は変わるが、これまで通り社会科学、人文科学の大学(学部)とも連携を図って実施していくと言う。

第36回(2015)国際学術セミナー(於啓明大学校)後の協議では、新たな方向性が示された。(次頁の「第36回 国際学術セミナー 協議確認書」を参照)。

- a. セミナーは原則として英語を使用する。日本語、韓国語で発表論文を作成する場合は、英文要旨を付ける。通訳は主催校が用意する。
- b. セミナーの日程は4泊5日から3泊4日に短縮する。(英語報告のため発表は1日で終える)。
- c. 発表者は希望する学術誌に投稿できる。その場合は、発表要旨を『桃山学院大学総合研究所紀要』と『韓国社会科学研究』に掲載する。

上記aについて、「英語化の意義は理解できるものの、発表者側にも事情がありうること、また日本人がハングルで、韓国人が日本語で発表することに意義があるため、原則として英語を用いることをこちらから提案し、了承を得た。」なお、協議確認書には明記されていないが、啓明側より、中国の南開大学を含む三か国間でセミナーを開催するという提案があったが、時間をかけて検討することとなった。査読の問題も引き続き検討課題とした。このような事情により、協議確認書の日付は2016年3月1日となった。「解決すべき点はあるものの、両大学ともこのセミナーの重要性を認識しており、今後とも密接な交流を願っている気持ちに相違はない」。(村上あかね(総合研究所長)「第36回桃山・啓明国際学術セミナー：実施概要」『総合研究所紀要』, 43(1), 2017, pp. 2-3〈「研究所ニュース」, No. 158, 2016.1.29より抜粋〉)。

このような経緯を経て、第36回セミナー以降、論文・発表ともすべて英語となっている。(末尾、桃山・啓明国際交流資料I(続)の「付表1 国際学術セミナー(演題および講師)」参照)。

このように啓明大学校では、国際学術セミナーに関わる制度改革がおこなわれた。啓明大学校『韓国社会科学研究』発表論文掲載の学術誌の査読化に加え(桃山学院大学『総合研究所紀要』については検討中)、投稿学術誌の自由化も盛り込まれることとなった。

第36回 国際学術セミナー 協議確認書

1. 次回(第37回/2016年度) 国際学術セミナー 日程と場所

第37回国際学術セミナーは2016年11月30日(水)から12月3日(土)とし、桃山学院大学で開催する。

2. 次回開催期間と学術発表形式

セミナーは1日の開催とし、両大学から2題目、合計4題目を発表する。

3. 次回発表論文 題目

セミナーの統一テーマは「日・韓の経済・経営及び文化の諸問題」とし、両大学からの2題目のうち1題目は自由テーマを選択できる。

4. 次回発表者と発表論文の通知

両大学は7月末までに発表者と発表論文の題目を相手校に通知する。

5. 次回非開催校 参加者

非開催校(啓明大学校)の参加者は経営大学長と発表者及び学術討論参加者等の5名を上限とする。

6. 回りの通訳の手配

通訳は開催校(桃山学院大学)が準備する。

7. 回りの発表論文原稿

発表者は発表論文を原則として英語で作成し、セミナー開催日の2ヶ月前までに相手校へ送付する。日本語または韓国語で発表論文を執筆する場合には、2~3ページの英文要旨(研究のテーマや目的・研究の方法・研究結果・研究の含意や提言など)を添付する。また、セミナーでの発表と討論は原則として英語とする。

8. 次回発表論文の完成原稿と論文掲載

発表者は、セミナー終了後、英文要旨を含む完成原稿を執筆する。論文掲載誌は発表者自身が希望する学術誌とし、開催校(桃山学院大学)の紀要に掲載する場合は、1か月以内に開催校(桃山学院大学)へ送付する。

なお、発表者自身が希望する学術誌に投稿する場合は、発表論文の要旨を『桃山学院大学総合研究所紀要』と『韓国社会科学研究』に掲載する。

9. 次回発表者に対する感謝状

開催校(桃山学院大学)は発表者に学長名による感謝状を贈呈する。

10. その他

本協議確認書に定めのない事項について、両大学は誠意をもって協議のうえ、善処するものとする。

2016年 3月 1日

桃山学院大学 総合研究所

村上あかね

所長 村上あかね

啓明大学校 経営大学

李枝雨

学長 李枝雨

② 合理化及びコスト削減について

国際交流が活発になるにつれて、交流は少数集中にとどまることなく、拡大・多角化していくので、合理化、経費の節減が問題となる。学術セミナーも例外でない。第37回(2016)以降、論文および発表は英語となり、セミナー開催日は1日短縮された。このため滞在日数も3泊4日と1日短縮となる。また論文の自国語への翻訳も必要でなくなる。セミナー開

始以来、代表団滞在中の宿泊はホテルであったが、第34回(啓明, 2013) および第35回(桃山, 2014)以降、開催校の宿泊施設を利用することとなる。

このような改革・合理化の結果、主催者が注意を怠れば失うものもあることを銘記する必要がある。以下の点が啓明大学校との交流に関わってきた本稿著者の杞憂であれば幸いだ。

第1に、発表および討論の時間は通訳を必要としないので、相当短縮されたが、英語力の十分でない参加者は、参加のためにこれまで以上の努力が望まれる。これは参加者が耐えねばならないグローバル化のコストであろう。でもセミナーの真のねらいは何であろうか。より多くの人々がテーマに関心を持ち、理解を深められるような更なる改善は必要ないだろうか。

第2に、発表論文を自ら望む学術誌に投稿可となった反面、これまではセミナー後発表論文ごとに討論者による「コメントと討議の概要」を付して両大学の学術誌に掲載されていた。これがなくなったため論文を読解し、概要を掴みやすくする利点が失われることとなったようだ。セミナー運営主体として、より多くの人々が関心を深めることに役立つ何らかの手立てが必要と思われる。「第41回 国際学術セミナー協議確認書」(2020年11月17日)において、セミナーでの発表と討論は英語を原則とし、「通訳がいる場合、韓国語又は日本語で発表できるものとする」との文言が加えられた。この点に関する一歩改善であろう。

第3に、さらなる杞憂は、発表論文を両大学の学術誌に掲載する義務がないので、どの学術誌に掲載されたか判明しない。協議確認書で定めた、「両大学の学術誌以外に掲載の場合、発表(論文)要旨を両大学の学術誌に掲載する」点がほとんど行われていないからである²⁾。あるいは掲載されることなく論文改善中かもしれない。この点を善処しないと、大学の予算を使ってセミナーに臨んだが、公刊されなければ、評価の対象にすらならないし、論文テーマに関心のある研究者の研究に役立てる手立ても乏しくなってしまう。結果的に発表するに値しなかったことになってしまいかねないことを憂うる。

③ 提起された問題

第38回(2017)「協議会」では、啓明大学校経営大学長辛珍教教授より、a. 中国を含むセミナーの三国間開催が提起された。加えて b. 東南アジア研究(例えばインドネシア、ヴェトナム等)への参加、さらに c. 実質的な共同研究を推進する機会とするといった問題提起が行われた。また英語で行っている啓明大学校 Global MBA も話題になった。(南出和世(総合研究所長)「第38回国際学術セミナー報告」「研究所ニュース」, No. 164, 2018.1.31)。

2) この点がどの程度遵守されたかを第37回(2016)～第40回(2019)についてみると、桃山学院大学の発表論文8編中、義務を果たしたことが『総合研究所紀要』から認められるのは3編のみで、5編は不明である。啓明大学校の発表者についてみると、『総合研究所紀要』に要旨1編が見られるだけで発表論文8編中7編は判断できない。『韓国社会科学研究』が桃山学院大学には所蔵されていないからである(2021年1月現在)。このような結果になったのは協議会議事録の遵守徹底とその確認作業を欠いていたためであろう。大変残念なことである。今後は善処されることを期待したい。

第39回(2018)では、三か国間開催について桃山学院大学から明確な表明はなく、検討を約すことで終わった。2019年4月オブザーバーとして、啓明・南開大学間の研究会に参加し、開催可能性について協議の場を持ってないかという打診が啓明大学校からあり、検討し回答することを約束した。これを受けて、小島和貴総合研究所長と井田憲計総合研究所運営委員が研究会に参加したが、南開大学側にも事情があり、2019年度は実施できなかった。この判断は必ずしも道を閉ざすということの意味するものではない。(第1回所員総会, 2020.2.19)。桃山学院大学でも、未だ3か国間セミナー開催への機運は認められないようだ。

中国の大学と「共同研究会」を行っている、啓明大学校側の事情が強く表れているものと思われる。桃山学院大学は、これまで中国の2大学、民族大学および南通大学との間で姉妹校関係を締結し、交流を重ねている。特に南通大学との間では密度の濃い交流が続けられてきた。いずれにしても、長きにわたる交流の実績は価値のあることである。多くの学生、教職員の交流の蓄積は貴重な財産である。

(3) 学術交流の課題と成果

① 学術研究・教育へのインパクト

国際学術セミナーは、本学にどのような研究上のインパクトを与えてきたのだろうか。研究者個人には、研究成果を発表し、これを機会に自らを成長させる契機となる。これはすでに一定の成果を得ている研究者にも当てはまる。共通テーマの分析を行う共同研究志向から、数は少ないが実質的共同研究を行う研究者も存在した。これらを通じて、組織の水準を引き上げることにもなろう。このような点を含め、徐・伊代田(2016)、第2章3(184-185頁)で述べているが、具体的ではない。今回補遺の中の共同研究は、全成昊韓国学中央研究院教授・啓明大学校鄭基淑名誉教授主導の共同研究が世界プロジェクトに拡大され、桃山学院大学徐龍達名誉教授も参加する極めて評価の高いその具体例であろう。個々の関係者(交換研究員、発表者、討論者等)への様々なインパクトは、個々人に尋ねる以外、十分な把握は困難であろう。

他方、学生へのインパクトを示すデータは、残念ながら存在しない。しかし、かつて刊行された「学生国際交流報告書」の中で、交流を経験した者の体験談、エッセイ等によってうかがい知れる。いずれも躍動感にあふれている。残念ながら、現在はそのような組織的な手掛かりとなるものは見当たらないようだ。

② 大学への貢献

大学への組織的貢献も貴重である。学術交流に伴い、共同研究プロジェクト「日韓比較」を発足させ(1986)、共同研究を推進するとともに、韓国資料収集を行った。共同研究プロジェクトからは、後に啓明の社会科学を担う国際学術セミナー発表者(2名)や産業経営研究所長が出現した。韓国資料収集は総合研究所業務となり、諸機関(全国経済人連合会、韓

国経営者協会, 韓国銀行ほか) からの寄贈, 各大学校研究所 (ソウル大学校, 西江大学校, 檀国大学校ほか) との資料交換により, 500 冊余が収集された。これを契機に, これらの総合研究所収集資料に加え, 経済, 経営, 社会の統計等基本資料を充実させ, 環太平洋経済圏経営研究をモチーフとする桃山学院大学大学院経営学研究科 (1993 年 4 月) が設置された。

また啓明大学校には, 徐龍達名誉教授を中心とする有志が啓明大学校図書館に「桃山学院大学文庫」を開設した (1996)。寄贈蔵書数はなんと 16,000 冊余である。啓明大学校最大の文庫として活用されている。共同研究プロジェクトおよび資料収集については徐龍達・伊代田 (2007), 43 (1), 第 5 章 1 を, 「桃山学院大学文庫」については同第 5 章 2 を参照されたい。

啓明大学校でのインパクトがどのようなものであるかについては, 啓明大学校における分析を待ちたい。しかしながらその組織的・個人的インパクトの一端は, これまでの桃山学院大学および啓明大学校要職経験者, 発表者, 関係者たちのエッセイ, 所懐, 回想等のなかに見られる。今回の 3 編の補遺もまたこの点に資すること大である。

③ 社会的インパクト

学術交流が人的, 文化的に広く展開していくことも考えられる。ホームステイや留学生の地域活動への参加などである。大学間交流をベースに展開される関係は重要であり, 貴重である。両大学の交換留学生, 研修生, 交換教員のエッセイ, 体験記から, 一目瞭然であろう。残念ながら, 現在は留学生の報告書は刊行されていない。

交流の多元的社会的価値を認めれば, 交流に関わる負担は有益であり, 不可欠であろう。そして過度にならない限り容認さるべきであろう。本学と啓明大学校との交流は, 教員から学生, 職員にまで重層的な広がりを示している。社会は人と人との繋がりで成り立っているゆえ貴重である。

2. 民際交流

新型コロナウイルス (COVID-19) のため, 2000 年度各種交流プログラムは, 国際学術セミナーをのぞき, 全て中止となった。国際学術セミナーはオンライン開催となった。発表・討論には 60 名程度の参加がみられ, 活発な討論が展開されたと言う。発表者および発表テーマは, 末尾の「桃山・啓明国際交流資料 I (続)」を参照されたい。

以下の交流の各資料については, 末尾の「桃山・啓明国際交流資料 II (続)」を参照されたい。それ以前の資料は徐・伊代田 (2017a) 末尾の「桃山・啓明国際交流資料 II」を参照されたい。

(1) 短期交換研究員

短期交換研究員は, COVID-19 のため 2020 年度夏期は中止, 春期も中止となっているが, 交流は継続して行われている。これまでの実績をみると, 多種多様な学部学科を擁する啓明大学校側にこの制度へのより強いニーズが認められる。

(2) 交換留学生

交換留学生制度も順調に継続している。留学期間1年として考えているため、留学期間半年の場合は2名となり、留学生人数で単純に比較することはできない。ここでも、日本文化研究所、日本学科、日本文学科などがあるため啓明大学校側に桃山学院大学以上のニーズが認められる。

(3) 短期語学研修参加者

短期語学研修は、おおむね、順調であるが、COVID-19 のため2020年は中止となる。これまで21年間で、やむなく中止の年もあったが、両大学の参加者総数は等しく、それぞれ101名である(2020年現在)。

3. 小括

両大学の交流には、学生から教職員まで様々なタイプのものが存在し、結果的にはバランスがとられ、双方のニーズがおおむね満たされているように思われる。このような状況に至ったことは、多くの教職員の地道な努力のたまものであり、一朝一夕に生じたものでない貴重な成果であろう。歴代の所長及び関係する教職員が、国際学術セミナー改善、両大学間の交流促進のために様々な試みをしてきた結果でもある。このような努力が両大学で共有されて初めて継続されるものであろう。それは、必ずしも個々のプログラムにおいてではなくとも、全体としてバランスが取れていればよいと思われる。個々の大学それぞれの事情は異なるからである。気になるのは、改革、合理化が、注意を怠れば改善にならず、安きに流れてしまいはしないかという点である。

交流の成果は個々の参加者に帰属し、その評価は一人一人に委ねられよう。しかしながら組織としても、個々のプログラムの経緯や結果を示すデータを整理し、組織の評価及び改善の糧にしていく必要がある。個人の評価を把握できるような試みがあればなおよい。たとえば、かつての国際交流誌「国際交流報告書」および「おもろいぞ 地球！」などから彼らの躍動感あふれる姿が観察されるからである。このような試みが廃止となったことには、それなりの理由があるとしても、何らかの形あるものを残すことは必要と思われる。成果は参加した人々の経験として個々人の中にあり生かされるとしても、予算と人を使った組織にも証は重要であろう。交流の大きくかつ貴重な意義を認め得る証拠ともなる。

韓国資料収集が桃大経営学部大学院の設置に大きく貢献したこと、大量の寄贈図書により開設された啓明大の「桃山学院大学文庫」も民際交流の貴重な成果と言える。これに携わった人々の地道な努力に敬意を表したい。

【付記】大学評価視点

世界中で大学のランキング付けによる競争がしのぎを削って行われている。その結果が

公的予算配分, 研究費配分, 入学志願者数にも反映してくるため多くの大学が必死となっている。しかしあまりにも熾烈ゆえ, 教授・研究者に剽窃論文が出現する事態にも至った。行き過ぎた状況の中で, 英国の名門3大学(ロンドン大学, オックスフォード大学およびケンブリッジ大学)は一時公的評価への参加を取りやめた。英国では, 近年, 在学生自身の評価に基づく大学評価が行われるようになった。

バッキンガム大学はイギリスにおける最初(1976年創立)で, 唯一の私立大学である。近年行われている学生の大学満足度評価で, 同大学は制度発足(2006年)以来, トップないしは準トップを続けている。学生満足度に関する国家学生調査(National Student Survey)は, 大学(カレッジを含む)最終学年の全学生を対象として行われる。学生満足度ナンバーワンというのは極めて栄誉なことで, 今後の大学の方向性を示す先例となるような気がする。学生の定期試験前に緊張感を和らげるカウンセリング・サービスまで行っている。タイムズ紙によると全英大学ランキング(2012年)では21位であったが, 近年医学部も創立され順位を上げている。加えて, 2020年6月発表の「教育の質と学生の成果」(Teaching Excellence Framework)では金賞(6つの全カテゴリでダブルポジティブ(最上位)の評価)を獲得している。教育の質, 教育環境, 学生の成果について行われる評価結果である。これらの榮譽に全英の大学は注目している。

バッキンガム大学は桃山学院大学が英国で提携した最初の姉妹校である(1991年)。このように大学評価視点からも示唆に富む点がある。桃山学院大学は, 姉妹校締結以後, 短期英国文化研修生(グループ)の継続的派遣, 交換留学生派遣, 教員の研究交流など幅広い交流を継続している。筆者が客員教授としてたびたびお世話になり, 自ら学位を取得した大学でもある。徐龍達名誉教授も同大学客員教授であった(徐稿, 「英バッキンガム大学少数人数教育に学ぶ」『毎日新聞』2001年1月26日付文化欄)。

補遺

徐龍達名誉教授の配慮により, 啓明大学校の元産業経営研究所長3名から文章をいただいたことは貴重である。桃山学院大学徐龍達名誉教授自らも共同執筆に加わる。いずれも両大学の交流に関わってこられた要職歴任者たちである。これまでも啓明大学校の要職3名から所懐・素懐を得ていたが, 民際交流に関わる記述はもっぱら桃山学院大学側の視点からであったので, 啓明大学校側からの所懐および回想は貴重である。著者たちから日本語の原稿をいただいたが, 徐龍達名誉教授による表現上の補正を経ている。

1. 啓明大学校・桃山学院大学要職による日韓学術交流の所懐と回想

【1】李炳贊碩座教授の所懐

桃山学院大学と啓明大学校との学術交流40周年を目前に

啓明大学校碩座教授,元産業経営研究所長 李 炳 贊 (イー・ビョンチャン)

まず,1981年12月に両大学の間で学術・教育・文化交流協定が結ばれ,1982年に桃山学院大学で第1回共同研究会を開催して以来,すでに40周年を迎えようとしている。まことに感慨無量で,これまでの両大学の労苦に無限の賛辞を送りたい。

私は協定締結の当時,啓明大学校の財務処長を努めていた。交流に直接責任を持つ部門ではなかったため,正確なものではないものの,当時の状況についての記憶が少しは残っている。その記憶をたどってみると,1980年8月に初めて桃山学院大学の学生が中心となった「韓国歴史文化セミナー」研修



李炳贊 元産業経営研究所長

団(引率団長徐龍達教授)が啓明大学校の大明キャンパスを訪問した。その時,徐龍達教授と,今は多分引退されたと思われる元教授らが一緒に来られたことを覚えている。現在も続いている両大学間の交流は,このように多くの教授の苦勞によって,はじめの一步を踏み出せたおかげだと思われる。

教授たちの学術セミナーは,1981年に協定が締結され翌年から開始された。私はその最初の1年間は,サバティカルで米国のネブラスカ州立大学に行っていたので,第1回,第2回セミナーについては,述べられない。だが,1983年7月に桃山学院大学で開催された第3回セミナーには,私も発表者として参加した。2日間の発表大会後の3日目は,百貨店を1か所訪問した後,是非行って見たかった愛知県のトヨタ自動車株式会社を訪問した。当時,韓国企業よりはるかに先行していたJust-in-Time技法の現場を視察し,深い感銘を受けた記憶がある。

これまでセミナーは1年も絶えることなく継続され,主題も経営学と経済学を中心に文化や歴史,法制度の問題に至るまで,さまざまなテーマで発表・議論された。両国間の相互理解と協力という次元で,虚心坦懐に交流が行われ,理解が増進されたことは,大きな成果だと言わざるをえない。民間レベルでの,特に大学間の学問を通じた交流は,表面的な親睦の次元を超えて,論理的かつ理論的な土台でお互いの相違点と共通点を発見し,相互の発展に貢献しようと努力する。その結果,学問の発展はもちろん,お互いの理解が深まる契機となったと思われる。非常に貴重な,価値のある活動だったと思う。

また,過去40年間の間に多くの教授たちが,両大学を往復してセミナーに参加し,友情を深めることができた。これまた,学術的交流に劣らず両大学はもちろんのこと,韓・日両国間の親善増進に多大な貢献をなし,民間交流の模範になったと考える。これまでに出会った桃山学院大学総合研究所の所長たちと教授各位,また職員の皆様の心のこもった奉仕と苦勞に感謝の拍手をお送りしたい。

私は2013年8月に引退するまで,啓明大学校経営学部で約40年間勤務し,2000年3月か

ら2006年2月までの6年間、産業経営研究所長を務めた。両大学間の交流に関しては、最も長い期間、最も多く訪問し、そして最も多くの方々と出会うことになった。

桃山学院大学への訪問の中でとりわけ記憶に残るのは10年前、両大学の交流30周年記念式に出席したことである。一般的に記念イベントは質の高い計画でよく準備され、進行もきっちりした形でスムーズに行われたことに大きな感銘を受けた。特に記念式では礼拝が敬虔に捧げられて、大学が設立されて以来かなりの期間が経ったのにも関わらず、まだクリスチャン大学の精神が生きていることを実感した。クリスチャンの一人として深い感動を受け、心から感謝してやまない。

両大学間の交流は、韓日間の交流史の中で民間交流としては、おそらくもっとも長期間、中断することもなく継続されている。深い理解と親善で、みなぎることもなく、足りなくもない、国際交流の模範を見せてくれたのではないかと思う。今後も50周年、100周年と続けることを願いたい。現在は両国関係が少し疎遠になっているが、両大学が相互に努力して「近くて遠い国」ではなく、事実に見合う「近くて近い国」になるように少しでも貢献できることを願う。そして韓・日両国は善隣としていつまでも相互補完的で、協力的な関係を継続して北東アジアにとどまらず、ひいては世界をリードする中心国家になれるよう望んでいる。

李炳贊（イー・ピョンチャン）略歴：ソウル大学校で経営学修士、慶北大学校で経営学博士号を取得。啓明大学校経営大学学長、財務处处长、産業経営研究所所長、経営大学院院長を歴任。2013年啓明大学校を退職、碩座教授に委嘱。米国ネブラスカ州立大学とロングアイランド大学で客員教授。韓国中小企業学会副会長、韓国生産管理学会副会長、韓国産業経営学会会長、韓国ロゴス経営学会会長などを歴任。現在、産学研究院院長、大邱慶北労働委員会公益委員、(株)世元実業社外理事。2013年韓国政府から黄條勤政勲章を受賞。

【2】朴命鎬碩座教授の所懐

韓・日国際学術交流40年の所懐

啓明大学校碩座教授、前啓明文化大学校総長

朴 命 鎬 (パク・ミョンホ)

啓明大学校と桃山学院大学との「交流30周年記念式典」と「第33回国際学術セミナー」が、2012年11月26日から5日間、桃山学院大学で開かれた。この行事に参加した、私たち一行を明石吉三学長と水谷和生理事長が手厚く迎えて下さった。大学のチャペルで開かれた記念式典は厳かで盛大、非常に意義深かった。当時、私は啓明大学校の副総長としての資格で、記



朴命鎬 前啓明文化大学校総長

念式典で啓明大学校の申総長に代わり、挨拶を申し上げた。このすべてのことが昨日のようだが、もう8年も過ぎている。しかも国際交流40年史の発刊が計画されているというから隔世の感が深い。

私の生涯初の渡日は、1988年12月、桃山学院大学で開かれた国際学術発表会に参加したときだった。当時、私は啓明大学校国際部長を拝命していたので、姉妹大学で開催される国際学術セミナーに参加することが、いろいろな面で意義深いことであった。個人的には兵庫県尼崎市に住んでいた親族（叔母）にも初めて会うことができた。その家の住所が紛失されて長い間、連絡できなかったが、全在紋教授が苦勞して親族の居場所を探して下さった。その恩義は今でも深く銘記している。

1987年12月に啓明大学校で開かれた国際学術セミナーには、桃山学院大学総合研究所長だった伊代田光彦教授が引率者として来韓された。セミナーの後、両大学間での今後の計画について話し合ったが、伊代田先生の徹底した会議の準備と精緻な議論に大きな教示を受けた記憶は未だ新鮮である。私も会議を比較的緻密に準備する傾向があり、それ以来啓明大学校の同僚たちが、私のことを「啓明の伊代田」と呼びながら冗談を言ったりもした。しかし、伊代田先生の徹底さに及ぶ筈もない私が、とても比較などできもしない。私は2015年2月に啓明大学校を退任し、同年3月から啓明文化大学校の総長に赴任したので、私と桃山学院大学との公式的な関係は終わった。だが、2019年2月末をもって総長職を終えるまで、伊代田教授とは年賀状を交換したし、先生はいつも身に余る激励をして下さったのである。この場を借りて伊代田教授に心から尊敬と感謝の念をお伝えしたい。

桃山学院大学との学術交流は、スポーツをはじめ、さらなる交流にも繋がった。1990年の夏、啓明大学校のアメリカンフットボールチームの学生たちが、桃山学院大学チームと一緒に日本でトレーニングをすることになった。私が、啓明アメフットチームの指導部長だったので、桃山学院大学に合宿合同訓練を要請し、ついに成功した。合同訓練過程の間、体育担当の高成廈教授がいろいろ指導して下さいました。桃山学院大学チームの指導部長だった藤間繁義教授は、関西の大学アメフット1部リーグチームである関西学院大学チームとの交歓試合も計画して下さいました。啓明大学校の学生たちは、本当に多くのことを学び、身につけた。学生レベルの素晴らしいスポーツ交流活動だったと思う。このほかにも、啓明大学校の最高経営者課程（AMP）の院生たちが、現場学習プログラムの一環として桃山学院大学を数回訪問した。韓国の企業経営者である彼らは、毎回多くの教授たちから特別講義を聞き、また大阪近隣の会社を訪問して有益な現場研修を行った。これらのすべてのことは、両大学間の交流を重視した桃山学院大学のリーダーシップの配慮なしには不可能な交流実績であった。

私はまた二度も短期交換教授（1994年、2008年）に選ばれ、研究者として桃山学院大学を訪問した。2008年の夏には、同大学院の学生を対象に特別講演も行った。日本のマーケティングの権威者である鈴木幾多郎教授は、シニアマーケティング研究に関して私にいろいろ助言して下さいました。国際交流担当の岸本裕一教授には「京都祭」にお招きいただき、特別な文

化体験をすることができた。2回の訪問で多様な日本文化を体験し、また桃山学院大学の先生方から多くのことを学んだ。

このように、長年に亘る国際学術交流は、両大学の発展に大きく役立ったものと確信している。啓明大学校の教職員をはじめ、桃山学院大学の皆様に深く感謝する。特に、国際学術交流の当初から、これまで尽力された徐龍達名誉教授の犠牲的精神に深く感謝の言葉を申しあげる。90歳を眺める年齢でありながら、今も疲れを知らない熱情と愛情で両大学学術文化交流の40年史を企画編集される姿に、尊敬の念が自然とにじみ出る。また、全在紋教授も韓国語に通じておられて通訳と解説に多くの苦勞をされ、両国の文化的な違いを理解できるようにして下さったことはとても有意義であった。

今日における韓・日間の政治的な摩擦を物ともせず、40年に及ぶ両大学間の国際学術交流は、アジアのみならず世界的にも珍しいことではないか。正しく「積土成山」のことだろう。私は優に国家間の学術交流の成功モデルだと確信している。このような成果の背後には指導、支援と激励を惜しまない両大学の総長ならびに教職員たちがおられる。これらの方々に謹んで敬意を表したい。今後とも国際学術交流が活発に行われ、韓・日両国の更なる発展と多様な国際親善の増進に大きく貢献できるよう切望する。

朴 命 鎬（パク・ミョンホ）略歴：ソウル大学経営大学院修了。米国アラバマ大学経営学博士。韓国啓明大学校国際部長、企画調整処長、事務処長、経営学部長、経営大学院長、図書館長を経て啓明大学校副総長、啓明文化大学校総長を歴任した。現在、啓明大学校碩座教授、中国南開大学客座教授、韓国国際文化交流振興院理事、大邱伝統市場振興財団理事。学会では、韓国戦略マーケティング学会会長、韓国産業経営学会会長など。

【3】徐龍達名誉教授・鄭基淑名誉教授の回想

桃山大・啓明大日韓学術交流の拡大への回想

桃山学院大学名誉教授 徐 龍達（ソ・ヨンダル）

啓明大学校名誉教授 鄭 基淑（チョン・キスク）

先駆的な日韓学術文化交流の生成発展

桃山学院大学の徐龍達を専任講師に採用内定したのは1962年秋で、翌年からの就任は、日本の4年制大学で外国人任用の第1号とされた。徐の終生にわたる足跡には、日本の「国公立大学外国人教員任用法」の獲得など、いくつかの特徴ある実績が残る。その一つが桃大徐ゼミナール一行の韓国訪問を契機とする啓明大学校との姉妹校締結交流史である。



鄭基淑 啓明大学校名誉教授

1968年3月29日からの10泊11日間の徐ゼミ韓国旅行は、釜山大、ソウル大、高麗大、延世大、梨花女子大と各企業工場見学や史跡探訪を含めて、学生交流と親睦推進の目的を達成したといえる。とりわけ東洋テレビのマスコミセンター訪問は、「日本の大学生の初訪韓」として大きく報道された。大韓聖公会での李天煥（イ・チョンファン）大主教（延世大学校理事長）主催の歓迎会で、多くの大学生と交流できたことも印象に残る。

その後の数次に亘る訪韓ゼミ旅行で、ソウルの慶熙大学校（趙永植総長）訪問の時、韓国経済経営史研究所長金炳夏（キム・ピョンハ）教授（大阪大学で経済学博士号取得）との再会、同大学との数年に亘る交流は非常に友好的で好評であった。その後、金教授が大邱（テグ）市の啓明大学校（申一熙総長）に転勤され、徐らが招かれることになる。

とき移り1979年6月、徐龍達（ソ・ヨンダル）教授が啓明大学校を訪問し、大学企画室長の鄭基淑（チョン・キスク）教授（専攻が徐と同じく会計史）と会見、学術文化交流の可能性を打診した。同年11月、鄭教授が著名な大阪外大の金思燁（キム・サヨプ）教授同伴で桃山学院大学を公式訪問、それに呼応して翌80年3月、桃山大の村田恭雄学長、品川実男教育後援会長、「韓国朝鮮史」担当の鄭早苗（チョン・ジョミヨ）講師が啓明大学校を礼訪して両大学交流への機運が高まった。

一方、1980年と81年の第1・2回の「韓国歴史文化セミナー」が、徐龍達教授引率団長のもとで成功を収めた。正式の啓明大学校姉妹校締結目的の桃大教授会代表調査団（徐龍達団長、各部署代表の伊代田光彦教授ら7名で構成）の現地調査報告によって、1981年12月に両大学姉妹協定が締結された。

その間、陰に陽に鄭基淑教授が支援活動され、第1回学術交流セミナーでも報告者となった。その後も、啓明大学校側の交流窓口となった産業経営研究所長としての働きも大きく、その評価詳細は『桃山学院大学経済経営論集』第42巻第1号（2017年7月）に詳しく述べられている。

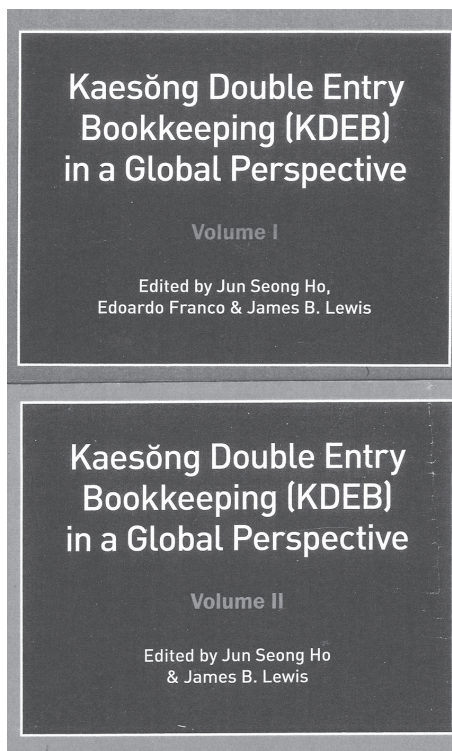
韓国学中央研究院での複式簿記の研究

桃大啓大学術交流の追加的な実績として、複式簿記制度の日韓比較研究が、イギリス、ドイツ、中国、韓国、日本の5か国の研究者によって実現したことは大きな成果であった。ソウルの郊外、城南（ソンナム）市に設立された韓国学中央研究院 Academy of Korean Studies は、国立の大学院大学である。同研究院の全成昊（Jun Seong-Ho）教授と啓明大の鄭基淑教授が中心となって国庫助成が獲得され、2011年から2013年までの3年間、同学院での共同研究が継続された。

古くから、複式簿記はイタリアのF. L. パチオーリ（Fra Luca Pacioli）の教学書（1494年）の1編「計算および記録に関する詳説」が最初だとされてきたが、オーストラリアの研究機関によって、韓朝鮮の高麗時代（918～1392年）の「開城（ケソン）簿記」、「四介松都治簿法」（Sage Songdo Chibubeob）が最初だと主張された。これを契機に、韓国と日本でも研究が拡

がった。また、中国でも宋時代の「四柱結冊法」が、さらに日本では江戸時代の「出雲帳合」が話題となった。

世界的に著名な文豪 J. W. ゲーテがその著作『ウィルヘルム・マイスター』(1795年)の中で、「複式簿記は人間の生んだもっとも立派な発明の一つである」と述べていることから、世界中で研究課題になっている。そのグローバルな見地からの韓国での共同研究には、オックスフォード大学の J. B. Lewis, ハイデルベルグ大学の Nanny Kim, 中国 Chong Qing Technology and Business 大学の李孝林他2名, 日本からは桃山学院大学の徐龍達, 拓殖大学の三代川正秀, 韓国中央研究院の全成昊, Edoardo Franco, Wenn Zhang, Evelyn Ruiz, 韓国科学技術院の許成寛(ホ・ソングアン), 啓明大学の鄭基淑ほか啓明大3名, Korean Institute of Public Finance の Choe Yong-Seon, 延世大学の Woo Dae-Hyung など, 世界の5か国以上から20人余りの教授たちが参加した。その研究成果は, 全成昊・エドワード フランコ・J. B. ルイス編著『世界的見地から見た開城簿記—ヨーロッパ, 中国, 日本との比較研究(1786~1910)—』として2016年6月に英文(Volumes I, II)と韓文で出版された(表紙写真を参照)。



「共同研究」の英文成果 I, II の 2 冊

日韓比較研究の拡大と「学術功労賞」の受賞

この共同研究の韓国人と日本側の主な発表論文は, 上記の英文 Vol. II によれば次のとおりである。

【韓国】許成寛(韓国科学技術院前院長)

「パク・ヨンジン家の19世紀末における韓国複式簿記帳簿の会計処理方法の進化」(On the Evolution of Accounting Methods in the late 19th Century Korean Double-entry Bookkeeping Records of the Pak Yeong Jin Family)

鄭基淑(啓明大学校名誉教授)

「開城簿記会計冊の種類と性格」(Classifications and Characters of “Hoekye Ch’aek” in Kaeseong Bookkeeping)

全成昊(韓国学中央研究院教授)

「朝鮮開城における高麗人蔘事業の帳簿とその再現の科学的な実践」(Scientific Practices of Book-keeping and Re-emerging of Ginseng Enterprise in the North Korean City of Kaeseong (1786 - 1905))

【日本】徐龍達(桃山学院大学名誉教授)

「日本の江戸・東京時代における『帳合法の研究』—『山陰帳合』に関する事例研究」(Research on Chōaihō — in the Edo and Early Meiji Periods — A Case Study of San-In Chōai)

三代川正秀(拓殖大学教授)

「江戸時代における日本の簿記形態—帳合の終焉」(The Style of Japanese Bookkeeping in the Edo Period — Demise of Chōai —)

なお、共同研究主題の「韓朝鮮固有簿記」の現存する代表的な著書は、玄丙周(ヒョン・ビョンジュ)『実用自習四介松都治簿(サゲソンドジブ)法』(1916年)である。その日米両国での翻訳紹介の徐龍達、鄭基淑、全成昊関係文献は次のとおりである。

徐龍達訳『玄丙周の四介松都治簿法(1)』は『桃山学院大学経済経営論集』第42巻第3号、2001年1月と、続編その(2)は、同上論集第42巻第4号、2001年3月刊で紹介されている。(日本初訳)。

また鄭、全教授とアメリカのパルーデュー大学名誉教授ノ・ビョンタク共訳の英文出版、The Sage Songdo Chibubeob for Practical Use and Self-Study が実現し、韓国学の世界化に貢献されたと高く評価されている(『東亜日報』2018年10月31日付)。「東亜日報」チョ・ジョンヨブ記者のインタビューで、さらに英訳者の3教授は、「残された開城商人の実践複式簿記帳簿も、これから英訳して、海外へ広めたい」と語った。

さらに、鄭教授の業績には朗報が続く。「四介松都治簿法」を現代表現に解釈し直して、国内外の学術雑誌に6編もの論文を発表した功績が評価され、韓国会計学会が、2019年6月21日の慶州国際学術大会の席上で、鄭基淑名誉教授に「学術功労賞」を授与したことが報道された(『韓国経済新聞』2019年7月8日付)。

高麗時代の開城商人による帳簿遺産が、「ユネスコ記録文化遺産」として登載される夢をふくらませている今日、鄭名誉教授らの研究動向は、日韓学術文化交流の深化を念願する関係者として、この上ない快挙ではあるまいか(この項、韓国2紙記事の翻訳などは徐龍達記す)。

おわりに、隣国同志の日韓関係が、目先の徴用工、慰安婦とその賠償判決などで最悪の状態にある。歴史的には韓国併合文書に皇帝の捺印もなく、日帝による国権侵奪、条約強制の史実が明示されて、2010年5月に、日本の学者研究者ら540人による日帝蛮行の反省を要求する声明が発表された。日本政府の慣用語「国際法違反」は、正しく「天を仰いでツバキする」に等しい。その改善への方法はある。古くから、犬猿の仲だったフランスとドイツが、世紀の宰相ドゴールとアデナウアーによるECからEU社会への実績である。その基調をなした「エリゼ条約」のアジア版を研究して、1965年の「日韓基本条約」を改廃する英断を期

待したい。ここに、日韓両国の人びとには、江戸時代の朝鮮通信使に生まれた雨森芳洲の儒学「誠心の交わり」と、近江商人の「三方良し」の精神を会得されるようお勧めする所以である。

2. 桃山学院大学国際センター職員の回想

【1】宮谷真由美職員の回想

韓国・啓明大学校との交流史 — 私と韓国のかかわりを振り返りつつ —

国際センター事務課職員 宮谷 真由美



桃山学院大学韓国歴史文化セミナー（研修団）：引率団長福田菊社会学部教授（前列左から5人目）
宮谷真由美職員（福田教授の右）、竹中美恵子職員（前列右から2人目）

今、私の手元に「歓迎 桃山学院大学 学生研修団訪問（1995.8.28～8.30）」の横断幕のもと、韓国の学生や先生方と一緒に写った一枚の記念写真がある。25、6年前の1995年夏に「韓国歴史文化セミナー」参加の学生19名を3名の教職員で引率し、啓明大学校のキャンパスを訪問した時のものだ。この時の記録をたどってみると、1995年度のセミナーは第16回とされており、ずいぶん早くから学生たちの交流は始まっていたという事実が驚く。当時は桃山に就職して5年目で、初めて学生研修の引率として海外出張したのが韓国の啓明大学校であった。バスに乗車したままキャンパス見学をしたが、キャンパス移転の途中と伺ったその敷地の広さにびっくりした記憶がある。啓明大学校では予想以上に多くの学生、教職員の方々が私たちの訪問を歓迎して下さった。学生同士の交流の時間に引率者3名で表敬訪問させていただいた申一熙総長は、（途中総長を交代された時期もあるが）現在も現役で総長を務めておられ、希有という言葉では言いつくせない、啓明の歴史の象徴ともいえるべき重要な存在であろうと思う。

啓明大学校と本学の間で交流協定が締結されたのは1981年12月14日。本学の海外協定

校の中では一番交流の歴史が長く、まもなく40年を迎える。この間、語学研修や交換留學生の派遣・受入といった学生交流だけでなく、国際学術セミナーによる研究交流、交換教員制度による教員の交流も継続して行われてきた。毎年ではないが、職員研修による訪問や受入の実績もあり、数ある海外協定校の中でもこれだけ長い期間、多くの人的交流が継続している大学は啓明大学校をおいて他にはない。私自身は2015年度から国際センターの勤務となって以降、交換留學生、日本語プログラム研修生の受入れや交換教員の受入れ・サポートなどの業務にかかわってきた。しかし、国際センター勤務となる以前から、国際学術セミナーの運営に係る通訳や職員研修受入れ時の通訳などの協力もしていたため、30年近い在職期間のうち啓明大学校とのかかわりはかなり長いと言える。

振り返ってみると、これまで韓国とかかわってきた年月は私の人生の3分の2を超えた。故郷の広島で初めて紹介してもらった焼肉屋さんの在日韓国人一家、大学で専攻した朝鮮語との出会い、大学の先輩に連れて行ってもらったオモニハッキョ（在日韓国・朝鮮人のおばあさんたちのための識字学級）、中之島での韓国語講座の講師体験のほか、韓国・朝鮮人被爆者問題のテーマで卒業論文を書くためにお話を伺った平岡敬社長（当時、中国放送代表取締役、のちに広島市長）からも学生時代の私は多くの刺激を受けた。最初に就職した会社での数多くの韓国人との出会いも、いろいろな意味で私の人生に影響を与えた。こうした様々な出会いや体験の上に今の私が存在するのだと思うと、韓国とかかわってきた歳月の重みを実感する。

現在、日韓関係は国交正常化以降、最悪の状態と言われている。教科書問題や竹島（独島）問題、慰安婦問題はこれまで何度も日韓の間で蒸し返されてきたが、その間にも韓流ブームに乗り韓国を訪問する日本人が増加し、日本を訪れる韓国人も年々増加してきた。2018年度には韓国人の訪日客が過去最高の753万人を記録し、オリンピックに向けてさらに訪日客も増加するものと思われていた。ところが、韓国海軍艦艇とのトラブルや元徴用工への賠償問題などにより日韓関係は急速に悪化し、政府間の対立が解けない中で降りかかってきた新型コロナウイルス（COVID-19）の感染拡大。コロナ禍においても、両国政府間で積極的な協力の姿勢は見られず、査証免除措置の停止等コロナ禍に政治問題が絡む状態が続くなど、両国関係は行き詰っている。

多くの国で防疫の措置が続く中で、本学では2020年度の語学研修や交換留學生の派遣・受入れとも中止となった。更に、啓明大学校との間の交換教員も中止、毎年交互に開催校となって開催されてきた国際学術セミナーも開始以来初のオンライン開催となった。国際センターでは、コロナ禍の中でも国際交流の流れを止めないようにと、海外の留學生とのオンライン交流や日本語のオンラインプログラム提供などの取組を行っているが、オンラインにはオンラインなりの良さもあれば、不十分な面もある。

留学や海外研修は、やはり現地空気の下、その国の料理を味わい、現地の人々と交流するところにその味わいがあるのだと思う。残念ながら、日本では2020年秋以降に一旦入国

制限措置が緩和され始めていたが、感染拡大の第3波を受けて流動的な事態となり、2021年1月現在、海外での感染拡大も相まって先行きが見通せない状況となっている。かつて多くの観光客でにぎわった日本と韓国の間でも、ビザ発給の制限や入国時の検疫の強化を受け、以前のように気軽に行き来ができない状況が続いている。(COVID-19とは長い付き合いになりそうだが) いつか事態が収束し、硬直した日韓関係が和らぎ、自由な往来が再開される日が待ち遠しい。

資料

桃山・啓明国際交流資料 I (続)

(1) 桃山学院大学・啓明大学校 国際学術セミナー「協議会議事録」(第35回 [2014]～第40回 [2019])

国際学術セミナーのつど開催される「協議会議事録」の要点を、筆者(伊代田)の判断で一覧表にしたものである。セミナーの反省点を踏まえ、次回(もしくは次回以降)に関する合意事項が中心である。議事録の一覧表では省いているが、次回の開催校と開催日(予定)を協議の上記載している。その他の重要な合意文書の一部も含む。(総合研究所保存文書より作成)。第1回～第35回については、「桃山・啓明国際交流資料 I」(付表1)参照(『桃山学院大学総合研究所紀要』, 42(1), 2016年7月)。ここに第35回を再掲載しているのは、便宜上大きく変更となった第36回以降との違いを示すためである。

付表1 桃山・啓明協議会議事録(第35回～第40回)

回数(開催校) 開催日	発表テーマ (題目数)	摘要(実施学術セミナーを踏 まえて次回以降について協議)	(非開催校)代表団人数(滞 在日数等)および(開催校) 議事録作成協議出席者
第35回 (桃山) 2014.11.12	統一テーマ 「日韓の経済・ 経営および文 化の諸問題」 (各大学2題 目,計4題目 を原則とし2 日間で行う) 6月末までに 発表者,発表 論文の主題を 相手校に通知	(1) 発表論文は自国語または 英語で作成し,セミナー2か 月前までに相手校に送付する。 論文原稿は両大学で自国語に 翻訳する。 (2) 完成原稿は,英文要旨を付 して,開催後1か月以内に相 手校に送付する。日本語,韓 国語または英語で両大学発行 の学術誌に掲載する。啓明の 場合,公の審査に通った論文 は『経営経済』に,その他は「会 計情報レビュー」等に掲載す る。 (3) セミナー発表者に学(総) 長の感謝状を贈呈する。	(非開催校)参加者,は総合 研究所長と発表者および学 術討論参加者等とし,5名 を上限とする。 通訳は開催校で用意する。 (桃山) 総合研究所所長代 理 村上あかね (啓明) 産業経営研究所長 崔武振
第36回 (啓明) 2015.11.12	統一テーマは 第35回に同 じ。 (発表は4題	(1) 発表論文は英語を原則と する。日本語または韓国語で 執筆する場合には,2-3ペー ジの英文要旨をつけ,2か月前	(非開催校)参加者(啓明) は,経営大学長と発表者お よび学術討論者等とし,5 名を上限とする。

	目を1日で行う) 7月末までに発表者、発表論文の主題を相手校に通知	に相手校へ送付する。発表と討論は英語を原則とする。 (2) 英文要旨を含む完成原稿を作成し、希望する学術誌に投稿する。その場合は、発表論文要旨を『桃山学院大学紀要』と『韓国社会科学研究』に掲載する。開催校の紀要を希望する場合は1か月以内に完成稿を開催校に送付する。 (3) (感謝状) 第35回と同じ。 (4) この確認書に定めのない事項については、両大学は誠意をもって協議の上、善処するものとする。	(通訳) 第35回と同じ。 (啓明) 経営大学長 李 枝 雨 (桃山) 総合研究所所長 村上あかね
第37回 (桃山) 2016.12.1	統一テーマ、発表方法、相手校への通知等(第36回と同じ)	(1), (2), (3) 及び (4) (第36回と同じ)	(非開催校) 参加者(桃山)は、総合研究所所長と発表者および学術討論参加者等とし、5名を上限とする。 (通訳) 第35回と同じ。 (桃山) 総合研究所所長 村上あかね (啓明) 経営大学長 辛 珍 教
第38回 (啓明) 2017.11.23	統一テーマ、発表方法、相手校への通知等(第36回と同じ)	(1), (2), (3) 及び (4) (第36回と同じ)	(非開催校) 参加者(啓明)は、経営大学長と発表者および討論者、職員等とし、5名を上限とする。 (通訳) 第35回と同じ。 (啓明) 経営大学長 辛 珍 教 (桃山) 総合研究所所長 南出 和余
第39回 (桃山) 2018.11.29	統一テーマ、発表方法、相手校への通知等(第36回と同じ)	(1), (2), (3) 及び (4) (第36回と同じ)	(非開催校) 参加者(桃山)は、第37回と同じ。 (通訳) 第35回と同じ。 (桃山) 総合研究所所長 南出 和余 (啓明) 経営大学長 辛 珍 教
第40回 (啓明) 2019.11.19	統一テーマ、発表方法、相手校への通知等(第36回と同じ)	(1), (2) 及び (4) (第36回と同じ)	(非開催校) 参加者(啓明)は、第38回と同じ。 (通訳) 第35回と同じ。 (啓明) 経営大学長 辛 珍 教 (桃山) 総合研究所所長 小島 和貴
第41回 (桃山) 2020.11.17	統一テーマ、発表方法、相手校への通知等(第36回と同じ)	(1) 及び (4) (第36回と同じ) (2) については文言追加。「通訳がある場合、韓国語又は日本語で報告できる」。	(非開催校) 参加者(桃山)は、第37回と同じ。 (通訳) 第35回と同じ。 (桃山) 総合研究所所長 小島 和貴 (啓明) 経営大学長 辛 珍 教

(2) 国際学術セミナー

第 37 回 (2016) 以降, 発表および討論は英語が原則となる。第 1 回～第 36 回までの演題および講師は, 「桃山・啓明国際交流資料 1」(付表 2) 参照 (『桃山学院大学総合研究所紀要』(出典は既出))。第 36 回国際学術セミナーの再掲は, 1 年前倒しで, 発表・討論が英語で実施されたことを示す。

付表 2 国際学術セミナー (演題および講師) (2015～2019)

開催数 (場所)	開催年月日	テーマ	報告者
第 36 回 (啓明)	2015.11.11-12	Importance of Quantitatively Comprehending the Advancement of Reconstruction from Disasters: Practical Example from the Great East-Japan Earthquake	EGAWA Akio St. Andrew's University 江川暁夫 (経済学部准教授)
		Perceived Risk, Travel Anxiety, and Intention to Visit Japan after Fukushima Disaster: Differences between Koreans, Chinese and Europeans	JUN Soo Hyun Keimyung University 全秀賢 (経営大学経営学部観光経営学専攻助教授)
		Do Properties of Analyst Earnings Forecasts Improve When Firms are Managed by Female CFOs?	HWANG Induck Keimyung University 黄仁德 (経営大学会計税務学部会計学専攻助教授)
		Indirect Discrimination against Japanese Women Workers	KARUBE Keiko St. Andrew's University 軽部恵子 (法学部教授)
第 37 回 (桃山)	2016.12.1	The Logic of State Shinto in Colonial Korea	AONO Masaaki St. Andrew's University 青野正明 (国際教養学部教授)
		The Relations of Corporate Bribery to Labour Productivity in Emerging Markets: Pre- & Post-Financial Crisis	KAN Young-Hee Keimyung University 姜永熙 (経営大学経営学部経営学専攻助教授)
		Justifications for Return Policy from a Newsvendor's Perspective	KIMURA Shota St. Andrew's University 木村鐘太 (経営学部講師)
		Does Physical Environment of Coffee Shops in Korea Really Matter for Customers to Visit?	KIM Young-Kyu Keimyung University 金英圭 (経営大学経営学部観光経営学専攻(責任)教授)

第 38 回 (啓明)	2017.11.23	<p>A Bureaucrat's Vision of a Modern Japan - The Case of Sensai Nagayo</p> <p>Analysis of the Discourse on Authenticity of Japanese Gardens</p> <p>Social Innovation, Organizational Analysis and Change</p> <p>Analyzing the impact of Inventory Leanness on Energy Efficiency in Korean Steel Firms</p>	<p>KOJIMA Kazutaka, St. Andrew's University 小島和貴 (法学部准教授)</p> <p>KATAHIRA Miyuki St. Andrew's University 片平 幸 (国際教養学部教授)</p> <p>YU Jae Eon, Keimyung University 柳 在彦 (経営大学経営学部経営学専攻助教授)</p> <p>KIM Gil Whan Keimyung University 金 吉煥 (経営大学経営学部経営学専攻助教授)</p>
第 39 回 (桃山)	2018.11.29	<p>Simulation Analysis of Logistics Systems</p> <p>Geographical Features Relating to Construction of Housing for Aged People in Osaka</p> <p>The Influence of Services Cape Factors and Food and Beverage Quality on Customers Future Behavior in Coffee Shops</p> <p>The Effect of Corporate Governance on the Corruption of Firms in BRICs (Brazil, Russia, India, and China)</p>	<p>GAKU Rie St. Andrew's University 岳 理恵 (経営学部准教授)</p> <p>YOSHIHIRO Kensuke St. Andrew's University 吉弘憲介 (経済学部准教授)</p> <p>LEE Sang Hyeop Keimyung University 李 相 俠 (経営大学觀光経営専攻助教授)</p> <p>NA Kyunga Keimyung University ナ クンガ (経営大学会計専攻助教授)</p>
第 40 回 (啓明)	2019.11.19	<p>Lip-rounding Property of the Vowel /u/ in Relation to the Mispronunciation of Japanese Loanwords —Based on Element Theory—</p> <p>Fusion of Fisher's Single Negotiation Text Model with Veto Incremax Procedure within a Relative Utility Framework</p> <p>Investigating the Relationship among Inventory Turnover Performance, IT, and Firm and Industry Characteristics</p>	<p>SHIMBO Tomoko St. Andrew's University 新保朝子 (国際教養学部准教授)</p> <p>CHUNG Yun Ho Keimyung University 鄭 淵浩 (社会科学大学教授)</p> <p>KIM Gil Whan Keimyung University 金 吉煥 (経営大学教授)</p>

		The Impact of Fukushima Nuclear Disaster on French Nuclear Policy	MAMEHARA Keisuke St. Andrew's University 豆原啓介（経済学部講師）
第41回 （桃山）	2020.11.17	How Momoyama Managed the COVID-19 Crisis During the Spring 2020 Semester	IWAO Keisuke St. Andrew's University 巖 圭介（社会学部教授）
		Task Design for Student Output in Asynchronous Online English Classes	WAGNER Adrian St. Andrew's University （国際教養学部講師）
		Examining the Curvilinear Relationship Between Energy Efficiency and Inventory Leanness	KIM Gil Whan Keimyung University 金 吉煥（経営大学経営学専攻教授）
		Importance of Political Elements to Attract FDI for ASEAN and Korean Economy	KIM Yoon Min Keimyung University 金 允敏（経営大学経済金融学科教授）

桃山・啓明国際交流資料Ⅱ（続 2017 - 2020）

以下にかかわる資料の1981 - 2016については、徐 龍達・伊代田光彦編著「日韓学術・教育・文化交流史（Ⅱ）—桃山学院大学・啓明大学校民際交流（1981 - 2016）の歩み—」（『総合研究所紀要』, 42（3）, 2017年3月）に桃山・啓明国際交流資料Ⅱとして掲載している。これを参照されたい。ここではその後2017 - 2020について、継続記載する。以下のデータは国際センターの提供に基づく。

（1）「学生国際交流報告書」

桃山学院大学の「学生国際交流報告書」は1979年度から2005年度まで刊行されている（初期のころ、「表題」も「編集者」も一貫していなかった）。現在は刊行されていない。

（2）短期交換研究員

付表1は、桃山学院大学および啓明大学校から短期交換研究員として、2017～2020年度に派遣された教員とその年度を一覧表にしたものである。

付表1（継続）短期交換研究員（2017 - 2020）

年度	<桃山→啓明>派遣	派遣	<啓明→桃山>受入	受入
2017		0	朴千萬公衆保健学教授, 卞載雄国際通商学科教授	2
2018	新保朝子 国際教養学部准教授	1	朴慶敏看護学部教授	1
2019		0	KIM, Hansoo 都市学部教授, KIM, Tschung-Sun 韓国学部教授	2

2020	COVID-19 のため中止		COVID-19 のため中止	
小計		1		5
総計		23		33

出所：桃山学院大学国際センター。

既稿付表1 訂正（『桃山学院大学総合研究所紀要』第42巻第3号，2017年3月）：

- (1) 桃山学院大学派遣短期研究員 井上敏経営学部准教授の派遣2008年度を2009年度に訂正。
- (2) 啓明大学校短期派遣研究員 2016年度李ビヨン人文学部教授を李柄魯人文国際学部教授に訂正。

(3) 韓国歴史文化セミナー

付表2 韓国歴史文化セミナー

桃山学院大学・啓明大学校交流協定締結に先立って始まったが、その希少価値性も、日韓交流が一般化されたので2003年以降中止（桃山学院大学）となり現在に至る。

(4) 交換留学生

桃山学院大学と啓明大学校との間の交換留学生制度は、1988年度に開始された。付表3は、2017—2020に両大学が派遣および受入れを行った学生の氏名とその年度の一覧表である。交流協定に基づく制度ゆえ、学生に特別な条件が付与されており、優秀な学生が応募している。

付表3（継続）交換留学生（2017—2020）

年度	<桃山→啓明>派遣学生	派遣	<啓明→桃山>受入学生	受入
2017	榎本陽奈子（15L），平山葵（15L）， 杉山花奈子（16L）	3	李 敏圭（大学院），李 東建（日 本学），徐 希昌（日本学）	3
2018		0	朴 旻知（日本語文学），梁 智 現（日本語文学），李 叡眞（日 本語文学）	3
2019	谷本優麗愛（17L），梶原穂香 （17L），河村桃香（17L），船守 明日海（18L），早川愛（卒業生）	5	朴ダヨン（観光経営），裴周元（広 告広報学科），金 柔榮（日本語 文学），姜 旻征（日本語文学）， 金 智仁（観光経営）	5
2020	COVID-19 のため中止		COVID-19 のため中止	
小計		8		11
総計		46		84

出所：桃山学院大学国際センター。 桃山学院大学における学籍年度の記号，E（経済学部），S（社会学部），B（経営学部），L（文学部，2008以降は国際教養学部）を表す。

(5) 短期語学研修

桃山学院大学では「海外韓国語研修」として、啓明大学校では「一ヶ月短期語学研修（日本語）」として、1999年に開始され、現在に至っている。少人数での研修ゆえ、充実した研修となっている。

付表4（継続）短期語学研修参加者数（2017 - 2020）

年度	桃山学院大学派遣 海外韓国語研修	啓明大学校派遣 1か月短期語学研修（日本語）
2017	中止	5
2018	6	7
2019	10	5
2020	COVID-19のため中止	COVID-19のため中止
小計	16	17
総計	101	101

出所：桃山学院大学国際センター。

(6) 職員研修

職員研修は、啓明大学校においては2016年までに6回行われたが、その後は明らかでない。過年度の職員研修参加者については、徐・伊代田（Ⅱ, 2017a）付表5（156-157頁）参照。

共同編集のひととき

桃山学院大学大阪市昭和町学舎にて 2017年6月12日



徐龍達 桃山学院大学名誉教授（右）と伊代田 光彦 同名誉教授

The Japan-Korea Exchange History in Academics, Education and Culture (IV)

—Exchange Between Momoyama Gakuin and Keimyung University
(2015-2020)—

IYODA Mitsuhiko

This paper deals with the history of academic, education and cultural exchange between Momoyama Gakuin (Osaka) and Keimyung (Daegu) University. Ever since they established their sister university relationship on 14 December 1981, the two universities developed multi-level exchanges among academics, students and administrative staffs and have obtained rich results. Suh and Iyoda (written and edited) have published the history of (1981–2016) as “The Japan-Korea Exchange History in Academics, Education and Culture (I), (II) and (III).” This paper covers from 2015 to 2020, concentrating on the International Academic Seminar. Aiming at seminar’s enhancement, we have had a remarkable change during this period, and we need to see the expected result. This issue also includes some view and recollections of the international exchange by important posts in both universities and a staff member of the International Center of Momoyama Gakuin University in the supplement.

在日コリアンと「イムジン河」の歌

青野正明

はじめに

この研究ノートでは拙いながら、在日コリアンの民族教育を手がかりに、日本社会でマジョリティの日本人とマイノリティの在日コリアンが共生することについて、私たちが知り、そして考えるうえでの手がかりを提供したいと思う。私は主に植民地研究をしている者であるが、幅広い分野を網羅する韓国・朝鮮文化の講義で在日コリアンをテーマにする回があるため、少しずつ学んできた経験がある。

その経験から、私はここであえて日本語の歌「イムジン河」を取り上げることにした。その理由は、まず在日コリアンとの共生を学ぶうえで、私もそうであるが、教材としてよく用いられるのが映画「パッチギ!」であり、その映画の中で「イムジン河」の歌が共生について大きなメッセージを投げかけているからである。また「イムジン河」が、歌を通じて日本人と在日コリアンを隔てる河を象徴すると同時に、両者の架け橋の役割を果たしていることも理由となる。

1. 在日コリアンはどうして日本にいるのか

本稿で用いる「在日コリアン」は、日本の朝鮮植民地支配にともない渡日して日本社会に定住した人々とその子孫を指す言葉で、国籍と関係なく植民地期より朝鮮半島にルーツをもつ人びとである〔KMJのHP〕。

在日コリアンが日本に定住することになった主要因は日本の植民地支配である。とくに1920年代に朝鮮からの渡航者が増え続けたのは、植民地支配下で経済的状況が変化したことや、日本の教育などにもなう文化的・社会的な変化、朝鮮人に就職口の門戸が閉ざされたこと、渡航を促進する交通機関・通信機関が整備されたことなどが理由である。こうした朝鮮社会の変動・変容を背景として、日本への渡航が大規模に起こったと考えられる〔水野・文2015年、第1章〕。

経済的状況が変化した主な例としては、1920年代の農村での抑圧的な政策（産米増殖計画にもなう米の収奪や経済的負担等）により自作農が没落して農村が疲弊したことがあ

げられる。さらに、1929年の世界恐慌が翌年に日本におよび（昭和恐慌）、さらに朝鮮にも波及して農村の疲弊が深刻となり離農が進む。そのため、農村社会は大きく変動して多くの農民が住み慣れた村を出て移住し、朝鮮半島内部で大規模な人口移動が発生した〔青野2018年、第1章〕。移住者たちは、朝鮮半島の北部地方では国境を越えた地域にまで至り、朝鮮族の集住地域（中国の現・延辺朝鮮族自治州など）を形成する。

一方、この時期の日本では第一次世界大戦後の都市化や工業化で労働力の需要が増していた。そのため、南部地方では慶尚北道・慶尚南道を中心に、釜山港から下関港まで連絡船に乗り、北九州、広島、岡山、神戸、大阪湾沿岸、関東等の都市や工業地帯へと労働者として移住した者が多かった。また、済州島からは大阪間の定期航路で主に大阪方面に渡航している。

1920年代後半から、昭和恐慌の時期に朝鮮人労働者が増え続けたことは、大都市の行政当局者にとって深刻な問題で、彼らは失業問題、社会問題の一部として朝鮮人労働者を意識することとなった。そこで、日本政府は1934年10月の閣議で初めて本格的な在日コリアン政策を決定するのであるが、たとえば日本への渡航の制限と合わせて、朝鮮内での生活安定、そのための窮民救済事業の実施なども閣議決定された。これに関連するが、1930年代の朝鮮で進められた工業化の要因の一つとして、朝鮮人労働者の日本流入を抑制しなければならないという認識もあったという〔水野・文2015年、第2章〕。

他の日本移住の要因としては、1937年に全面化した日中戦争後の戦時動員や、解放後の混乱期に起こった済州島四・三事件（1948年）などもあげられ、後者では日本に避難してきた人びとがそのまま在日コリアンになった。

1930年代後半には日本生まれの二世が20～30%に、1940年代にはこの在日二世が30万人にも達していて、在日コリアンの相当数が言語や発想のし方という面で日本人一般のそれに近いものに染まっていたという。敗戦後の1946年3月までには、およそ140万人が本国に帰還したが、その頃から帰る者は減少し、いったん帰還した者が日本に「逆流」するということまで起こる。それは、日本の敗戦間際にソ連が参戦して、朝鮮半島が米ソの覇権争いの舞台となっていくからであった（1948年に南北分断）。植民地支配から解放された後の朝鮮は、左右対立によりテロの応酬など殺伐とした空気で覆われていたうえ、南朝鮮では深刻な食糧難や失業が混乱に拍車をかけていた〔水野・文2015年、第3章〕。こうして、帰還しなかったり戻って来たりして、その後も日本に留まることになった人たちが在日コリアンである。

かたや戦後の日本はというとGHQ（連合国軍最高司令官総司令部）の占領下にあった。そのため、冷戦（東西対立）で反共政策をとるGHQと同化主義方針を維持する日本政府により、社会主義的あるいは民族主義的傾向にあった在日コリアンは管理され、行動が規制されることになる。

なお、戦前に植民地帝国となっていた日本では、単一民族のナショナリズムと多民族の帝国主義的なナショナリズムとが重層していた〔青野2015年、終章〕。だが、領土が縮小する

とともに、周辺アジアを覆う冷戦の緊張からは「一国平和主義」的に距離を置こうとする戦後期に入って、むしろ単一民族論が主流になったという〔小熊 1995 年〕。日本政府もその立場で、単一民族のナショナリズム形成に邁進したため、日本人に同化しない在日コリアンに対して〈排除〉の方針を取る所以であった。

たとえば国籍をみるなら、日本に在留する朝鮮人や同様に旧植民地出身の台湾人などは戦前まで日本国籍であった。そして、戦後もしばらくは日本国籍を保有していたが、朝鮮人および台湾人は二段階で日本国籍を失っていく。最初の段階は 1947 年に施行された外国人登録令（～1952 年 4 月）で、日本国籍でありながら「当分の間、これを外国人とみなす」（第 11 条）という施策であった。朝鮮人の国籍等の欄は出身地である「朝鮮」と書かれていて、これが朝鮮籍の起源である。つまり、朝鮮籍は実態をとまなう国籍ではなくて、日本において外国人登録上の出身地としての記号的かつ便宜的な記載であったわけである。

だが、翌年の 1948 年に南北に分断され、北に朝鮮民主主義人民共和国（北朝鮮）が、南に大韓民国（韓国）が樹立されたため、新たに韓国籍ができて国籍問題がさらに複雑になる。韓国籍は韓国の国籍であるが、朝鮮籍は外国人登録令が生み出した出身地の記載であるため、当然ながら北朝鮮の国籍ではなく、事実上の無国籍とよくいわれている。あるいは、朝鮮籍は「国籍未確認」、つまり国籍選択権が与えられず国籍を喪失した後、いずれの国からも国籍の確認を受けていない状態という説明もある〔李 2021 年、第 1 章〕。

南北に分断された朝鮮半島に目を向けると、分断にともなう対立が激化して 1950 年には朝鮮戦争（～1953 年）が勃発した。この混乱期に日本に避難してきた人びとを、日本政府は密航者として取締りの対象としたため、さらに在日コリアンに対する管理・規制が厳しくなっていく。1952 年 4 月にサンフランシスコ平和条約が発効して日本は主権を回復し、新たに外国人登録法が制定された。これにより、在日コリアンをはじめとする旧植民地出身者は、日本政府からの通達により日本国籍を失う。前述したように最初の段階で日本国籍でありながら「外国人とみなす」状態に置かれていて、次の段階で日本国籍を完全に失ったわけである。そして、取締りの対象とされたため、永住権のような代わりの権利もないまま管理される状況に陥った。16 歳になって役所で外国人登録をする際や 5 年ごとの更新の際も、指紋を押捺させられていたが、この指紋押捺制度の対象となる在留外国人の大部分が在日コリアンであった。

なお、外国人登録法は 1999 年 8 月に改正されて指紋押捺制度が廃止され、この法令自体も新たな在留管理制度の導入にともない 2012 年に廃止されている。また、永住するための在留資格に関しては、韓国との国交が回復した 1965 年に韓国籍者のみ「協定永住」が認められるということがあったが、1991 年には朝鮮籍と台湾籍の人たちも合わせて一本化され、特別永住者としての在留資格が認められた〔ブリタニカ国際大百科事典 2018 年〕。

在日コリアンの現在の人口は、前述の「協定永住」の後、多くが朝鮮籍から韓国籍への書き換えをおこなったため、2019 年末の韓国国籍は約 45 万 1 千人である。それにともない朝

鮮籍の人びとは減少して、2019年6月末で2万8千余人となった。また、数字はわからないが、日本国籍を取得した人や、生まれながら日本国籍を有する「ハーフ／ダブル」の人なども含めると、さまざまな状況の在日コリアンがいる〔李 2021年、序文〕。

この節の最後に、国籍に関してよくある誤解をあげてそれを訂正しておく。朝鮮籍が北朝鮮の国籍だと思っている人が多いが、前述したようにこれはまったくの誤解である。朝鮮籍は実態をとまなう国籍ではなくて、日本において外国人登録上の出身地としての記号的かつ便宜的な記載である。そのこととも関連するが、国籍は出身地でもなければ支持国家でもない。参考までに、在日コリアン一世の出身地としては、日本に近い南部地方の慶尚北道・慶尚南道や、定期航路があった済州島が多い。

2. 朝鮮学校の紹介

南北分断は在日コリアンにも波及して、在日本大韓民国民団（民団）と在日本朝鮮人総連合会（朝鮮総連）という二つの組織が、それぞれ南と北を支持している。この節では後者の朝鮮総連の影響下にある朝鮮学校を紹介しよう。

日本の敗戦で解放を迎えた在日コリアンたちは、前述したように日本で生まれ育った二世の割合が大きくなっていった。しかし、彼らは戦前に民族の言葉である朝鮮語を学ぶ機会が与えられていなかった。そもそも子どもたちの教育において、植民地支配下の朝鮮では義務教育が実施されていなかったため、日本に住む朝鮮人の子どもたちは義務教育の対象になるかどうかははっきりしておらず、日本の学校では彼らを受け入れるのを嫌がった。そこで、朝鮮人集住地区などでは、朝鮮固有の「書堂」（寺子屋）が設けられたり、簡便な施設の夜学を開いたりするなど、朝鮮人教育機関が作られていた。しかし、日本政府は前述した1934年10月の閣議決定後は、各府県の警察が朝鮮人教育機関に閉鎖を命じ、朝鮮人の子どもたちを日本の学校に通わせる措置をとった。とりわけ朝鮮語の教育は厳しく禁止するというのが当局の方針であった〔水野・文 2015年、第1章〕。

このように朝鮮語教育を否定する日本政府の同化主義方針は、戦後もGHQの反共政策と絡み合いながら継承される。日本で解放を迎えた在日コリアンは、朝鮮語の読み書きができない子どもたちのために1945年秋頃から国語講習所を設立していった。1946年10月までのあいだに、日本各地に525校の初等学院、4校の中学校、10校の青年学校が設立され、1,100余名の教員によって4万1,000余名の生徒たちに体系的な民族教育が実施されたという（朝鮮総連HP）。

しかし、冷戦下の東西対立を反映して、民族教育を推進する在日本朝鮮人連盟（朝連、1945年10月～1949年9月、後継団体が朝鮮総連）が左傾化していくため、反共政策をとるGHQは1948年1月に、在日コリアンも日本の公私立学校に就学する義務がある等の通達を出す。つまり、GHQは在日コリアンの民族教育を否定する方針を示し、1949年9月には朝連が解散させられ翌月に朝鮮人学校の閉鎖も命じられた。

その後、1955年5月に朝鮮総連が結成され、新たな民族学校の建設が進められていく。しかし、朝鮮総連は北朝鮮との関係を強めていくとともに、北朝鮮もまた民族学校の建設を積極的に支援したため朝鮮学校が急増する。

その一方で、韓国は民族教育に無理解で、GHQと日本政府が在日コリアンの民族教育を弾圧したことについても韓国政府はその方針を擁護していた。そもそも当時の李承晩政権は、在日コリアンの処遇問題を、日本政府と在日コリアンとの人権問題としてではなく、両政府間での政治外交問題として扱っていた〔関 2019年、結論〕。

朴正熙政権に代わり、1965年に日韓の国交正常化がなされる時期においても、韓国政府は在日コリアンが「日本人に同化される運命」という認識をもっていた。この時期、日本政府はやはり同化主義方針で日本人学校での民族学級を否定し、さらに朝鮮学校に各種学校としての認可を与えない指示を都道府県に出す。だが、多くの自治体は認可を与えつづけていた〔水野・文 2015年、第4章〕。

前述したように、日本で生まれ育った二世は戦前に朝鮮語を学ぶ機会が与えられていなかったため、戦後における在日コリアンの民族教育は国語講習所から始まった。つまり、民族教育において言葉の教育は重要ということだが、日本の学校教育法に定める「学校」（第1条にある規定に由来して一条校と呼ばれる）では日本語で授業をおこなうため言葉の教育が不十分となる。それゆえ、韓国語・朝鮮語で授業をおこなうためには一条校ではなくて各種学校として運営するしかない。在日コリアンの民族学校として多数派である朝鮮学校は、各種学校の初級学校、中級学校、高級学校という位置づけで、朝鮮語で各教科の授業をおこない、また日本の一条校の「国語」に相当する「日本語」の科目も設けている。

一方、6校という少数の韓国学校の場合は、東京韓国学校の初等部、中・高等部と、大阪府のコリア国際学園の中等部・高等部が各種学校で、それぞれ独自のカリキュラムを組んでいる。大阪市の建国小学・中学・高校、同市の大阪金剛インターナショナル小学・中学・高校、京都国際学園中学・高校、茨城県の青丘学院つくばの中学・高校は一条校であり、学習指導要領に則って文部科学省検定済教科書を使用して日本語で授業を行い、また韓国語の授業もある。

よって、日本で民族教育を担う中心的な場となっているのが朝鮮学校だといえる。だが、WEBサイトを見た印象では、民族教育よりも北朝鮮の国民教育に重点が置かれているという批判が多いようである。このような批判に加えて、在日コリアンの少子化や日本国籍取得、国際結婚での日本国籍選択なども大きな要因となり、朝鮮学校の生徒数は減少し続けている〔『産経新聞』WEB版 2019年〕。朝鮮学校の生徒数については、正確さはわからないが、WEBサイト「ウィキペディア」の「朝鮮学校」で具体的な数字があげられていて減少傾向を確認できる。生徒減少にともない廃校となる学校が増え、統廃合を余儀なくされているのが現状である。

2018年4月の時点で、朝鮮学校は幼稚班が40校、初級学校が51校、中級学校が31校、高

級学校が10校, 大学校が1校である〔呉2019年, 序章〕。

前記のような批判や減少傾向への対策として, 朝鮮学校はその後に改革・解放を進め, 2003年度にはカリキュラムと教科書が, 日本社会での共生を前提とした内容に全面改編された〔朝鮮総連HP〕。また, この時期の朝鮮学校の公開授業で, 私は黒板の中央上に飾られていた北朝鮮指導者の肖像画が外されたことを確認している。なお, 受入れ生徒に国籍等は関係なく, 朝鮮半島にルーツをもつ韓国籍・朝鮮籍・日本籍が在学しているという。

以上からわかることは, 東西対立にともなう南北分断は, 日本に定住することになった在日コリアンの民族教育にも大きな影響を与えてきたということである。民族学校の場合, 日本社会でマイノリティとして生きていくうえで求められる民族教育と, 南北それぞれの本国政府が求めてくる国民教育との間で生じる葛藤を避けられないだろう。各種学校として独自の民族教育を推進する朝鮮学校ではその葛藤が大きいということがわかる。

一方で, 戦前に引き続き, GHQの占領期やそれ以降も在日コリアンの民族教育に冷淡で, 北朝鮮との対立を教育現場にまで持ち込む日本政府による圧力もある。これらの葛藤や圧力が在日コリアンの民族教育をさらに困難なものにしているだろう。しかし, こうした葛藤や圧力のことを知らないまま, 在日コリアンの民族教育に反対する人も多いように思われる。

現在の日本政府による圧力の例としては, 民社国連立政権で2010年度から実施された高校授業料無償制度があげられる(2014年度に就学支援金制度に変更)。この制度を規定した文部科学省令によれば外国人学校(各種学校)も制度の対象になる。そこで, 反対する立場を取った自民党では(当時は野党), 国会での法案採決の直前に, 党内の文部科学部会と拉致問題対策特別委員会が同年3月に合同で会議を開き, 朝鮮学校を高校授業料無償化法案の対象にすべきでないとする決議を全会一致で採択した〔自民党のYouTube公式サイト2010年〕。ここで, 教育支援の問題が拉致問題に絡めた政治的駆け引きの道具に利用され, 政治が教育に露骨に介入していることを確認できる。

そして, 拉致問題と絡める枠組みはその後も継承され, 自民・公明連立政権に交代後の2013年, 多くの外国人学校が対象とされたにもかかわらず, 朝鮮学校は支給対象から除外されてしまう。文部科学省は同年2月20日, 朝鮮学校を「高校無償化」の対象から除外するために省令を改正し, それまでに申請を行っていた朝鮮学校10校に対し, 無償化の対象に指定しないことを通知したのである。

当時の下村博文文部科学大臣は前日19日の記者会見で, 朝鮮学校を無償化対象から除外する理由として, 「朝鮮学校は在日本朝鮮人総連合会(朝鮮総連)の影響下にある」と述べている。文科省は前年末に, 日本人拉致問題が進展していないことなどを理由に無償化対象から朝鮮学校を外す方針を表明していた。その後, 約1カ月間にわたり一般から意見を公募した結果, 約3万件の意見が寄せられ, 無償化対象にしない方針への賛成意見が反対意見をわずかに上回る程度であった。下村大臣は「賛成, 反対の多い少ないによらず, 政府として対象にしないと決定した」と説明している〔『日本経済新聞』2013年〕。

しかしその一方で、「教育への権利」を主張する意見がある。つまり、在日コリアンが「その子どもたちを「立派な朝鮮人」に育てようとする営み、また子どもたちが「立派な朝鮮人」に育てようとすることは、教育への権利として保障されるべきものである。」「[呉2019年,376頁]という意見である。補足であるが、このような意見は在日コリアンが日本社会で納税等の義務を果たしていることを前提としている。

この教育への権利が保障されるべきであるという考えに私は同感である。最初にそう思ったのは、憲法第26条第1項には、「すべて国民は、法律の定めるところにより、その能力に応じて、ひとしく教育を受ける権利を有する。」とあり、国民に「教育を受ける権利」を保障しているからである。しかし、人権に関しては性質説という解釈で憲法が外国人の人権を保障しているとされるが、この憲法の「教育を受ける権利」に関してはそうではないようだ。研究によると、「教育を受ける権利」も、それを受けた教育基本法第4条（教育の機会均等）が示す学習権も、日本国籍を有する者にみに該当するという。

そこで、日本における在日外国人の教育権については、国際人権規約（1966年の第21回国連総会で採択、日本は1979年に批准）の社会権規約（国際人権A規約）第13条第1項の規定により保障されることになっているとのことである〔金2009年〕。その条文の前半を抜粋すると、「この規約の締約国は、教育についてのすべての者の権利を認める。締約国は、教育が人格の完成及び人格の尊厳についての意識の十分な発達を指向し並びに人権及び基本的自由の尊重を強化すべきことに同意する。」である。したがって、日本社会に定住している在日コリアンにも保障されるこの教育権は、そもそも政治の介入を受けてはならないはずである。

朝鮮総連の影響下にある朝鮮学校への意見は様々あるだろう。だが、前述したような葛藤や圧力についての知識をもつことにより、在日コリアンの主たる民族教育の場となっている朝鮮学校への理解が少しでも進むことを願う。そして、私は民族教育を受けるために朝鮮学校に通っている生徒たちの立場や思いに少しでも寄り添いたいと思う。

3. 映画「パッチギ！」の紹介

次は朝鮮高校に通う女子生徒と、日本の公立高校に通う男子生徒との恋愛を扱った映画「パッチギ！」（2005年に公開）を紹介する。実はこの映画が作られた時期には、朝鮮学校への異常なまでの嫌がらせがあった。先にそのことを説明しておこう。

この映画の公開から5年前の2000年6月、当時の南の金大中大統領がピョンヤンを訪れ、北の金正日総書記と首脳会談をおこない南北共同宣言が出された。このような南北の融和ムードの中で日本政府も動き、2002年9月に当時の小泉純一郎首相が訪朝して日朝平壤宣言が発表される。しかし、同時に北朝鮮が日本人の拉致問題を認めたことが日本社会に衝撃を与えた。その頃の日本では、韓国ドラマ「冬のソナタ」が火付け役となり、歴史の知識をとまなわない上滑りな感じではあるが、2004年頃から日本で韓流ブームが巻き起こってい

く。その一方で、北朝鮮に対してもやはり歴史の知識をあまりもたないまま、韓流ブームとは真逆の悪感情が増大していく。拉致問題に加えて北朝鮮がミサイル発射実験や核実験を強行したため、日本社会が再び北朝鮮に対して、さらに在日コリアン全般に対しても排外的になっていった。そして、朝鮮学校に通う生徒たちへの嫌がらせも激化していく。

そのような時期の2004年に映画「パッチギ!」は制作され、翌年1月に公開が始まった。パッチギ(박치기)の意味は「頭突き」であるが、WEBサイト「ウィキペディア」の「パッチギ!」の項目では「突き破る、乗り越える」という意味を加えて解説している。次にこの映画のオフィシャル・ウェブサイトから「ストーリー・作品紹介」を引用しよう。

映画の舞台は1968年の京都。府立東高校2年生の主人公である松山康介(塩谷瞬)は、争いが絶えない朝鮮高校(朝高)へサッカーの練習試合を申し込むことになった。

練習試合で朝高に訪れた康介だが、そこで、音楽室でフルートを吹いていたキョンジャ(沢尻エリカ)に一目惚れ。

胸ときめく康介は国籍の違いに戸惑いながらもどうしてもキョンジャと親しくなりたい一心で朝鮮語を必死で勉強する。

そして、キョンジャが演奏していた曲が「イムジン河」であることを楽器店で知り合った坂崎(オダギリジョー)に教えてもらい、演奏することを決意し、楽器店でギターを購入。そんな康介のがんばりが実って、二人は恋に落ちてゆく……。

しかし、二人には大きな壁が立ち上がった。

実は朝校の番長こそがキョンジャの兄であるアンソンであったのだ……。

そんな、切ない恋と熱い友情、そして激しいリアルファイトの上、最後には爽やかな感動が交錯する「青春炸裂ストーリー」。

井筒和幸監督がおりなすスピード感溢れるエピソードとエンタテインメント映画の傑作。

この映画は第29回日本アカデミー賞で、優秀作品賞・優秀監督賞・新人俳優賞などを受賞して高く評価された。また、映画を観た多くの人びとにとって、日本人と在日コリアンとの共生について考えるきっかけを与えてくれたと思われる。さらに、在日コリアンの民族教育を理解するには歴史的背景の知識が必要であることにも気づかされたであろう。

次は映画「パッチギ!」で主人公が歌った「イムジン河」の歌に移ろう。映画でも京都に流れる鴨川が日本人と在日コリアンとの間の溝を象徴するかのように入場する。映画でその河は日本人と在日コリアンの男子生徒たちがケンカをする場であったし、主人公の男女二人が民族の壁に阻まれながらお互いの想いをぶつけ合う場でもあった。二つのものを分け隔てる河という意味で、映画の河は朝鮮半島中央を流れる「イムジン河」と重なってくる。

この映画のストーリーは、松山猛がエッセイで書いた少年時代の経験がモチーフになっている。彼は中学生の時に、サッカーの親善試合を申し込むために訪れた朝鮮学校で、教室か

ら聞こえてきた「イムジン河」の原曲と出会った。この出会いが、四十数年後に映画の中で別のストーリーに仕立て直されて登場していることがわかる。松山の貴重な経験は、映画を通じて広く共有されるようになった。

漢字表記で「臨津江」となる「イムジン河」は南北分断を象徴する河である。この河の水は朝鮮半島の中央を、北朝鮮の源流から南西に流れ、軍事境界線を越えて韓国の北端を西へと流れ黄海に注がれる。河口より少し東側付近の、漢江がソウル市内をを経て南東から流れ込んで合流する辺りからは、中央が南北の境界線になっている。

4. 歌「イムジン河」の力

もともと北朝鮮の歌「リムジンガン (림진강)」(臨津江) が原曲であるため、日本語版である「イムジン河」の誕生には込み入ったエピソードがある。前述した松山に関わるこのエピソードは後述することにして、先に原曲を簡単に解説しておく。

朴世永の作詞、高宗煥 (高宗漢という記載もあるが誤り) の作曲による「リムジンガン」の歌は、1957年に北朝鮮でソプラノ歌唱曲として作られた。二人は南北分断の際に南から北に行ったため、二人とも故郷が南の地にある。この歌は記録では初演で歌われただけで、それ以降は顧みられることもなかったという〔喜多2016年〕。原曲の歌詞は一番と二番で構成されている。

歌の題は南北のハングル表記と発音に違いがあるので、それを次に説明しておく。北では「림진강」と表記してリムジンガン (rimjin-gang) と発音するが、南では「임진강」と表記して発音はイムジンガン (imjin-gang) となる。日本語版の「イムジン河」という題は、南の発音をもとに、大きな川を意味する「江」(ガン) を「河」に変えてできたのだろう。

この「リムジンガン」の日本語版である「イムジン河」は、1965～66年頃からザ・フォーク・クルセダーズ (以下、フォークル) が歌い始めた (後に他の日本語版も出る)。その後、この歌は映画「パッチギ!」でも歌われて日本で有名になり、さらに韓国にも知られるようになった。そのため、日本ではこの川を本来の臨津江ではなくて「イムジン河」と記憶する人が多いかもしれない。

フォークルは1965年に加藤和彦、北山修、端田宣彦の3人が結成したフォーク・グループで、1967年のデビュー曲「帰って来たヨッパライ」で一躍有名になった。そして、翌年に「イムジン河」のレコードが発売される予定であったが、直前に発売中止となる。実は「イムジン河」は作者不明の朝鮮民謡とされていたため、朝鮮総連から正式国名と作詞・作曲者の記載を求める抗議があった。だが、それに対して過剰反応したレコード会社 (東芝音工) がいわば「一方的撤収宣言」をして発売を中止したという顛末である。朝鮮総連も発売中止に追い込んだように誤解され、この騒動で得をした者はどこにもいなかったという〔喜多2016年〕。

ところで、フォークルに「イムジン河」を伝えたのは、グループの加藤や北山と親しかっ

た松山猛で、グループが結成された1965年、彼らが19歳の頃である。また、松山の少年時代の経験がヒントになって映画「パッチギ！」のストーリーが作られた。

松山は中学生の時、朝鮮学校といつもケンカばかりするから、先生に相談してサッカーの親善試合を申し込み、学校を訪れたところ、ある教室から流れてくる「リムジンガン」の美しいメロディーを聞いて感動する。そこで彼は、知り合いになった在日コリアンの少年からそのメロディーを教わり、彼の姉が書いた一番の歌詞とその日本語訳のメモ、そして朝日辞典をもらった。

その後、松山は知り合うことになったフォークルにその歌を伝え、さらに自分で二番と三番を書き加えた。彼は「分断された国の人びとの、本当の気持ちがわかりようもありませんでしたが、北朝鮮に帰って行って、もう会うことができなくなった友だちのことや、今、世界で起き続けている相互不信を頭に描いて」、詩を書いたという〔松山2002年〕。次に松山の訳詞による「イムジン河」の歌詞を紹介しよう。

イムジン河水清く とうとうと流る
 水鳥自由に 群がり飛び交うよ
 我が祖国 南の地 想いははるか
 イムジン河水清く とうとうと流る

北の大地から 南の空へ
 飛び行く鳥よ 自由の使者よ
 誰が祖国を 二つに分けてしまったの
 誰が祖国を 分けてしまったの

イムジン河空遠く 虹よかかってくれ
 河よ想いを 伝えておくれ
 ふるさを いつまでも 忘れはしない
 イムジン河水清く とうとうと流る

二番と三番の歌詞が加わることで、イムジン河は南北の間を流れるとともに、朝鮮半島と日本との間を流れ、さらに在日コリアンと日本人との間にも流れる、そのような河として、多くの人びとに受け止められたのではないかと思う。それゆえ、この歌は発売中止となった後、放送すらもされなかった時代に、河に虹がかかることを願う人びとの間で、長く長く歌い継がれてきたのだろう。

このような「歴史」をもつ歌「イムジン河」は、2000年に始まる南北融和ムードの中で、フォークルの原盤が34年ぶりにCDとして発売されることになった。2002年3月のことで

ある。

34年ぶりの発売時の情勢は、2000年6月に南の大統領によるピョンヤン訪問で南北共同宣言が出され、在日コリアンの間でも統一への期待が高まっていた。日本社会もまたその融和ムードを受けて、たとえば2001年12月の「第52回NHK紅白歌合戦」で、キム・ヨンジャが「イムジン河」（別の歌詞）を熱唱するなど追い風が吹いていた。

しかしながら、翌年3月に「イムジン河」のCDが発売された半年後に、日本での情勢が大きく転換してこの歌への追い風は止んでしまう。9月に小泉純一郎首相（当時）が訪朝し、表面化した拉致問題が日本社会に衝撃を与えたことによる。さらに、北朝鮮がミサイル発射実験や核実験を強行し続けたため、日本社会が北朝鮮だけでなく在日コリアン全般に対しても再び排外的になる。朝鮮学校に通う生徒たちへの嫌がらせに続き、ネット上ではネトウヨによる在日コリアンへの暴言が溢れ、やがてそれはヘイトスピーチに連なっていく。

そんな中でも、前述した映画「パッチギ！」が上映され、歌「イムジン河」が再びクローズアップされていった。YouTubeにアップロードされたこの歌を歌う動画の多さからもわかるように、在日コリアンも日本人も、この歌に癒され励まされた人が多いはずである。いうまでもなく、歌は想いを同じくする人たちをつないでくれる。平和や共生の歌はそれを願う人びとがいる限り、国境や時代を越えて広がっていく。「イムジン河」の歌もまた、河に虹がかかることを願う人びとの間で、これからも長く長く歌い継がれていくだろう。

おわりに

私はかつて1980年代の軍事独裁政権の時期に韓国に留学した経験がある。言論の自由が著しく制限されていた当時の韓国で、北朝鮮に由来する「イムジン河」を歌うことは危険であったため、親しい友人の前でも決して歌わなかった。そのような経験があるため、YouTubeで「イムジン河」を検索すると、かつてフォークルが歌ったモノクロの動画以外にもたくさんの動画が現れてきて、多くの人たちの間で歌い継がれていることに時代の流れを感じる。しかも、韓国でこの歌を日本語のまま歌うイ・ラン(이 랑)という歌手がいることに驚き、そして感動を覚えた〔イ・ランのYouTubeサイト〕。

私の受講生たちの中にも、この「イムジン河」が放つメッセージに触発されて、在日コリアンとの共生を考え始める人たちがいる。そのことに勇気を得てこの拙い研究ノートを書いた。

【参考文献】

- 小熊英二『単一民族神話の起源—「日本人」の自画像の系譜』新曜社、1995年
松山猛『少年Mのイムジン河』木楽舎、2002年
水野直樹・文京洙『在日朝鮮人—歴史と現在』岩波新書、2015年
青野正明『帝国神道の形成—植民地朝鮮と国家神道の論理』岩波書店、2015年

- 喜多由浩『『イムジン河』物語— 封印された歌、の真実』アルファベータブックス, 2016年
- 青野正明『植民地朝鮮の民族宗教—国家神道体制下の「類似宗教」論』法蔵館, 2018年
- 関智焄『韓国政府の在日コリアン政策 [1945-1960] —包摂と排除のはざままで』クレイン, 2019年
- 呉永鎬『朝鮮学校の教育史—脱植民地化への闘争と創造』明石書店, 2019年
- 李里花・編著『朝鮮籍とは何か—トランスナショナルの視点から』明石書店, 2021年
- 金泰勲「在日外国人の学習権と人権」『教育研究』（国際基督教大学）第51号, 2009年3月
- 「外国人登録法」「在留資格」「特別永住者」の小項目（『ブリタニカ国際大百科事典 小項目電子辞書版』2018年4月改訂版）
- 「高校授業料無償化法案 朝鮮学校は対象とすべきではない！」（自民党のYouTube公式サイト, 2010年3月11日付, 2021年3月23日閲覧）
<https://www.youtube.com/watch?v=CZvToPr3Ub8>
- 「朝鮮学校を無償化対象外に 文科省が省令改正 20日付で」(『日本経済新聞』WEB版, 2013年2月19日付, 2021年3月23日閲覧)
https://www.nikkei.com/article/DGXNASDG1901M_Z10C13A2CR0000/
- 「朝鮮学校生徒減少の背景に少子化 帰化・国際結婚で深刻に」(『産経新聞』WEB版, 2019年12月30日付, 2021年3月23日閲覧)
<https://www.sankei.com/life/news/191230/lif1912300016-n1.html>
- 「民族教育 ～ 2003年度からの新教科書」(新鮮総連 HP, 2021年3月23日閲覧)
<http://chongryon.com/j/edu/index3.html>
- 「在日コリアンとは」(在日コリアン・マイノリティー人権研究センター (KMJ) HP, 2021年3月23日閲覧)
<http://www.kmjweb.com/about/korean.html>
- 「ストーリー・作品紹介」(映画「パッチギ!」オフィシャル・ウェブサイト, 2021年3月23日閲覧)
<http://www.pacchigi.com/>
- 「[MV] 이랑 이·란—임진강 이무진河」(イ・ランのYouTubeサイト「lang lee」, 2018年1月1日, 2021年3月23日閲覧)
https://www.youtube.com/channel/UCw5txL30_BBKIGNAwxye7uA

(2021年4月7日受理)

2020年度 研究所 日誌

桃山学院大学総合研究所

A. 共同研究

1. 共同研究プロジェクト活動

18共263「大学での学びを下支えする要因の分析研究」(代表者：辻洋一郎)

- ・ 9月30日 会合①今後の研究方針について(予備協議) 参加者：藤間真, 辻洋一郎 場所：桃山学院大学
- ・ 10月5日 会合①共同研究論文の分析方法について ②論文の取り進めスケジュールについて検討 ③今後の研究方針について 参加者：藤間真, 吉弘憲介, 辻洋一郎 場所：桃山学院大学
- ・ 10月21日 会合①共同研究論文の文献調査方法について ②論文の取り進めスケジュールについて ③今後の研究方針について 参加者：藤間真, 西崎勝彦, 辻洋一郎 場所：桃山学院大学
- ・ 11月4日 会合①共同研究論文のアンケート分析について ②論文内容についてのプレインストーミング 参加者：藤間真, 辻洋一郎 場所：桃山学院大学
- ・ 11月18日 会合①論文内容についてのプレインストーミング ②新規アンケート指標に関する文献調査の取り進めについて 参加者：藤間真, 西崎勝彦, 辻洋一郎 場所：桃山学院大学
- ・ 12月2日 会合①文献調査に関する分担と方法について 参加者：藤間真, 辻洋一郎 場所：桃山学院大学

18共264「大学サッカー選手の静的・動的バランス能力に関する研究」(代表者：松本直也)

- ・ 4月7日 会合①研究の進捗状況と今年度の予定について 参加者：松本直也, 松浦儀昌, 井口祐貴 場所：桃山学院大学
- ・ 6月23日 会合①静的バランス能力の測定時期および今年度の研究計画について 参加者：松本直也, 松浦儀昌, 井口祐貴, 川端悠 場所：WEBでの会議
- ・ 12月8日 会合①静的バランス能力の測定時期および測定方法について ②2020年度研究会および講演会の開催について 参加者：松本直也, 井口祐貴, 川端悠 場所：桃山学院大学
- ・ 12月15日～
2月17日 調査①重心動揺計を用いた静的バランス能力の測定 参加者：松本直也, 井口祐貴, 川端悠, 松浦義昌 場所：桃山学院大学
- ・ 3月12日 研究会①第5回大学サッカー選手の静的・動的バランス能力に関する研究 ②測定データの読み方と見せ方 報告者：②松本直也 講師：②山次俊介 参加者：井口祐貴, 石村広明, 松浦義昌, 川端悠, 吉井泉, 渡辺一志, 三宅孝昭 場所：大阪府 大阪府立大学

18連266「総合的東南アジア研究に関する台湾国立政治大学国際関係研究所東南アジア研究センターとの学術交流」(代表者：松村昌廣)

- ・ 10月3～4日 研究会①プロジェクトの背景, 経緯, 今後の研究の焦点 ②2019年の発表論文と今後の研究の焦点 ③2018年・2019年の発表論文と今後の研究の焦点 ④今後の研究の焦点 発表者：①松村昌廣 ②竹内俊隆 ③江川暁夫 ④

- 宮原暁 参加者：①竹内俊隆, 宮原暁 ②松村昌廣, 江川暁夫, 宮原暁 ③松村昌廣, 竹内俊隆, 宮原暁 ④松村昌廣, 小澤義昭, 江川暁夫, 竹内俊隆 場所：大阪府 みのお山荘「風の杜」
- ・ 11月12日 台湾国立政治大学国際関係研究所の劉復國教授等とのオンライン・ワークショップ (Asian Security Workshop on "Security Turbulence in Asia: Shaping New Strategy in Japan and Taiwan") 研究会① Prescribing Taiwan's submarine and mine acquisition policy: a Japanese perspective ② The Armament policies of Taiwan and Japan and their implications against ascendant China ③ Air superiority as a critical element to deny PLA's invasion against Taiwan 発表者：①松村昌廣 ②竹内俊隆 ③尾上定正 場所：WEB での会議
- ・ 11月16日 台湾国立政治大学国際関係研究所の楊昊教授等とのオンライン・ワークショップ (Workshop on the New Dynamics of Political Economy in Southeast Asia) 研究会① The deepening predicament under intensified U.S.-China rivalry ② US-China trade war and the ASEAN: are they competing to attract investment escaping from China? ③ ASEAN identity' and Sinicization: focusing on the Filipino-Chinese inter-ethnic relationship ④ New Dynamics of Six Mores in the Indo-Pacific and Implications to the Region ⑤ Analyzing the future of the Asia-Pacific Regional Integration 発表者：①松村昌廣 ②江川暁夫 ③宮原暁 ④楊昊 ⑤薛健吾 場所：WEB での会議
- ・ 3月24日～25日 研究会① 2021年度の政治大とのワークショップに備えて, 各自の研究論文の途中経過報告並びに関連問題に関する発表・討論 第一パネル・台湾の防衛対策とその焦点 報告者：竹内俊隆・増田悦佐(著)「中国自壊－賢すぎる支配者の悲劇」に関する分析 報告者：松村昌廣 第二パネル・ASEAN Countries' FDI Strategies under US - China Economic Confrontation 報告者：江川暁夫 第三パネル・米中技術覇権競争の下での日本の対東南アジア貿易・投資政策を考える 報告者：松村昌廣 第四パネル・フィリピンにおける新型コロナウイルス感染症を巡る状況と権威主義体制 報告者：宮原暁 ②次年度プロジェクトに関する打ち合わせ 参加者：松村昌廣, 江川暁夫, 竹内俊隆, 宮原暁 場所：大阪府 みのお山荘「風の杜」
-
- 18連267「マルトリートメントの親の子育てに関する理解とその支援」(代表者：栄セツコ)
- ・ 5月 2日 研究会①本年度の活動の確認 参加者：栄セツコ, 辻本直子, 小野史絵, 玉岡枝里子, 榎原紀子 場所：WEB での会議
- ・ 6月13日 研究会①坪田万作氏による「発達障害」による講義の打ち合わせ・PSWのチェックシート ②日本精神保健福祉士協会全国大会成果報告の検討 参加者：栄セツコ, 小野史絵, 玉岡枝里子, 榎原紀子, 辻本直子, 平田はる奈 場所：WEB での会議
- ・ 6月27日 研究会①坪田万作氏による「発達障害」による講義とパンフレットの依頼 参加者：栄セツコ, 小野史絵, 玉岡枝里子, 榎原紀子, 坪田万作 場所：WEB での会議
- ・ 7月 3日 会合①坪田万作氏による「発達障害」による講義のパンフレットのデザ

- イン打ち合わせ 参加者：栄セツコ, 坪田万作 場所：大阪府 SPECK PLANNING
- ・ 7月25日 研究会①冊子の検討 ②チェックリストの検討 ③施設見学の打ち合わせ 参加者：栄セツコ, 小野史絵, 玉岡枝里子, 榎原紀子, 平田はる奈, 辻本直子 場所：WEBでの会議
 - ・ 8月5日 会合①冊子の検討（医学的見地から） 参加者：栄セツコ, 郭麗月 場所：大阪府 心齋橋心理療法センター
 - ・ 8月8日 研究会①冊子の検討（デザインと文言の検討） 参加者：栄セツコ, 小野史絵, 玉岡枝里子, 榎原紀子, 坪田万作 場所：大阪府 医療法人 藤井クリニック
 - ・ 8月21日 研究会①成果報告に向けた文献研究 参加者：栄セツコ, 辻本直子 場所：大阪府 オラシオン
 - ・ 9月12日 研究会①事例検討・冊子づくり 参加者：栄セツコ, 辻本直子, 小野史絵, 玉岡枝里子, 榎原紀子 場所：WEBでの会議
 - ・ 10月31日 研究会①事例検討・冊子づくり 参加者：栄セツコ, 小野史絵, 玉岡枝里子, 榎原紀子, 郭麗月, 辻本直子（ZOOM参加） 場所：大阪府 心齋橋心理療法センター
 - ・ 11月19日 研究会①施設見学 ②事例・冊子づくり 参加者：①② 栄セツコ, 小野史絵, 玉岡枝里子, 榎原紀子, 辻本直子 ② 郭麗月 場所：①大阪府 大阪府立砂川厚生福祉センター ②大阪府 心齋橋心理療法センター
 - ・ 1月30日 会合①冊子づくり 研究会①事例研究とチェックリスト作成 参加者①坪田万作, 栄セツコ ②栄セツコ, 辻本直子, 小野史絵, 玉岡枝里子, 榎原紀子 場所：大阪府 ①SPECK PLANNING ②医療法人 藤井クリニック
 - ・ 2月20日 会合①冊子づくり 研究会①事例研究とチェックリスト作成 ②報告書の作成 参加者：栄セツコ, 辻本直子, 小野史絵, 玉岡枝里子, 榎原紀子（研究会） 場所：大阪府 医療法人 藤井クリニック
 - ・ 3月3日 研究会①カンガルーの会の紹介 ②精神障害の親をもつ子どものライフストーリーから学ぶ 参加者：栄セツコ, 辻本直子, 小野史絵, 玉岡枝里子, 榎原紀子（研究会）, 精神障害の親をもつ子ども3名 場所：WEBでの会議
 - ・ 3月22日 会合①3年間のまとめ 報告書と冊子の成果と課題 参加者：栄セツコ, 郭麗月 場所：大阪府 心齋橋心理療法センター
 - ・ 3月27日 研究会①3年間のまとめ 報告書と冊子の成果と課題 参加者：栄セツコ, 平田はる奈, 玉岡枝里子, 榎原紀子, 小野史絵, 辻本直子 場所：WEBでの会議

18連268 「学校という場をめぐる諸課題の解決に向けた学際的研究」（代表者：金澤ますみ）

- ・ 9月11日 研究会①地方小都市における機関連携を軸にした子ども支援の実際と可能性 ②成果出版についての検討 報告者：①岡崎茂 参加者：金澤ますみ, 安原佳子, 平野孝典, 森本智美, 水流添綾, 山中徹二, 新井肇, 長瀬正子 場所：WEBでの会議
- ・ 10月31日 第9回学校学勉強会 研究会①コロナ禍における子どもの居場所の現状について情報共有 ②子どもの権利条約第31条「休息, 余暇, 遊び, レクリエーション活動, 文化的な生活および芸術に対する子どもの権利」保障の可能性

- について議論 参加者：金澤ますみ, 森本智美, 水流添綾, 長瀬正子 場所：WEBでの会議
- ・11月8日 第5回ソーシャルデザイン検討会の実施 研究会①子どもたちに音楽の届け物を演奏&お話し〜子どもの権利条約の具現化を目指して〜コロナ禍における子ども支援者の立場から 報告者：森本智美, 水流添綾, 長瀬正子 講師・演奏：古川忠義, 片野田智子 参加者：金澤ますみ, 子ども支援の参加希望者30名(参加者はWEBにオンラインで参加) 場所：大阪府 ティーズギター
 - ・12月27日 第10回学校学勉強会の実施 研究会①なければ, 生みだす。スクールソーシャルワーカーの実践報告 報告①子どもたちのアート展の開催 講師：宝本いつみ 報告②長期一斉休校明けに行った, 子どもたちとの「出会いのワーク」 講師：清水美穂 参加者：金澤ますみ, 郭理恵, スクールソーシャルワーカー, 教員, 指導主事, 研究者など計16名 場所：WEBでの会議
 - ・1月22日 第11回学校学勉強会の実施 研究会①社会的養護の子どもたちに, 将来の選択肢を届けたい 講師：矢野浩一, 布施響 参加者：金澤ますみ, 長瀬正子, 児童養護施設の経験者, 社会的養護の支援者, 学校関係者, 医療従事者, 芸術関係者, 建築・不動産企業, 報道関係者, 研究者など, 計57名 場所：WEBでの会議
 - ・3月12日 第12回学校学勉強会の実施 研究会①子どもの高次脳機能障害と学校生活のサポート 講師：関晋太郎, 吉田櫻, 金澤さつき 参加者：金澤ますみ, 安原佳子 場所：WEBでの会議
 - ・3月13日 第6回ソーシャルデザイン検討会の実施 研究会①子どもの権利条約をどう伝えるかー音楽劇の可能性 講師：安藤大志, 辻岡玲次 参加者：金澤ますみ, 森本智美 場所：大阪府 スタジオ 246NANBA

19共269「発展途上国における世帯資産評価と起業行動に関する実証的研究 - ミャンマー・マングレー近郊農村の事例調査を中心に -」(代表者：山田伊知郎)

19共270「人文・社会科学におけるテキストマイニングの適応可能性」(代表者：中村勝之)

19共271「近代日本の社会問題とそれへの対応」(代表者：小島和貴)

- ・10月12日 調査①近代日本の社会問題と労働運動に関する資料の閲覧・収集 参加者：小島和貴 場所：東京都 友愛労働歴史館
- ・3月16日 調査①近代日本の社会問題に関する資料の閲覧および収集 参加者：小島和貴 場所：東京都 友愛労働歴史館

19連272「香港フードエキスポを活用した地域産業の活性化に関する研究 - 地域ブランドの輸出促進と産学官連携 -」(代表者：大島一二)

- ・7月7日 研究会①新型コロナウイルスの影響による研究計画変更の打ち合わせ 参加者：大島一二, 室屋有宏, 櫻井結花, 内山怜和 場所：WEBでの会議
- ・9月30日 研究会①新型コロナウイルスの影響による研究計画変更の打ち合わせ 参加者：大島一二, 室屋有宏, 櫻井結花, 内山怜和 場所：WEBでの会議
- ・10月7日～8日 会合①香港フードエキスポに関する石川県食品企業との協議 ②農産物輸出

- の現状に関するヒアリング 参加者：大島一二 場所：石川県 薄井青果
- ・ 11月 14日～15日 会合①香港フードエキスポに関する長野県農業協同組合担当者との協議 ②農産物輸出の現状に関するヒアリング 参加者：大島一二 場所：長野県 松本ハイランド農業協同組合
 - ・ 3月 4日～6日 会合①香港フードエキスポ2021にかんする、長崎県関係者との協議 参加者：大島一二, 岩田淳史, 金子あき子, 鮑萌, 劉博含, 登り山和希 場所：長崎県 長崎ウエスレヤン大学, 雲仙温泉観光協会, 南島原市地域振興部

19連273「インドネシアとの相互的文化交流に関する総合的研究(Ⅲ)」(代表者：小池誠)

- ・ 12月 11日 研究会①コロナ禍の西ティモール・ベル県の人々 報告者：松村多悠子 (NPO パルシック) アルフレッド・W・ジャミ (発表者補助) 参加者：小池誠, 森田良成, 宮嶋眞, 由比邦子, 南出和余, 青木恵理子, 上田達, 奥田若菜 場所：WEBでの会議

20共274「21世紀の日本の安全保障(Ⅵ)」(代表者：望月和彦)

- ・ 7月 14～15日 研究会①台湾の政治情勢-2020年1月の総統選・立法委員選を踏まえて ②イージスアショア問題と安倍政権の現状 ③座談会 ポストゲロリゼーションとポストコロナの国際政治 (参加者4名) 発表者：①②松村昌廣 参加者：望月和彦, 村山高康, 捧堅二 場所：大阪府 みの山荘「風の杜」
- ・ 9月 1～2日 研究会①日本国憲法と国家緊急事態のあり方 ②マックス・ウェーバーの国家論と安全保障 ③Green marketing and price competition 報告者：①村山高康 ②捧堅二 ③吉川丈 参加者：松村昌廣, 望月和彦 場所：大阪府 みの山荘「風の杜」
- ・ 11月 20日 研究会①米中覇権争いと日本の安全保障 会合①研究会の打ち合わせ 講演者：渡部悦和 (元陸将) 参加者：松村昌廣, 望月和彦, 村山高康, 捧堅二 場所：大阪府 自習室うめだ
- ・ 2月 18日 研究会①防衛装備—中国の脅威に如何に備えるか 会合①研究会の打ち合わせ 講演者：早野禎祐 (元海将補) 参加者：望月和彦, 松村昌廣, 村山高康, 捧堅二 場所：大阪府 自習室うめだ
- ・ 3月 8日～9日 研究会①梅棹生態史観と21世紀の世界認識 (日本の安全保障) ②増田悦佐『日本人が知らないトランプ後の世界を動かす人たち』を読む—批判的考察 ③中国共産党体制の政治経済的根幹—都市・農村籍と国有企業の観点から 報告者：①捧堅二 ②村山高康 ③松村昌廣 参加者：望月和彦 場所：大阪府 みの山荘「風の杜」

20共275「経済学部独自アンケート (E-folio) の深化に向けて」(代表者：荒木英一)

- ・ 9月 11日～13日 研究会①成績・卒業を左右する要因について 報告者：荒木英一 参加者：井田大輔, 井田憲計, 上野勝男, 中野瑞彦 場所：WEBでの会議
- ・ 3月 17日～19日 研究会①学部統一テストの集計と評価について 報告者：荒木英一 参加者：井田大輔, 井田憲計, 上野勝男, 中野瑞彦, 矢根眞二 場所：WEBでの会議

20共276「第三段階教育における教育の社会的成果に関する国際比較研究」(代表者：藤間真)

- ・ 6月 25日 研究会①自己紹介全員 ②グループ分けの確認 ③予算の確認 ④夏季休暇

- 中の取り組み（科研申請，ヒアリングやフィールド調査の実現可能性）⑤
2020年度春学期の実践について⑥次回研究会について 報告者：②③
④⑥村上あかね 参加者：藤間真，井田憲計，井上敏，長内遥香，高良要多，
中田英利子，中村恒彦，橋本あかり，水沼友宏，横山恵理，吉田恵子 場所：
WEBでの会議
- ・10月8日 研究会①春学期の各自の実践の共有 ②秋学期の各自の計画の共有 ③当面
の予定について 参加者：吉田恵子，村上あかね，中村恒彦，水沼友宏，櫛
井亜依，高良要多，横山恵理，藤間真 場所：WEBでの会議
 - ・10月29日 研究会①継続申請について ②本学のBYOD化について ③本学の入学前教育
について ④本プロジェクトの目標について ⑤統計教育について ⑥
今後の活動について 報告者：①②藤間真 ③藤間真，高良要多 ④藤間真，
村上あかね ⑤藤間真，村上あかね，井田憲計，水沼友宏 参加者：井上敏，
長内遥香 場所：WEBでの会議
 - ・12月23日 研究会①国際比較の観点からみた日本のシラバスについて ②ICT教育・統
計について ③日本語教育の研究課題について ④オンライン授業の効果
について ⑤ダイバーシティ，インクルーシブ教育について ⑥入学前教育
について ⑦その他（振り返り） 報告者：①高良要多 ②藤間真，井田
憲計 ③藤間真，高良要多，横山恵理 ⑤村上あかね 場所：WEBでの会議
 - ・3月12日 研究会①秋学期の振り返り（授業準備，フィードバック，LMSの活用，成績評
価，海外の事例）②春学期の準備（新しい形態での授業準備，剽窃の防止・
授業資料の提供，学生対応） 参加者：井田憲計，長内遥香，櫛井亜依，高良
要多，藤間真，中田英利子，中村恒彦，水沼友宏，村上あかね，横山恵理，吉
田恵子 場所：桃山学院大学およびWEBでの会議

20連277「デジタル・ファイナンスによる地域活性化の可能性」(代表者：中野瑞彦)

- ・5月25日 研究会①証券経済研究会，テーマ「株式投資型クラウドファンディングの新
展開」 報告者：松尾順介 参加者：中野瑞彦 場所：WEBでの会議
- ・7月27日～28日 調査①福岡キャピタルパートナーズ訪問，役員面談，福岡FGの地域再生事業
に関するヒアリング調査 参加者：中野瑞彦 場所：福岡県 福岡キャピ
タルパートナーズ
- ・9月5日 調査①東京丸の内SDGs展示の見学・調査 参加者：中野瑞彦 場所：東京
都 千代田区丸の内
- ・11月4日～5日 調査①非上場株式の流動化に関するインタビュー調査 参加者：松尾順
介 場所：東京都
- ・3月19日 調査①綱島SST(Tsunashima SST)サステイナブル・スマートタウンの見学・
ヒアリング 参加者：中野瑞彦 場所：神奈川県 綱島SST

20連278「障害者差別解消法施行後の大学における合理的配慮と学生支援」(代表者：安原佳子)

- ・5月27日 会合①今年度の予定についての打ち合わせ（他大学の支援状況に関する聞き取
り調査について，本学の支援状況に関する情報収集について，研究会につい
て） 参加者：花元彩，篠原千佳，安原佳子 場所：WEBでの会議
- ・6月18日 会合①障害学生修学支援ソーシャルワークガイドブックの情報提供 参加
者：黒田隆之，栄セツコ，辻井誠人，信夫千佳子，金澤ますみ，森田政恒，前

- 澤暁,金子敏彦,米倉裕希子,申恩瑄,清水美穂,森本智美,池田博人,花元彩,篠原千佳,安原佳子 場所: WEBでの会議
- ・ 7月20日 会合①障害のある学生等に対する大学の支援に関する調査報告書(情報提供)
参加者:黒田隆之,栄セツコ,辻井誠人,信夫千佳子,金澤ますみ,森田政恒,前澤暁,金子敏彦,米倉裕希子,申恩瑄,岡田正次,清水美穂,森本智美,池田博人,花元彩,篠原千佳,安原佳子 場所: WEBでの会議
 - ・ 10月7日 会合①今年度後半の活動および来年度予定についての打ち合わせ 参加者:花元彩,篠原千佳,安原佳子 場所: 桃山学院大学
 - ・ 11月28日 研究会①大学における発達障がい等の課題を抱える学生の支援 講演者: 佐古(妹尾)有希 参加者:篠原千佳,安原佳子,森本智美,申恩瑄,池田博人,米倉裕希子 場所: 大阪府 リンク大阪

20連279「地域文化財の掘り起こしと活用の研究」(代表者:井上敏)

- ・ 3月14日 調査①地域文化財の掘り起こしと活用の研究 ②田鳥取郷の社寺の調査 参加者:梅山秀幸 場所: 大阪府 南部田鳥取郷
- ・ 3月17日 調査①九州国立博物館「天神縁起の世界」「中宮寺の国宝」展の調査 ②最近の調査で見えられた「天神縁起」がどのような地域貢献につながっているかを調査 参加者:井上敏 場所: 福岡県 九州国立博物館
- ・ 3月18日 調査①根津美術館の「狩野派と土佐派」展は和泉市久保惣記念美術館が多数所蔵する源氏絵関係での連携が出来ないか ②すみだ北斎美術館「筆魂」展及び常設展 すみだ北斎美術館は新しくできた美術館の地域振興の現状と調査 参加者:井上敏 場所: 東京都 根津美術館,すみだ北斎美術館
- ・ 3月20日 調査①物部氏の祖先神であるニギハヤとの降臨伝承他を確認する目的があった 参加者:梅山秀幸 場所: 大阪府 磐船神社
- ・ 3月23日 調査①鳥取万および彼の飼犬の墓と伝わる古墳の確認 参加者:梅山秀幸 場所: 大阪府 岸和田市天神山古墳群

20連280「水・社会インフラ整備更新の課題と展望」(代表者:井田憲計)

- ・ 6月3日 研究会①水道事業の現状分析と将来的展望—災害対策を中心に— ②水共同プロジェクトの運営について 発表者:①田代昌孝 参加者:井田憲計,矢根眞二,中村恒彦,濱村純平,櫻井雄大,小島和貴,上ノ山賢一,小西杏奈,吉川丈 場所: WEBでの会議
- ・ 7月15日 研究会①Replicator evolution of welfare stigma:Welfare fraud vs incomplete take-up 講師:栗田健一 ②コロナ禍と水道料金減免について(仮)報告者:井田憲計,田代昌孝 参加者:矢根眞二,中村恒彦,濱村純平,吉川丈,岡村誠 場所: WEBでの会議
- ・ 10月21日 研究会①水道事業の災害対策に関する分析 ②今年度水プロジェクト事業計画,及び来年度予算案について 報告者:①田代昌孝 ②井田憲計,田代昌孝 参加者:矢根眞二,濱村純平,吉川丈,岡村誠,栗田健一,大島一二,小島和貴,登り山和希 場所: WEBでの会議
- ・ 1月29日~31日 調査①兵庫県の水道敷設事情に関する調査 参加者:小島和貴 場所: 兵庫県 姫路市水道資料館,兵庫県立歴史博物館
- ・ 2月24日 研究会①水道事業の感染症対策とその課題について ②今年度水プロジェクト

ト予算執行について 報告者：①田代昌孝 ②井田憲計, 田代昌孝 参加者：矢根真二, 濱村純平, 栗田健一, 大島一二, 小島和貴, 中村恒彦, 櫻井雄大 場所：WEB での会議

2. 共同研究プロジェクト関連事項

- ・ 3月19日 ・ 2020年度共同研究プロジェクト予算を通知
- ・ 4月1日 ・ 2020年度実行計画書の提出依頼
- ・ 6月19日 ・ 2020年度共同研究プロジェクト一覧配布
- ・ 10月6日 ・ 共同研究プロジェクト2019年度終了分の「研究活動報告書」提出締切
- ・ 10月30日 ・ 2021年度共同研究プロジェクト募集開始(学内締切:10月30日)
- ・ 10月30日 ・ 2021年度共同研究プロジェクト募集締切
- ・ 1月13日 ・ 2021年度共同研究プロジェクト審査(申請:新規4件,継続12件,承認:新規4件,継続12件)

B. 国際交流

1. 啓明大学校関係

《敬称略・報告順》

- ・ 11月17日 第41回桃山学院大学・啓明大学校国際学術セミナー開催
(会場:本学)
- (1) テーマ: How Momoyama Managed the COVID-19 Crisis During the Spring 2020 Semester
報告者: 巖 圭 介 (桃山学院大学社会学部教授)
- (2) テーマ: Task Design for Student Output in Asynchronous Online English Classes
報告者: Adrian Wagner (桃山学院大学国際教養学部講師)
- (3) テーマ: Examining the Curvilinear Relationship Between Energy Efficiency and Inventory Leanness
報告者: 金 吉 煥 (啓明大学校経営大学経営学専攻教授)
- (4) テーマ: Importance of Political Elements to Attract FDI for ASEAN and Korean Economy
報告者: 金 允 敏 (啓明大学校経営大学経済金融学科教授)

2. 外国人研究者を囲む会

- ・ 開催なし

C. 出版部門

1. 紀要類(論集)発行日 ()内は月/日

- ・ 『経済経営論集』62巻1号(7/26), 2号(10/19), 3号(1/18) 4号(3/22)
- ・ 『社会学論集』54巻1号(9/16), 2号(2/27)
- ・ 『人間文化研究』13号(10/8), 14号(3/16)
- ・ 『環太平洋圏経営研究』22号(2/22)
- ・ 『桃山法学』33号(10/14), 34号(2/22)
- ・ 『総合研究所紀要』46巻1号(7/15), 2号(12/10), 3号(3/22)

2. 紀要類（論集）関連事項

編集委員

- ・ 経済経営論集（田代昌孝, 中村恒彦）
- ・ 社会学論集（大野哲也, 白波瀬達也）
- ・ 人間文化研究（今澤浩二）
- ・ 環太平洋圏経営研究（金光明雄, 大村鍾太）
- ・ 桃山法学（鈴木康文, 大川済植）
- ・ 総合研究所紀要（白波瀬達也）

3. 学術出版助成（2020年度刊行分）

- ・ 9月30日刊行
小澤義昭（著）『監査実施プロセスの理論と実践』中央経済社
- ・ 12月24日刊行
辻本法子（著）『インバウンド観光のための観光土産マーケティング－中国人消費者の購買行動－』同文館出版
- ・ 12月25日刊行
上田修（著）『生産職場の戦後史－戦後日本における重工業の発展と技術者・勤労担当者の取り組み－』御茶の水書房
- ・ 12月27日刊行
村中淑子（著）『関西方言における待遇表現の諸相』和泉書院
- ・ 12月30日刊行
望月和彦（著）『金融政策とバブル－大正期における政党政治の「始まり」と「終わりの始まり」－』芦書房

4. 研究叢書

- ・ 刊行なし

5. ワーキングペーパー

- ・ 刊行なし

6. ディスカッションペーパー

- ・ 12号（2020年4月）刊行
- ・ 13号（2020年7月）刊行
- ・ 14号（2020年10月）刊行
- ・ 15号（2021年3月）刊行

D. 企 画

1. 学内発行情物

「総合研究所ニュース」No.171（5/8）, No.172（11/6）, No.173（3/23）

E. 資 料

1. 2020年度受入図書

- ・ 図書 215冊 定期刊行図書（統計書, 年鑑, 白書, 調査報告書等）

- ・雑誌 113種(雑誌)
- ・新聞 6種

F. その他

1. 2020年度研究所所員総会

- ・第1回 10月28日開催
議題：次期総合研究所所長の選出について
- ・第2回 2月8日開催(オンライン)
議題：次期総合研究所運営委員の承認について

2. 2020年度研究所委員会

- 第1回 4/15(持ち回り), 第2回 6/15(持ち回り), 第3回 6/22(持ち回り),
第4回 7/15(持ち回り), 第5回 8/26(持ち回り), 第6回 9/23(持ち回り),
第7回 10/7(持ち回り), 第8回 11/4(オンライン), 第9回 12/16(オンライン),
第10回 1/13(オンライン), 第11回 1/25(持ち回り), 第12回 3/10(オンライン)

G. 関連事項

1. 学内学会関係

1) 2020年度学会役員

- 経済経営学会 [会長]: 村上伸一 [編集]: 田代昌孝, 中村恒彦 [研究会・会計]: 見浪知信, 濱村純平 [監事]: 澤田鉄平
- 社会学会 [会長]: 川井太加子 [編集]: 大野哲也, 白波瀬達也 [研究会]: 南友二郎 [庶務会計]: 平野孝典 [監事]: 石川明人
- 人間文化研究学会 [会長]: 林宅男 [編集]: 今澤浩二 [庶務]: 片平幸 [会計]: 境真理子 [監事]: 藤間真
- 環太平洋圏経営研究学会 [会長]: 山田伊知郎 [編集]: 金光明雄, 大村鍾太 [会計]: 齋藤巡友 [監事]: 中村恒彦
- 法学会 [会長]: 瀬谷ゆり子 [庶務]: 永水裕子 [研究]: 天本哲史, 河野敏也 [編集]: 鈴木康文, 大川済植 [監事]: 楠本敏之

2. 研究会

- ・法学会
研究会

日時: 2020年11月13日(金) 13:00~14:30
会場: 聖ヨハネ館J-301教室 Zoom併用
テーマ: 「コロナ禍のドイツにおける公判実施のための保護処置について」
報告者: 河野敏也准教授

3. 事業計画(2020年度)

1) 学会誌発行計画

- 経済経営学会: 年4回発行(62巻1号, 2号, 3号, 4号)
社会学会: 年2回発行(54巻1号, 2号)
人間文化学会: 年2回発行(13号, 14号)
環太平洋圏経営研究: 年1回発行(22号)
桃山法学: 年2回発行(33号, 34号)

■ 2021 (令和3) 年度 共同研究プロジェクト一覧

2021/4/15

No.	記 号	研 究 テ ー マ	区分	研 究 ス タ ッ フ															期 間	
1	19共269	発展途上国における世帯資産評価と起業行動に関する実証的研究 - ミャンマー・マングレー近郊農村の事例調査を中心に -	A 3	山田 伊知郎	濱村 純平	櫻井 結花														194 - 223 3 ㄱ年
			B 0																	
			C 2	須田 敏彦	岡 浩成															
2	19共270	人文・社会科学におけるテキストマイニングの適用可能性	A 9	中村 勝之	石川 明人	天本 哲史	梅田 百合香	角谷 嘉明	塚田 鉄也	辻 高広	早川 のぞみ	豆原 啓介							194 - 223 3 ㄱ年	
			B 0																	
			C 0																	
3	19共271	近代日本の社会問題とそれへの対応	A 5	小島 和貴	島田 克彦	(論譯 仁唱)	鈴木 康文	見浪 知信											194 - 223 3 ㄱ年	
			B 0																	
			C 0																	
4	19連272	香港フードエクスポを活用した地域産業の活性化に関する研究 - 地域ブランドの輸出促進と産学官連携 -	A 10	大島 一二	角谷 嘉明	櫻井 結花	吉田 恵子	義永 忠一	内山 裕和	室屋 有宏	(伊藤 カナ)	(竹成 一紀)							194 - 223 3 ㄱ年	
			B 20	<ハク ハク>	<岡 冰>	<鮎 萌>	<張 鉄美>	<マ マン>	<趙 文>	<王 清>	<王 文前>	<楊 歆>								
			C 12	<李 序民>	<楊 耀宇>	尾崎 誠	志村 雅之	松岡 義仁	浜口 夏帆	山田 七絵	(登り山 和希)	徐 蘭	小田 芳弘	岩田 淳史						
5	19連273	インドネシアとの相互的文化交流に関する総合的研究 (Ⅲ)	A 10	森田 良成	片平 幸	今澤 浩二	小池 誠	小島 和貴	(宮崎 眞)	(鈴木 隆史)	(由比 邦子)	(南田 和余)							194 - 223 3 ㄱ年	
			B 1	(深見 純生)																
			C 3	イ・スガ・シクヤマ	亀山 忠理子	冨岡 三智														
6	20共274	21世紀の日本の安全保障 (Ⅵ)	A 10	望月 和彦	櫻井 雄大	松村 昌廣	田代 昌孝	澤田 鉄平	(吉川 丈)	(伊藤 カナ)	(村山 高康)	(鈴木 博信)							204 - 223 3 ㄱ年	
			B 1	(藤森 かよ子)																
			C 1	(梓 啓二)																
7	20共275	経済学部独自アンケート (Edolo) の進化に向けて	A 6	荒木 英一	井田 大輔	井田 憲計	上野 勝男	中野 瑞彦	矢根 真二										204 - 223 3 ㄱ年	
			B 0																	
			C 0																	
8	20共276	第三段階教育における教育の社会的成果に関する国際比較研究	A 12	(長内 遙香)	(中田 美利子)	(横山 忠理)													204 - 223 3 ㄱ年	
			B 2	井田 憲計	(高良 要多)															
			C 0																	
9	20連277	デジタル・ファイナンスによる地域活性化の可能性	A 3	中野 瑞彦	金光 明雄	松尾 順介													204 - 223 3 ㄱ年	
			B 0																	
			C 7	四宮 章夫	有吉 尚成	田頭 章一	大杉 謙一	梅本 剛正	有岡 祥子	小林 陽介										
10	20連278	障害者差別解消法施行後の大学における合理的配慮と学生支援	A 8	安原 佳子	花元 彩	篠原 千佳	黒田 隆之	柴 セツコ	辻井 誠人	信夫 千佳子	金澤 ますみ								204 - 223 3 ㄱ年	
			B 3	(森田 政恒)	(前澤 純)	(井峯 武)														
			C 6	米倉 裕希子	申 恩恵	岡田 正次	清水 美穂	森本 智美	池田 博人											
11	20連279	地域文化財の掘り起こしと活用に関する研究	A 12	井上 敏	今澤 浩二	(梅山 秀幸)	尾崎 智子	片平 幸	村中 淑子	森田 良成	島田 克彦	(秋山 浩三)							204 - 223 3 ㄱ年	
			B 0	(山内 卓)	(尾谷 雅彦)	(白石 耕治)														
			C 6	張 陽	河田 昌之	橋詰 文之	後藤 健一郎	村田 文幸	奥野 美和											
12	20連280	水・社会インフラ整備更新の課題と展望	A 18	井田 憲計	田代 昌孝	荒木 英一	井田 大輔	大島 一二	望月 和彦	矢根 真二	中村 恒彦	上ノ山 賢一							204 - 223 3 ㄱ年	
			B 1	澤田 鉄平	吉弘 恵介	濱村 純平	天本 哲史	櫻井 雄大	(竹原 憲雄)	(吉川 丈)	(野田 知彦)	(中川 巖)								
			C 6	小島 和貴	岡村 誠	(登り山 和希)	小西 杏奈	田村 剛	孟 哲男	栗田 健一										
13	21共281	大学生のスポーツとヘルシラシーに関する研究	A 15	大野 哲也	竹内 靖子	石田 あゆう	名部 圭一	川井 太加子	木下 栄二	木島 由晶	長崎 勲朗	松本 直也							214 - 243 3 ㄱ年	
			B 0	井口 祐貴	(山下 陽平)	(石村 広明)	(水流 寛二)	(植田 里美)	(石田 易司)											
			C 0																	
14	21共282	大学サッカー選手におけるオフトリートテストの有効性	A 6	松本 直也	井口 祐貴	竹内 靖子	(石村 広明)	(山下 陽平)	(川端 悠)										214 - 243 3 ㄱ年	
			B 0																	
			C 0																	
15	21連 283	総合的東南アジア研究に関する台湾国立政治大学国際関係研究所東南アジア研究センターとの学術交流 (Ⅰ)	A 3	松村 昌廣	江川 映夫	内山 裕和													214 - 243 3 ㄱ年	
			B 1	大島 一二																
			C 9	楊 英	孫 采薇	吳 玲君	薛 健吾	王 雅萍	邱 炫元	竹内 俊隆	尾上 定正	宮原 曉								
16	21連 284	学校という場をめぐる道徳課題の解決に向けた学際的研究 2	A 5	金澤 ますみ	平野 孝典	安原 佳子	川口 厚	(水流 悠)											214 - 243 3 ㄱ年	
			B 0																	
			C 6	新井 響	金澤 さつき	峯本 耕治	山中 徹二	長瀬 正子	森本 智美											

[注] 1) 研究スタッフ欄の各記号等

・アミカケ:代表者または会計, A・B・C:各 A 参加者・B 参加者・C 参加者, ():兼任講師, 及び所員以外の学院関係者, < >: 院生・学部生。

2) プロジェクトの記号

15 共 9 9 9 は 2015 年度に活動を始めた通算 9 9 9 番目のプロジェクトであり, 共は共同研究プロジェクトであることを示す。なお, 「共」の箇所が「連」と表記されるものは地域社会連携プロジェクトであることを示す。

桃山学院大学総合研究所規程

- 第 1 条 桃山学院大学学則第12条に基づいて、本大学に桃山学院大学総合研究所を付置する。
- 第 2 条 本研究所は、人文・自然・社会の諸科学の専門分野の研究ならびに各分野の枠にとらわれず、相異なる専門分野間の共同研究・共同調査を推進し、もって新たな文化の創造と学術の進歩に貢献することを目的とする。
- 第 3 条 本研究所は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。
1. 共同研究または個人研究による研究調査
 2. 研究・調査のため必要な資料の収集・整理・目録の刊行
 3. 官庁、会社その他の依頼による調査・研究
 4. 桃山学院大学の機関誌その他の図書雑誌の編集・刊行
 5. 研究会、講演会および公開講座等の開催
 6. 国内外の大学および研究機関との交流
 7. その他本研究所の目的を達成するために必要な事業
- 第 4 条 本研究所に、研究所委員会を設ける。
- 2 研究所委員会は、研究所の運営に関する基本方針を協議決定する。
 - 3 研究所委員会は、次の構成員をもって組織する。
 1. 桃山学院大学専任教員の中から選出された若干名の運営委員
 2. 研究所長、専任研究員および事務職員
- 第 5 条 本研究所に、次の職員を置く。
- 所長、運営委員、所員、専任研究員、兼任研究員および事務職員
- 第 6 条 所長は、所員総会において単記無記名投票による過半数得票をもって選出する。第1回目の投票で過半数得票者がいない場合は、上位2名の決選投票によって過半数得票をもって選出する。
- 2 所長は、研究所の事業を統括し、研究所委員会の議長となるものとする。
 - 3 所長の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。
 - 4 所長に事故あるときは、研究所委員会は運営委員の互選により所長代理を選出できるものとする。
- 第 7 条 運営委員は、各学部教授会に所属する所員の中から各1名を推薦し、所員総会において承認を得るものとする。
- 2 運営委員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。
 - 3 運営委員に事故あるときは、当該学部教授会において所属する所員の中から1名を運営委員代理として推薦し、研究所委員会がこれを承認することができるものとする。
- 第 8 条 本大学の専任教員は、すべて所員となる。
- 2 所長は、必要に応じて所員総会を招集することができる。所員総会は、所員の過半数の出席をもって成立するものとする。
 - 3 所員の3分の1以上の者が、会議の目的事項を示して請求したときには、所長は臨時の所員総会を招集しなければならない。
 - 4 所員総会は、次の事項を審議する。ただし、所員である学長は、第1号の事項については審議に参加しないものとする。
 1. 所長、運営委員を新たに選任することに関する事項

2. 研究所の運営に関する事項

3. その他

第 9 条 専任研究員は、本学専任教員中から、別に定める規程により、研究所委員会が推薦した者を学長が任命する。専任研究員の任期は、1年または2年とする。

2 兼任研究員は、研究所の研究調査に参加する本学の専任教員であって、研究所委員会の推薦と所属学部教授会の承認とを得たものを所長が委嘱する。兼任研究員の任期は、1年または2年とし、再任を妨げない。

3 学外研究員は、学外の研究者であって、研究所委員会が共同研究・調査に必要と認められたものを所長が委嘱する。学外研究員の任期は、1年または2年とし、再任を妨げない。

第 10 条 事務職員は、庶務、会計、編集、出版および資料の収集・整理・閲覧・管理等に関する事務を処理する。

第 11 条 本規程の改訂は、研究所委員会における全構成員の3分の2以上の賛成を経て所員総会に提案し、出席者の3分の2の賛成によって決定される。

付 則

この規程は、1975年（昭和50年）4月 1日 から施行する。

この規程は、1977年（昭和52年）4月 1日 から改訂施行する。

この規程は、1977年（昭和52年）11月18日 から改訂施行する。

この規程は、1983年（昭和58年）4月 1日 から改訂施行する。

この規程は、1984年（昭和59年）4月 1日 から改訂施行する。

この規程は、1986年（昭和61年）4月 1日 から改訂施行する。

この規程は、1987年（昭和62年）11月20日 から改訂施行する。

この規程は、1991年（平成 3 年）1月18日 から改訂施行する。

この規程は、1993年（平成 5 年）4月 1日 から改訂施行する。

この規程は、2002年（平成14年）4月 1日 から改訂施行する。

この規程は、2014年（平成26年）10月 8日 から改訂施行する。

『桃山学院大学総合研究所紀要』投稿規程

1. 本誌に投稿できる者は、総合研究所所員（以下「所員」という）とする。ただし、共同研究プロジェクトに関する投稿については、所員以外であっても、同プロジェクトの参加者である所員の推薦に基づき投稿できるものとする。
2. 所員であった者の投稿については、研究所委員会での審査により、投稿を受理することがある。
3. それ以外の投稿については、所員の推薦に基づき、研究所委員会での審査により、投稿を受理することがある。
4. 原稿内容は、論文、研究ノート、翻訳、書誌、資料、書評、その他とする。
5. 原稿は、手書き・ワープロを問わず横書きを原則とする。原稿の分量は、論文および翻訳では、24,000字（欧文の場合は12,000語）、その他では12,000字（欧文では6,000語）を一応の限度とする。この限度を超過するものについては分載することもある。
6. 論文には必ず500語程度の英文抄録を添付するものとする。
7. 投稿者による校正は、三校までとする。
8. 論文・研究ノートについては5項目以内のキーワード（日本語）をつける。
9. 本誌に掲載された論文等の著作権のうち「複製権」と「公衆送信権」の行使は、桃山学院大学総合研究所に委託する。
10. 本誌に掲載された論文等については、桃山学院大学学術機関リポジトリに公開することを原則とする。

(2015年4月15日 研究所委員会改訂承認)

執筆者紹介

(論文掲載順)

小島和貴	本学法学部教授
巖圭介	本学社会学部教授
Adrian WAGNER	本学国際教養学部講師
金吉煥	啓明大学校経営大学 経営学専攻教授
Monthinee TEERAMUNGALANON	タンマサート大学所属
Eric M.P.CHIU	国立中興大学所属
金允敏	啓明大学校経営大学 経済金融学科教授
大島一二	本学経済学部教授
中村哲也	共立大学国際経営学部教授
内山怜和	本学経済学部講師
西野真由	愛知県立大学外国語学部准教授
辻本法子	本学経営学部教授
吉田恵子	本学経済学部准教授
田代昌孝	本学経済学部教授
栄セツコ	本学社会学部教授
辻本直子	有限会社オラシオン代表取締役
梅山秀幸	本学名誉教授
竹内真澄	本学社会学部教授
伊代田光彦	本学名誉教授
青野正明	本学国際教養学部教授

研究所委員会

所 長 小 島 和 貴
運営委員 モグベル・ザファル・篠原千佳
信夫千佳子・有川康二
永水裕子・阿辻茂夫
事務職員 上林靖彦・小山克年

2021年7月15日発行

桃山学院大学総合研究所紀要

第 47 卷 第 1 号

編集兼発行人 桃山学院大学総合研究所
〒594-1198 大阪府和泉市まなび野1番1号
TEL (0725)54-3131(代)

印刷所 オフィス・メディア株式会社
〒105-0004 東京都港区新橋6-17-19
TEL (03)3438-5580(代)
